

共同研究——真宗初期遺跡寺院資料の研究——

小 青 渡 蒲 小 織

山 木 邊 池 島 田

正 信 勢 恵 顯

文 馨 和 至 昭 信

## はしがき

研究所が今年で開設以来十周年を迎えるに際し刊行する記念合併号に「真宗初期遺跡寺院資料の研究」を掲載するに至った経過を述べておきたい。

昭和五十一年の秋に研究所の規程が施行され、その発足が決定された。藤井智海初代所長はじめ所員及び研究員の総勢十名が任命され、昭和五十二年四月八日に学園役職者臨席のもとに開所式が行なわれた。研究所発足に当たり、どのような研究所にしていくべきかについて、いろいろ討議されたのであるが、同朋学園の建学の精神である同朋精神が具体的に伝えられている『歎異抄』こそこれから共に研究にかかわる所員・研究員がそれぞれ専門領域を尊重しつつ、しかもそれを超えて学んでいける対象ではないかという考えが出され、始められたのが歎異抄研究会であった。この共同研究をより効果的に推進させる必要性から、『歎異抄』に関する古写本・版本・注釈書・研究論文・啓蒙書などの収集をつづけ、将来目録化する計画が立てられた。そうしたなか、研究所発足して最初の夏期休暇を迎えるに当たり、『歎異抄』関係文献の収集のために、長野市西殿寺及び康楽寺を調査することが決定され、両寺に調査を御依頼申し上げたところ、快諾を得ることができ、八月二日・三日の

両日にわたって、研究所組織員十名全員参加で調査旅行が実施された。

以来、夏期休暇中に所員・研究員全員参加の調査旅行が計画されることとなる。昭和五十三年度には八月一日から三日にわたって茨城方面に出向き、鹿島神宮・鳥栖無量寿寺・水戸信願寺・河和田報仏寺・飯富真仏寺・稲田西念寺・水海道報恩寺・高田専修寺を歴訪した。昭和五十四年度にも八月一日から三日にわたって、下妻光明寺・高田専修寺・結城称名寺・前橋妙安寺・蓮田真仏報恩塔を歴訪した。このように二年にわたって調査旅行の対象が関東の真宗初期教団の寺々となったのは、『歎異抄』の輪読会を開いていて、そこに述べられている親鸞とその門弟達の生活していた場所を直接に体験したいという希望があったからである。

関東平野というと、平面的なイメージが思い浮ぶであろうが、現地を行動してみると山林藪沢の地であり、親鸞の時代には荒寥とした土地であったことが想像された。

昭和五十五年度の夏期調査旅行は城端善徳寺と井波瑞泉寺の虫干宝物会の期日に合わせて富山方面へ出向くこととなった。しかし、真宗初期教団遺跡寺院調査の継続が研究所運営会議において承認され、七月の所員・研究員全員参加の調査とは別に、九月にも調査旅行に出向く形式が



始まった。そして、その年の九月二十九日から十月一日にかけて第三次真宗初期教団調査が実施された。この調査には織田・西崎両所員、渡邊・小島両研究員、青木・木村・田代の各嘱託研究員に、小山同朋大学非常勤講師の参加を得て、総勢八名が二班に分かれて、石下東弘寺・大曾根常福寺・土浦等覚寺・三村妙安寺・一の谷妙安寺・辺田西念寺・中田光了寺・古河宗願寺・磯部勝願寺を調査することとなった。昭和五十六年度にも九月二十九日から十月一日にかけて織田所員を調査主任に、西崎所員、渡邊・小島両研究員、青木嘱託研究員、小山講師の総勢六名によって、松原上宮寺・酒門善重寺・那珂湊浄光寺・富田無量寿寺・鳥栖無量寿寺を対象に第四次調査が実施された。この時の調査には同朋大学に在学中であった鳥栖無量寿寺の片岡順暁君が同行してくれた。昭和五十七年度にも前年と同じメンバーによって、九月十五日から十七日までの三日間、谷河原西光寺・河合枕石寺・野口寿命寺・石沢常弘寺・上金沢法竜寺・健武慈願寺・鷺子照願寺を対象に第五次調査が実施された。

この年の夏期休暇中の調査旅行では山梨方面の真宗初期教団遺跡寺院が対象となり、富士吉田の福源寺と大正寺、等々力万福寺、下栗原万福寺・甲府光沢寺を調査した。この調査以来、これまで茨城を中心に行なわれてきた真宗初期教団遺跡寺院調査は他地域にも及ぶこととなる。昭和五十八年度の七月には、国府津真楽寺・大磯善福寺・倉田永勝寺・浅草報恩寺の東海道筋に向き、九月には山寺薬師・高田常敬寺・瑞泉寺

・水原無為信寺等新潟方面に向いて調査した。昭和五十九年度の九月には東北方面に向き仙台称念寺・盛岡本誓寺・花巻光徳寺を調査した。昭和六十年度の七月には長野方面に向き、飯山真宗寺・松代本誓寺・松本正行寺を、九月には福島方面から茨城方面へ南下し、福島康善寺・棚倉蓮生寺・大網願入寺・関宿常敬寺を調査した。

以上、研究所開設以来十年間に実施した真宗初期教団遺跡寺院調査の概要である。ところで、本研究のテーマ「真宗初期教団遺跡寺院」とはどのような寺々を差しているのか述べる必要がある。

承元の法難の結果、親鸞は越後配流と決定した。親鸞が越後へ赴く途中、帰依して門弟となったという開基伝説を持つ寺院は北陸道筋に多い。それらはいずれも後世の仮託であろう。越後国府に流された親鸞の越後門弟は『親鸞聖人門侶交名牒』には、覚信ただ一人を記載されるのみである。親鸞は免罪後、師法然もいず、念仏の禁ぜられている京都に帰らず、四十二歳の時、妻子をともなって東国の武蔵国・上野国の境をへて下野の佐貫をとおり、常陸国稲田に入った。親鸞は東国で約二十年間の布教生活を送る。その布教範囲は常陸・下総・下野を中心に東国一帯・奥州にも及んでいる。東国における親鸞面授の門弟として、『親鸞聖人門侶交名牒』にその名を伝えているのは常陸・下野・下総・武蔵その他に約五十人余りを数えることができる。親鸞は二十年も住みなれた東国の地を、直接布教の縁のつきた地として去り、京都に帰った。帰洛後の親鸞は直接布教を余り行なわず、『教行信証』以下の著述に努め

た。しかし、『歎異抄』に「おのおの十余か国のさかいをこえて、身命をかえりみずして、たずねきたらしめたまう御こころざし、ひとえに往生極楽のみちをといきかんがためなり」と述べるように、親鸞の京都生活は東国の門弟達から送られてくる懇志によるものであった。親鸞の臨終に立ち会ったものは舎弟の尋有・末女の覚信尼のほか、息男益方入道などの血縁者と、下野高田の顕智・遠江池田の專信等わずかに在京した門弟のみであった。「親鸞は弟子一人をもたずさうろう」といった親鸞にふさわしい最後であった。

親鸞の布教態度は人師をもって教化に当たるといったものではなく、教団の組織化など考えないものであったといえよう。それゆえ、たとえ親鸞を中心に集まる人びとがあっても、それは如来の本願による純粹な信仰を紐帯として集まった人びとで、親鸞はこの人びとを「同朋」「同行」の語をもって呼んだ。しかし、現実には親鸞の教化によって同じ念仏の法をよるこぶ同朋・同行によって自然に教団が形成されていった。この同朋教団は親鸞滅後に寺院組織化される教団とは性格の異なるものである。この同朋教団が、真宗初期教団と呼ばれるものであって、それは東国、とくに常陸を中心に形成されたものであった。

『親鸞聖人門侶交名牒』は常陸・下野・下総・武蔵・越後・遠江・京都をはじめ、遠く奥州の大網・会津・浅香・藤田・和賀の地にまで親鸞面授の弟子の分布を記している。そうしたところには道場を中心に、そこに念仏者集団が形成されていたが、このような集団をその地名にちな

んで、例えば高田門徒とか呼んだ。親鸞は道場を「すこし人屋に差別あらせて、小棟をあげてつく」ったと『改邪鈔』に伝える。これは普通の民家を改造したものであった。南北朝時代以後このような道場は発展して、坊舎となり、寺号を称えるようになる。

ところで、『親鸞聖人門侶交名牒』と共に真宗初期教団を伝える史料に『二十四輩牒』がある。これは正慶元（一三三二）年覚如が奥州大網で如信三十三回忌法要を営んだ時、その禅坊に集まった親鸞門弟の二十四人をいうと伝える。親鸞滅後すでに七十年を経過しているのに、二十四人の連署があるということ自体に矛盾があって、大網願入寺系の人によって作られたものと考えられている。覚如は正応三（一二九〇）年二十一歳の時、父覚恵と共に東国の親鸞遺跡を巡拝したという。『禪婦絵詞』に、「坂東八箇国・奥州・羽州の遠境にいたるまで、処々の靈地を巡見して、聖人の勸化のひろくをよびかけることをも、いよ／＼随喜し、面々の後弟に拾謁して、相承の宗致を誤りなきむねなどがひに談話しける程に、はからざるに両三年の星霜をぞ送りける」とみえる。

『拾塵記』は、元來本願寺歴代は生涯に必ず一度は東国に下向して、宗祖の旧跡を巡拝するのが慣例であったというが、蓮如はその生涯に三度東国巡化したと伝えられる。宝徳・応仁・文明の三回であるとされるが、各地を経廻したため、『蓮如上人一期記』には、後年までこの時にできた草鞋の跡が足に残っていたと記している。蓮如以後、分立していた東国の初期教団は本願寺に統合されていたのであろう。

近世幕藩体制の確立は、門徒農民の経済的自立を促した。一方、農民は封建領主や共同体の厳しい監視の中におかれた。そうした農民にとって、旅は自由と解放感を味う最良の手段として選ばれた。しかし農民の旅は必ずしも自由でなく、封建領主の抑制するところであったが、信仰のための参詣は寛容視された。そうした雰囲気の中、親鸞の直弟の開基として伝える諸寺を歴訪して、その縁起や宝物を記載した巡拝記が板行されるようになる。巡拝記中最も早出せるものは、元禄年間以前に成立していた『二十四輩次第記』である。その後、越中の宗哲は『親鸞聖人御直弟散在記』『二十四輩散在記』『遺徳法輪集』を著述する。『御直弟散在記』は祖師親鸞の遺跡巡拝を志した宗哲が、郷里の越中を発ち、越後から信濃をへて関東へまわり、親鸞直弟と伝える寺々を歴訪し、東海道をへて帰国した時の記録である。この書の中では二十四輩に加え、関東七箇寺・関東六老僧等にも言及する。その後、『拾粟抄』『御旧跡二十四輩記』『大谷遺跡録』『二十四輩巡拝図会』等の巡拝記が続出することとなる。

江戸時代、遺跡寺院の宝物は出開帳に出されることも行なわれるようになる。明治以後の歴史研究はこうした宝物に科学的評価を与えるようになる。大正九年に四十日余りをかけて祖蹟踏査を行なった山田文昭は『真宗史之研究』にその時の探訪史料を載せている。小説家知切光歳は親鸞生誕八百年を記念して、親鸞の関東旧跡を中心とした案内記『親鸞の寺々』を著わす等、現代においても遺跡寺院の案内書が出版されている。

以上、真宗初期教団遺跡寺院の概念規定について述べてきたが、それは二十四輩として伝えられる寺のみに限らず、江戸時代の巡拝記に親鸞門弟の遺跡として収録される寺であって、はなはだ曖昧な対象であることは否めない。しかし、本研究はそうした伝承を尊重しようとするものである。従来、遺跡・遺品に対する研究は歴史的事実と異なると全く無意味なものとして扱ってきた。その上に、近世近代の史料は対象外であった。この従来の研究に対し、本研究はそうした伝承の成立してきた経過を考えようとするものであって、対象寺院を悉皆調査することを目標とした。しかし旅程の都合上、不十分な調査のままに終わった寺もあり、再調査も今後行なう予定である。

そして、いまだ調査を行っていない寺々も多くある。したがって、本研究は終結したわけではなく、調査を継続することとなる。一応研究所開設十年の成果をまとめるため、調査主任として活躍してきた織田所員をはじめ、渡邊・蒲池両研究員、青木囀託研究員、小山講師、そして小島の六名によって共同研究執筆班が作られることになった。今号に収載したものは、調査目録と寺史に関係する由緒縁起の翻刻のみであり、次号以下にはその他の史料の翻刻と研究論文が掲載される予定である。

なお、末尾ながら調査を快諾していただいた各寺に謝意を表するとこ  
ろである。  
(小島恵昭 記)

# 目次

はしがき	二八三
凡例	二八九
寺院調査目録稿	二九〇
図版	三四七
調査寺院県別一覧表	三九五
解題	三九七
翻刻	四〇八
一門弟	四〇八
1 「明空上人伝記」	四〇八
2 「起請文」	四一三
二 二十四輩寺院記録	四一七
1 「二十四輩帳」	四一七
2 「関東二十四輩交名并規格記」	四二〇
3 「常水府寺社秘録目録」	四二二
4 「廿四輩会合之儀」	四二四

三 寺院 由緒 ..... 四二六

1 「鳥栖無量寿寺古記抜萃及新記事誌」 ..... 四二六

2 鳥栖無量寿寺「伝来古文書見出帳」 ..... 四二九

3 鳥栖「無量寿寺略縁起」 ..... 四三〇

4 「一谷山最頂院妙安寺縁起」 ..... 四三一

5 (水戸善重寺由緒) ..... 四三五

6 慈願寺「信願御房三家四流之次第」 ..... 四四二

7 「粟野山慈願寺略縁起」 ..... 四五〇

8 下妻「光明寺略縁起」 ..... 四五四

9 高田常敬寺「大谷本願寺御系図」 ..... 四五五

四 本願寺 関係文書 ..... 四七五

1 光徳寺 石山陣中矢文文書 ..... 四七五

2 称念寺 箭文印章 ..... 四八〇

3 善重寺 文書 ..... 四八二

五 読 縁 起 ..... 四八六

## 凡 例

一、ここに収録するものは、当研究所が共同研究「真宗初期遺跡寺院資料の研究」と題して、昭和五三年から六〇年にかけて調査した寺院に所蔵されている史・資料である。なお、昭和五三年度分は予備調査であったため除外した。

一、寺院掲載順序は、二十四輩寺院を中心にして六老僧・その他遺跡寺院の順とした。

一、目録は左記の方針で作成した。

a、全て調査時の記録に基づいて、各寺院毎に目録化した。

b、件名記載順序は、ほぼ本尊・名号・御影(絵像)・絵伝・木像・

聖教類・文書の順とした。

c、件名については各寺院での名称(呼称)を尊重したが、一部統一した。

d、裏書は、近世初期までのものはできる限り別枠で載せたが、同一寺院で同時期のものが他にもある場合は本文中に記載した。

e、形態・法量等についても可能な限り記したが、調査不備のため一部脱落しているものがある。なお、単位のセンチメートルは略した。

f、文書で表題が長いものは、一部をとって件名とした。

g、疑わしいものについては「要考」として付記した。

一、図版は目録と対応させるため、件名の最後に括弧で目録番号を入れた。例えば、(23-3)とあれば23上宮寺・三方便法身尊像となる。

一、翻刻史料は未刊のものを原則とし、左記の方針に記した。

a、寺院毎にせず内容に従って、門弟・二十四輩寺院記録・寺院由緒

・本願寺関係文書・読縁起と大別した。

b、改行は原態通りでなく、必要と思われるところのみとした。

c、漢字は原則として正字体を用いた。

d、原本で判読不能のものは□で示し、墨消があってもとの字が判読できない場合は■とし、判読できた字は左に、を付した。

一、本共同研究は織田顕信・小島恵昭・蒲池勢至・渡邊信和・小山正文・青木馨の分担執筆によった。各分担者名は本文中に示しておいた。

# 寺院調査目録稿

## 蒲池勢至編

### 1 報恩寺

東京都台東区東上野六―一三一―三

- 一 本尊阿弥陀如来座像 一 軀
- 二 来迎仏 一幅 絹本着色 九・〇×五・〇 源信筆
- 三 来迎仏 一幅 絹本着色 九・〇×七・五 源信筆
- 四 来迎引接阿弥陀如来像 一幅 絹本着色 七・〇×三・五 像高四宅間法眼筆
- 五 方便法身尊像 一幅 絹本着色 九・〇×三・三
- 六 信心歡喜御名号 一幅 絹本着色 一〇七・七×六・〇 紺地金泥九字名号 波状光明 光明脇に二像(親鸞・性信)を描く 宗祖筆
- 七 紺地金泥十字名号 一幅 絹本着色 六・二×三・七 宗祖筆

- 八 蓮如五才名号 一幅 紙本墨書 三・二×一・五 九字蓮台付
- 九 後陽成天皇宸翰六字名号 一幅 紙本墨書 五・〇×三・八
- 一〇 法然上人七十五才鏡御影 一幅 絹本着色 七・四×四・一
- 二 蓮如上人御影 一幅 絹本着色 八・〇×三・二 讚「弘誓強縁」以下四行 銘「本願寺前住釈蓮如」裏書

第七代釈蓮如 (花押)  
 明応七歲戊午三月五日  
 大谷本願寺前住蓮如真影 下総国北相馬郡豊田庄  
 飯沼郷横曾祢村報恩寺  
 願主釈□□

- 三 実如上人御影 一幅 絹本着色 八・〇×三・五 讚「慶哉愚禿」以下四行 銘「釈実如上人」裏書

釈証如(花押)

天文四載乙未 二月廿八日書之

実如上人真影

下総国大方郡豊田庄飯沼郷

横曾祢村報恩寺常住物也

願主釈証了

2 専修寺

栃木県芳賀郡二宮町高田一四八二

一本尊三方正面阿弥陀如来像 一幅 絹本着色 充五・五三・三 「親

鸞聖人宮村御草庵」本尊

二 六字名号 一幅 三・〇×二・〇五 親鸞聖人御真筆

三 親鸞聖人御絵伝 四幅 絹本着色 一六・〇×一六・八 「専修寺圓

遊(花押)」 「絵所 藤本佐助」

四 善光寺如来絵伝 四幅 絹本着色 一四七・〇×一〇・八

五 親鸞聖人五十四歳高田建立鏡之御影 一軀 木像 像高四・〇 胎

内納入板一八・八×六・五 享保年間

六 親鸞聖人木像 一軀 像高四・五

七 聖徳太子二歳像 一軀 木像 像高五・八 内刳 胎内納入札

表「奉再興聖徳太子像親鸞上人作」、裏

「宝永二年次乙酉孟春廿二日良信寺印空」

太子堂元本尊

八 善光寺三尊像 中尊像高八・五 脇仏像高五・五 光背高二三・

〇 柄銘左右共「聖人御作」

一面 八・五×六・七

九 豊臣秀吉制札 二面

一〇 下馬札

三 証如上人御影 一幅 絹本着色 八二・〇×三二 讀・銘ナシ

裏書「本願寺釈証如(花押) 超尊」

四 性信絵像 一幅 絹本着色 一七・〇×一四・四 讀・銘・裏

書ナシ 緋ムクノ御影

五 大唐光明大師三昧発得御影 一幅 絹本着色 五五・〇×三三・八 張換

文甫筆

六 善信聖人伝絵 卷子装四卷 縦二九・九 高田本系写

七 親鸞聖人御絵伝 三幅 紙本着色 一六四・六×九七・五 近世

四幅 紙本着色 一五五×八一

八 性信上人絵伝 一軀 寄木造 像高約五・〇 膝張約六・〇

持物は右法子、左念珠 玉眼ナシ

九 親鸞聖人木像 一軀 寄木造 像高約二〇 玉眼入 孝養

像持物ナシ(曲尺を持っていたか) 顔は

下向



### 3 無量寿寺

茨城県鹿島郡鉾田町鳥栖

#### 一 方便法身尊像

一幅 絹本着色 六・四×三・六 卷留 「高祖聖人御真筆 無量寿寺靈宝」 包布「幽靈濟度使用阿弥陀如来」

#### 二 六字名号

一幅 絹本着色 六・〇×二・〇 御別れの名号

#### 三 二十四輩連座名号

一幅 紙本着色 六・〇×四・六

#### 四 親鸞聖人御影

一幅 絹本着色 一・五×四・三 讚「観彼如来本願力」以下四句 銘「本願寺親鸞聖人」裏書「親鸞聖人御影 常 無量寿寺」

#### 五 湛如上人御影

一幅 絹本着色 六・一×六・八 裏書ナシ

#### 六 連座御影

一幅 絹本着色 一・〇・五×四・三

#### 七 連座御影写

一幅 白描 二・〇×四・七 裏「順道師筆

連座御影写 常陸国無量寿寺物 明治三十五年十月三十日表具仕替」

#### 八 拾遺古徳伝残欠

一卷 紙本着色 断簡三二紙継 縦四・三各紙 六・七

#### 九 関東御絵伝

四幅 絹本着色 一・五×五・〇

#### 一〇 胎内仏

三軀 薬師像一軀 金銅製 総丈五・七 阿

弥陀像A 木彫 像高六・六 阿弥陀像B

木彫 像高一四・一

一 軀 座像 伝定朝作

一 軀 孝養像

一 軀

一 軀

五 赤童子絵像 一幅 絹本着色 五・〇×三・〇 鹿島明神赤童子

童子

六 自然法爾章 卷子装一卷 伝親鸞筆 「自然ノコトハツ子ニサタセハ義ナキヲ義トス(以下略)」

七 顕如書状一通 一幅 二・九×三・〇 天正八年

八 順信御房聖教切 一幅 二紙 三・〇×五・五

九 拾遺黒谷語燈録卷下 列帖綴一冊 二七・五×二〇・五

一〇 光隆寺知空拾遺古徳伝之記 一幅 紙本墨書 九・五×六×三・〇

三 光隆寺知空筆軸物 一冊 紙本墨書 九・五×六×三・〇

三 蓮如上人御伝記上下 袋綴一冊 金欄表紙 二・五×二×二・七六

三 源氏物語 粘葉綴二冊 一・五×二×二・八 枅形本 箱書

「八十八番 源氏 二冊」 極書(色紙に

貼紙)「二條家為氏卿関屋のまき一冊」<sup>翠山</sup>

「後崇光院はしひめ」<sup>翠山</sup> 別紙に「観

応帝崇光院」<sup>親応元年ヨリ明治三十八年マテ五百五十八年</sup>とあり

一冊目、金紙題箋字ナシ 表紙裏金銀チラ

シ 押紙「御墨附四十九枚」 奥書ナシ

二冊目、墨付七枚 三紙白紙

二 光明本尊

発見され再び胎内へ納入（住職談）

一幅 紙本淡彩 三〇×四一 真中に「南

無不可思議光仏」、右に源空以下八高僧像、

左に十高僧像、下に太子眷属と釈迦・弥陀

を描く 江戸末期

一幅 絹本着色 八三×三三 裏書ナシ

脚部・蓮台後補 薰染甚しく像不鮮明 室

町時代

一幅 絹本着色 一〇四・五×三三・四 文字にゆ

がみあり 札銘四枚共切除（源空・親鸞・

順信・□※佐々木求巳氏説）室町末期カ

一軀 寄木造 像高六〇 顔面・胸部の金

箔は後補 右腕欠・左手両足欠損

一軀 一木造 像高四〇 一見素木造り風

なれど丸紋の根跡あり、もとは着彩像カ

地方作 江戸末期カ

一軀 寄木造 像高元〇 膝張六・五 黒塗

江戸末期

一軀 木造（神像彫刻） 像高約四〇 両

手欠失 片岡尾張守信親像（鹿島神宮神官）

背刳 江戸末期カ

#### 4 無量寿寺

茨城県鹿島郡鉾田町下富田五四二

- 一 本尊阿弥陀如来像 一軀 二尺像 寛永十三年の文書が修理時

三 無量寿寺古記抜萃及新記事誌 袋綴一冊 二四〇×七三 九丁

三 光園書状三通 日付 一幅 二月十三日付 七月七日付 五月五

三 明細簿并連座尊名書上 袋綴一冊 二七・五×一九・五 明治十一年三月

元 無量寿寺略縁起 袋綴一冊 二七・五×一九・五 寛政五年記あり

元 常水府寺社秘録目録 袋綴一冊 二六・〇×一八・五 文政元年写

三 御護状 袋綴一冊 一五・九×三三・五 全三〇紙 寛元元

三 下間法物目録 袋綴一冊 二四・六×一七・四 全九紙

三 伝来古文書見出帳 袋綴一冊 二六・三×二〇・一

三 連歌 列帖装 一八〇×五〇 寛永廿年九月

三 百人一首・詠歌之大概・秀歌之躰大略 列帖装 二〇〇×三三・五

四 九字名号連座御影

三 方便法身尊像

五 観音木像

六 聖徳太子木像

七 親鸞聖人木像

八 順信房父君之像

九 幽霊の像

- 一幅 紙本淡彩 九〇×三〇 江戸末期
- 縁起一卷アリ 寺の最重要宝という
- 二〇 雛形御影

版木 二四・三×二六・七 中央に九字、その右脇

に善信像、左脇に成然像を描く、裏書(三

・五×三・七)「総州猿島郡一谷郷一谷云云」

とあり

5 妙安寺

茨城県猿島郡境町一ノ谷四九八

一 阿弥陀如来像

- 一 軀 像高三・四 補修多い

三 鹿島赤童子

- 一幅 絹本著色 四八×元・二

二 来迎阿弥陀三尊像

- 一幅 絹本著色 八三・六×二四・七 截金 剝落甚

三 親鸞聖人旅姿像

- 一 軀 一木造 像高四・〇 素人作 箱書

三 三方正面阿弥陀如来像

- 一幅 紙本 墨・七×三・五

「享和三癸亥 九日十五日 祖師聖人様御休

四 方便法身尊像

- 一幅 絹本著色 五・三×二・二 蓮台部分欠

笈 寿嘉中町 婦弥屋伊之勝」

除(薰染多し) 実如頃カ

一四 成然上人座像

- 一 軀 像高四・〇 膝張四・五 江戸末期

五 六字名号

- 一幅 紙本墨書 八・七×三・六 蓮如上人筆

一五 成然上人墓

現在は境外地、往古は境内地なり 元久三

六 六字名号宗祖影

- 一幅 絹本墨書 三〇×二四・六 中央名号下

年の銘あり

に宗祖像を描く、名号右脇に「ミダタノメ

一六 妙安寺明細取調書

- 袋綴一冊 二五・〇×一七・五

キガタキヒトヲマツホトニカタミノスガ

一七 永代法号録

卷子装一卷 縦三・三 「開基成然御坊文永三年

タ(以下略)、左脇に「建暦二申正月二十

日 亡行年七十二歳 文永三年」とあり

八日 行春四十才 愚禿善信」とあり

一八 成然御坊一字建立之支

- 袋綴一冊 二四・〇×一七・〇

七 聖徳太子孝養像

- 一幅 紙本著色 四三・六×二四・六 右上に「四

一九 虫千縁起集

- 袋綴一冊 二四・七×一七・二

王字印」(五・七×六・〇)の朱印

八 五劫思惟画像

- 一幅 紙本墨書 三・五×一七・八

九 善導大師半金色座像

- 一幅 絹本著色 二五・五×一四・九 截金

6 妙安寺

茨城県岩井市三村一七九三

九十一面観音立像

指定

一 軀 一木造 像高 $105.6$  伝伝教大師作  
(天台宗時代のものという) 左手持蓮華  
右手施無畏印

一 方便法身尊像

一幅 絹本着色  $15.6 \times 7.0$  裏書・銘ナシ 証如頃カ

一〇 聖徳太子木像

一 軀 寄木造 像高 $105.6$  右手笏、左手杉葉 玉眼入 頭部別材 耳の前で横に翹ぐ 室町中期以前 昭和三〇年一月二五日 県指定

二 九字名号

一幅 絹本 紺地金泥  $1.3 \times 3.0$  光放蓮台付 薰染甚 室町中期

三 六字名号

一幅 紙本墨書  $10.2 \times 9.9$  蓮如筆カ

二 親鸞聖人木像

四 法然上人御影

一幅 絹本着色  $3.6 \times 4.1$  裏書・銘ナシ 像のみの焼残り

三 開基成然木像

五 親鸞聖人御影

一幅 絹本着色  $10.4 \times 9.2$  裏書ナシ 銘「和朝親鸞聖人」 室町末期

四 御文

一幅 絹本着色  $2.7 \times 3.4$  裏書ナシ

二五 御由緒書

六 蓮如上人御影

讀「獲一念信」以下四行 左に「ナカノ」

二六 明細書

二罪アル身ユソウレシケレ サナクハ弥陀ヲタノマサラマシ」とある 銘「釈蓮如」

二七 御朱印頂戴記

一幅 絹本着色  $10.3 \times 4.4$  裏書ナシ

二八 東照神君本願寺取立真由見聞 訴訟申上書

讀四行 銘「頭如上人」 損傷甚 教如頃カ

二九 嘆願書

七 頭如上人御影

四幅 絹本着色  $15.0 \times 8.0$  鎌倉時代 後補筆多し 昭和四三年四月二五日 重文

三〇 什器宝物下調書

八 聖徳太子絵伝

袋綴一冊  $16.6 \times 4.1$  一二丁 大正八年

八 聖徳太子絵伝

袋綴一冊  $19.9 \times 3.6$  六丁

袋綴一冊  $17.0 \times 3.5$  「宝曆十三 辛未年十月」

継紙 文久元年

継紙  $3.4 \times 2.5$  明治二年

その他、一紙文書が十一点程あり

他に掛軸二幅あり

木 江戸時代

### 願 手 寺 (三村妙安寺預り)

茨城県結城郡石下町

### 7 妙 安 寺

群馬県前橋市千代田町三丁目三三〇

一 本尊阿弥陀如来木像

一 軀

二 弥陀三尊像

一幅 絹本着色 七・四×四・三 高麗画カ

一 本尊阿弥陀如来木像

一 軀

阿弥陀座像、観音・勢至立像 讚アリ(往

二 九字名号

一幅 紺地金泥 三〇・五×三六・四 蓮台アリ

生要集文・後筆)

親鸞聖人筆

三 方便法身尊像

一幅 絹本着色 六・二×三・六 描表装 地

三 十字名号

一幅 紺地金泥 著色 一三・〇×三・五 蓮

方作 室町時代末期カ

台アリ 親鸞聖人筆

四 願手寺絵伝

三幅 紙本着色 三六・四×五・五 札銘、一

四 六字名号

一幅 紙本墨書 八七・八×三六・七 草書体 蓮

幅目「弘徳寺」「馬場新田」「一心坊山」

如筆

「厚嶋」「花柳村」「花嶋村」「飯沼天満

五 孝養太子画像

一幅 紙本着色 一〇三・〇×四三・三 親鸞聖人

「宮」「安楽寺」、二幅目「大高山願手寺」

筆 箱書「慮宝物汚損寄進此函 明治四十

「牛水」「蓮枯沼」「稻葉伊予守城址」

一年秋九月 新田武蔵少将支裔 横瀬定

「報恩寺」「古間木村」、三幅目「筑波山」

「道」 銘「皇太子聖徳」 太子像の下に妹

「光明寺」「東弘寺」「三月寺」「石下村」

子大臣以下六名の太子眷属を描く

「絹川村」「御船」「蔵持村」「満蔵村」

六 聖徳太子真影

一幅 絹本着色 一〇五・三×四九・一

「弘経寺」

七 七高僧真影

一幅 絹本着色 一〇五・一×四九・一

五 親鸞聖人木像

一 軀 像高五・〇 膝張三・〇 玉眼入 首別

八 法然上人御影

一幅 絹本着色 一〇八・四×五・〇 「源空自

九 親鸞聖人御影

筆」とあり

一幅 絹本着色 二〇・九×三・二 裏書

六日納之」

三 親鸞聖人・成然房連座御影 一幅 絹本着色 四〇・〇×四二・五 札銘

ナシ

三 成然房自画像 一幅 絹本着色 一〇・七×元・六 札銘「成

然法師」

四 親鸞聖人御絵伝 四幅 絹本着色 一三・〇×八・〇 裏書

大谷本願寺釈教如(花押)  
 慶長五<sup>庚</sup>子年二月二日  
 下総国幸嶋郡三村郷  
 妙安寺常住物也  
 授与 釈成空

一〇 蓮如上人御影

一幅 絹本着色 三六・六×四〇・七 箱書 「関  
東最初下附蓮如上人御影」 裏書

大谷本願寺釈宣如(花押)

蓮如上人真影

正保二<sup>癸</sup>酉三月廿五日

武蔵国

下総国

常陸国

末寺中

本願寺釈宣如(花押)  
 寛永六<sup>己巳</sup>暮二月十七日書之  
 妙安寺掛所下総国幸嶋郡  
 三村郷妙安寺常住物也  
 願主釈成賢

一五 唯信鈔

冊子装一冊 三・五×元・〇 金縷入布表紙

墨付五五葉 親鸞筆 箱書「親鸞聖人真筆

唯信鈔匣内大臣家康寄附于妙安寺」

一六 唯信鈔文意 袋綴一冊 二五・八×二・七 錦織表紙 墨付四

一丁(含表紙) 遊紙一丁 成然筆

一七 報恩講私記

卷子装一卷 縦三・五

一八 歎徳文 卷子装一卷 縦三・四

一九 実如上人御証判御文 袋綴一冊 元・二×二〇・〇 亀甲字文錦織表紙

墨付二六丁

二 双幅御影

二幅 絹本着色 第一幅(一〇・二×四九・〇)  
 如・覚・善・善・緯・巧・存・蓮、第二幅  
 (一〇・八×四九・〇) 実・証・頭・教・宣・琢  
 ・常・一・真 箱書「寛政四<sup>壬子</sup>年六月十

三〇 成然上人消息写

卷子装一卷 縦三・五 原本は本山にあり、  
当山住職写

三 親鸞聖人御木像寄進感謝状

一幅 三・九×四・九 「本願寺釈教如  
(花押) 慶長八年三月七日」

三 後柏原天皇宸翰詩歌懷紙

一幅 三・三×五・五 下地金泥秋草紋  
箱書「以宝物保護之故作此函寄進 明治廿  
五年十二月 山田精一 大沢美太郎 生形  
柳太郎」

三 禁裏御図

袋綴一冊 二・七×九・五 水色紙表紙

三 吉田兼好筆和歌

一幅 紙本墨書 二・六×四・四

三 家康公真筆和歌詞書

一幅 紙本墨書 四・九×六・七

三 豊太閤真筆和歌断簡

一幅 紙本墨書 二・二×二・九

三 近衛信尹公真筆画賛

一幅 紙本墨書 二・二×三・一

三 近衛三藐院殿消息

一幅 紙本墨書 三・一×五・八 箱書「澗水  
誌」

三 妙安寺系図

卷子装一卷 縦三・六 極書「古筆札親鸞上  
人ナカニ僧アリ黒印」

三 一谷山最頂院妙安寺縁起上下

卷子装二卷 縦三・四 金界線 下巻  
奥書「于時承応二巳歳仲秋十日謹書畢 妙  
安寺院室積成誓(花押)」

三 一谷山最頂院妙安寺縁起上下

卷子装二卷 縦三・三 箱書「承応

三 一谷山記録

二歳仲秋十日謹書畢 明和二年九月 釈成  
誓 書写之 釈成応」

袋綴八冊 三・九×三・〇 薄茶紙表紙 一冊  
目、内題「筆記」・内題裏「成恵院家書之  
朱印」 二冊目、「寛延二己載晩冬

従如上人蒙命、成恵院家定衆御鎰役在京以  
来詣事 御免等記之 其外要用載之者也

宰相成恵院家朱印」とあり、以下八冊  
目まで成恵院の記録で寛政二年まで記す

袋綴一冊 二・〇×二・五 紺地布表紙 墨付  
十丁 荷徳院大僧都記

袋綴一冊 二・〇×三・〇 布表紙 全一三丁

袋綴一冊 二・五×二・九 六丁

### 8 西念寺

茨城県岩井市辺田三五五―一

一 阿弥陀如来座像

一軀 寄木造 像高三・六〇 蓮台高四・〇〇

肩張五・〇 膝張三・〇 奥行六・〇 台座内刳

銘「明和元年申十一月 下総国辺田村 下

工飯塚太郎左 下総野田郷野口村 大仏師

青木六郎信久

二 来迎一尊像

一幅 紙本著色 三三・二七・九 截金 向って右むき

三 方便法身尊像

一幅 絹本著色 五・七・三四 截金 裏書 「方便法身尊形 [本願寺] 釈寂如 (花押)」

四 六字名号

一幅 紙本墨書 五・五・二六・五

五 名号弥陀

一幅 絹本墨書 七・三・三・一

六 連座御影

一幅 紙本著色 七・八・四・七

七 (一如上人御影)

箱のみ 箱書「一如様 宝永八年四月廿七日 下総辺田村西念寺 粟津勝兵衛 藤井相馬」

八 (従如上人御影)

箱のみ 箱書「清浄光院御影 安永□年正月廿七日 下総国辺田村 粟津大学 石井隼人」

九 (乗如上人御影)

箱のみ 箱書「歎喜光院御影 寛政五年十月十六日 (以下略)」

一〇 旅姿御影

一幅 紙本著色 三・五・四・七 「南無阿弥陀仏 善信」とあり

二 親鸞聖人御絵伝

四幅 絹本著色 一三・七・七・一 裏書「大谷本願寺親鸞聖人縁起 先大僧正真如 (朱印) 本 下総国猿嶋郡辺田村極楽山 西念

寺 願主了因」箱書「御絵伝 寛永八歳

五月四日 下総国辺田村極楽山西念寺 長

尾右近 若林蔵人」

一 軀 像高五〇 肩張三〇 玉眼入 太子

堂の長押上はめ板に太子絵伝あり、正面に

天人、前扉上の左右に絵伝

一 軀 寄木造 像高八〇 肩張四〇 膝張

七〇 奥行六〇

写本一冊 二七〇×三〇四 証判ナシ 取りま

ぜ 証如頃」

卷子装一巻 二五・五×二六・九

袋綴 明和八年西念寺廿二世釈了応書記

卷子装三巻 「法名 釈尼妙円 寛文十年

三月廿一日 釈常如 (花押)」 「法名 釈

尼妙証 寛文十年三月廿一日 釈常如 (花

押)」 「釈一如 (押印) 願主了因」

袋綴一冊 四丁

袋綴一冊 八丁 「文化八未三月」

袋綴一冊 八丁 最後に「申物等御廻状天

明元年五月五日ニ参り報恩寺に順達申候」



とあり

四 柳沢求馬巻件写

袋綴一冊

三 御本山御触留

袋綴一冊 文政九年二月十五日

四 各種講録他

この他、一紙文書多数あり

三 下総末寺宛達状控

袋綴一冊 題「下総国御末寺中 江戸浅草 御坊 西宗寺 光明寺」

四 各種講録他

浄土和讀(香樹院述・天保六乙未年・三冊)  
正像末和讀(深励講師説・一冊) 高僧和讀法語(香月院述) 正信念仏偈聞記(深励講師述) 秘録(異安心記録) 祖師一代記上下(延享三歳) 五悪談録 四十八願直談 諸神本懐集(写本・江戸・主諦岸) 一形悪勸考(亀州香月院師述) 選撰本願念仏集引文(亀州講師滄洲慧浄集記) 護念経法要卷二 大無量寿経聞記中下 愚述 発心集(解脱上人伝) 一收起請文(宗祖作) 教行信証大意聞書全(寮司道松述) 御一代聞書触光柔軟章(長浜御坊・香樹院師述) 願心寺御教諭之記 聖人一流随聞記(御文考記) 厳松山如晴師御説法聞書 條々 御文十色安心鈔 機法一体之義(积宝城述) 帰命御字訓聞書(五乘院宝景述) 他

四 諸願寺留

袋綴一冊

三 野田御印書写

袋綴一冊 「文政三年辰八月廿二日」

三 寺法国法諸願日記

袋綴一冊 合冊 文化八年

三 豫章記

袋綴一冊 「明和七 庚寅曆穀旦」

三 御伝絵説記

袋綴一冊

三 宗祖聖人御真影縁起

卷子装一卷 縦六・五

三 関東御旅立之御影

卷子装一卷

三 西念寺縁起

卷子装一卷

三 西念寺内窺之大略

袋綴一冊 五丁

三 西念寺宝物調

袋綴一冊 明治四十一年

三 西念寺弥陀堂棟札写

卷子装一卷 罫四×三・九 「宝曆十二期秋九月念日写之」

三 古徳伝録

袋綴一冊

三 仮名附帳

袋綴三冊 合冊

三 田畑入用覚帳

袋綴一冊 宝曆八年

三 田并畑永附手控帳

袋綴一冊

三 野田太子堂巻件控

袋綴一冊 「文政二卯年九月」

## 9 宗願寺

茨城県古河市中央町二一八

### 一 連座御影

一幅 絹本淡彩 高・三・三・八 裏書ナシ

讀は第十八願文 江戸時代カ

### 二 親鸞聖人木像

一 軀 寄木造 像高四・五 膝張四・五 座像

墨書銘ナシ 黒漆塗 三材矧 両肩矧膝一

材矧 頭部別材にて耳線で矧ぐ 合掌像

帽子ナシ 彫眼 顔面部修理 江戸時代

開基像カ 県文指定

### 六 親鸞聖人絵伝

三幅現存 紙本着色 二・六・四×五・三 地方

作 江戸時代カ

### 七 親鸞聖人木像

一 軀 寄木造 像高約三・〇 部分焼有

一 紙 二・〇×三・五

### 九 過去帳

袋綴一冊 十九世紀証劵が文政十二年に写

す、内容は寛永七年、明和八年

高元・五 「宝永三歳戌ノ十月吉日 赤坂宗

兵工作」

## 11 東弘寺

茨城県結城郡石下町大房九三

## 10 蓮生寺

福島県東白川郡棚倉町新町六〇

### 一 阿弥陀如来木像

一 軀 江戸時代カ

### 二 方便法身尊像

一幅 絹本着色 八・九・〇×四・八 像高四・五

焼有 島山大郎重忠守本尊

### 三 聖徳太子真影

一幅 殿如下附

### 四 三朝高僧真影

一幅 殿如下附

### 五 廿四輩連座御影

一幅 紙本着色 空・七・六×二・〇 江戸時代カ

### 一 本尊阿弥陀如来立像

一 軀

### 二 阿弥陀如来立像

一 軀 小像

### 三 方便法身尊像

一幅 絹本着色 三・八×三・二 像高四・八

肩幅三・二

### 四 十字名号

一幅 絹本着色 金泥 八・六・五×六・四 伝宗

祖筆 善性房授与

### 五 六字名号

一幅 三・九×九・五 伝宗祖筆 蓮台付

### 六 善導大師半金色像

一幅 紺紙金泥 三・六×二・七 化仏三体アリ

七 法然上人画像

一幅 紺紙金泥 三・七×三・七 立像、踏分蓮台上にあり 善導半金色像と対

二 色紙一首

一幅 二〇・三×一七・八 金銀ちらし瑞雲模様 光朗和歌一首

八 親鸞聖人御影

一幅 六・〇×六・八 裏書「大谷本願寺親鸞聖人尊像 釈達如(朱印) 文化九年 壬申五月七日 下総国豊田郡 石下大房邸 高柳山 東弘寺常住物也 願主□□」

三 歌短冊

一幅 卷留「十三代東泰院宣如上人御筆」 一幅 紙本墨書 八・八×三・〇 一枚 歌入

九 聖徳太子六親眷属画像

一幅 絹本着色 八・六×三・六 中央に太子立像、左右下に小野妹子大臣以下眷属を描く 文字截断アリ

三 系図

延宝三年 裏に竜温筆蹟アリ 皇子装一卷 四・八×二・五・八 卷留「自桓武天皇至豊田治親 東弘寺系図」

一〇 薬師如来座像

一 軀 別堂に安置

三 法名軸

一幅 卷留「自二代目至廿三世系譜」

一一 聖徳太子木像

一 軀 小像 像高三・〇 肩幅三・〇

二 書状一通

一 紙 寛永六年二月書写 享保十四年重写 袋綴一冊 二・四・三×一・七・一 明治二年

一二 善性木像

一 軀 像高六・五 玉眼入 漆塗

三 無上覚院真影免許状

一 紙 明治十八年 袋綴一冊 二・五・〇×一・七・五 明治参拾四年法宝

一三 七難分毛

一幅 紙本墨書 三・五×八・六 本文四行 卷留「第三代覚如法主」

三 出品目録

物集覧

一四 中将姫経切

一幅 紺紙金泥写経 三・三×三・三 二行文 列帖綴一冊 三・四×二・五・〇 紺地金色絵入表紙 極書「萩殿嗣良卿」

12 本 誓 寺

長野県長野市松代町松代一三〇九

一五 和歌一首

一幅 紙本墨書 五・〇×三・三

一 瀬踏本尊之裏書

一幅 紙本墨書 三・六×一七・九 別装※要考

一六 和歌一首

一幅 紙本墨書 四・二×三・三

瀨踏阿弥陀仏

大谷本願□実如(花押)

永正八□辛未二月八日

信州埴科郡倉科

平林山新田本誓寺

二 日の九十二字名号

一幅 絹本 金地墨書 壹×壹 「南無西  
方極樂世界無礙光佛 善信」とあり

三 伝親鸞筆名号

一幅 絹本著色 六・四×三・八 上讚あり  
「南無阿弥陀仏」の下に影像、左右に「善  
信三十五才 露ノ身ハココカシユニ…(以  
下略)」と記す

四 六字名号

一幅 紙本墨書 二・五×三・八 箱書「六字  
名号 宗祖聖人筆」

五 六字名号

一幅 紙本墨書 六・〇×六・〇 蓮如筆  
十字名号 名号部分約六・〇 石摺名号裏書

(元・九×三・〇)と森右近太夫忠政判物あり

本願寺釈願如(花押)

元龜三年<sup>申</sup>□月廿日

祖師聖人石摺名号

信濃国埴科郡倉科庄

護法堂平林山本誓寺常住物也

願主釈願智

七 親鸞聖人真向御影

一幅 絹本著色 六・五×六・三 讚アリ 裏  
書別装(三・三×九・九)「祖師聖人真□尊  
像 大谷本願寺釈実如(花押) 永正八年  
二月八日 信州埴科郡 平林山<sup>新田カ</sup>□本誓  
寺」※要考

八 証如上人御影

一幅 絹本著色 七・五×六・八 讚「弘誓強  
縁多生」以下四行 銘「証如上人」裏書  
ナシ 准如下附カ

九 願如上人御影

一幅 絹本著色 七・〇×六・一 讚ナシ 銘  
「願如上人」裏書ナシ

一〇 准如上人御影

一幅 絹本著色 八・三×六・九 讚「弘誓強  
縁多生」以下四行 銘「准如上人」裏書ナ  
シ

一一 連座御影

一幅 絹本著色 一三・五×六・〇 上中下讚  
アリ 剝落甚

一二 教如本誓寺教寿対面之図

一幅 絹本著色 一〇・三×四・八 上讚  
アリ 「本願寺釈教如(花押)」「新田  
本誓寺 釈教寿 慶長十四年<sup>己酉</sup>年十二月三

日」 焼欠アリ

流」以下五行 卷留「真田信之公御下賜御

三 慧日院釈是空似影 一幅 紙本著色 一〇二・八×四一・四

自画御自讚之御像 滋野朝臣信之(印)」

四 本誓寺二十二代住持似影 一幅 紙本著色 五五・六×二五・三

一面 四×元 「寛永元年十二月九日 伊豆守」

五 聖徳太子木像 一幅 一木造カ 玉眼入 像高八三〇 膝張

一幅 紙本墨書 三三・三×五五・七 「慶長十五年卯月四日 忠輝(花押)」

五五〇 彩色 孝養像

元 松平忠輝判物

六 出山釈迦木像 一幅

一幅 紙本墨書 四六・五×五三・八 「元和元年卯月九日 秀忠(花押)」

七 神像 一軀 木造 像高三〇二 膝張二六〇

三 徳川秀忠判物

八 仏説阿弥陀經 卷子装一卷 紺地金字写經 縦三三〇

卷子装三卷 二〇・三×三三・九 (元)和元年七月二日) 三三・二×四三(十月七日) 二四八×

九 写經 一幅 紙本墨書 四二行 卷留「小野篁筆」

三 秀忠書状

一〇 仏涅槃図 一幅 紙本著色 九七・七×二二・九 「寛政元年」年

不明(二月廿日) 焼跡甚

二 本誓寺々号 一幅 紙本墨書 四三・三×二七・〇 「本誓寺

大僧正教如(花押) 教□」

三 佐久間象山三部経添書

三 南無観世音菩薩 一幅 紙本墨書 二二三・二×二九・三 隠元筆

一幅 紙本著色 一〇六×四九・五

三 羅生門勅誼木版摺 一幅 墨摺 二六〇×四二・五

三 新田義貞像

四 武田信玄禁制 一幅 紙本墨書 三六・五×五三・一 「永禄十一年正月廿四日 信玄(花押)」

四 新田義貞判物

三 歴代事蹟

五 禁制一通 一幅 紙本墨書 「慶長十七 八月日 吉

ナシ 十八世は忠迄一筆、十九・二十世迄あり

茂(花押)」

三 歴代系図(新田系)

六 禁制一通 一幅 紙本墨書 三三・五×五三・六 「慶長十年

卷子装一卷 一七四×一七九・三 「明暦元年五月八日 是彌法印義忠書」

卯月十四日(花押)」

三 由緒并記録写

七 真田信之自画像 一幅 絹本著色 六六・七×四八・八 讚「當家末

袋綴一冊 二五・四×一九・三 全六丁 「文政五

年十月」

三 書状

卷子装一卷 二六・五×六・五 二紙継 外題

「御書頂戴仕候仍御拘様」 発給者・宛先

・年月日ナシ 石山合戦当時のものカ

完 教如御書一通

巻紙 縦八・八 「慶長十四年十二月」付

欠損アリ

四 下間書状二通

卷子装一卷 三三・〇×四四・五

十月廿一日 (刑部卿下間頼廉↓本誓寺)

二月十八日 (按察使法橋頼龍↓新田本誓

寺) 「辞定」黒印

以上の外、本誓寺には下間関係文書をはじめ、一紙文書が多数所蔵されている。他日、当研究所の共同研究によって明らかにしたいと考えている。

### 13 光徳寺

岩手県花巻市南川原町九五

四 頭如上人御影

一幅 絹本着色 一〇六・三×四四・八 裏書

天正九年八月御本山山下附と記録にあり

釈准如(花押)

慶長十年乙巳九月十日

江州蒲生郡赤尾村

惣道場

頭如上人真影

願主釈覚永

五 改邪鈔

粘葉綴一冊 三三・四×四五・三 八四葉 一頁五

行 十五〜十九字 奥書「右此改邪鈔者乗專

之事跡御奥書者則以覚如上人御筆本令書写

訖尤可為証本也 永正八年<sup>未辛</sup>五月十九日」

粘葉綴 断簡集 室町期

A、十方微塵以下全四首 三三・一×二八・二 二

葉

B、本師曇鸞以下全十六首 二八・三×三三・一

八葉 高七・八九・十

C、自余ノ九方ノ仏国 二六葉

粘葉綴一冊 三三・四×四五・〇 一六葉 一頁五

行 十一〜十三字 布表紙

粘葉綴一冊 三三・一×二五・一 二四葉 一頁五

一 聖徳太子真影

一幅 絹本着色 一〇八・二×五〇・四 裏書ナシ

七 願々鈔

二 七高僧真影

一幅 絹本着色 一〇八・二×五〇・六 裏書ナシ

三 親鸞聖人御影

一幅 絹本着色 九七・六×四四・四 裏書ナシ

八 安心略要鈔

行 十一～十四字 室町期

年寅年五月

九 念仏大意

粘葉綴一冊 三・五×二・五・九 三〇葉 一頁五

一四 什物書上帳

飯袋綴一冊 二・七八×二・九・四 九丁 表紙「下

行 十五～十六字 室町期 ※源空作 罫

書 什物書上帳 真宗光徳寺」

線入 紙表紙 後欠

一五 御本山表諸願御礼金覚記

飯袋綴一冊 二・五×二・七・一 十丁 奥

一〇 実如証判御文

袋綴一冊 二・七×二・〇・七 五一丁 二四通

布表紙 「六ヶ条」「毎年不欠」「当時世

一六 公本諸用附留帳

袋綴一冊 六〇丁 表紙「公本諸用附留帳

上」「夫中興以来」「秋去り春去り」「末

文化四卯年 九月十六日 折居山物」

代无智」「夫八万」「在家尼女房」「男子

飯袋綴一冊 二・五八×二・三・四 五八丁 表紙

モ女人モ」「信心獲得」「五濁悪世」「五

一七 諸用附留帳

「諸用附留帳 文化十一甲戌年 六月廿二

却思惟」「当流ノ安心」「聖人一流」「御

日 折居山」

正忌ノウチ」「当流ノ安心」「南無阿弥陀

一八 光徳寺宗脉承譜

卷子装一卷 縦元・六 「奥州南部稗貫郡折

仏」「弥陀如来ノ本願」「白骨」「当流聖

居山光徳寺宗脉承譜」

人」「ソレ末代ノ悪人」「一切ノ女人」

一九 石山陣中矢文七通

七月十六日(益田照從↓奥州善証寺)

「当流ノ安心」「当流勸化」の内容

七月十九日(田中太郎左衛門↓奥州善証寺

卷子装一卷 縦三・六 紙継九紙 六通

門徒光徳寺下小十郎)

「他力信心ノヲモムキ」「末代无智」「夫

七月十九日(下間少輔法眼↓奥州善証寺門

八万」「信心獲得」「聖人一流」「白骨」

徒光徳寺下小十郎)

の内容

七月十六日(益田照從↓奥州善証寺)

三 御請帳

袋綴一冊 三・四×二・〇・四 十丁 「寅十月

七月廿日(下間頼廉↓善証寺下淨支)

光徳寺(朱印)」

七月十六日(下間頼廉↓奥州善証寺)

三 願上書

飯袋綴一冊 二・四・七×二・七・三 八丁 「嘉永七

七月十六日(下間頼廉↓奥州善証寺)

14 称念寺

宮城県仙台市新坂通一〇―三

七月十九日(田中太郎左衛門↓善証寺門徒  
光徳寺下小十郎)

天正十八年九月廿八日(浅野弾正長↓淨支)  
田地屋敷寄進状

五 六字名号

了道」と画像、左下に札銘「釈円覚」と画像あり

一幅 紙本墨書 二・四×三・四 箱書「蓮如

上人筆六字名号 真跡 一軸」

六 聖徳太子真影

一幅 絹本着色 一四・七×四・〇 讚「吾為  
利生出彼」以下四行 裏書

一 中将姫蓮系曼陀羅

一幅 刺繡仏(髮毛) 七・五×三・三 弥陀

・観音・勢至の三尊種子を配す 上段左右  
に讚あり 寺で最古、開基の先祖伝来カ

二 方便法身尊像

一幅 絹本着色 三・七×五・三 裏書「方便

法身尊形 本願寺釈願如(花押) 願□□  
以下切断」

三 方便法身尊像

一幅 絹本着色 七・〇×五・五 截金 裏書

ナシ 箱書 「親鸞聖人御筆 無量寿仏尊  
像」 実如頃カ

四 十字名号

一幅 絹本着色 九・五×五・九 箱書「十字

名号 聖人御筆」 中央に十字と蓮台、そ  
の左右に同銘で「選択本願念仏集云 南无

阿弥陀仏往生之衆  
念仏為本」とある 右下に札銘「釈

七 三朝高僧真影

一幅 絹本着色 一四・七×四・〇 裏書(六・

四×三・七・一) 「三朝高僧真影 本願寺釈良如

(花押) 寛永十一期戊申十一月六日 奥州

宮城郡国分庄 仙台称念寺常住物也 願主

道祐」

八 親鸞聖人御影裏書

一幅 紙本墨書

釈良如(花押)

寛永八載辛未八月七日

上宮太子御影

本願寺釈良如(花押)  
寛永十一幕戊申十一月六日  
奥州宮城郡仙台称念寺  
常住物也  
願主道祐



大谷本願寺親鸞聖人御影 奥州宮城郡分庄仙台

称念寺常住物也

願主道祐

九 七体連座御影

一幅 絹本着色 竝六・六×元・三 箱書「七体御影 聖人御筆」 札銘「日本源空聖人」

「釈親鸞」「釈无為子」「釈覚信」「釈智性」「釈浄教」「釈海法」

一〇 寂如上人御影

一幅 絹本着色 裏書「本願寺前住寂如画像 釈住如(花押) 願主釈」

一一 文如上人御影

一幅 絹本着色 一〇八・五×四六〇 箱書に「文化八<sup>辛未</sup>年五月十日」とあり

一二 本如上人御影

一幅 絹本着色 一〇七・四×四七・七 箱書「惣金襴御表具信明院様御影 文政十<sup>丁亥</sup>年閏六月三日 陸奥国宮城郡仙台北山称念寺為証 取次民部卿」

一三 親鸞聖人御絵伝

四幅 絹本着色 二六・四×六二 裏書「大谷本願寺親鸞聖人之縁起 釈寂如(花押) 元禄十五年<sup>壬午</sup>五月廿四日 願主釈一志」

一四 聖徳太子靈像

一軀 一木造 聖人御作

一五 実如証判御文

卷子装一巻 縦五・九 五通 もと袋綴を掛けて貼る

一六 帖外御文章

卷子装一巻 縦五・四 証如上人御筆跡 下絵料紙 界線銀(界高三・四) 全一通を収む、最初明応六年十一月廿五日、最後文明九年十一月初比 料紙(三・四×四・五) 一枚を継ぐ

一七 俊成和歌横軸

一幅 紙本墨書 三・二×五・八

一八 利休書

一幅 紙本墨書 三・八×元・六 極書アリ

一九 大洲鉄然書

一幅 全唐紙 一四三・〇×六・〇 二行 「明治<sup>丁丑</sup>七月九日」

二〇 寺宝攷紀録

袋綴一冊 三・四×三・四 三八丁 十八世无為諦筆 安永二年

二一 廿四輩中願

卷子装一巻 一七・七×九・九 元禄十五年

二二 下間家所蔵二十四輩並御直弟由緒披書

袋綴一冊 二七・二×九・四 二七丁

二三 廿四輩帳

袋綴一冊 一六・五×二・七 全十丁

二四 三之間席順簿

袋綴一冊 三・三×二・五 三四丁 寛文六年<sup>天保十三年</sup>

二五 御免書三通

廿四輩中・三之間中 一八・一×五・六 一六・七×六・六(元禄十五年五月九日付) 一八・三×二・六

三 書簡集

八・五(申達 無量壽寺順海宛)

一幅 八通 一通目(六・四×四・〇) 十二世

无為達書 二通目(八・三×四・〇) 十三世无為然書 三通目(三・六×四・五) 无為円書

四通目(五・五×四・七) 十五世无為敬書 五

通目(四・七×四・三) 「延享三 丙寅 十二月五日

日晚急病往生之節筆蹟 誠師」 六通目

(二・三×四・九) 十六世无為誠書 七通目

(八・四×五・九) 十七世无為純書 八通目

(五・九×八・三) 十八世无為諦書 卷留「文

化十二亥六月十五日出来 無為証在京中

当時代々筆無為敬記之 表具庄七」

一幅 三月六日付 八・三×五・一(刑部卿法

眼↓奥州正空大カマフチカケ)、三月六日

付 八・三×五・二(刑部卿法眼↓称名寺正空

大カマフチカケ)

袋綴一冊 二六・六×六・三 全八丁 紀元二千

五百五十三年八月調

袋綴一冊 罫紙 大林寺・称念寺・東照宮

・阿弥陀寺・白山神社の所在地・本尊・事

由・建物・宝物等の調書

三 範宴離山状

一紙 三・三×五・四 「天台山執行探題前大僧正豪怒写之」

三 聖徳太子十七条憲法 卷子装一卷 板木本 縦六・一 「付五十八

ヶ条」

三 嘆異鈔唱導・一如法界録 袋綴一冊 七・三×六・六 全四六丁 奥

「奥州相馬標乘郡立野 故松山光明寺住

大嶺(花押)」

三 御名号略縁起 卷子装一卷 一・三×五・八 「五劫思惟阿弥

陀如来・大蛇御濟度ノ御名号略縁起」 明

治頃カ

四 親鸞聖人絵像縁起 断簡 四・三×三・七 明治頃カ

五 七体連座御影略縁由 卷子装一卷 二・二×四・二 近代

六 刺繡仏弥陀三尊仏略縁起 卷子装一卷 七・二×三・九 江戸末期

15 無為信寺

新潟県北蒲原郡水原町下条町八一二一

六 称念寺藏書録

袋綴一冊 二六・六×六・三 全八丁 紀元二千

五百五十三年八月調

袋綴一冊 罫紙 大林寺・称念寺・東照宮

・阿弥陀寺・白山神社の所在地・本尊・事

由・建物・宝物等の調書

六 寺社書上

二 方便法身尊像

一幅 絹本著色 八・二×六・四 像高約五〇

上部後補 裏書ナシ 寺で最古といわれる

一幅 絹本著色 八・八×五・四 像高五〇

頭髮・蓮台後補

三 方便法身尊像

一幅 絹本着色 七〇・五×三三・五

四 方便法身尊像

一幅 絹本着色 七六・〇×三三・八 像高約四八  
裏書ナシ

五 方便法身尊像

一幅 絹本着色 六六・三×三三・二 裏書ナシ  
剥落甚

六 十字名号本尊

一幅 絹本着色 六九・八×四四・四 紺地金泥

室町末期〜江戸初期カ 裏に別物と思われ  
る「法名 釈唯善 享保十年十一月廿三日

七 十字名号

釈真如(花押)」が添付  
一幅 紙本墨書 八七・〇×六二・二 表「七才」  
とあり

八 六字名号

一幅 紙本墨書 八六・六×七五・七 伝頭如筆

九 六字名号

旗名号(石山合戦)  
四幅 紙本墨書 四一・八×一九・五 四・九×一七・七  
四〇・七×一七・三 四〇・八×一七・三 在家用カ

一〇 親鸞聖人御影裏書

一幅 紙本墨書 五五・四×二四・八

本願寺釈宣如(花押)  
親鸞聖人真筆半身御影 寛永参丙寅四月十四日  
書之済

二 十高僧像

一幅 絹本着色 二五・四×元五・五 上讀「唐

朝光明寺善導和尚真影」以下六行 「大勢

至菩薩」「龍樹菩薩」「世親菩薩」「菩提  
流支三蔵」「曇鸞和尚」以下六師を描く

一幅 絹本着色 二三・四×三三・八 中讀、下  
讀「日本源空聖人真影以明」以下十二行ア

リ 上部に源信・源空・親鸞・聖覚等、下  
部に聖徳太子と眷属を描く

一幅 絹本着色 六五・五×三三・四 「親鸞聖人」  
「源信」「源空」「无為信法師」「釈圓」

「善人」「日信性」を描く 江戸時代  
親鸞聖人入滅入棺図 一幅 絹本着色 七三・二×七五・七 琢如花押ア

リ  
五 木仏裏書(流入品) 一幅 紙本墨書 三三・一×三三・三 ※要考

木仏尊像  
本願寺釈証如(花押)  
天和三年壬亥七月八日  
教行寺門徒尾州知多郡  
□居村  
願主釈□

一六 悉曇集記

卷子装二卷 卷上、縦三〇・五 全長一〇三・八

二〇紙 卷中、縦三〇・五 全長三四・九 二四

紙 下卷欠 石山寺淳祐自筆自撰本 紙本  
墨書 茶褐色原表紙 上卷首題に次いで天

慶五年三月八日自撰記あり 平安時代 国  
重文指定

一七 金剛頂經曼殊室利菩薩五字心陀羅尼品

卷子装一卷 縦二五・五 全長二〇五・〇 紙本墨

書 斐紙十枚 淳祐筆 軸紙に寛嚴以下勝  
賢に至る伝領記あり 平安時代 国重文指  
定

一八 藤原氏系図

卷子装一卷 縦二〇・〇 全長二〇六・一 紙数二

四紙 料紙楮紙 巻尾欠失 天兒屋根命に  
始まる藤原氏隆家庶流系図を収む 紙背は  
論疏断簡 国重文指定

一九 改邪抄讖解記

袋綴二部一冊 二七・〇×二九・三

二〇 實悟記

袋綴一冊 二七・二×二九・六 三九丁

二一 真言声明集

折本一帖 二六・六×二五・八 羅漢伽陀・遺跡伽  
陀・御前頌・舍利伽陀・舍利讚嘆

二二 和讃切

一紙 二五・九×二六・七 「光雲无寻如虚空」以  
下

二三 下間頼廉書状一通

卷子装一卷 八・二×九・二 三月廿四日付

二四 法隆寺古論章

袋綴五冊 「納入仏法」 「観現在法事」

「証果廻心」 「聞大乘経」 「論第一卷尋思  
抄」

卷子装一卷 縦二六・八

卷子装一卷 縦二〇・三

袋綴一冊 一五・五×三三・四

列帖綴一冊 三三・四×二七・〇 表紙欠

袋綴合冊 三三・二×二六・〇 水色表紙

袋綴一冊 二二・九×二七・〇

袋綴一冊 二四・〇×二六・三 薄茶表紙 大正六  
年調査

16 善重寺

茨城県水戸市酒門町二〇九六一二

一 雲乘の弥陀

二 十字名号

三 六字名号

四 信不退一味連座御影

五 七高僧真影

一幅 絹本着色 尺八×二六・六 室町時代

一幅 絹本着色 一〇〇・七×三三・四 金泥名号

光放四二本 蓮台剝落

一幅 紙本墨書 六六・〇×二六・七 蓮如上人筆

一幅 絹本着色 八・二×二六・五 六字名号を  
中心に親鸞・源空他三名を描く 室町時代

一幅 絹本着色 二七・七×四四・四 裏書ナシ

江戸中期カ

六 惠信禅尼像

一幅 紙本著色 九・〇×四・三 桃山時代の版画 龍大図書館本より小さい

二四 聖徳太子講式

二八」(一・四×三・五)  
卷子装一卷 縦三・〇

七 開基絵伝

二幅 紙本著色 壹・六×吾・七 一幅六段 明治期カ 開基絵伝ではなく、東国における宗祖絵伝(関東絵伝)

二五 大方寺如来蔵経

卷子装一卷 縦四・六 もと折本 添状「明治三十二年一月廿二日 島田蕃根拝観」

八 聖徳太子木像

一軀 松材寄木造 像高三・四 玉眼入 太子堂内厨子安置 保存良好

二六 証如書状一通

卷子装一卷 二月十三日、常陸国坊主衆中宛 ※要考

九 太子堂額

三面 ①明和九<sub>手</sub>辰六月吉日(朱筆) 太子堂 ②文政(以下不明・刻銘) 太子堂

二七 頭如書状一通

卷子装一卷 十月二十八日、総州坊主衆中・門徒中宛 ※要考

一〇 鹿嶋明神像

③年号有無不明 上宮太子 一幅 絹本著色 一七・六×四・七 鹿嶋明神と真宗僧(善念カ) 江戸末期

二八 教如書状一通

卷子装一卷 十月晦日、常陸諸坊主衆中・同門徒中宛 ※要考

一一 水戸光圀書状三通

一幅 紙本墨書 順教宛 兎二×元・二(延宝元年正月廿八日) 兎二×元・五(正月廿八日) 兎二×元・三(十六日)

二九 本願寺坊官書状三通

袋綴一冊 墨付五丁 遊紙三丁 明治廿八年六月七日、旧記参照して二十四世住職三浦了円編成

一二 水戸光圀書状三通

一幅 順教宛 四・九×五・四(五月十六日) 四・九×五・〇(五月十二日) 四・九×六・五(正月廿八日)

三〇 第二十世念称以来系図

善重寺由緒 卷子装一卷 一筆でない 奥書「貞享三寅十二月今廿此終記認者也 釈念棕(花押)」

三一 本山諸礼金帳

二十二世念住筆(幕末) 本山への諸礼金を全て記載

一三 和讃二首

卷子装一卷 伝証如筆 「南无不可思議光仏」(一・八×三・六) 「无导光仏ノヒカリ

三二 書状三通

念了↓民部殿(延宝三年二月中旬) 小宅清兵衛・鹿嶋彦兵衛・重治・宗長↓善重寺

(庚午六月廿五日)

他、古文書類多数アリ

### 17 慈願寺

栃木県那須郡馬頭町健武一二三〇

- 一 阿弥陀如来木像
  - 一 軀 像高六〇
- 二 光明本尊
  - 一 幅 絹本着色 八〇×六五 両側・天地切断アリ 中央蓮台上に弥陀、回りに十四連座像 弥陀頭部に讚銘 異相 人物名不明 裏に「光明品 祖師筆 嘉永三釈信岸代」とあり、法名連署紙が添付されている
- 三 六字名号
  - 一 幅 紙本墨書 一〇七・〇×三三・四 伝蓮如筆
- 四 六字名号
  - 一 幅 紙本墨書 一〇五・八×元四 蓮台部著色 蓮台下に別紙にて加減の文の讚 裏に「御形見御名号 大祖御筆 嘉永三 釈信岸代」とあり 法名添付
- 五 聖徳太子真影
  - 一 幅 紙本彩色 番・二×六〇 十六才像
- 六 聖徳太子真影
  - 一 幅 讚「吾為利生出彼」以下四行
- 七 七高僧真影
  - 一 幅
- 八 御本書満足御影
  - 一 幅 絹本着色 容・一×三三 伝宗祖真向 裏書・讚銘ナシ
- 九 親鸞聖人御影
  - 一 幅
- 一〇 親鸞聖人木像
  - 一 軀 一木造 像高六八 最長巾五三 聖人御自作
- 一一 親鸞聖人御齒
  - 一 軀 一木造 像高六五 二才像 馬頭町文化財
- 一二 慈願寺稻木氏系図
  - 一 卷子装一卷 縦六九 鳥子紙
- 一三 信願御房三家四流之次第
  - 一 卷子装一卷 縦七〇
- 一四 下間少進法眼書状一通
  - 一 卷子装一卷 二四・七×八・四 慶安三年寅三月十七日付
- 一五 粟野山慈願寺略縁起
  - 一 卷子装一卷 縦七〇 雲母引 天和二年記アリ
- 一六 御縁起御木御真影 軍中啓度
  - 一 卷紙 縦六五
- 一七 御縁起聖人九説
  - 一 卷子装一卷 縦九〇

# 18 枕石寺

茨城県常陸太田市上河合町一〇二一

二 見真大師御首真影  
三 連座御影

るのみ

一 方便法身尊像

一幅 絹本着色 八五・〇×五五・六 截金 像高  
四六・〇 裏書ナシ 護法阿弥陀仏画像カ

二 方便法身尊像

一幅 絹本墨書 四〇×二〇・〇 放光六字名  
号の阿弥陀仏 下部に「弥陀成仏ノユノカ  
タハ」と「智慧ノ光明ハカリナシ」の和讃

三 二十四輩伝法絵像

中段に讃

三 阿弥陀仏尊像

一幅 紙本着色 八八×元・四

四 入西房唯円影像

一幅 絹本着色 八九・二×五三・〇 讃(うた)  
「おもかけをよにのこして一向に弥陀に  
かしたつたよりとまなれ 入西人

四 善光寺立尊如来影像

一幅 紙本着色 五三・四×三三・二 裏書ナシ

五 十字名号

一幅 紙本墨書 五三・〇×二六・〇

六 六字九字十字名号

一幅 絹本墨書 二五・五×八・四 三名号が書  
かれ「貞永元年 □□□□ 愚禿」とある

七 金泥六字名号

一幅 絹本着色 八四・五×三六・四 裏書ナシ

八 六字名号

一幅 紙本墨書 一六・五×八・四 板張

二五 親鸞聖人御絵伝

四幅 絹本着色 一三三・〇×五七・〇 裏書「龍  
谷山本願寺太祖聖人縁起 前大僧正真如  
常州枕石寺 願主西稚」(一幅目) 箱書  
「御絵伝 寛保三年九月七日 常州佐竹庄  
上川合村 大門山枕石寺 角田大膳 坪坂  
主馬」

九 聖徳太子真影

一幅 絹本着色 一〇四・二×四七・二 讃「大慈  
大悲本誓願」以下四行 裏書剝落、「釈准  
如(花押)」とのみある

一〇 七高僧真影

一幅 絹本着色 一〇四・三×四七・三 裏書剝落  
多し、「寛永三載」以下僅かに判読でき

二六 枕石寺御絵伝

二幅 絹本著色 竪八×四三・九 第一幅目上部に「設我得仏十方」以下の文あって「拝書 釈西麟（花押）」、第二幅目も「如来以無蓋大悲」以下の文あり

二七 別本枕石寺御絵伝

二幅 絹本著色 竪三〇×四一〇 第一幅上中に「其有衆生」以下大経の文と「文化<sup>壬申</sup>十月下説 沙門如海謹書（花押）」、裏に「禱雪枕石」とあって修葺記あり 第二幅目上部にも「仏世無難」以下の文、裏に「入西鑿察」とある

二八 親鸞聖人木像

一軀

二九 教行信証三心一異文

一幅 紙本墨書 竪三三×二五・四 「従有漏心生不順法性可謂凡夫」以下「至重獲報偽也此然今據大本」まで十行断簡

三〇 阿字

一幅 紙本著色 竪三〇×二六・〇 伝弘法大師筆

三一 枕石和歌

一幅 紙本墨書 竪三三×三三・〇

三二 枕石

三三 枕石寺古今真俗系譜

袋綴一冊 竪二七・〇×三〇・〇 第二十五世釈西麟伝写

19 壽命寺

茨城県東茨城郡御前山村野口三〇四〇

一 三方正面弥陀尊影

一幅 絹本著色 竪六六×三三・〇 截金 剝落甚

二 六字名号

一幅 絹本墨書 竪三三×元五 籠文字 蓮台半分

三 土中出现阿弥陀如来

一軀 金銅仏 像高五・三 奥行〇・五

四 親鸞聖人木像

一軀 寄木造 座像 像高七・五 膝張三・〇 奥行四・〇 首のみとれる

五 聖徳太子木像

一軀 像高五・〇 幅三・〇 頭・手部別 玉眼入 孝養像

六 源空和讃断簡

一幅 紙本墨書 竪二七・二×五・四 「源空勢至卜示現」 「アルヒハ弥陀卜顯現」

七 和讃一首

一幅 紙本墨書 竪一九・五×三三・二 「十方微塵世界ノ」以下

八 東泰院殿七回忌籠之覚

卷子装一卷 継紙 竪三五・三 「寛文四年甲辰三月」

九 寿命寺系図

一卷 継紙 竪三三・〇 朱字入 明治三年まで記す



一〇 見聞掌中記録鏡扣帳

袋綴一冊 三六×三三 表紙に「天保十四  
癸卯稔十二月改」「信照山蓮台院寿命寺現住三代

信誠集」とあり

二 聖徳太子真影

一幅 裏書「上宮太子真影 本願寺積乗如  
朱印」安永四孝乙未五月廿二日(以下略)

三 三朝高祖真影

四 清浄光院真影

五 裏書断片

一幅 裏書(乘如下附・安永四年)  
「寺積宣如(花押) 戌期初秋廿六日  
州那珂郡廣丸郷 村丸照願寺常  
□□也 □主積□」

「州那珂郡廣丸郷 村丸照願寺常

二 高祖聖人五十三歳御真影縁起

三 御真影縁起

三 東流御名号縁起

四 北條時頼公書他二点

二 佐竹家譜

他に、鑑定書・証券・陳列証・点検状各紙あり

一 本尊阿弥陀如来像

一 軀 寄木造 像高約五〇 彫深シ

一 軀 寄木造 像高約五〇 彫深シ

一 軀 寄木造 像高約五〇 彫深シ

一 軀 寄木造 像高約五〇 彫深シ

一 軀 寄木造 像高約五〇 彫深シ

一 軀 寄木造 像高約五〇 彫深シ

一 軀 寄木造 像高約五〇 彫深シ

一 軀 寄木造 像高約五〇 彫深シ

一 軀 寄木造 像高約五〇 彫深シ

一 軀 寄木造 像高約五〇 彫深シ

一 軀 寄木造 像高約五〇 彫深シ

一 軀 寄木造 像高約五〇 彫深シ

一 軀 寄木造 像高約五〇 彫深シ

二 善信聖人現伝絵

七 法然上人流刑俗形図

八 親鸞聖人木像

九 聖徳太子木像

一〇 徳川綱條公墨跡

一一 照願寺系図記録

一二 照願寺系図記録

一三 毘沙幢山照願寺記録

一四 照願寺記録

一五 鷺子村二十四輩照願寺記録

一六 記録之写

一七 鷺子村二十四輩照願寺記録

一八 記録之写

一九 鷺子村二十四輩照願寺記録

二〇 記録之写

二一 鷺子村二十四輩照願寺記録

二二 記録之写

二三 鷺子村二十四輩照願寺記録

二四 記録之写

二五 鷺子村二十四輩照願寺記録

二六 記録之写

二七 鷺子村二十四輩照願寺記録

二八 記録之写

二九 鷺子村二十四輩照願寺記録

三〇 記録之写

一幅 絹本墨書 三六×三三 表題右に「文永五

年 四月十六日 延宝四中秋八月照願寺十六世

念録」左に「天保三辰年五月廿九日 照願寺廿二世積信就写之」とある

袋綴一冊 三〇×二四 表題右に「文永五

年 四月十六日 延宝四中秋八月照願寺十六世

念録」左に「天保三辰年五月廿九日 照願寺廿二世積信就写之」とある

袋綴一冊 三〇×二四 表題右に「文永五

年 四月十六日 延宝四中秋八月照願寺十六世

念録」左に「天保三辰年五月廿九日 照願寺廿二世積信就写之」とある

袋綴一冊 三〇×二四 表題右に「文永五

年 四月十六日 延宝四中秋八月照願寺十六世

念録」左に「天保三辰年五月廿九日 照願寺廿二世積信就写之」とある

袋綴一冊 三〇×二四 表題右に「文永五

年 四月十六日 延宝四中秋八月照願寺十六世

念録」左に「天保三辰年五月廿九日 照願寺廿二世積信就写之」とある

袋綴一冊 三〇×二四 表題右に「文永五

年 四月十六日 延宝四中秋八月照願寺十六世

念録」左に「天保三辰年五月廿九日 照願寺廿二世積信就写之」とある

袋綴一冊 三〇×二四 表題右に「文永五

年 四月十六日 延宝四中秋八月照願寺十六世

念録」左に「天保三辰年五月廿九日 照願寺廿二世積信就写之」とある

袋綴一冊 三〇×二四 表題右に「文永五

年 四月十六日 延宝四中秋八月照願寺十六世

念録」左に「天保三辰年五月廿九日 照願寺廿二世積信就写之」とある

袋綴一冊 三〇×二四 表題右に「文永五

20 照願寺

茨城県那珂郡美和村鷺子二二三六

一 本尊阿弥陀如来像

一 軀 寄木造 像高約五〇 彫深シ

- 二六 高沢家記録  
折本一帖 二七・五×二三・〇 過去帳
- 二七 照願寺由緒書  
袋綴一冊 明治十二年十月

## 21 康善寺

福島県福島市五月町八一二〇

- 一 (木仏カ) 裏書  
一幅 三・八×七・二 「釈准如(花押)」 元和
- 二 方便法身尊像  
六季申庚 霜月十日 願主康善寺釈宗覚  
一幅 絹本着色 三・三×三・六 裏書別装  
卷留「方便法身画像 覚如上人真筆」トアリ

本願寺釈准如(花押)  
慶長十四年西己六月十二日  
康楽寺門徒奥州  
福島村  
願主 釈明玄

### 三 火中出現九字名号

一幅 紙本墨書 六・四×二七・三 裏書ナシ  
真中の九字名号右に「南无阿弥陀佛」三行

寺院調査目録稿

### 四 別路御名号

左に「建曆二申正月十八日 行年四十サイ  
愚禿善信(花押)」トアリ  
一幅 紙本墨書 六・三×三・一 「南無阿弥  
陀仏」二行の下に絵像二体、「藤井善信」  
トアリ

### 五 六字名号

一幅 紙本墨書 七・五×三・六 蓮如筆 草  
書体 箱書「慧燈大師御名号」

### 六 八字名号

一幅 絹本着色 七・四×三・八 光明本尊切  
残影アリ

### 七 六字名号

一幅 紙本墨書 五・三×三・六 楷書体 伝  
覚如上人筆

### 八 三恵即体之御名号

一幅 紙本墨書 三・三×三・八 「愚禿善信」  
トアリ 六字

### 九 身替七字半之御名号

一幅 紙本着色 五・五×四・八 上部剝落アリ  
「□□□□十方无导光如来(蓮台)」の右  
に「釈願智」、左に「釈本替」絵像、下讚  
「婆薮般豆菩薩論曰」以下十三行 描表装  
一幅 絹本着色 二〇・五×四・四 裏書は別  
装

### 一〇 三朝高僧真影

本願寺積准如(花押)  
 寛永六暮<sup>丑</sup>極月廿一日  
 奥州信夫郡福嶋村  
 康善寺常住物也  
 願主 釈宗<sup>口</sup>

二 聖徳太子真影

一幅 絹本着色 裏書別装「上宮太子御影  
 本願寺積准如(花押) 寛永六期<sup>丑</sup>極月廿  
 一日 奥州<sup>口</sup>郡福嶋村 康善寺常<sup>口</sup>住物  
 也 願主釈<sup>口</sup>宗<sup>口</sup>意<sup>口</sup>」

三 裏書

一幅 紙本墨書 三〇×八・六 「釈良如(花  
 押)(半印) 寛永十四年<sup>丑</sup>丁九月八日 願  
 主妙藥<sup>口</sup>」

三 親鸞聖人御影

一幅 絹本着色 一〇五・六×四六・九 讚「觀彼  
 如來本願力」以下四行 銘「和朝親鸞聖  
 人」裏書は別装「本願寺親鸞聖人御影  
 積准如(花押) 元和六期<sup>甲</sup>霜月十三日書  
 之 奥<sup>口</sup>州<sup>口</sup>信夫郡福嶋村 康善寺常住物也  
 願主釈<sup>口</sup>宗<sup>口</sup>」

四 蓮如上人御影

一幅 絹本着色 七〇×四〇〇 讚「弘誓強  
 縁多生」以下四行 銘「蓮如上人」裏書

三 頭如上人御影

(木版摺)「蓮如上人真影 積准如(花押)  
 寛永 期 月 日 願主釈<sup>口</sup>」  
 一幅 絹本着色 七五×元・四 讚「樹心弘  
 擔仏地」以下四行 銘「頭如上人」裏書  
 (准如下付・元和六歲)  
 一幅 絹本着色 一〇八・二×四六・三 讚「弘誓  
 強縁多生」以下四行 銘「釋良如」裏書  
 (寂如下付・正徳元年)

六 良如上人御影

七 了胤真影

一幅 絹本着色 九〇×四〇・五 讚・銘ナシ  
 裏書「了胤真影 釋了尊(花押) 寛永  
 七<sup>午</sup>季九月十日(以下略)」  
 一幅 絹本着色 二〇・四×元・八 「日本源  
 空聖人」「釋親鸞上人」「釋明教」を描く  
 上下讚アリ

六 三尊連座御影

一九 十四躰連座御影  
 一幅 絹本着色 一三六・二×四〇・五 補修アリ  
 上中下讚アリ 札銘「釋願力」「釋願智」  
 「釋本擔」「日本源空聖人」「釋明教」「釋  
 親鸞和尚」「釋信空」「法印大和尚位聖覺」  
 「源信和尚」「聖徳太子」「百濟博士学哥」  
 「小野妹子大臣」「惠慈法師」「蘇我馬子  
 大臣」

上下讚アリ

二〇 親鸞聖人御絵伝

四幅 絹本着色 二三・五×七〇 裏書(木版摺)

本を卷子本に改装

元 高祖聖人六百回御遠忌御追慕御勸進和歌 卷子装一卷 全一七紙

縦高・四 文久元年

元 豪潮書

一幅 紙本墨書 三〇・〇×三・五

三〇 四座講法則

粘葉綴一冊 二六・三×二五・九 全四三葉 原紙表紙 後布表紙 朱書入有 室町中期写本

三 建長四年二月廿四日付親鸞消息 大和綴一冊 三・五×六・一 全二

一丁 江戸中期写本

三 親鸞聖人鍋墨珠数の文 卷子装一卷 二六・七×四・〇 元禄三年写本

三 康善寺草創記 卷子装一卷 縦三〇 寛文十二年 明治三

年の修理銘アリ

四 過去帳

袋綴一冊 三六・六×二〇・二 外題「靈簿」從寛本到明和附録

三 本門光円文書三通・古川善兵衛宛 卷子装一卷 第一通、霜月九

日付(二六・三×四・一) 第二通、二月廿五日

付(二七・八×四・〇) 第三通、卯月三日付

(二七・七×四・二)

三 古川善兵衛宛本門光円書状二通他一通 卷子装一卷 第一通、丑

三月十七日付(二七・四×三・六) 第二通、八

月十三日付(二〇・四×三・四) 第三通、子八

月十八日付(二八・七×三・六)

大谷本願寺親鸞聖人之縁起 寛永 載 月 日

願主 釋

釋准如(花押)

三 蓮如上人御絵伝

四幅 絹本着色 二四・八×七・四(一幅目) 裏書(文政二年)

三 親鸞聖人木像

一軀 寄木造 像高三〇 膝張約三〇

一軀 寄木造 採色 像高元・七 袖張約二五

二 聖德太子木像

一軀 一木造 像高元・五 巾約三〇 孝養像 採色ナシ

二 親鸞聖人筆大經讚切

卷子装一卷 紙本墨書 三三・七×二五・八 界線有 朱入 「至心信樂欲生ト 十方諸有ヲ

ス、メテソ 不思議ノ誓願アラハシテ 真

実報土ノ因トセル」

二 蓮如御文

卷子装一卷 二一・四×一四・五 全三紙 宝永七年写本

二 御文

卷子装一卷 縦三〇 室町末期写本 冊子

三 三幅御影像に関する連判状 卷子装一卷 三三・八×二〇・三 全二紙

空筆 粟生光明寺縁起略抄

寛文十二年

卷子装一卷 縦八・二 近代

三 読縁起

卷子装一卷 縦六・四 二尊別路御名号・高

二 尊連座別路詠歌名号長短自在縁起 卷子装一卷 縦九・〇 近代

祖聖人御真筆十字名号・三慧即躰之御名号

三 七字半名号長短自在縁起 卷子装一卷 縦九・六 近代

略縁起・明教御坊御安置仏略縁起・覚如上人御名号略縁起

四 金泥八字名号長短自在縁起 卷子装一卷 縦三・五 近代

人御名号略縁起・中興上人御名号略縁起

五 火中出現九字名号長短自在縁起 卷子装一卷 縦九・六 近代

三 三体・十四体連座絵縁起 卷子装一卷 縦六・二 漢文 享保十六年の写

五 蓮上人御真筆六字名号縁起 卷子装一卷 縦五・三 近代

六年の写

六 春日作阿弥陀如来像漢文略縁起 卷子装一卷 縦五・八 近代

四 十字御名号略縁記

卷子装一卷 縦七・六 朱書入有 江戸末

七 縁起ニ云ク 一紙 縦六・二 近代 宝物全七点の略説明

四 略縁起

卷子装一卷 縦七・八 八字尊号縁起・祖師

聖人御遺骨縁起・古河善長居士略縁起 江戸末

### 22 常福寺

茨城県筑波郡大穂町大曾根六八五―一

三 読縁起

卷子装一卷 縦九・五 十四体連座影像略縁起・草書六字名号略縁起 江戸末

起

一 御絵伝箱書

「御絵伝 明和三年五月十九日 常州大曾

三 三躰連座影像長短自在縁起

卷子装一卷 縦九・五 江戸末

根村八田 仏命山常福寺 下間治部卿法眼

四 聖徳太子略縁記

卷子装一卷 縦七・六 朱書入有 江戸末

石井隼人」

三 佛舍利縁起

卷子装一卷 縦七・九 江戸末

二 聖徳太子南無仏像

一 軀 一木造 像高五・五 玉眼入

四 水中出現阿弥陀如来長短自在略由

卷子装一卷 縦九・七

三 開基入信木像

一 軀 寄木造 像高三・四 膝張四・六 膝輿

三 古河重吉縁記

卷子装一卷 縦九・四 江戸末

三 〇 台座三・九×三・六 高五・〇(桐材) 後

三 三慧即体詠歌名号長短自在縁起

卷子装一卷 縦九・六

頭部(耳後)・両腕・膝後は三材 衣左右

四 光明寺縁起

卷子装一卷 二六・五×三・七が十紙 大谷派恵

別矧ぎ 両手は後補カ 黒漆塗 裏に柄あ

23 上宮寺

茨城県那珂郡那珂町本米崎

り 刻銘「八田山 開基六十六才像 正元  
元 閏三月日 尊刻釈入覚 全季十月十六  
日終焉」

四 十字名号

一幅 紙本墨書 二六・五×元・七 伝宗祖筆  
上下讀あり、十字左右にも一枚起請文が書  
かれている

五 九字名号

一幅 絹本着色 二三・〇×四・〇 面授の名  
号 九字の下左右に親鸞・明法を描く

六 四字名号

一幅 紙本墨書 二七・五×四・七 四字「阿弥  
陀仏」裏「実如上人御染筆 四字名号

享和第一歳次辛酉夏修補之(以下略)」

七 六字名号

一幅 紙本墨書 二八・〇×九・八 裏「覚如上  
人御真筆」とあり

八 六字名号

一幅 紙本墨書 四三・〇×八・〇 裏「六字名  
号 蓮如上人御筆 安永七戌戌 九月表具仕  
替」

一 方便法身尊像

一幅 絹本着色 二八・八×四・四 裏「方便法  
身尊形 祖師聖人真筆 明治二十七年四月

三日修覆 上宮寺二十七世法務職 鷲元明

証(印)」

二 方便法身尊像

一幅 紙本着色 二九・九×元・三 伝弁円筆  
裏書「方便法身尊影明法房筆(以下略)」

三 方便法身尊像

一幅 絹本着色 八四・〇×三三・〇 裏書(五・六  
×二五・〇)

九 五高僧像

一幅 絹本着色 二二・〇×三三・三 上下讀ア  
リ 札銘「本師□□」「釈親鸞」「釈入信」  
「釈覚念」「釈明法」

一〇 証如上人御影

一幅 絹本着色 四八・八×元・五 讀「弘誓」  
以下四行 裏書別装

□ 便法身尊形

永正十年癸酉六月八日

常陸国久慈西郡

遠野上宮寺常住物也

願主 釈明心

天正六載戊寅六月廿三日

釈頭如(花押)

証如上人真影

常州佐竹久慈西郡

額田郷上宮寺常住物也

願主 釈明□

### 24 常弘寺

茨城県那珂郡大宮町石沢一四六七

#### 二 聖徳太子繪伝

卷子装一卷 縦三・六 一紙五・二 「言書其

世尊寺定域御筆也 彙其土佐法眼光信之

筆也 右之品 本願寺十一代 御門跡様

當山十三代目明春へ拝拝領之品也 朱印

#### 三 明法房繪伝

二幅 紙本著色 三六・五×五〇

#### 三 頭如上人御筆跡

二幅 紙本墨書 八・八×三〇 七・三×六・二

御本書之文、第一幅「今按三経」以下「希

有最勝真妙清浄」まで、第二幅「何以故大

信心海」以下「即生故」まで

#### 四 上宮寺系図

卷子装一卷 縦六・〇 第二十四世明達まで

#### 五 諸建立留

袋綴一冊 「寛保元年酉四月日 當山二十

二代釈明著」

#### 六 遠野村法専寺由緒

卷子装一卷 縦五・七 明著筆

#### 七 黒沢千春氏藏文書

六冊 水戸藩寺院帳 古今夏談抄 水府記

他

#### 一 本尊阿弥陀如来木像

一 軀 寄木造カ 像高約〇・〇 玉眼入 鎌

倉期作 県文指定

#### 二 画像如来

一幅 絹本著色 六・四×三・七 截金 裏書

ナシ 「師弟契約の片見に慈善房へ下す

宗祖筆阿弥陀如来尊像」

(方便法身尊像)

#### 三 六字名号

一幅 紙本墨書 三・七×〇・七 蓮如上人筆

#### 四 聖徳太子真影

一幅 絹本著色 一〇・五×四・五〇 裏書ナシ

讀「吾為利生出彼」以下四行

#### 五 画像聖徳太子

一幅 紙本著色 二・七×〇・五 伝宗祖筆

#### 六 聖徳太子木像

一 軀 寄木造 像高一四・〇 幅四・〇 玉眼

入 永祿銘アリ

#### 七 七高僧真影

一幅 絹本著色 一〇・四×四・五〇 裏書ナシ

#### 八 祖師聖人雛形御影

一幅 絹本著色 八・三×六・四 頭如上人の

裏書ありという(未見)

#### 九 親鸞聖人御影

一幅 紙本著色 三・八×三・一 裏に「祖師

聖人御自画像影写 御銘 頭如上人御筆 水

戸石沢村玉川山常弘寺」とあり

一〇 宗祖絵像解説札

表「高祖聖人御自画真影御銘頭如上人御筆  
常弘寺」裏「天保十四卯年 築地坊舎御  
寄附」

二 連座御影

一幅 絹本着色 七・五×三・九 覚如上人筆  
上部中央に法然上人、左右に各六名ずつ描  
く 法然上人十三回忌の折を伝えるという  
室町初期カ

三 浄土七高僧要文集

袋綴一冊 二四・〇×七・五 奥「正保五戊子閏  
正月二十三日」

三三 真宗廿四輩本席廻便記帳

大福綴一冊 三・五×三・三 昭和九年五  
月起々

三四 玉川山宝寿院常弘寺縁起

卷子装一卷 縦画・五 歴代について元和  
九年の第十二世善覚まで記す

25 浄光寺

茨城県那珂湊市館山九〇一五

一 本尊阿弥陀如来像

一 軀 寄木造 截金彩色アリ 江戸中期

二 方便法身尊像

一幅 絹本着色 八・七×三・五 放光四八本

鍋冠阿弥陀如来 実如頃カ

三 聖徳太子真影

一幅 絹本着色 一〇・九×四・八 讚「无為

四 七高僧真影

五 親鸞聖人御影

利」以下四行

一幅 絹本着色 一四・七×四・二 裏書ナシ

一幅 絹本着色 七・三×三・〇 天地左右切  
断 讚「勤彼如来本願力」以下四行 銘

六 寂如上人御影

「本願寺親鸞聖人」裏書ナシ

七 十高僧絵像

一幅 絹本着色 一〇・九×四・八 讚「弘誓  
強縁多生」以下四行 裏書ナシ

八 聖徳太子木像

一幅 紙本着色 九・〇×四・〇 補筆多し

九 親鸞聖人木像

一 軀 寄木造 像高約六・〇 玉眼入 笏持  
ち撰政太子像 本堂左余間安置 江戸末期  
カ

一〇 開基木像

一 軀 寄木造 像高六・〇 膝張五・〇 両袖  
張三・五 全身黒塗 玉眼入 本堂祖師厨  
子安置 江戸末期カ

一一 羅漢像

一 軀 寄木造 像高六・六 膝張五・〇 全身  
黒塗 玉眼入 本堂右余間安置 江戸中期

一二 館山四季模様図

二幅対 紙本着色 九・〇×三・二

一三 銅板

一幅 紙本着色 六・五×三・〇 浄光寺絵図

一四 義公書簡二通

一面 一六・〇×三・〇 「貞享四年三月十五日  
願主光蓮」とあり

一五 義公書簡二通

一幅 七・三×四・九 一六・〇×二・四



一五 淨光寺由来

袋綴一冊 十二丁 明治九年二月

八 鏡御影

一面 円形松鶴紋鏡 直径二・七 厚一・三

一六 中臣系図

袋綴一冊 三丁 貼紙三枚 別名、水戸淨光寺系図写

九 鳥喰山西光寺由緒

一紙 三・〇×四・四 朱印アリ

一七 淨光寺家系図

卷子装一巻 唯昌(昭和四十六年没)

一〇 橋本家系図

卷子装一巻 縦五・〇

一八 寺院明細取調簿

袋綴一冊 全十二丁 明治廿八年五月

### 27 願入寺

一九 淨光寺宝古器物古文書目録

袋綴一冊 六丁 明治十二年八月

茨城県東茨城郡大洗町磯浜七八九一

### 26 西光寺

茨城県常陸太田市谷河原町七三五

一 六字名号

一幅 絹本墨書 八・六×三・八 裏書ナシ

三 十字名号

一幅 紙本墨書 二・五×四二・〇 蓮台付

二 親鸞聖人御影

一幅 絹本著色 壹・〇×壹・五 銘「和朝親鸞聖人」裏書ナシ

四 四朝高僧真影

一幅 絹本著色 壹・四×四・〇 裏書ナシ

三 教如上人御影

一幅 絹本著色 九・二×元・一 裏書ナシ

五 親鸞聖人真向御影

一幅 絹本著色 壹・四×四・〇 裏書ナシ

四 法然上人流刑御影

一幅 絹本著色 四・二×四・九 裏書ナシ

六 恵明院釈如晴似影

一幅 絹本著色 八・八×四・四 願入寺十六世

五 御伝鈔

上下二冊 奥「安政五年九月日 唯善書之」とあり

七 琢如上人御影

一幅 絹本著色 二・六×四・九 裏書「琢如上人真影 本願寺釈常如(花押) 延宝

六 西光寺伝絵

二幅 絹本著色 上、三四・〇×五・三 下、二四・五×五・二

五季丁巳八月十四日書之 常州茨城郡水戸

庄 宮田村岩船山大綱願入寺 常住物也

七 唯円大徳木像

一軀 座像 像高壹・〇 幅三・二 奥行七・五

願主釈如晴」

- 八 慈航院釈如願似影 一幅 絹本着色 各・三・四・七
- 九 諦住院釈如詮似影 一幅 絹本着色 各・七・四・九
- 一〇 大聖絵巻 二幅 紙本着色 一三・〇×四・四
- 二 如信上人御影 一軀 木造 町指定 元禄十三年に水戸光  
 圀公自刻して寄進 三 宜如上人御書
- 三 唯信抄断簡 卷子装一卷 二六・八×七・〇 四声点・句読点  
 入(朱) 親鸞聖人直筆(東本願寺本の断  
 簡) 箱蓋表書「開山聖人真筆 聖教切」 三 如晴筆発句  
 箱蓋裏書「一実院釈慈溪寄進 一如上人御  
 表具御寄附 主釈如晴」、箱内部「常州鹿  
 嶋郡水戸磐船山大綱願入寺如願」 三 古連歌
- 三 唯信鈔断簡 卷子装一卷 二〇・三×三・五 三 五重義御詠歌
- 四 一向掃西鈔末断簡 粘葉綴一冊 三・五×四・七 全三葉 奥書 三 巖山和歌集
- 「□向掃西鈔末 貞和元年乙十二月廿六  
 日奉釈覚」 三 連歌
- 五 正像末和讃 粘葉綴一冊 一九・三×三・二 全六九葉 伝頭  
 如筆 三 夢想聯句
- 六 破邪顯正鈔断簡 粘葉綴一冊 三・〇×五・〇 全一六葉 室町  
 末期 三 句集
- 七 願々鈔 袋綴一冊 一八・三×九・九 全七丁 寛文十一  
 年(如晴写) 三 連歌
- 三 真如上人筆漢詩  
 三 願入寺代々法名
- 一幅 紙本墨書 四・三×三・三(二紙)  
 袋綴一冊 二七・五×一九・五 全九七丁 延享二  
 年(如詮写)  
 一幅 紙本墨書 四・二×五・六  
 一幅 紙本墨書 一五・〇×二・七  
 一幅 紙本墨書 二四・五×二五・五  
 一幅 紙本墨書 一六・五×一六・〇  
 袋綴一冊 一三・九×二〇・三 全六五丁 延宝二  
 年・同四年(瑛兼筆)  
 袋綴一冊 三・三×三・五 全二九丁 十七代  
 如願筆 表紙布製  
 袋綴一冊 二七・八×八・七 全八〇丁 嘉永二  
 年「四徳園あるし記」  
 折本一帖 一八・五×五・八 全四丁 外題「一  
 如上人遠忌追悼之連歌」 享保三年五月廿  
 二日  
 折本一帖 一八・八×五・〇 全二丁 元禄末期  
 折本一帖 三・〇×五・一 全一丁 享保五年  
 折本一帖 一五・四×六・五 全九丁 享保五年  
 一幅 紙本墨書 三・二×四・七  
 卷子装一卷 紙本墨書 二五・四×四・七 「如

信・淨如・空如・如善・空円・純如・源如  
・如慶」の八代

三 瑛兼公七葉宝算記

袋綴一冊 三・六×三・二 全三五丁 十七代  
性兼筆

三 法名記

一幅 紙本墨書 吾・五×二四・〇 吾・五×一〇・八  
二代淨如から十五代如高までの法名、「釋  
真如書」「願主如晴」とあり

三 宝林院様書乾

卷子装一卷 二三八×二〇・八 「惠明院御裏方  
ヨリ慈航院殿ノ御手紙」

三 二十四輩牒

卷子装一卷 二五九×二五・八 三紙(五・九×  
四九・二 二五・九×五七・七 二五・九×五七・七) 正慶元  
年

四 教行信証御製作御満足尊像縁起

卷子装一卷 二七八×四・五  
袋綴一冊 一八・二×三・五 全三五丁 十七代  
如願筆

三 伝蓮如書状

卷子装一卷 二二七×四三・三

四 如信上人五百回御忌御法事之次第 仮綴一冊 三・七×二七・〇 全一  
二丁 寛政十一年

三 伝源空書状

卷子装一卷 二〇・六×三三・〇 建永二年

三 院家寺跡記

袋綴三冊 二六・五×三・五 第一冊六〇丁、第  
二冊二八丁、第三冊五四丁 寛保三年の上  
巻は別に写本あり

四 註科問尋記

仮綴一冊 三・三×二五・六 全九丁  
仮綴一冊 三・三×二五・三 全九丁  
仮綴一冊 二五・〇×二七・六 全四〇丁 享保十  
四年

三 旧記(記録)

袋綴一冊 二〇・三×三三・一 全九五丁 安永四  
年

三 古記抜書

袋綴一冊 一七・八×三三・三 全七二丁 慶長五  
年

28 光了寺

茨城県古河市中田一三三四―二

四 惠明院記録

仮綴一冊 三・九×二五・五 全五八丁 元禄二  
年・三年 惠明院筆

一 方便法身尊像

一幅 絹本着色 五・五×三・〇 裏書ナシ  
箱書「玉日宮御染筆 光了寺什宝」 証如  
頃カ 小ぶりなり

四 瑛兼公六十宝算記

袋綴一冊 二六・〇×二〇・四 全二八丁 内題  
「御賀立記録」 宝永七年

二 十字名号

一幅 絹本 金泥 六・九×四・七 光放伝  
宗祖筆 室町初期カ

九 不動明王木像

入 松葉太子という 鎌倉末室町初期作

三 九字名号

一幅 紙本墨書 四・六×一・九 宗祖筆の常  
如鑑定書(紙本墨書 二五・二×四・六)付

一〇 阿弥陀像

一 軀 一木造 身丈一寸三分(像高四・〇)  
築の際長持の中より発見

「九字名号 開山聖人之真筆無疑 仍而令  
裏書者也 元禄三年 十月廿三日 釈常  
如(花押)」

一一 大黒天像

一 軀 焼物 像高三・三  
静御前持仏 伝行基作 厨子入

「九字名号 開山聖人之真筆無疑 仍而令  
裏書者也 元禄三年 十月廿三日 釈常  
如(花押)」

一二 懷中鏡

一面 青銅製 直径五・七 静御前持物 裏  
面に日月星辰龍八卦等の模様あり

四 六字名号

一幅 紙本墨書 六・九×三・六 蓮如上人筆  
関東地方聖跡巡りの際附属という

一三 静女舞衣箱

外箱 木製 一〇・九×七・三 箱裏銘「寛政十  
二庚申年九月日 内外函奉納 白川藩中  
堀田氏 小河内氏 濱川氏 伊藤氏 駒井  
氏 日下部氏」 内箱 黒漆塗朱筆 二・三  
二×六・〇 銘「伝日 静女舞衣 後鳥羽  
帝所賜」

五 六字名号

一幅 紙本墨書 六・八×一・八 楷書体 教  
如上人筆 石山合戦の際下附という

六 親鸞聖人御影

一幅 絹本版画カ 二〇・五×七・〇 箱裏裏書  
「蓮如上人より御付属 聖光院門跡當時の  
御姿 宗祖真影左手にお珠数を右手に桧扇  
を持ち給ふ 是則ち高位にまします時の御  
姿なり」

一四 不動三尊像

一幅 紙本墨書 六・三×三・〇 高柳寺が天  
台宗になったのは、貞観七年頃で、三井寺  
の開祖智証大師が関東地方に巡錫、上州伊  
勢崎の華嚴寺を創立せられ其頃高柳寺に留  
錫、大師に帰依しその時大師よりの付属と  
いう

七 連座御影

一幅 絹本著色 四・二×三・一 残欠本 讀  
「親鸞上人云 本願名号正定聚」以下七行  
切断アリ 銘「親鸞□□」「真仏上人」「顕  
智法師」「釈専空法師」

八 聖徳太子木像

一 軀 寄木造 像高四・〇 截金彩無 王眼

一五 鈴(法具)

一口 鑄銅製 高三・七 高柳寺時代のもの

という

頃カ)

二六 高柳寺旧址出土品

勾玉二 首飾一 金環一 矢鏃一 玉一  
古墳よりの出土品

二七 仏説観無量寿経

折本一帖 紺紙金泥 二・五×七・六(幅)

二八 摩訶般若波羅蜜多心経

卷子装一卷 紺紙金泥 縦三・〇 享保十一年准三宮真覺筆

二九 実如筆御文

二幅 第一幅、三・七×六・五 第二幅、三・八×六・三 聖人一洗二幅で全文(内仏用カ)  
「実如(花押)」アリ

三〇 達如書状

袋綴一冊 二・四×二・七 表紙「親鸞聖人御弟子名々録 直弟西願上人開基 聖徳院光了寺」

三一 静御前□□龍舞衣略縁起

卷子装一卷 縦二・三 箱書、表「縁起一卷」、裏「文政<sup>甲</sup> 歳冬 石川氏寄進」

三二 松尾芭蕉句碑

29 勝願寺

茨城県猿島郡総和町磯部一七七

一 方便法身尊像

一幅 絹本着色 八〇・二×三・四 裏書(実如

九 蓮如上人御影

一幅 絹本着色 八〇・二×三・四 讚「樹心弘誓仏地」以下四行 銘「本願寺前住釈蓮

八 三朝高祖真影

一幅 絹本着色 裏書「三朝高祖真影 本願寺釈琢如(花押) 明曆第二<sup>丙</sup> 歳仲春廿二日書之(以下略)」

常住物也 願主釈潮珠」

七 聖徳太子真影

一幅 絹本着色 裏書「上宮太子真影 本願寺釈琢如(花押) 明曆式<sup>丙</sup> 期陽中廿二日書之 下総国葛飾郡下河辺村 勝願寺

六 九字名号

一幅 紙本墨書 二・四×二・七 蓮如筆

五 六字名号

一幅 紙本墨書 二・九×二・五 蓮如筆

四 六字名号

一幅 紙本墨書 二・五×二・七 伝蓮如筆

三 十字名号

一幅 紙本墨書 二・一×二・三

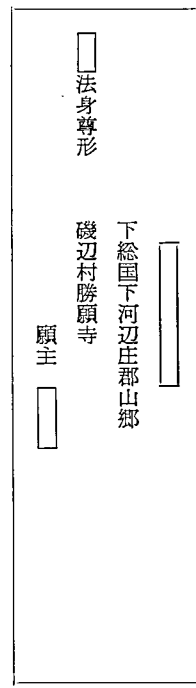
二 十字名号

一幅 絹本着色 二・五×二・一 中央に金泥十字と蓮台 周圍に光明 室町中期

法身尊形

下総国下河辺庄郡山郷磯辺村勝願寺

願主



如」裏書(四・四×三・九)

大谷本願寺釈契如(花押)

文龜三年癸亥七月十五日書之

蓮如上人真影

下総国下河辺庄

郡山郷磯辺村

勝願寺常住物也

願主 釈善祐

二 証如上人御影

一幅 絹本着色 九〇×五九 讚・銘ナシ  
裏書

本願寺釈証如(花押)

勝願寺

二 達如上人御影

一幅 絹本着色 二〇・六×五・二 銘「達如  
上人」裏書「无上覺院真影 下総国西葛

飾郡 磯部村 勝願寺(以下略)」

三 善忠繪像

一幅 絹本着色 七・六×三・六 讚「本願名  
号正定業」以下四行 銘「釈善忠」裏書  
(四・四×三・三)

本願寺釈蓮如(花押)

明応三年甲辰十月廿九日

善忠真影

下総国下河辺庄郡山郷

磯部村勝願寺常住物也

願主 釈善祐

三 順性繪像

一幅 絹本着色 八六・四×三・四 銘「釈順  
性」裏書ナシ

四 如慶繪像

一幅 絹本着色 八五・五×三・〇 讚「憶念弥  
陀仏本願」以下四行 銘「比丘尼如慶」  
裏書ナシ 如慶は順性姉

五 親鸞聖人繪伝

四幅 絹本着色 一三・四×九・一 裏書「本  
願寺親鸞聖人縁起 釈徒如(印) 宝曆七  
丁丑歳十月廿日 下総国葛飾郡磯部村 勝  
願寺什物也 願主明繁」 箱書「御繪伝  
宝曆七年九月晦日 下総国磯部村 勝願寺  
下間大藏卿法橋 銅田大膳」

六 木仏尊像裏書

卷子装一卷 紙本墨書 一七・〇×三・八

釈宣如(花押)

元和九癸亥二月十七日

木仏尊像

下総国磯部

勝願寺

釈善祐

六 御條目写

継紙 縦三・八 「慶長十八歳癸丑五月奉行」

元 御免書七通

貞享四年三月八日(勝願寺下長光寺宛・木仏尊像並寺号御免)

元禄二年閏正月十八日(勝願寺下蓮入寺宛・寺号御免)

元禄六年三月十五日(勝願寺下正林寺宛・寺号御免)

宝曆七年十月四日(勝願寺宛・御絵伝御免)

明和四年十二月三日(勝願寺宛・清浄光院御影御免)

文化元年五月十五日(勝願寺宛・太祖聖人二番形御影御免)

九月十一日(勝願寺教覚院・院号御免)

文化八年三月二日(勝願寺宛・得度礼金)

卷子装一卷 九月十三日付 上段(三・六×

番・三) 下段(三・六×番・三)

三 下間頼廉・益田照從書狀四通 卷子装一卷 頼廉、五月〇日付

(一〇・七×尺・〇) 七月十九日付(一〇・七×番・

三) 七月十六日付(二・〇×番・三) 照從、

七月九日付(一〇・七×番・三)

七 証如証判御文五通

卷子装一卷 内容は「信心獲得」「聖人一

流」「ソレ一切ノ女人」「抑當季ノ夏」「抑

當流門徒中」

卷子装一卷 二二×二五・二 「九月廿四日教

如(花押)」

卷子装一卷 紙本墨書 三・〇×二六・五 二首

卷子装一卷 一四・七×四〇・二

卷子装一卷 「大永三年十月十二日 式部

大夫(花押)」

卷子装一卷

粘葉綴一冊 三・〇×二六・三 表紙ナシ

袋綴一冊 三・八×一七・〇 後欠

袋綴一冊 二五・八×一九・七 安政三年

袋綴一冊 安政四年

一紙 「天正三年甲戌極月五日 持助(花

押)」

六 教如上人御書

元 祖師聖人和歌

二 徳川家康書狀

三 禁制

三 系図

三 為盛発心因縁集

二 於夏極楽物語

二 水戸藩鐘供出一件

二 御朱印御渡ニ付書上控

二 寺中免狀

三 下間頼厩書狀二通 一紙 七月十九日付 七月九日付

四 勝願寺縁起 袋綴一冊

五 勝願寺略縁起 卷子装一卷

六 勝願寺略縁起上 卷子装一卷 下卷欠

七 紺紙金泥阿弥陀経縁記 卷子装一卷

八 祖師聖人御木像縁記 卷子装一卷

九 御真影御守護の御寿像 卷子装一卷

一〇 蓮如上人御骨略縁起

一一 御骨縁記

一二 四幅名号由緒

一三 本尊並御尊号縁起

一四 証如上人御寿像縁記

他、一紙文書多数あり

聖 蔵書(刊本)

歎異抄私記一冊(寛文二年刊・三・三×一九・一)

三州野田西田寺誓雲所持本) 御伝絵視聽

記四冊(正徳四年刊) 末法灯明記一冊

(刊記ナシ) 正信念仏偈私記下一冊(刊

記ナシ) 親鸞聖人御因縁秘伝鈔一冊(正

徳六年刊) 重刻古文孝経一冊(寛政六年

再版本) 選訳注解鈔天地二冊(寛文二年

刊) 正信偈聞乘上下本末四冊(合本・写

本・奥「寛得卅歳 七月六日林得寺理解」

魁本大字諸儒箋解古文真宝後集一冊(奥刊

欠) 蓮如上人一冊(正徳三年刊) 浄土

顕要鈔一冊(天和三年刊) 式文勸解報恩

述讀二冊(安永二年刊) 六要鈔三冊(卷

六まで) 漢語灯録四冊(沢田吉左エ門刷

・十卷) 拾遺語灯録一冊 大本六要鈔繪本

十冊 唯信鈔文意増注解卷三冊(奥「于時

正徳六歳五月中旬 皇都秋田屋五郎兵衛蔵

版) 撰集抄五冊(奥「慶安三曆仲秋吉日

沢田庄左衛門」 無量寿経鼓吹三冊 三経

私記三冊(承応三年刊) 論註二冊 弥陀

本願義疏一冊(刊記ナシ) 頭書仏説阿弥

陀経一冊 嘆徳鈔一冊(恵雲刊) 大原談

義鈔句議四冊 西方指南抄二冊 説法用歌

集(元禄四年刊) 正信念仏勸説一冊

(正徳四年刊) 阿弥陀経義記一冊(刊記

ナシ) 阿弥陀経略記一冊(秋田屋平左エ

門刊) 他



### 30 光明寺

茨城県下妻市大字下妻乙三五〇

栗山光明寺什物也

- |  |                                     |              |  |
|--|-------------------------------------|--------------|--|
| 一 三尊来迎   | 一幅 紺地金泥 六・二×七・六 伝惠心僧都筆              | 二 親鸞聖人御影     | 一幅 内障  |
| 二 三方正面阿弥陀如来  | 一幅 絹本 六・二×六・八 伝惠心僧都筆                | 三 法然上人御自画御自讚 | 一幅 紙本墨書 三・〇×四・八                                |
| 三 雲上の釈迦  | 一幅 紙本墨書 六・二×三・八                     | 三 本願寺聖人親鸞伝絵  | 卷子装四卷 紙本墨書 縦三・三 伝覚如筆                           |
| 四 十字名号   | 一幅 絹本 紺地金泥 八・八×三・二 伝宗祖筆             | 四 親鸞木像       | 一 軀 像高三・〇 膝張二・〇 伝宗祖御自作<br>お別れの像                |
| 五 九字名号   | 一幅 紙本墨書 二・五×二・四・一 伝宗祖筆              | 五 聖徳太子木像     | 一 軀 像高五・八 肩幅三・〇 着色 九歳童子<br>形 玉眼入 室町より下らず       |
| 六 九字名号   | 一幅 紙本墨書 八・三×元・八 伝蓮如筆                | 六 菩提樹御歌      | 一幅 二紙 紙本墨書 第一紙(二・四・四×三・二) 緯空筆 第二紙(二・〇×三・二) 明空筆 |
| 七 六字名号   | 一幅 紙本墨書 三・〇×二・六・八 伝宗祖筆              | 七 一念无上の文     | 二幅対 紙本墨書 八・二×三・〇 蓮如筆                           |
| 八 六字名号   | 一幅 紙本朱書 一・五×三×二・三 伝覚如筆              | 八 大舍書        | 一幅 紙本墨書 二・一・六×五・八                              |
| 九 六字名号   | 一幅 紙本墨書 三・〇×三・八 伝蓮如筆                | 九 達磨画        | 一幅 紙本墨書 七・〇×三・八 啓書記                            |
| 一〇 親鸞聖人御真影   | 一幅 絹本著色 五・二×三・一 蓮如裏書<br>(四・六×一・六・〇) | 一〇 画         | 一幅 紙本墨書 採色 二・九×二・四・二 李管<br>丘意」トアリ              |
| <p>大谷本願寺□□如(花押)<br/>寛正四年癸未十月十三日<br/>常州関郡下間庄小嶋郷</p> |                                     | 三 光螢上人俳句     | 卷子装一卷 縦一・六・〇                                   |
|  |                                     | 三 其角消息       | 卷子装一卷 縦二・二                                     |
|  |                                     | 三 親鸞門侶交名     | 袋綴一冊 笠間光照寺本                                    |
|  |                                     | 三 交名帳写       |  |

和朝親鸞聖人真影

大谷本願寺□□如(花押)  
寛正四年癸未十月十三日  
常州関郡下間庄小嶋郷

三 六老僧之交名 繼紙 縦六・五 元 諸事日記 袋綴一冊 二四・六×二七・〇 全三〇丁 「松平

三 明空上人伝記上下 袋綴二冊 上、三・四×二六・二 全二七丁 下 右京亮様御役人御宿二付」

三 明空上人伝記 袋綴一冊 紺地紙表紙 二五・六×二六・五 全三

三 平氏三浦系図 (光明寺系図) 卷子装一卷 縦八・〇 四 八坂大神旧記写 袋綴一冊 二四・〇×二六・五 全一一丁

元 光明寺略縁起 卷子装一卷 縦三・六 四 宗門人別御改帳 袋綴一冊 二五・〇×二七・〇 全五丁

三 略縁起 卷子装一卷 縦六・五 四 人別書上帳 袋綴一冊 二四・五×二六・五 全四丁

三 写経 卷子装一卷 紙本墨書 縦二四・二 四 住職年齢等届書 袋綴一冊 二七・〇×二〇・二 全四丁

三 御遠忌御引上五厘夜御法事行事 袋綴一冊 二四・〇×二七・五 全一一 四 小山朝弘伝 袋綴一冊 二六・〇×二五・〇 全五丁

三 諸事控 袋綴一冊 二四・五×二七・〇 全八六丁 明治四 四 戸長記録所控写 袋綴一冊 二四・五×二六・〇 全五丁

三 諸事御触留 袋綴一冊 二四・五×二七・二 墨付一三丁 慶応 四 転籍届 袋綴一冊 二四・五×二六・七 全二丁

三 御達扣 袋綴一冊 二四・五×二七・〇 全四四丁 明治三 四 御年貢米石代割附帳 袋綴一冊 二二・一×三三・〇 全六丁 文政四年

三 御朱印諸改申日記 袋綴一冊 二五・〇×二七・二 全一八丁 安政六 十二月

三 古文書十通 卷子装一卷 己未年 一 阿弥陀如来像 一 軀 伝春日作

三 御朱印諸改申日記 袋綴一冊 二五・〇×二七・二 全一八丁 安政六 二 来迎三尊仏 一幅 紙本著色 九・五×四・五 裏に鑑定書

三 古文書十通 卷子装一卷 己未年 二 来迎三尊仏 一幅 紙本著色 九・五×四・五 裏に鑑定書

三 古文書十通 卷子装一卷 己未年 二 来迎三尊仏 一幅 紙本著色 九・五×四・五 裏に鑑定書

三 古文書十通 卷子装一卷 己未年 二 来迎三尊仏 一幅 紙本著色 九・五×四・五 裏に鑑定書

三 古文書十通 卷子装一卷 己未年 二 来迎三尊仏 一幅 紙本著色 九・五×四・五 裏に鑑定書

三 古文書十通 卷子装一卷 己未年 二 来迎三尊仏 一幅 紙本著色 九・五×四・五 裏に鑑定書

三 古文書十通 卷子装一卷 己未年 二 来迎三尊仏 一幅 紙本著色 九・五×四・五 裏に鑑定書

三 古文書十通 卷子装一卷 己未年 二 来迎三尊仏 一幅 紙本著色 九・五×四・五 裏に鑑定書

三 古文書十通 卷子装一卷 己未年 二 来迎三尊仏 一幅 紙本著色 九・五×四・五 裏に鑑定書

三 古文書十通 卷子装一卷 己未年 二 来迎三尊仏 一幅 紙本著色 九・五×四・五 裏に鑑定書

31 称名寺

茨城県結城市結城一五二

あり

- 三 観経曼陀羅 一幅 紙本着色
- 四 聖徳太子真影 一幅 絹本着色 准如頃カ
- 五 七高僧真影 一幅 絹本着色 准如頃カ
- 六 浄土真宗源流絵像 一幅 紙本着色 二三・〇×罫・三
- 七 親鸞聖人御影 一幅 絹本着色 真向御影
- 八 顕如上人御影 一幅 絹本着色 三・五×六・五 裏書

積准如(花押)  
 慶長七年 壬寅十一月十五日  
 〔総国結城郡一身御西宮〕  
 称名寺常住物也  
 願主 釈信□

- 九 准如上人御影 一幅 絹本着色 三・五×六・五
- 一〇 聖徳太子木像 一軀 玉眼入 十七歳像 袖引太子
- 一一 玉日姫木像 一軀 胎内納入像アリ
- 一二 真仏木像 一軀 玉眼入
- 一三 結城朝光絵像 一幅 紙本着色 六・二×四・二
- 一四 結城朝光木像 一軀 玉眼入
- 一五 結城朝光位牌 一基 全高八・四 身高五・五 表「歸命 日

- 六 称名寺二三四代位牌
- 七 板碑 一基 三×四×一・八 荒目青石 断片「弘安」
- 八 板碑 一基 四・二×六・七×三・〇 みがき青石 「応永廿年八月日」
- 九 板碑 一基 四×五×一・八 みがき青石 「永享五年七月日」
- 一〇 往生要集延書
- 一一 教行信証音訓
- 一二 本願寺聖人親鸞伝絵
- 一三 称名寺系譜
- 一四 切支丹禁制御触書
- 一五 結城政勝書状一通
- 一六 結城晴朝書状一通
- 一七 結城秀康黒印状一通
- 一八 袋綴 合綴 二六・〇×一八・一 綿織絹表紙
- 一九 袋綴 合綴 全九丁 裏打アリ 伝宗祖筆
- 二〇 粘葉綴 上下二冊 三・〇×五・五 金欄布表紙
- 二一 卷子装一卷 三・五×三・〇
- 二二 阿弥陀仏 無生位」 裏「称名寺殿 結城七郎 上野守朝光 建長五<sup>丑癸</sup>年二月廿四日 御年八十七歳」
- 二三 一基 全高六・二 身高三・五 表「妙藏院殿 新福寺殿 法藏寺殿 不退位」 裏刻銘ナシ

### 32 善福寺

神奈川県中郡大磯町大磯二六四五

一 阿弥陀如来立像

一 軀 寄木造 像高廿・五 玉眼入 光背・蓮台とも後補

二 伝親鸞聖人木像

一 軀 寄木造 像高廿・二 玉眼入 膝張○・○ 衣巾○・○ 開基了源像カ 県文指定

三 明細帳

袋綴一冊 一六・五×二〇・〇 明治三十一年三月調

五 方便法身尊像

一幅 絹本着色 三三・〇×二九・九 裏書「方便法身尊形 本願寺釈願如(花押)」

六 六字名号

一幅 紙本墨書 二〇・五×四・七

七 六字名号

一幅 紙本墨書 二四・五×二四・八 草書体

八 六字名号

一幅 紙本着色 二二・五×四〇・七 内四・五×二五

九 聖徳太子真影

一幅 絹本着色 二四・四×四六・六 裏書(六五・八×二六・七)

本願寺釈宣如(花押)

寛永五戊辰 曆臘□□□

此両軸勝万寺門徒釈尼妙傳

十三回忌為志安藤傳十郎定頼

依望染筆訖

### 33 真楽寺

神奈川県小田原市国府津三一二―二二

一 阿弥陀如来木像

一 軀 像高七〇・〇

一〇 三朝高祖真影

一幅 絹本着色 一四・〇×四八・〇 裏書「三朝高祖真影 本願寺釈宣如(花押)」

二 勧堂本尊阿弥陀如来木像

一 軀 像高約五〇・〇

朝高祖真影 第五戊辰歲十二月四日

三 方便法身尊像

一幅 絹本着色 二一・一×二九・九 像高四・三 裏書ナシ 伝覚如筆

二 親鸞聖人御影

一幅 絹本着色 二九・五×四七・〇 裏書

四 方便法身尊像

一幅 絹本着色 二八・九×三〇・〇 裏書ナシ 伝宗祖筆

親鸞聖人御影

大谷本願寺積宣如(花押)  
寛永八<sup>辛未</sup>期仲秋廿一日書之  
相州足柄下郡田島郷  
国府津村真榮寺常住物也

願主 釈超傳

三 教如上人御影

一幅 絹本著色 七〇×六六 裏書「教如上人真影 本願寺積宣如(花押) 寛永八

<sup>辛未</sup>曆八月廿一日 相模国足柄郡田嶋

国府津村真榮寺 願主釈超傳」

三 親鸞聖人木像

一 軀 像高約三〇 膝張約三〇

四 出山釈迦像

一幅 紙本墨書 七〇×三〇 伝善導筆

五 裏書

一幅 紙本墨書 一六〇×四三 「願主釈性順」

六 経断簡

一幅 紺紙金泥 二五・七×一四・七 八行

「衆生被因厄無量苦逼身親音妙智力能救世

間苦其是神通力」

七 御伝鈔

粘葉綴二冊 三・九×一五・七 布表紙 内題

「本願寺聖人親鸞傳繪上」等

八 高僧和讃切

一幅 紙本墨書 一八・五×二三・三 「六十有七

一九 御文

粘葉綴一冊 二・五×三・一 布表紙 第二帖  
六より 証如証判

二〇 真榮寺絵図面

一紙 紙本墨書 三・四×四・二

三一 禁制

一紙 三・五×三・二 「天正十八年五月 日  
(信長墨印カ)」

34 永勝寺

神奈川県横浜市戸塚区下倉田町三一六

一 阿弥陀如来立像

一 軀 寄木造像 像高三三・〇 後補有

二 面掛如来立像

一幅 絹本著色 二〇・〇×三二・五 後補有

三 光明品

一幅 絹本著色 三三・三×二五・五

四 方便法身尊像

一幅 紙本墨書 三〇・八×二五・五 「八才」

五 六字名号

一幅 紙本墨書 三・七×二・五 伝蓮如筆

六 六字名号

草書体

七 六字名号

一幅 紙本墨書 八・八×二・六 伝蓮如筆

八 十字名号

一幅 紙本墨書 三・八×六・七 裏書「十字

尊号 行字 長八寸 右 親鸞聖人真筆

〔無勝者也 報恩寺 延享二乙丑歲孟秋六日

真利(朱角印)〕

九 九字名号

一幅 紙本墨書 二四・六×六・七 裏書 「九字

尊号 行字 長八寸 右 親鸞聖人真筆

無勝者也 報恩寺 延享二乙丑歲孟秋六日

真利(朱角印)〕

一〇 九字名号

一幅 紙本墨書 四七・七×三〇・〇 「六才」

二 聖徳太子木像

一軀 寄木造 像高三三・〇 衣巾三六・〇 桧

材 玉眼入 県文指定

三 親鸞聖人御影

一幅 絹本着色 五五・〇×五五・〇 裏書 (別

装 七五・五×五五・〇 紙本墨書)

大谷本願寺釈宜如(花押)

元和三訂稔五月廿二日

親鸞聖人御影

長延寺下相州小坂郡鎌倉山内

倉田郷永勝寺常住物也

願主釈

三 実如上人御影

一幅 絹本着色 六九・七×四三・〇 裏書(別装

紙本墨書 六〇・三×三〇・〇)「實如上人真影

釈□如 □□ 八月八日 小坂郡鎌倉山内

庄倉田郷長延寺常住物也」 上部に讚が合

装されている

四 善導・源空連座像

一幅 紙本着色 六〇・〇×四八・

五 法然上人御影

一幅 紙本墨彩 六〇・〇×三三・

六 地藏立像

一軀 一木造 像高三三・〇 太子像胎内仏

七 合掌僧形繪像

一幅 紙本着色 三三・〇×三三・〇

八 来迎図

一幅 絹本着色 四六・六×三三・

九 龍臥山永勝寺由緒記

袋綴二冊 二六・五×一九・三 内題「龍臥山永勝

寺由緒記」 「龍臥山永勝寺由緒辨疑」

奥付「維時享保十六龍集」 二月下旬第

二六日 龍臥山廿二世之住釈淳察 敬誌」

乾二二丁 坤四四丁

一〇 龍臥山永勝寺由緒辨疑

袋綴一冊 二四・三×二七・四 識語「昔享保十六

辛亥曆二月廿二日 龍臥山廿二世之住

釈 淳察 敬誌」

三 太子七高祖御免書

卷子装一卷 一六〇×四八・八 元禄十四年四月

十二日

三 木仏安置御免書

卷子装一卷 二〇・二×四九・九 元禄十四年三月

廿八日

三 親鸞聖人御影縁起

卷子装一卷 四紙 縦一九・一

三 方便法身尊像縁起

卷子装一卷 二紙 縦一九・一

- 三 九字尊号連座御影縁起 卷子装一卷 三紙
- 六 蓮如筆六字名号縁起 卷子装一卷 一紙 縦二九・〇
- 三 面掛阿弥陀縁起 卷子装一卷 縦二五・五
- 六 蓮如筆方便法身尊像縁起 卷子装一卷 縦二九・一
- 元 相州鎌倉面懸阿弥陀如来縁起之略

卷子装一卷 縦三〇・八 識語「龍臥山永勝寺縁起終 祥瑞院永勝寺廿三世現住 釈淳雅 眞誌 維時、宝曆十二<sup>壬午</sup>天夏五月日 羽州 庄内田川郡大泉之莊回館之住 麻生氏辨次 俊休（花押）謹書（角印）（角印）」

三 相州鎌倉面懸阿弥陀如来縁起之略

卷子装一卷 縦三〇・六 識語「右縁起一卷。舊録。簡固。而文旨滯。武江。市谷。善教寺<sup>元甫</sup>者。先住。<sup>榮順</sup>指授師也。因其縁而。証代。考曆。手書而傳。猶闕未聞。元禄年中。就卷於新。小補遺事。三轉而足。雖然。詞言婉而。或失於實。直而。或遠于聞。今也。就増補。舊新。改磨滅。唯要三易。不遮再檢。冀。報。聖跡。傳來之恩。傳舊場。相統之志。 維時享保辛亥季春 上宮 太子入滅之日清書畢 相賜鎌倉郡山内莊倉

三 讀書会解

田郷龍臥山祥瑞院永勝寺廿二世 淳察敬書  
すむ水に月のひかりもながめてしながれを  
くめるしるしとも見は」  
袋綴一冊 二九・九×一九・三 内表紙「・享保十  
三歳次戊申 讀書会解 初夏廿二鳥 臥峯  
淳察」 三一丁

35 甲府別院

山梨県甲府市相生三丁目五十七

一 九字名号

一幅 絹本 紺地金泥 二二・五×元・五 蓮  
台付 串光明

〔本願寺〕裏如（花押）  
文龜二年<sup>壬戌</sup>四月十八日  
信州小形郡海野庄  
白鳥康楽寺常住物也  
願主 釈善四

- 二 聖徳太子真影 一幅 絹本著色 裏書ナシ 讚「吾為利生 出彼」以下四行
- 三 三朝高僧真影 一幅 絹本著色 二七・〇×四四・四 裏書ナシ

箱書「太子七高僧 甲斐国甲府市三吉町甲

府別院」

四 蓮如上人御影 一幅 絹本着色 二二・四×五・四 裏書・讚

・銘ナシ

五 教如上人御影 一幅 絹本着色 一〇・六×五・〇 裏書ナシ

箱書「御寿像」トアリ

六 親鸞聖人絵伝 四幅 絹本着色 二〇・八×七・〇

釈教如(花押)

慶長拾五<sup>庚辰</sup>年十月十五日

大谷本願寺親鸞聖人傳繪

甲斐国山梨郡府中

長延寺常住物也 願主 釈頭了

釈了存

七 歴代肖像集 一冊 厨子入 絹本着色 「御開山様」

(四〇×九・八) 「如信上人様」(一〇〇×一

二・五) 「緯如上人様」(九・五×二・七)

「巧如上人様」(九・六×二・七) 「實如上人

様」(一〇・五×一〇・四) 「蓮如上人様」(九・八

×二・四) 「證如上人様」(三・五×一〇・〇)

「顯如上人様」(三・八×九・九) 「准如上人

八 六字名号

様」(三・三×九・八) 法然(七・二×九・〇) 折本一帖 一八・五×三・〇 十六丁 表紙色紙 「六字安心記」トアリ

九 信玄絵像

一幅 絹本着色 六・九×三・八 讚「疾如風 徐如林」以下

### 36 万福寺

山梨県東山梨郡勝沼町等々力一二八九

一 阿弥陀如来木像

二 箸杉木仏裏書

一 軀 卷子装一卷 三・八×二・七〇 「箸杉木仏尊像 釈法如(花押) 明和四丁<sup>亥</sup>年後九月十二

日 甲斐国山梨郡 等々力 願主釈重哲」

三 方便法身尊像裏書

卷子装一卷 二・三×二・五七 「方便法身尊形 本願寺釈本如(花押) 寛政十三年辛酉年

正月廿五日 甲斐国山梨郡等々力坊 輪藏物 也 願主釈覺誓・大誓」

四 九字・十字名号

二幅 絹本墨書 彩色蓮台付 法如上人筆 九字、一五・九×七・四 十字、一五・九×七・九

五 蓮如上人御影

一幅 絹本着色 六・九×三・六 寂如の裏書 あり



六 陽谷道人絵像

一幅 紙本着色 四・九×一・九六 裏書に「享保六丑天六月上旬 大谷能化江州日野正宗 寺桃溪書」とあり

七 僧形絵像

一幅 絹本着色 二・五×五・九

八 太子南無仏木像

一軀 寄木造 像高約四・〇 幅三・〇 玉眼入

九 黒駒太子木像

一軀 台付像高約四・五 袖幅三・五 従者、像高三・〇 袖幅一・九・五

一〇 開基源誓木像

一軀 寄木造 像高約三・〇 膝張約六・〇 玉眼入

二 木像

一軀 像高三・〇 袖幅二・〇

三 親鸞夢記

卷子装一卷 吾三・三×二・六・五 継紙

三 御讓状

卷子装一卷 鳥の子 縦二・四 十二紙 朱書入アリ 御開山聖人・覚如・蓮如・頭如上人の御讓状

四 源誓上人法則

卷子装一卷 鳥の子 縦三・〇 朱点アリ

一五 甲州萬福轉輪藏靈驗記

卷子装一卷 鳥の子 縦二・五 「寛政乙卯立秋後日 攝州墨浦靈松龍鱗菴義端撰 画 画(朱印)」

一六 御箸杉記・馬蹄石銘

卷子装一卷 鳥の子 縦二・六・一 朱点アリ 御箸杉記「元禄十二巳卯之秋 洛下寒月琳

一七 杉御坊略縁起

一八 唄匿印可状之夏

一九 甲斐国名所和歌

37 万福寺

山梨県山梨市下栗原一三六八

海拜」馬蹄石銘「元禄五<sub>壬申</sub>春 光隆寺

釈知空誌」とあり 両記は別紙

卷子装一卷 鳥の子 縦三・七 本文三・九

表、金箔散らし梓 裏、金銀箔散らし

一紙 色紙「唄匿印可状」

卷子装一卷 鳥の子 縦三・八 関防印アリ

末尾朱(陰)印

一 親鸞聖人御影

一幅 絹本着色 一・〇・三・六×四・六 裏ナシ書

二 蓮如上人御影

御印書に「元禄十五年九月廿日 願主利圓」とあり

三 一如上人御影

一幅 絹本着色 四・〇×三・三

四 黒駒太子木像

一幅 元禄五年の御印書あり

五 浄土真要鈔

一軀 四・〇×三・〇

六 頭名鈔

粘葉綴一冊 鳥の子 三・〇×二・六・〇 覚如上人真筆

六 頭名鈔

粘葉綴一冊 鳥の子 三・四×二・五・二 存如上

人直筆

七 安心決定抄

粘葉綴一冊 鳥の子 三・二×三・二 蓮如上

人直筆 「信證院釈兼壽書」トアリ

八 御文五帖

粘葉綴 鳥の子 第一帖 (七・六×三・五)

第二帖 (七・六×三・四) は証如上人直筆、第

三帖 (七・七×三・三) 第四帖 (二・六・九×三・二)

第五帖 (七・八×三・二) は実如上人直筆

九 御聖名

粘葉綴三冊 鳥の子 二〇・〇×四・二 「本願

寺釈頭如(花押) 元龜三年<sup>中</sup>十二月六日

とあり

一〇 大谷龍谷山本願寺御系図

折本一帖 三・〇×二・五・七

二 讀状写

卷紙一卷 縦三・五

三 由緒書

仮袋綴一冊 二・七・三×一・九・〇 明治五年届出写

三 宝物目録

仮袋綴一冊 二・七・七×一・九・四 明治五年届出写

四 靈宝略縁起

仮袋綴一冊 二・六・六×二・五・八 天保十五年

38 福源寺

山梨県富士吉田市吉田五七八〇

一 尊号並三菩薩像

一幅 絹本着色 三・二×三・七 中央蓮台上に

「盡十方无寻光如来」とあり放光、下に龍

樹・天親・勢至を描く 札銘あり 室町初

二 光明本

一幅 絹本着色 三・九・〇×三・八 施着色

描表装 上中下讀アリ 上に「源信和尚」

「源空上人」「親鸞上人」「聖覚法印」等

を描く

三 聖徳太子真影

一幅 紙本着色 二〇・八×三・〇 上下に讀

銘(判読不能)

四 親鸞聖人御影

一幅 絹本着色 二〇・三×五・三 三狭間

左上之御影 讀「觀彼如来本願力」以下四

行

五 蓮如上人御影

一幅 絹本着色 二〇・二×四・六 讀「觀彼

如来本願力」以下四行 銘「釈蓮如」裏

書「本願寺蓮如画像 釈法如(花押) 宝

曆三癸酉年五月十三日 甲斐国都留郡下吉

田村 福源寺々物 願主釈了岷 寄進淨専

妙専」

六 親鸞聖人御絵伝

四幅 絹本着色 二・三・五×七・九 裏書「大

谷本願寺親鸞聖人之縁起 釈寂如(花押)

正徳元稔<sup>辛卯</sup>六月廿日 万福寺門弟甲州都

留郡門下 吉田村福源寺々物 願主釈了

海」(四幅目)

七 太子堂  
享保九年建立 太子十六才木像安置 江戸  
期作カ

39 大正寺

山梨県富士吉田市新倉六二一

一 蓮池 阿弥陀如来画像

一幅 絹本着色 三三・四×三三・八 截金 四隅  
に五一体の小阿弥陀像を配す

二 木仏裏書

卷子装一卷 三〇×三三・二 「本願寺釈実如  
(花押) 方便法身木像 大永三年 未四  
月廿七日」 ※要考

三 方便法身尊像

二幅 中世寺院道場本尊用と思われる 裏  
書ナシ

四 方便法身尊像

一幅 良如裏書アリ

五 方便法身尊像

一幅 宝曆七年法如裏書アリ

六 六字名号

一幅 紙本墨書 二七・七×二四・七 宗祖筆

七 六字名号

一幅 紙本墨書 四三・三×三三・三 蓮如筆

八 六字名号

一幅 紙本墨書 三三・三×二六・三 准如筆

九 聖徳太子真影

一幅 絹本着色 一〇七・五×五〇・二 讀「吾為  
利生出彼」以下四行 裏書「上宮太子御影

一〇 聖徳太子真影

二 三朝高祖真影

三 親鸞聖人御影

本願寺釈寂如(花押) 寛文八期<sub>申</sub> 七月廿

日 万福寺門徒<sub>(采印)</sub> 甲斐国都留郡 郡内新倉郷

大原庄大正寺 住物 願主釈正意」

一幅 勝如裏書アリ

一幅 絹本着色 一〇七・四×五〇・三 裏書「三

朝高僧真影 本願寺釈寂如(花押) 寛文

八期<sub>申</sub> 七月廿日 □正意」

一幅 絹本着色 一〇五・二×四九・九 讀「觀彼

如来本願力」以下四行 裏書別装

釈良如(花押)

寛永十三載 丙子八月三日

万福寺門徒<sub>(采印)</sub> 甲斐国都留郡内新倉郷

大谷本願寺親鸞聖人御影

大正寺

大原庄<sub>(采印)</sub> 新福寺常住物也

願主 釈西念

三 准如上人御影

一幅 絹本着色 一〇七・八×四九・〇 讀「觀彼  
如来本願力」以下四行 裏書「准如上人真

影 釈良如(花押) 寛永十三期 丙子八月

三日 万福寺門徒<sub>(采印)</sub> 甲州都留郡内新倉 大正

四 良如上人御影

寺 大原庄新福寺常住物 願主釈西念<sup>(朱印)</sup>

一幅 絹本着色 二〇八・三×四六・一 讚「觀彼

如來本願力」以下四行 裏書「良如上人真

影 釈寂如(花押) 寛文八期<sup>成中</sup> 七月廿日

万福寺門徒甲斐国都留郡 郡内新倉郷大原

庄大正寺 住物也 願主釈正意

この他、寛如・蓮如・顕如・湛如・法如・文如・本如・広如・明  
如の歴代御影あり

五 半金色善導大師像

一幅 絹本着色 五五・三×三九・〇 下半金色

六 連座御影

一幅 絹本着色 六六・五×三六・七 上下讚ナシ

中讚アリ 中段上に「源信和尚」「源空上

人」「親鸞上人」「法師聖覚」「信空聖人」

「真仏聖人」「信性法師」「釈永賢」「釈

敬願」、下に聖徳太子と眷属を描く

七 高僧連座像

一幅 絹本着色 二五・〇×四〇・七 上中讚アリ

下讚ナシ 中段上に「源信和尚」「源

空上人」「親鸞上人」「聖覚法師」「信空

上人」「真仏上人」「源海上人」「源誓上

人」、下段に聖徳太子と眷属を描く

八 証如上人御筆和讃

一幅 紙本墨書 一八・二×三三・七 「十方无量

ノ諸佛ノ證誠證念ノミコトニテ 自力ノ

元 藤原氏系図

大菩提心<sup>タイキタイシン</sup>ノ カナハヌホトハシリヌヘシ」

二 藏軸目録

卷子装一巻 金泥地 縦一六・三

三 大正寺歴代住職事蹟拔萃

袋綴一冊 二四・七×二六・六 「昭和七年八月記

四 三朝高祖真影

藏軸目録 宝松山」

五 袋綴一冊

「昭和十年正

40 常敬寺

千葉県関宿町中戸三七九

一 木像阿弥陀如来座像

一軀 寄木造 像高五八 玉眼入 衣は金

泥を塗り切金文 肉髻と白毫は水晶製 両

手甲を胸前で対向させる印相 鎌倉末期頃

具文化財

二 木像伝親鸞聖人座像

一軀 寄木造 像高七〇 鎌倉末期 具文

化財

三 聖徳太子真影

一幅 絹本着色 一〇二・四×四七・八 讚剝落

裏書「上宮太子尊形 本願寺釈寂如(花押)

元禄十四季<sup>巳</sup> 五月三日 下総国葛飾郡関宿

中戸山常敬寺住物 願主釈廓秀」

一幅 絹本着色 一〇二・三×四七・七 裏書(元

禄十四年・寂如下付)

紋紙表紙 評点アリ

五 親鸞聖人御影

一幅 絹本着色 竪六×横四 讚・銘アリ

一四 本願寺系図

仮綴一冊 三・五×五・五 全二六丁

六 親鸞聖人御影

裏書ナシ 元禄十四年カ

一五 本願寺消息

卷子装一卷 縦三・六 文政五年

七 蓮如上人御影

一幅 紙本着色 九・五×三・一 讚・銘ナシ

一六 常敬寺歴代系図

卷子装一卷 縦三・二 卷頭欠 現存一二紙  
朱線入 覚信尼より准如迄記載

八 蓮如上人御影

裏書ナシ 江戸後期

一七 當寺由緒記書上帳扣

仮綴 合本 二・二×二・九〇 一一丁 文政十三年

九 蓮如上人御影

一幅 絹本着色 二・二×三・二 讚「観彼如来本願力」以下四行 銘「釈蓮如」裏書

一八 中戸山西光院由来記

仮綴 合本 二・八×二・六五 一三丁 文政十三年

一〇 蓮如上人御影

(元禄十四年・寂如下付) 大正六年の修理銘アリ

一九 常敬寺控

仮綴一冊 一・九×三・三 全九丁 弘化二年

一一 蓮如上人御影

強緑多生」以下四行 裏書(廣如下付)

二〇 門徒戸数表

仮綴一冊 二・四×九・七三 全四丁

一二 蓮如上人御影

一幅 紙本着色 二・二×三・七 讚ナシ 裏書ナシ 文化十年カ

二一 組合寺院田畑取調

仮綴一冊 二・四×二・六〇 明治七年

一三 蓮如上人御影

一軀 寄木造 像高七・五 膝張四・二 裾張三・七 像奥三・一 江戸時代後期

二二 書上帳

一冊 四・七×二・五三

一四 蓮如上人御影

一軀 寄木造 像高四・〇 膝張三・四 裾張四・九 像奥三・三 江戸時代後期

二三 御請印帳

卷子装一卷 縦三・〇 上下界線 ヘラ界線 書入有

一五 蓮如上人御影

一基 木製漆箔 総高四・四 位牌部高六・二

二四 中戸山小略縁起

卷子装一卷 縦五・五 書入有 「文化十

一六 蓮如上人御影

表刻銘「當山開山権大僧都釈唯善上人」

二五 阿弥陀如来木像縁起

百年仲夏写之 中戸山廿一世住 唯慶(花

一七 蓮如上人御影

裏刻銘「正和六丁巳天二月二日」 元禄頃カ

二六 座像阿弥陀如来木像縁記

卷子装一卷 縦六・九 拝読用

一八 蓮如上人御影

粘葉綴一冊 三・六×二・六 全一九葉 亀甲

二七 雲乘阿弥陀如来尊影縁起

卷子装一卷 縦七・五 書入有 伝源信

一九 蓮如上人御影

三 句集

三〇 唯善位牌

三〇 唯善位牌

二〇 蓮如上人御影

三 句集

三一 唯善位牌

三二 唯善位牌

二一 蓮如上人御影

三 句集

三三 唯善位牌

三三 唯善位牌

二二 蓮如上人御影

三 句集

三四 唯善位牌

三四 唯善位牌

二三 蓮如上人御影

三 句集

三五 唯善位牌

三五 唯善位牌

筆

報仏十六世 釈潤四謹誌

二 聖徳太子十六才像縁起 卷子装一卷 縦六〇 朱書入有

四〇 箱根山馬名寺由来記 袋綴一冊 三・九×二・九 全一八丁

元 法然聖人選撰集御相伝御影縁起 卷子装一卷 縦三〇・八 朱書入有

四一 下総国佐倉城主の事 袋綴一冊 二・五×二・七〇 全三七丁

三 祖師聖人御自作御真影縁記 卷子装一卷 縦三〇・一 朱書入有

四二 寺社奉行宛申上状 断簡

「文化十<sup>癸酉</sup>五月 下総国関宿 中戸山廿一世 唯慶(花押)」

四三 竜笛仮名案譜 袋綴一冊 八・五×二〇・三 全八八丁 朱書入有 江戸末期 雅楽の譜

三 祖師聖人御自作御真影縁起 卷子装一卷 縦四九 朱書入有 現

四四 親鸞聖人御影 一紙 刊 二・六×二・三・二

代語

他、書状等の文書十五点程あり

三 祖師聖人御病中縁記 卷子装一卷 縦九・五 朱書入有 「文化十

癸酉五月唯慶」

41 常敬寺

三 祖師聖人御旅御影縁記 卷子装一卷 縦九・七 朱書入有 「文化十

新潟県上越市寺町二―七―二八

癸酉五月唯慶」

三 親鸞聖人御旅立之御影縁記 卷子装一卷 縦三〇 青書入有

一 阿弥陀如来立像 一軀 寄木造 玉眼入 伝木阿弥作

三 親鸞聖人伝絵絵解き台本 仮綴一冊 三・一×二・六 全一七葉

二 九字名号 一幅 紙本墨書 八・九×二・六 蓮台著色 頭如花押アリ

朱書入有

三 親鸞聖人絵詞傳 仮綴一冊 三・〇×二・七 全七丁

三 八字・十字・六字名号 一幅 絹本着色 二・八×三・五・七 紺地金泥 各名号下に蓮台あり

三 覚信尼公之尊像縁起 卷子装一卷 縦三・七 青墨書入有 「文化

十<sup>癸酉</sup>年五月唯慶」

四 聖徳太子立像 一軀 木彫 像高〇・九 黒漆塗

六 唯善四十二歳満足之御影 卷子装一卷 縦三〇 朱書入有

五 聖徳太子真影 一幅 絹本着色 一〇・五×五・九 一 讀「吾為

元 報仏寺縁起 卷子装一卷 縦三・三 「正徳三<sup>癸巳</sup>歳夷則

下旬 大綱願入寺恵明院釈如晴大徳門弟

六 七高僧真影 一幅 絹本着色 一〇・七×九・五 札銘アリ

七 親鸞聖人御影

裏書ナシ 龍樹・天親が僧形となっている  
一幅 絹本着色 二〇・五×三・二 讚「観彼

如来本願力」以下四行 銘「和朝親鸞聖人」

八 蓮如上人御影

一幅 絹本着色 〇七・三×四九・五 讚「必至

无上淨信曉」以下四行 裏書

蓮如上人真影

〔本願寺〕 积准如（花押）

〔文禄三年〕 甲午四月十五日

〔信州〕 高井郡栗原庄山田郷

〔中戸山〕 常敬寺常住物也

願主釈了照

九 唯善・顕照絵像

一幅 絹本着色 六・五×四・四 上段画右上  
に「唯善」、下段画左上に「顕照」とあり

裏書「唯善顕照真影 本願寺积准如（花押）

慶長七季<sup>壬寅</sup> 八月廿六日書之 信州高井郡栗

原庄山田郷 中戸山常敬寺常住物也 願主

釈了照」

一〇 観如絵像

一幅 絹本着色 二九・〇×五二・〇 讚「必至  
无上淨信曉」以下四行 画左に「観如」と

墨書

二 覚信尼絵像

一幅 絹本着色 六・三×五・三

三 観音絵像

一幅 絹本着色 六・二×七・七 室町末期

三 正信偈

一幅 紙本墨書 九・五×三・五 「寛永廿年

正月 新羅王了凡撰」

四 顕如筆格提書

一紙 一六・五×四・二 「天正四年九月日」

五 宣如書状一通

一幅 三・七×五・七 石川丈山宛

六 敵如・外山三位書状二通

一幅 三月十二日付（光勝↓外山三位）  
日付ナシ（外山三位↓常敬寺）

七 大谷本願寺之御系図

卷子装一卷 縦三・七

八 下間書簡二通

一幅

九 中戸山西光院相統次第

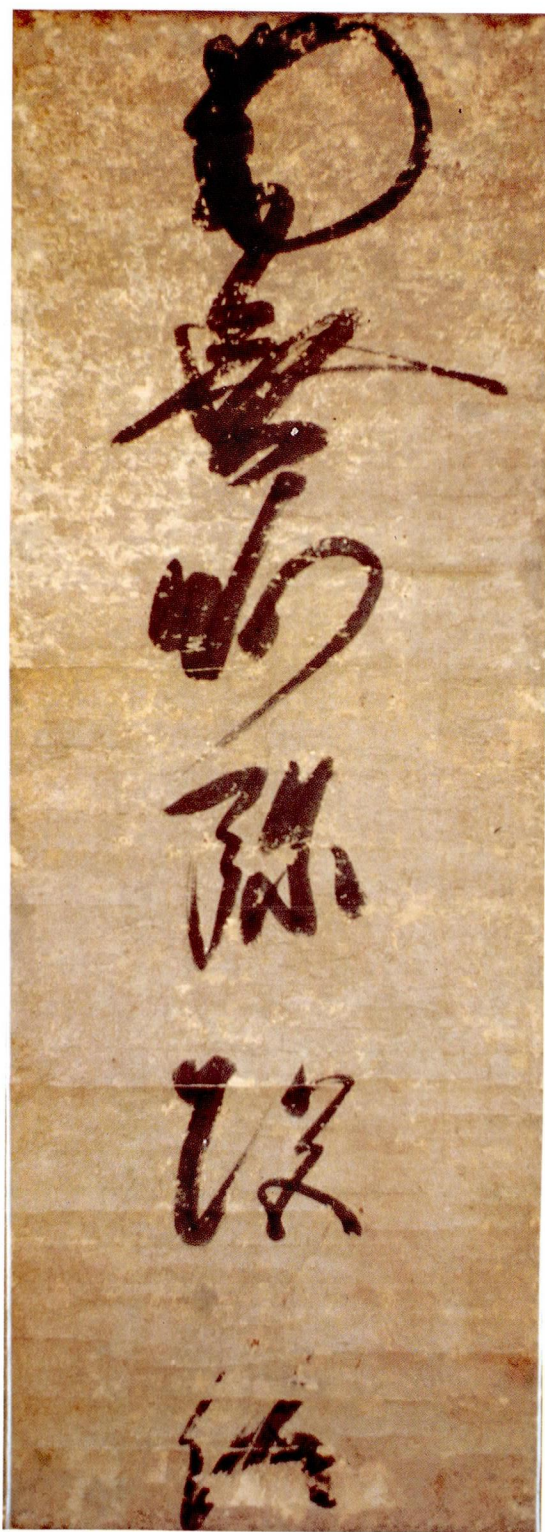
折本一帖 二九・〇×二〇・七

一〇 鼻取太子略縁起

卷子装一卷

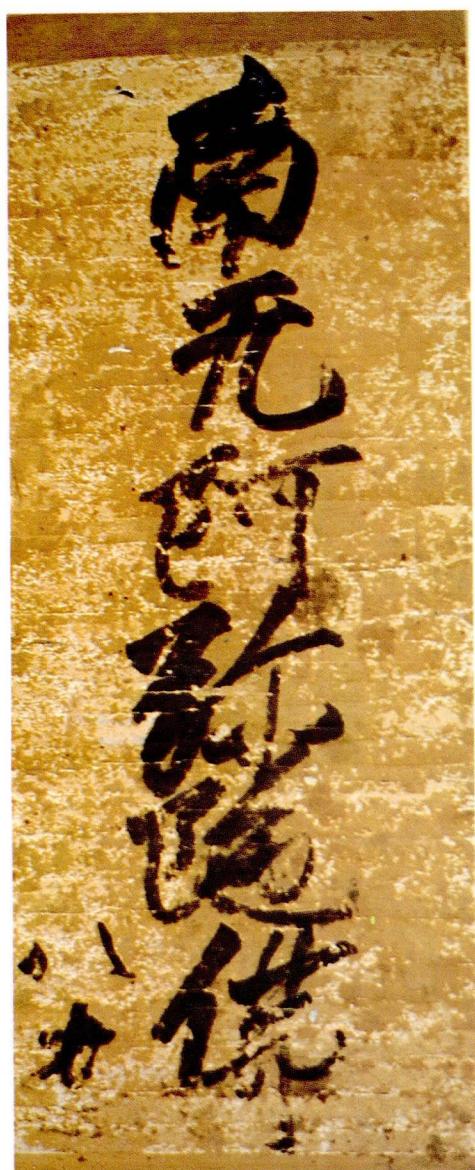
三 洪鐘銘

一幅 三・三×元・〇 新羅王撰

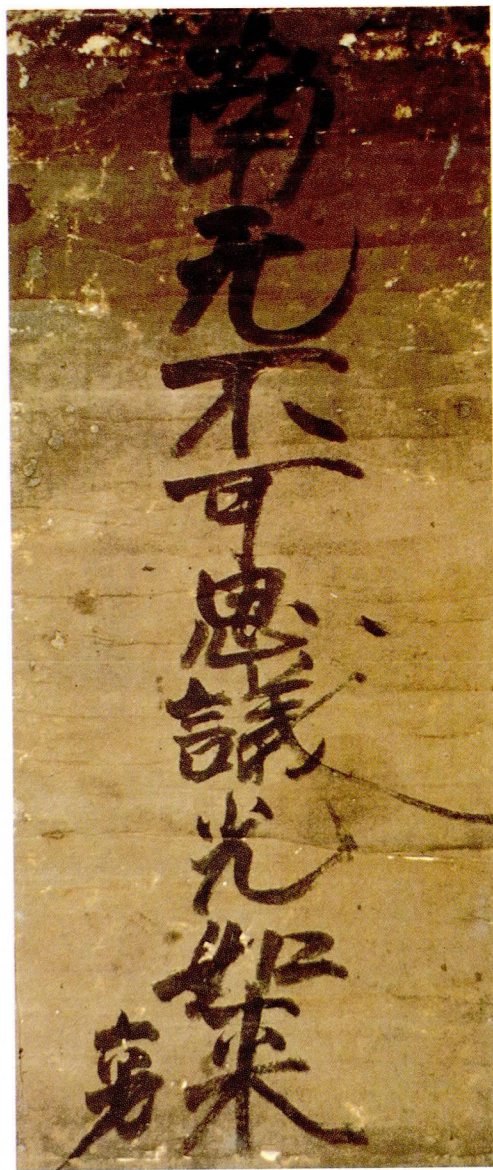


1 六字名号 永勝寺藏 (34-6)





3 六字名号 永勝寺蔵 (34-5)



2 九字名号 永勝寺蔵 (34-10)



4-1 石摺名号 本誓寺蔵  
(12-6)



4-2 同裏書





5 方便法身尊像 無為信寺蔵 (15-2)



6 方便法身尊像 上宮寺藏 (23-3)



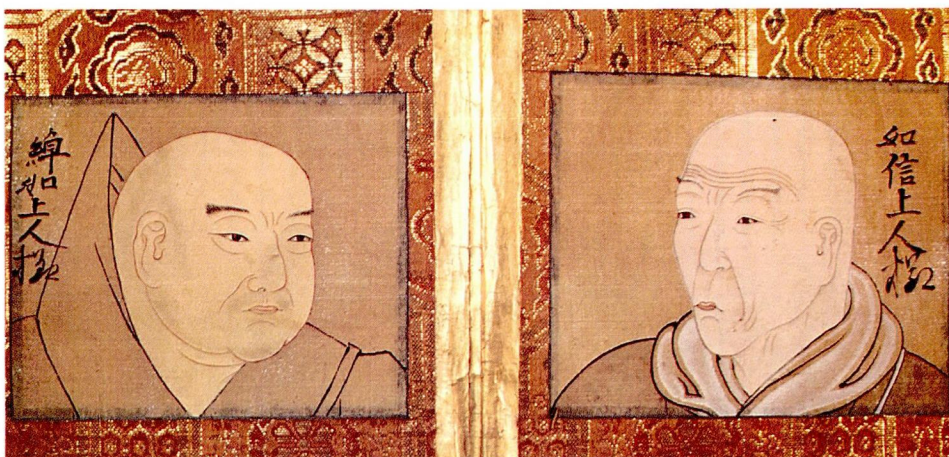


7 光明本尊・部分 慈願寺藏 (17-2)



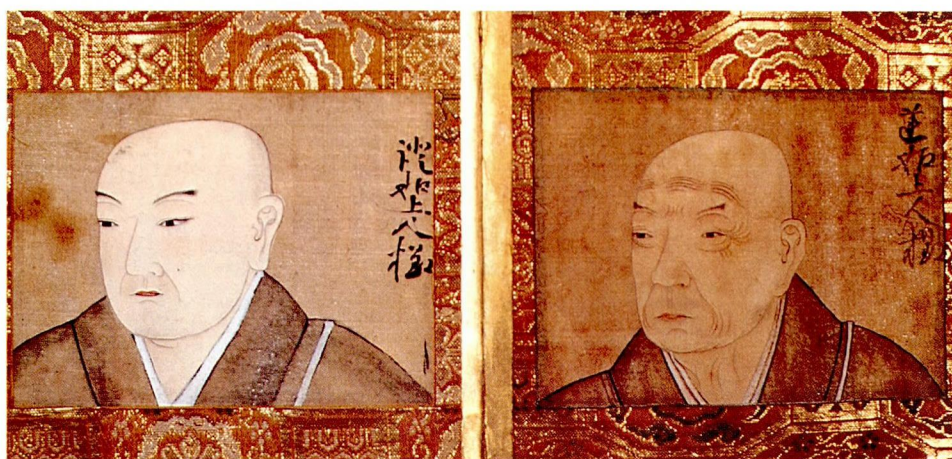
8 十高僧絵像 浄光寺蔵 (25-7)





9-1・2・3 歴代肖像集 甲府別院藏 (35-7)









10 恵信禪尼像 善重寺藏 (16-6)



12 順性絵像・部分  
勝願寺蔵 (29-13)

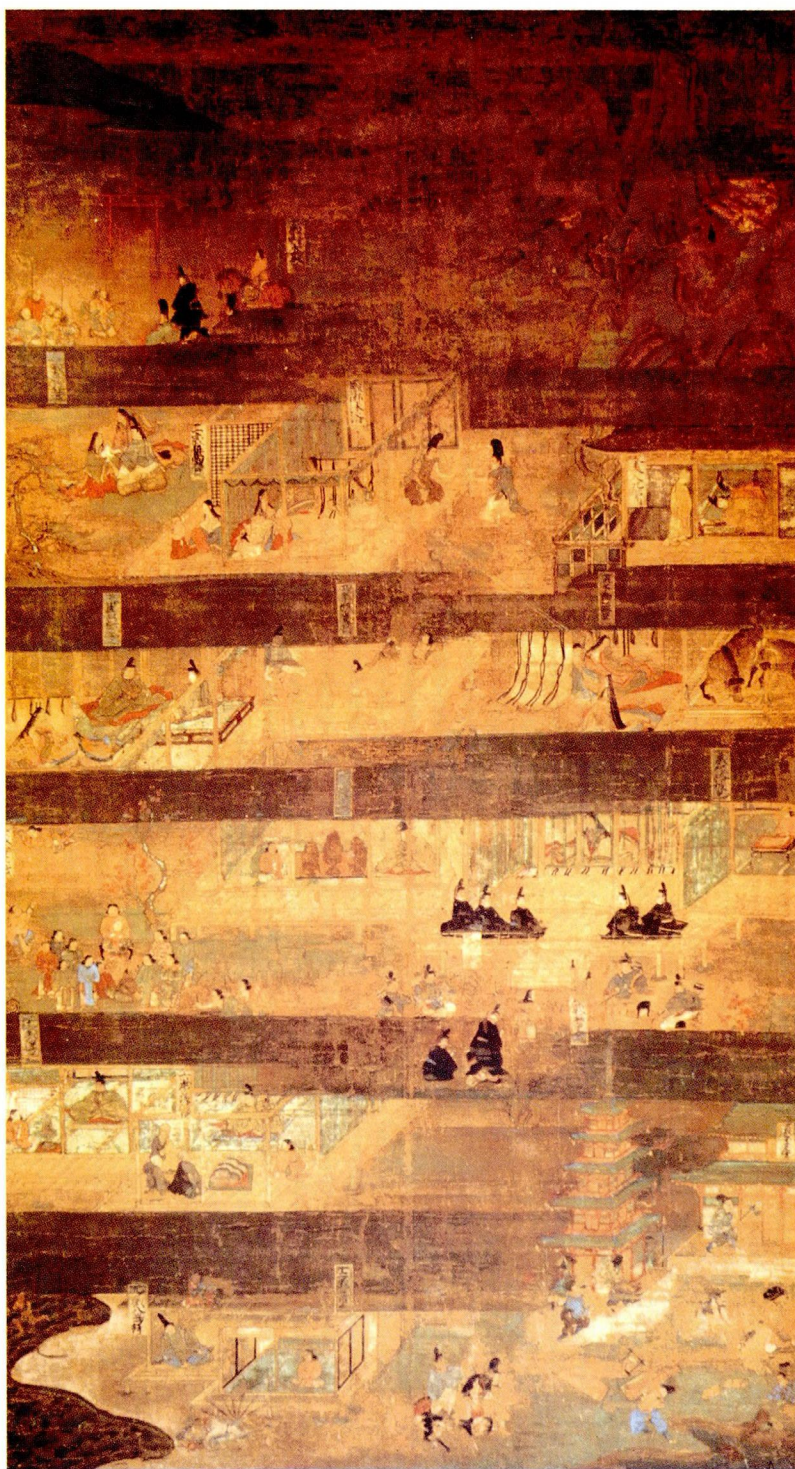


11 蓮如上人御影 勝願寺蔵 (29-9)



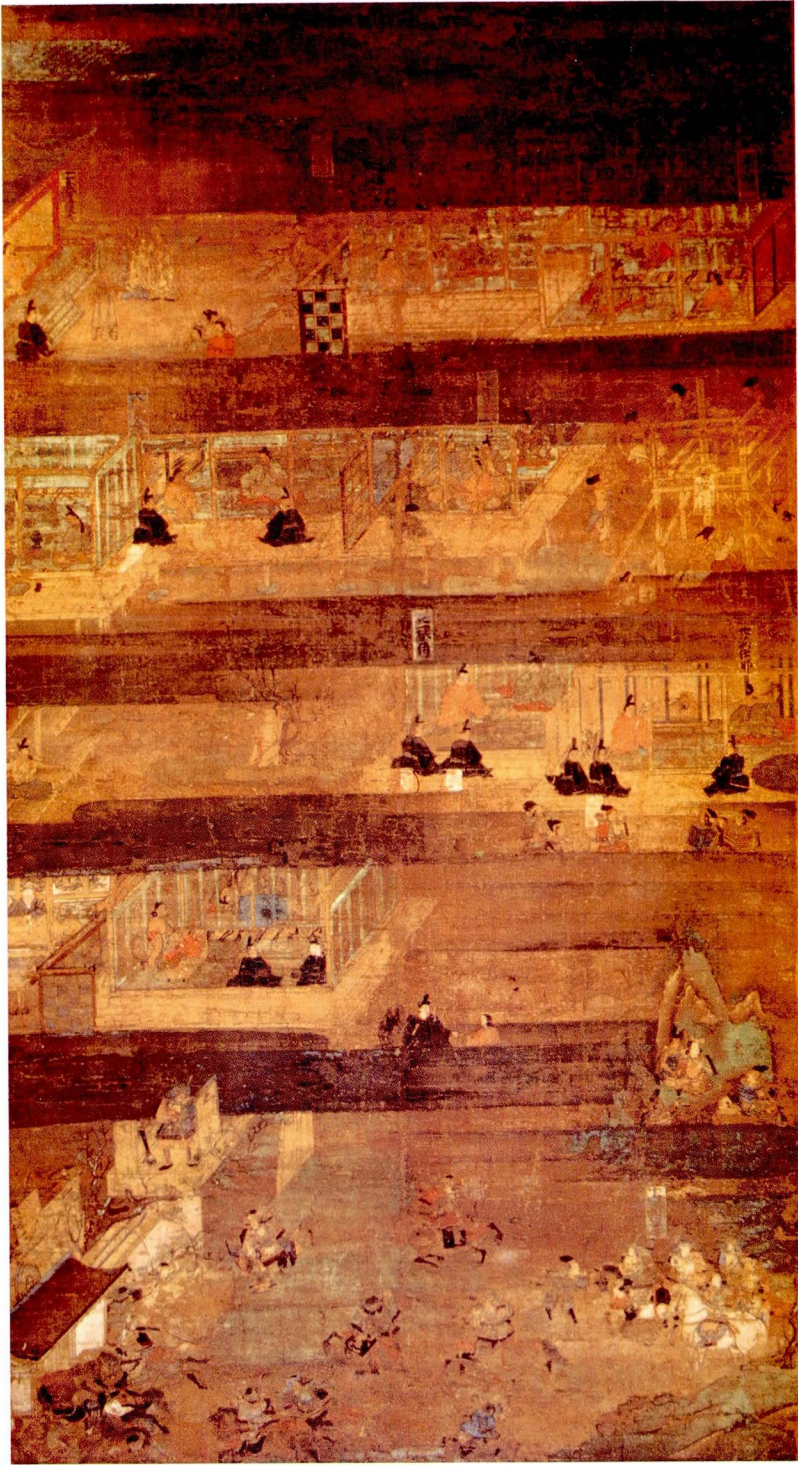
13 実如上人御影・部分  
永勝寺蔵 (34-13)





14-1 聖徳太子絵伝 1幅目 妙安寺蔵 (6-8)





14-2 聖徳太子絵伝 2幅目 妙安寺蔵 (6-8)





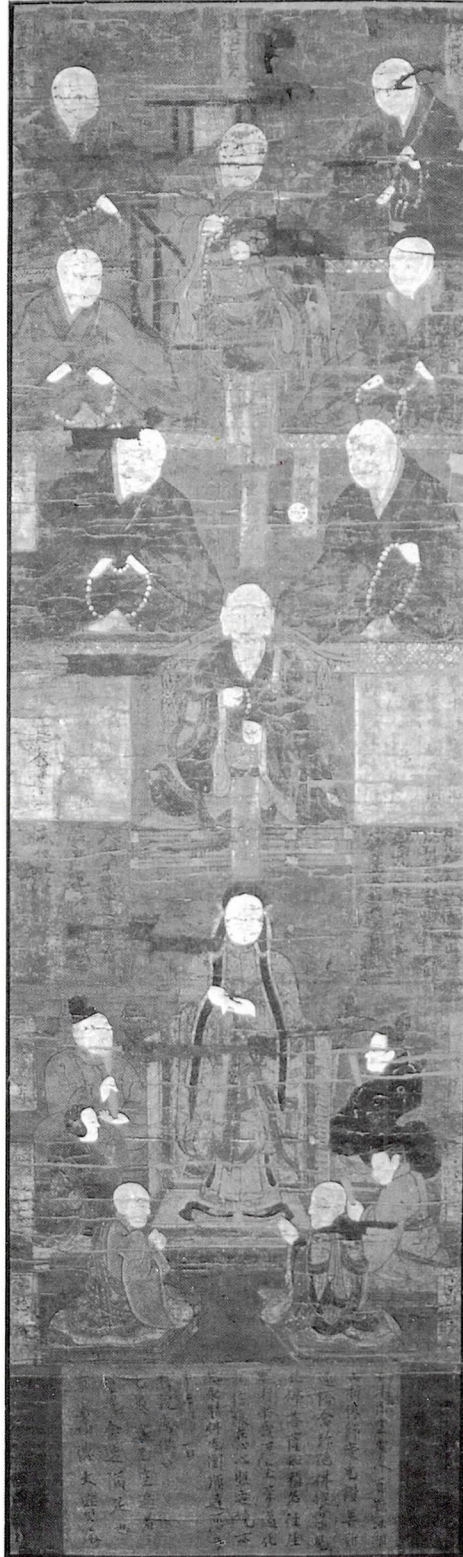
14-3 聖徳太子絵伝 3幅目 妙安寺蔵 (6-8)

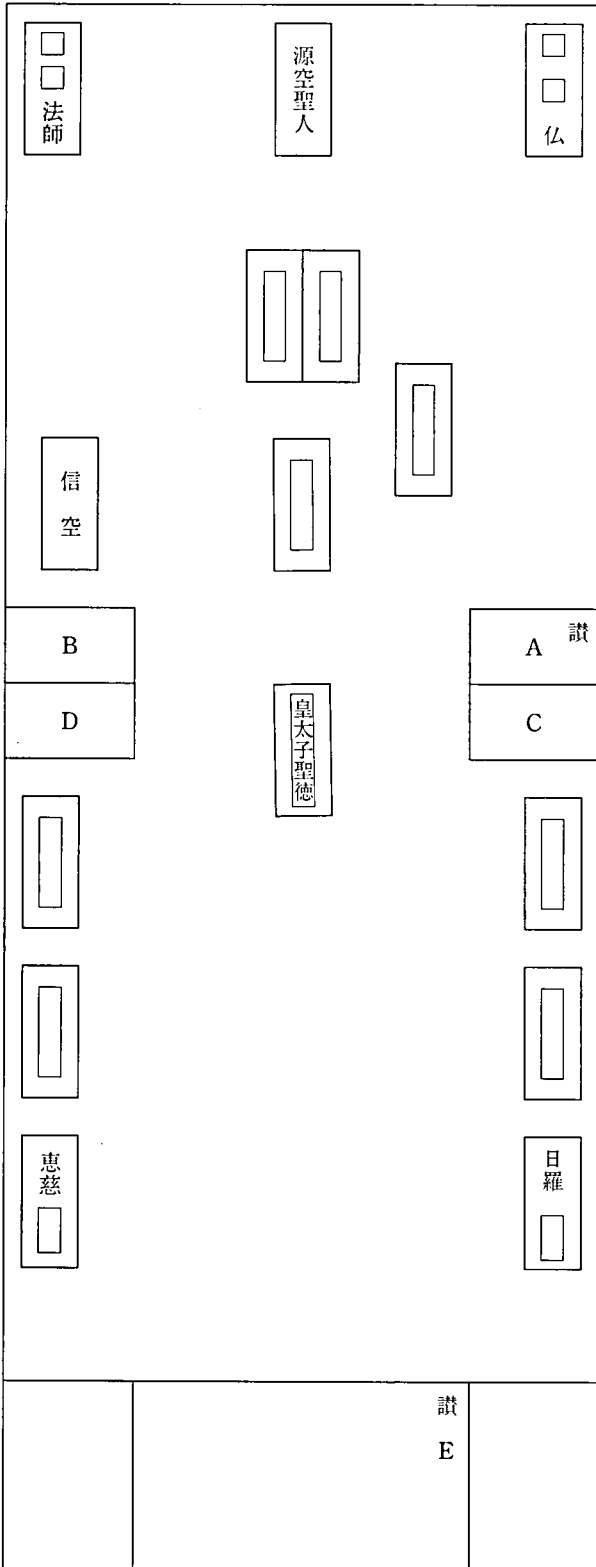




14-4 聖徳太子絵伝 4幅目 妙安寺蔵 (6-8)

15 本朝高僧像 無為信寺藏(15—12)





讚A 調査不備 不明

D " " "

讚E 日本源空聖人真影以明

山折倦師慶免讚普勸

通俗念弥陀仏提分皆見

化仏菩薩知称名住生

要術果哉源空慕道化

物信瓊在心照迹境西

去永晴仏光円頂達曆子

申三月一日

釈親鸞偈曰

凡愚還无空過者

心專念速満足也

真實功德大宝海



16 十高僧像 無為信寺藏(15—11)



讚  
 圓朝光明寺善導和尚真影

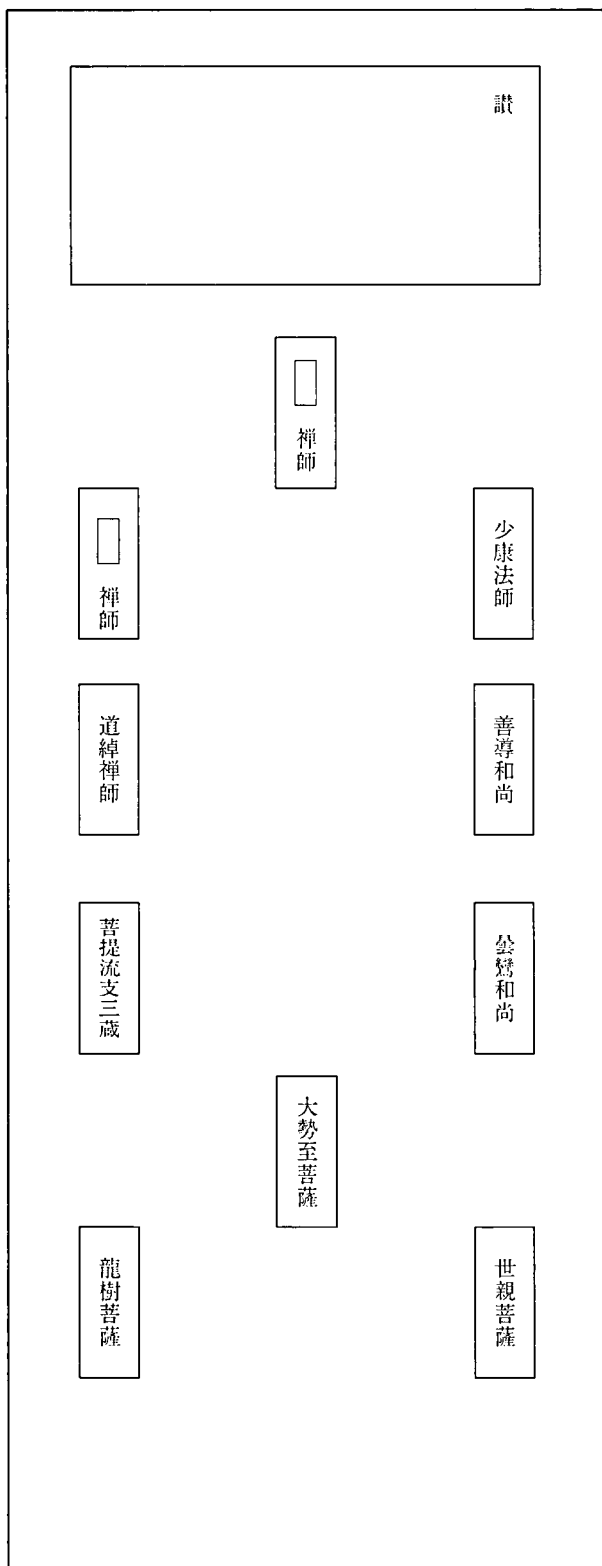
□ 嘆善導別德云

□ 導阿彌陀仏化身

□ 嘆仏即

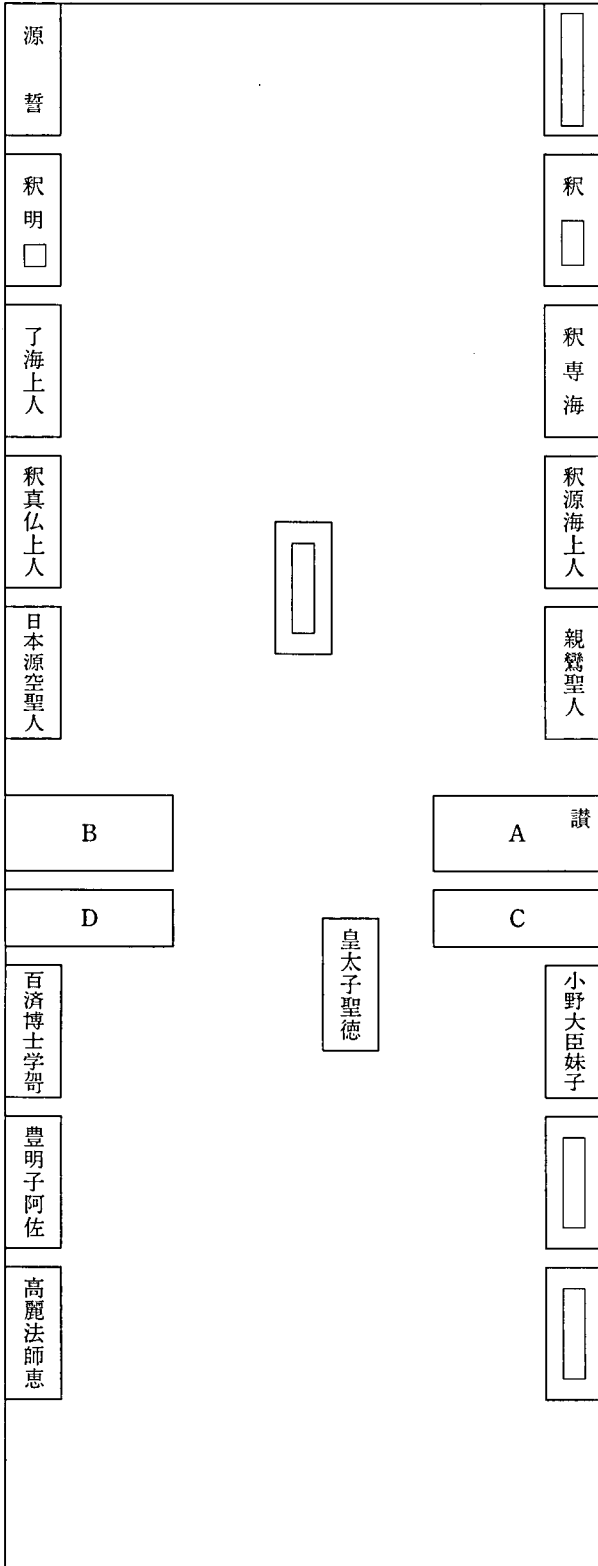
□ 即発願廻向二

□ 莊嚴浄土



17 連座御影 枕石寺藏 (8—12)





讚A

法眼和

尚位源信俗姓□部

大和国葛城郡□□□

讚B

仁元年六月十日春秋

七十六臨終日我是古

仏靈山聴□縁已盡

讚C

聖徳太子御廟記

文堀出一銅函其第一

銘曰我為利生出彼衡

讚D

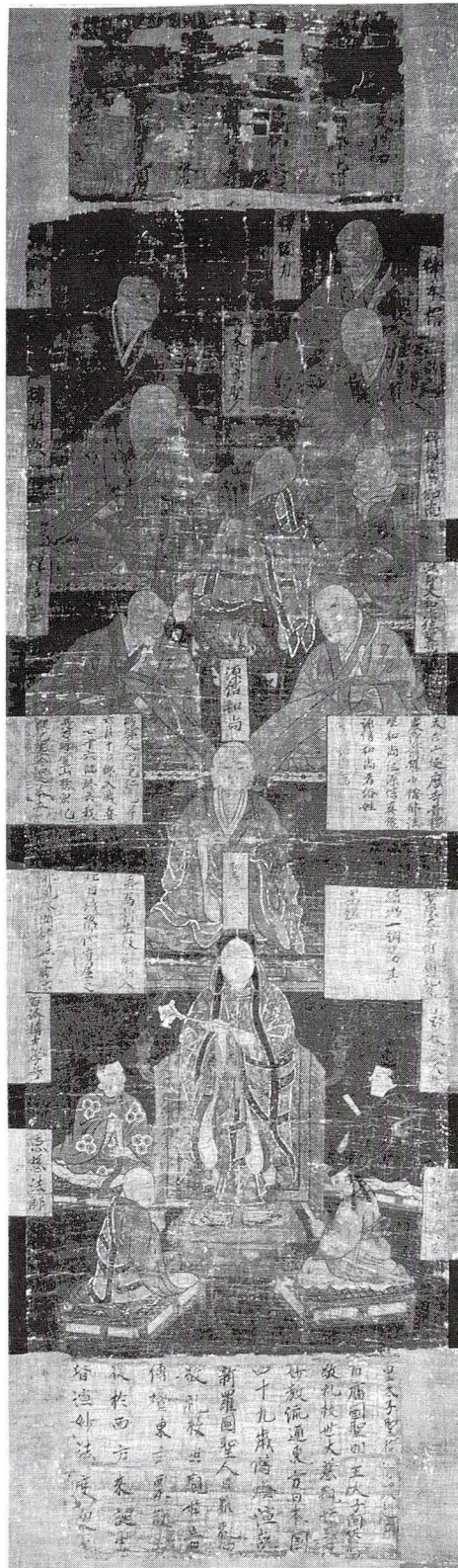
出入此□守

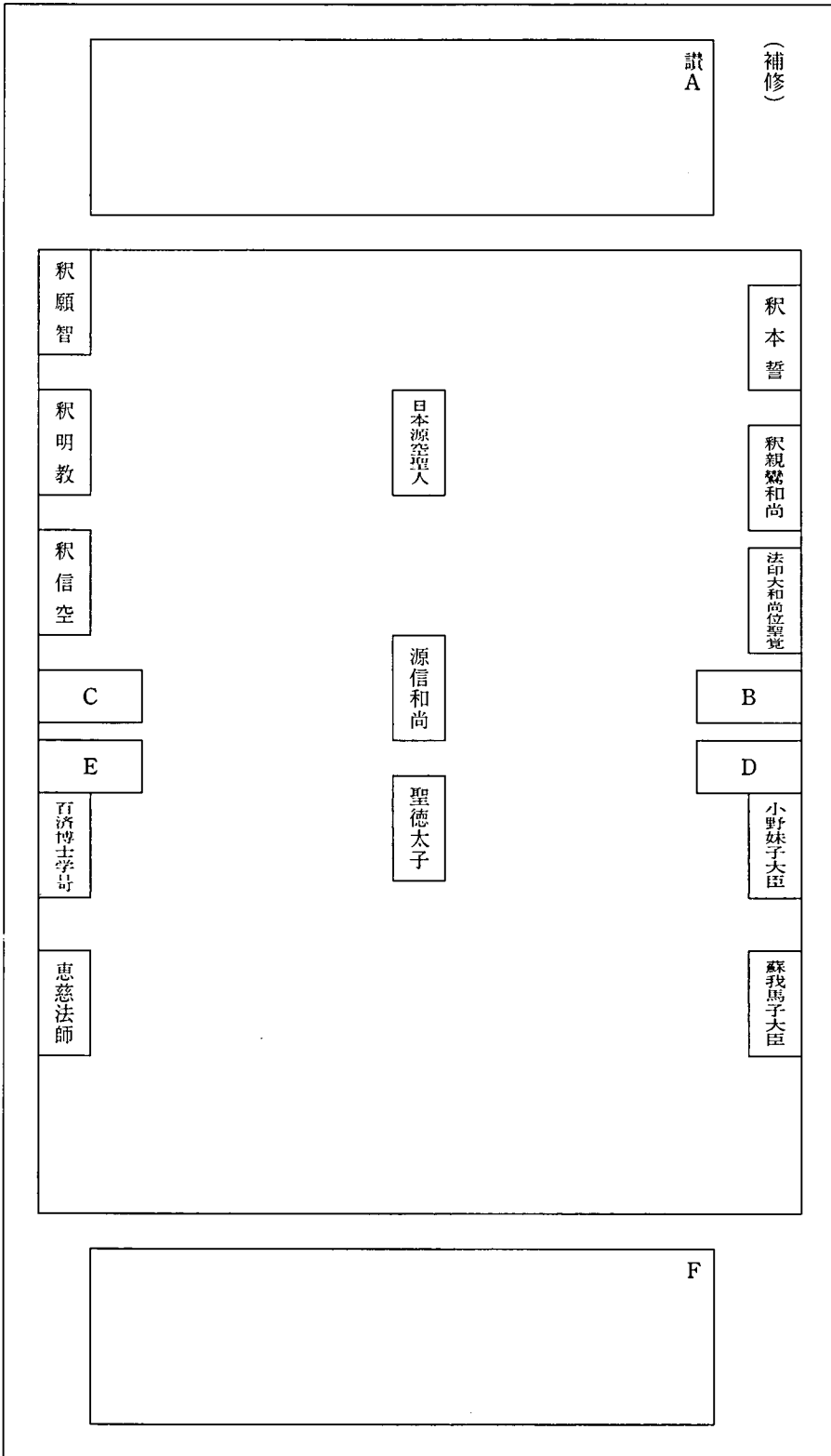
屋之邪見□

仏法之威徳

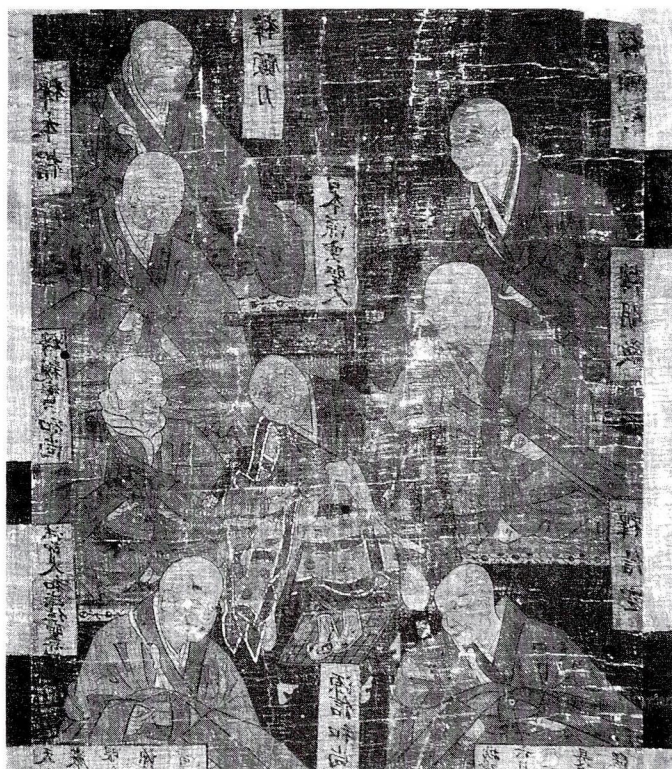


18 十四体連座御影 康善寺蔵 (21—19)









讚D 聖德太子御廟記云

堀出一銅篋其

蓋銘曰

讚E 吾為利生彼衡山入

此日域降伏守屋之

邪見終顯仏法之威德

讚F 皇太子聖德御縁起曰

百濟国聖明王太子阿佐

敬礼救世大慈觀世菩薩

妙教流通東方日本国

四十九歳伝灯演説

新羅国聖人日羅礼曰

敬礼救世觀世音

伝灯東方闡散王

從於西方来誕生

皆演妙法度衆生

讚A 回本源空聖人偈曰

四明山權律師隆寛讚

念弥陀仏能念皆

明知 往生要術

宜哉源空慕道化 珠在

境疑雲 困晴仏光円頂

建曆壬 三月一日

讚B 天台山延応寺首楞

嚴院前権少僧都法

眼和尚位源信真像

源信和尚者俗姓

□□□□

讚C

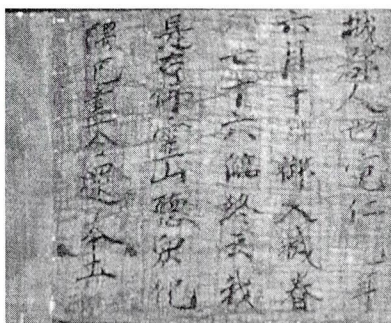
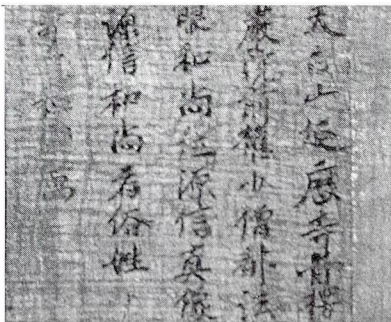
城郡人也寛仁元年

六月十日御入滅春

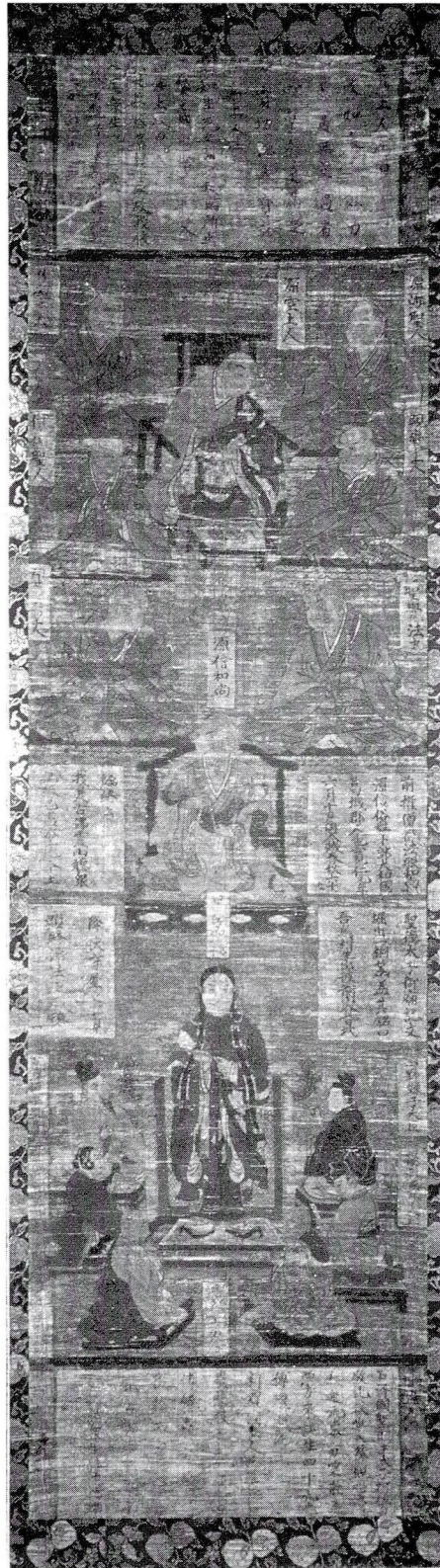
秋七十六臨終云我

是 仏靈山聴衆化

縁已盡今還本土







讚A □鸞上人偈曰

□彼如来本願力

□愚遇無空過者

□心專念速滿足

真實功德大宝海

源空上人云

當知生死之家以疑為所止

涅槃之城以信為能入

源海上人云

我是思慈藥師如来故我依

是度衆生也

□救世觀音□智慧故我

是此度衆生身也

讚B 前權僧都法眼和尚

源信俗姓卜部大和国

葛城郡人也寬仁元年

六月十日匱入滅春秋六十

讚D 聖德太子御廟記文

掘出一銅篋蓋其銘曰

吾為利生出彼衝山入此日域

讚E 降伏守屋之邪見

顯終仏法之威德

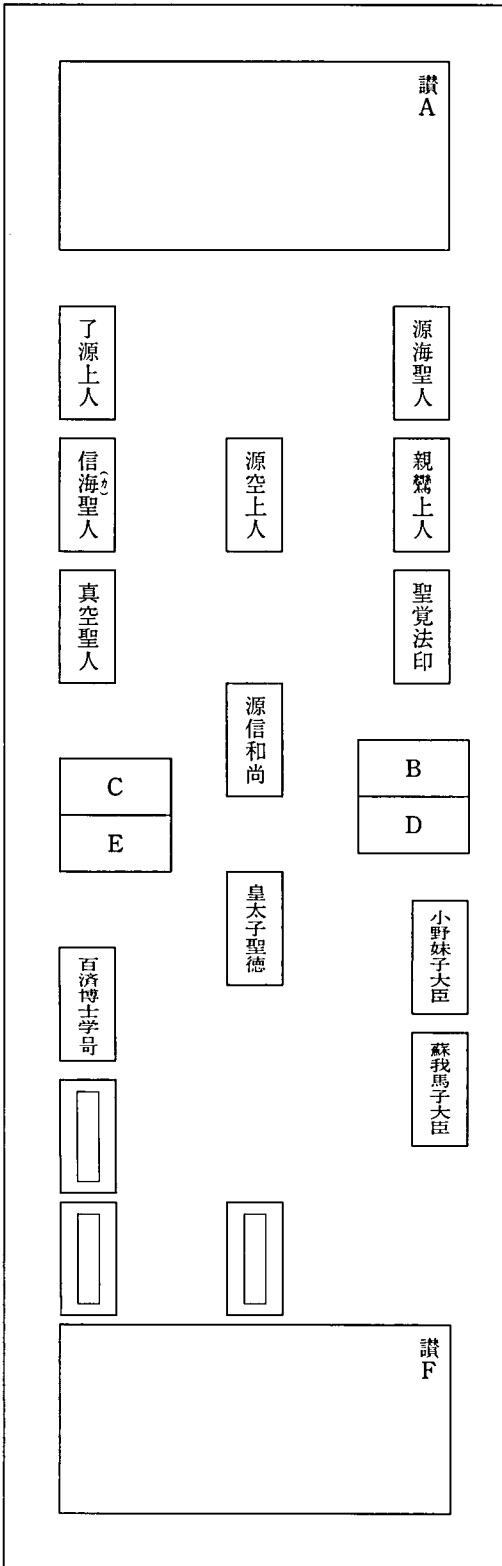
讚C 臨終云

我是古仏靈山聽衆

化縁已盡今還本土

讚F

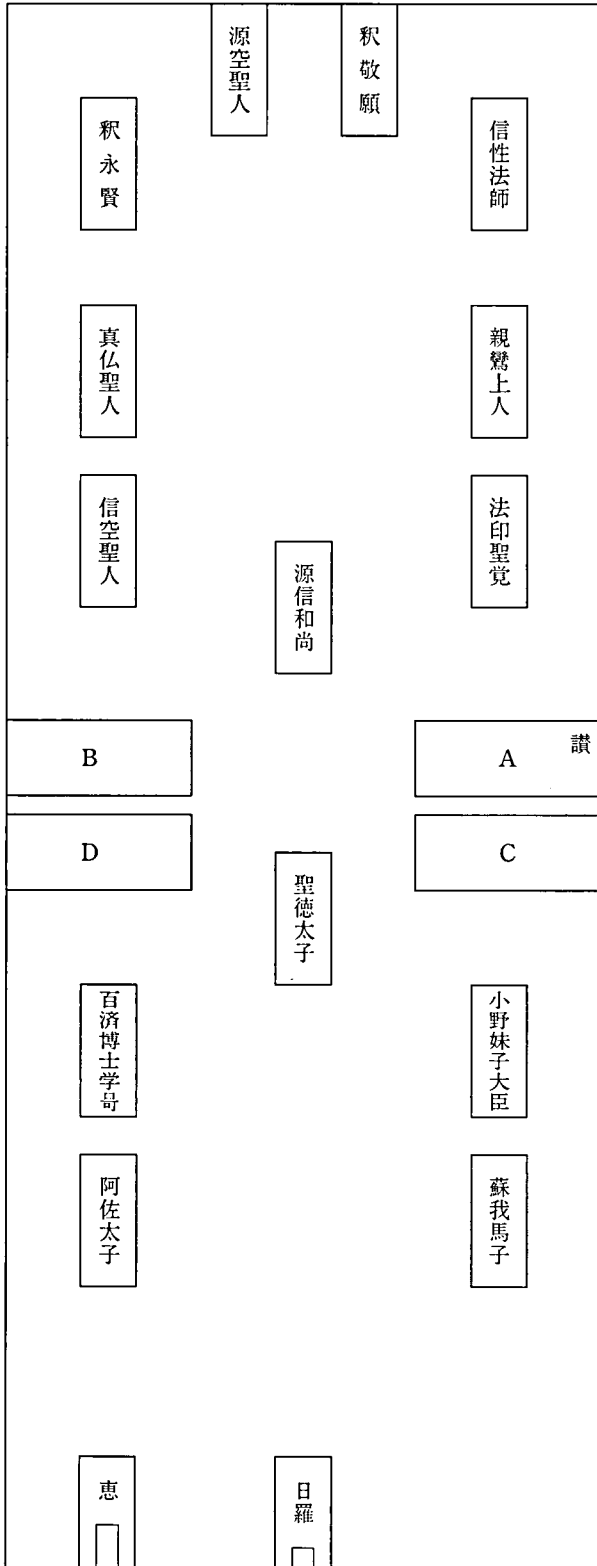
調査不備にて不明





20 連座御影 大正寺蔵 (39—16)





讚A 前権僧都法眼和尚源信

俗姓卜部大和国葛城郡

人世寛仁元年六月十日

御入滅春秋七十六

讚B 臨終云

我是古仏靈山聴衆

化縁已盡今還本土

讚C 聖德太子御廟記文□□

一銅篋其蓋銘曰

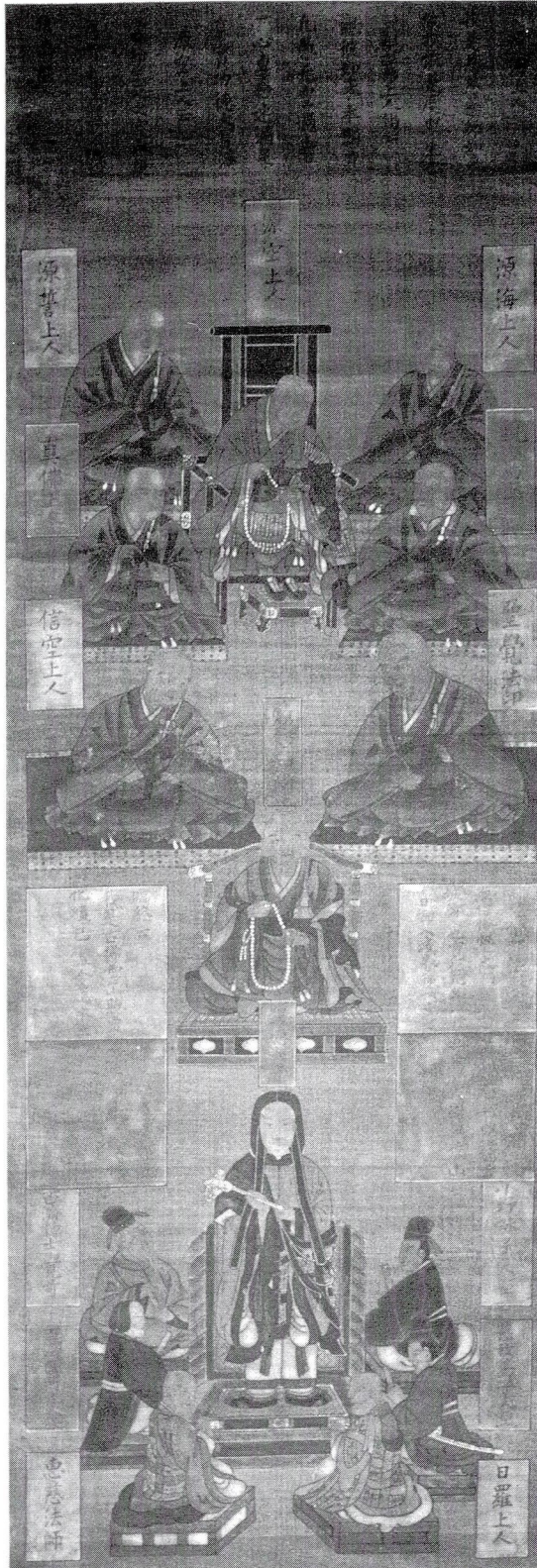
吾為利生出彼衡山入此日域

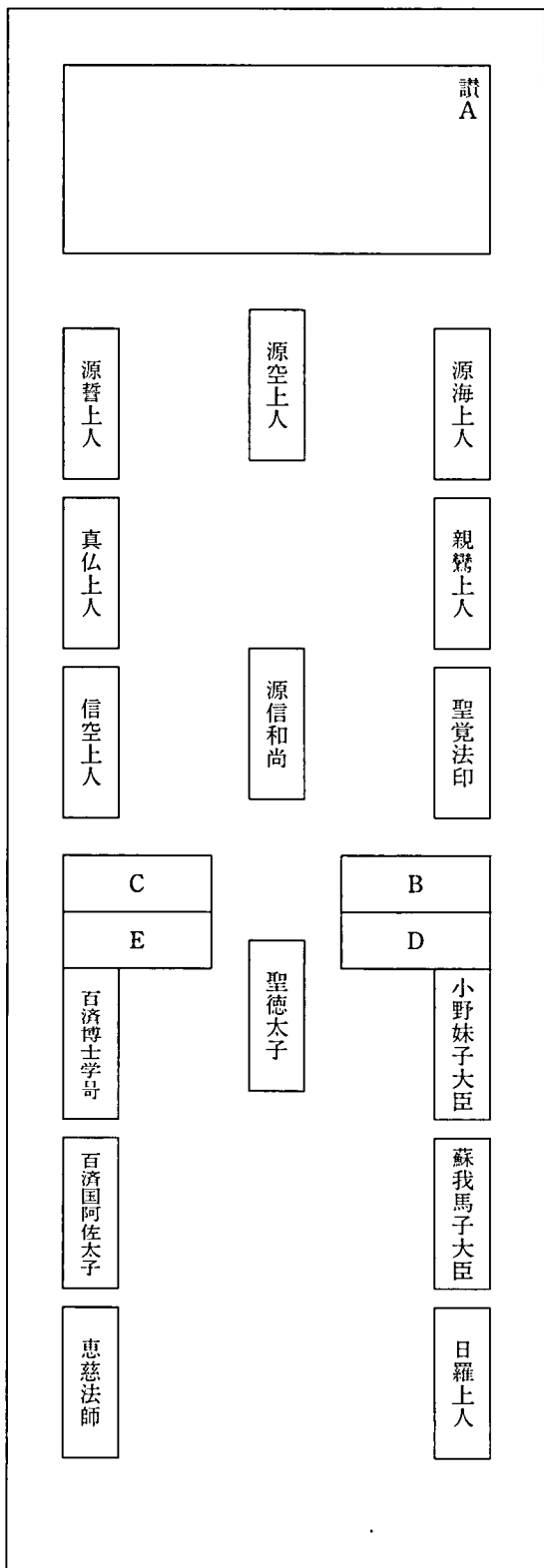
讚D 降伏守屋之邪見

顯終仏法之威徳



21 高僧連座像 大正寺藏(39-17)





讚A

源海上人

我是思慈藥師如来

故我依是度衆生也

親鸞上人偈云

觀彼如来本願力

凡愚無空過者

一心專念速滿足

真實功德大宝海

源空上人云

當知生死之家以疑

為所止涅槃之城以

信為能入

讚B

前權僧都法眼和尚

源信俗性卜部大和国葛

城郡人也寛仁元年六月

十日御入滅春秋六十七

讚C

臨終云

我是古仏靈山聽衆

化縁已盡今還本土

讚D

聖德太子御廟記文

堀出一同篋蓋其銘曰

吾為利生彼衡山

入此日域

讚E

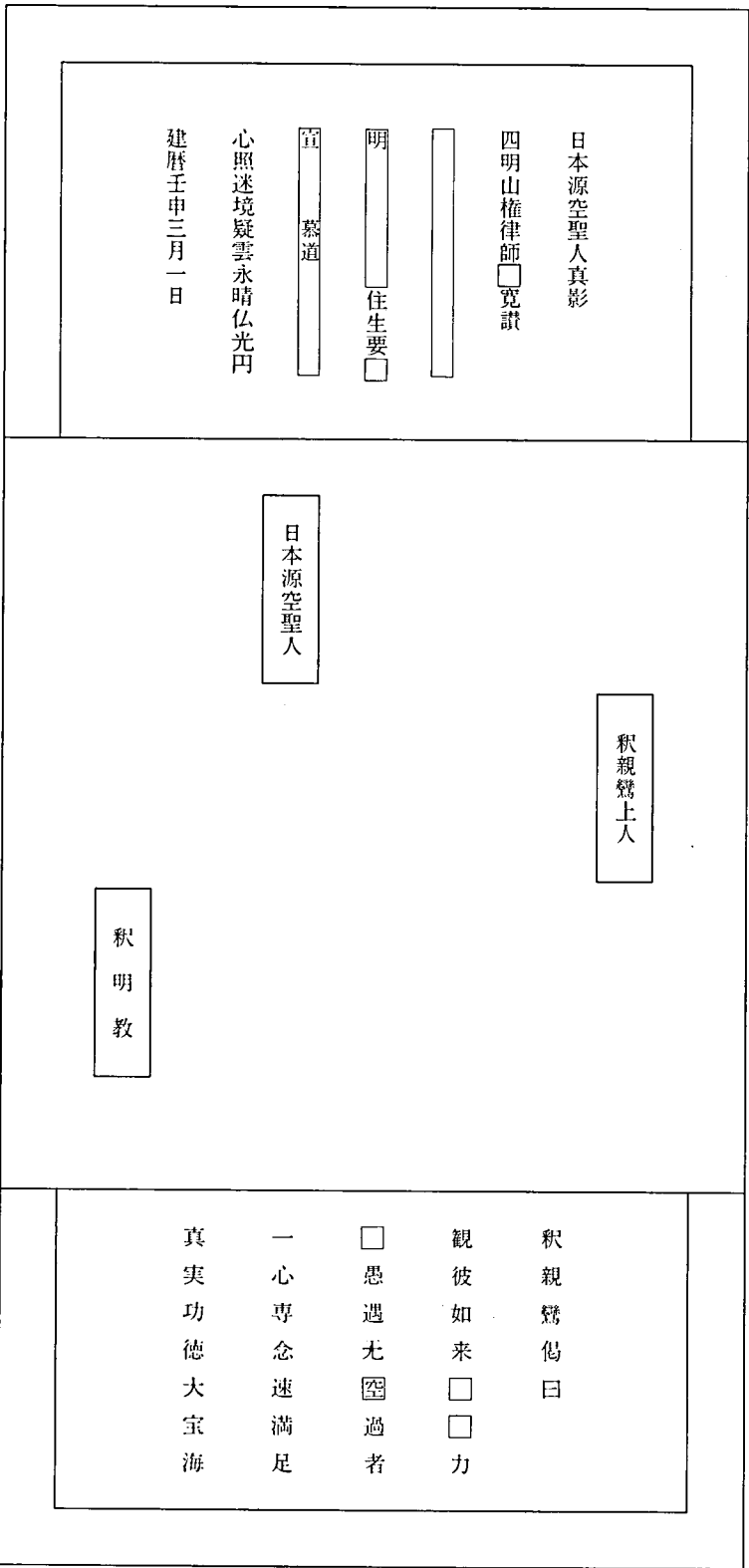
降伏守屋之邪見

顯終仏法之威徳



22 三尊連座御影 康善寺蔵 (21-18)





日本源空聖人真影

四明山權律師  寬讚

明  住生要

宜  慕道

心照迷境疑雲永晴仏光円

建曆壬申三月一日

日本源空聖人

秋親鸞上人

秋明教

秋親鸞偈曰

觀彼如來   力

愚遇尤  空過者

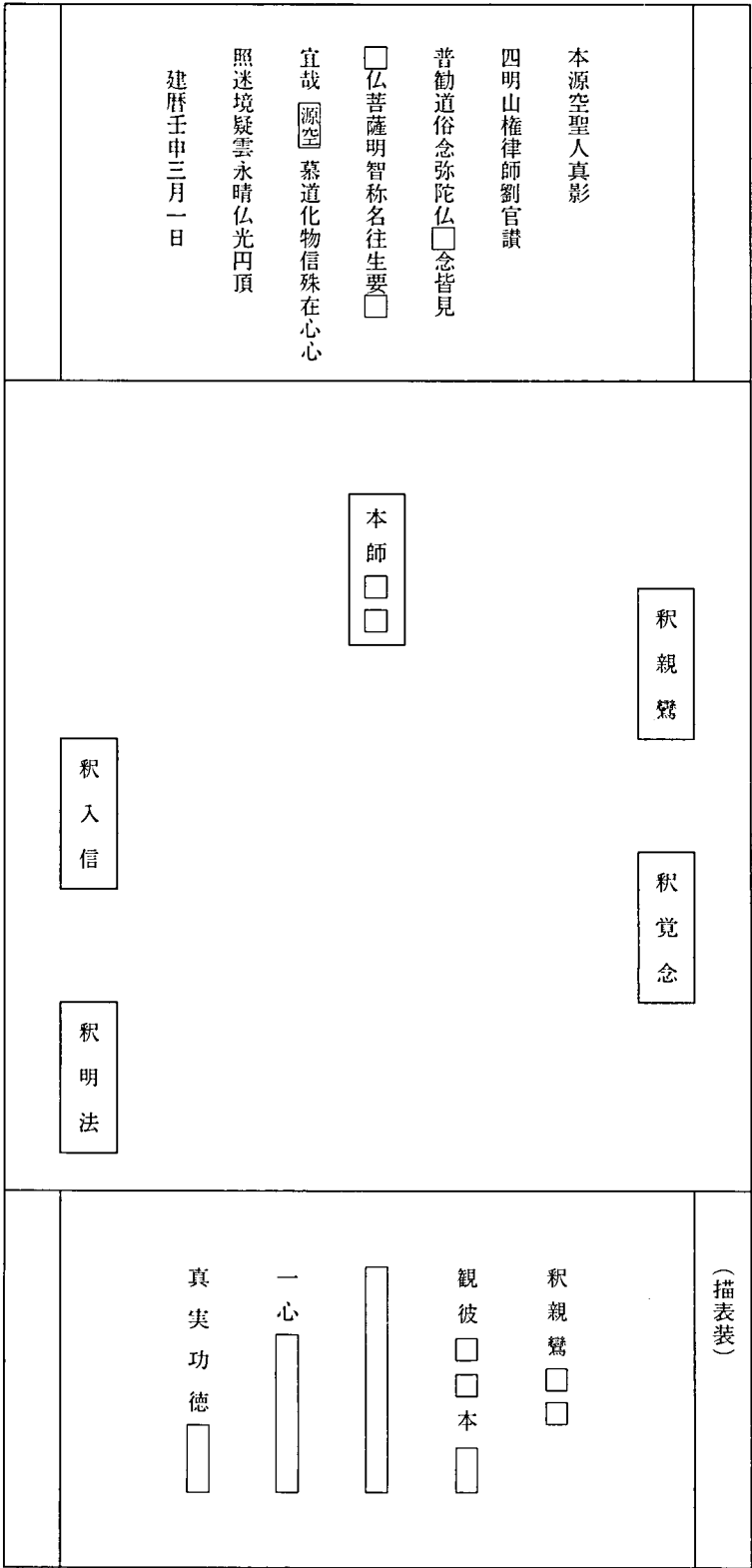
一心專念速滿足

真實功德大宝海



23 五高僧像 上宮寺藏(23―9)







24 連座御影 光了寺藏(28—7)



親鸞上人云	本願名号正定業	成等覺証大涅槃	如来所以興出世	五濁惡時群生海	能發一念喜愛心	凡聖逆誘齊回入	攝取心光常照護
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(以下切断)

親鸞	□	□
----	---	---

真仏上人
------

顯智法師
------

釈尊空法師
-------





歸  
命  
盡  
十  
方  
无  
導  
光  
如  
來

(蓮台)

選  
撰  
本  
願  
念  
仏  
集  
云  
南  
無  
阿  
彌  
陀  
仏  
住  
生  
之  
業  
念  
仏  
為  
本

選  
撰  
本  
願  
念  
仏  
集  
云  
南  
無  
阿  
彌  
陀  
仏  
住  
生  
之  
業  
念  
仏  
為  
本

釈  
円  
覚

釈  
了  
道





(剝落)

卍  
十  
方  
无  
导  
光  
如  
来

积  
本  
誓

积  
愿  
智

(蓮台)

波  
藪  
般  
豆  
菩  
薩  
論  
曰

世  
尊  
我  
一  
心  
歸  
命  
盡  
十  
方

无  
导  
光  
如  
来  
願  
生  
安  
樂  
國

又  
曰

我  
依  
修  
多  
羅  
真  
實  
功  
德  
相

說  
願  
偈  
捨  
持  
與  
仏  
教  
相  
應

又  
曰

觀  
彼  
世  
界  
相  
勝  
過  
三  
界  
道

究  
竟  
如  
虛  
空  
大  
無  
邊  
際

又  
曰

觀  
仏  
本  
願  
力  
遇  
无  
空  
過  
者

能  
令  
連  
滿  
足  
功  
德  
大  
寶  
海

愚  
禿  
親  
鸞  
敬  
信  
尊  
号



積聖覺 積親鸞 積真仏 源信和尚

源空上人

積性信 積是心 積信海

聖徳太子  
(太子眷屬)

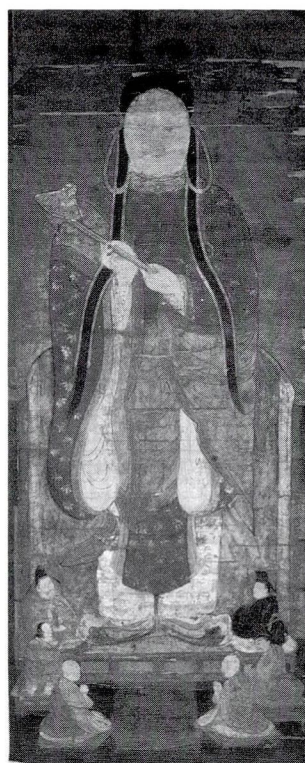
歸命盡十方無尊光如来  
(釈迦像)  
(蓮台)

南 無 不 可 思 議 光 仏

(十高僧像)

(弥陀像)  
南無阿弥陀仏  
(蓮台)

28 孝養太子画像 妙安寺蔵 (7-5)



29 聖徳太子六親眷属画像 東弘寺蔵 (11-9)

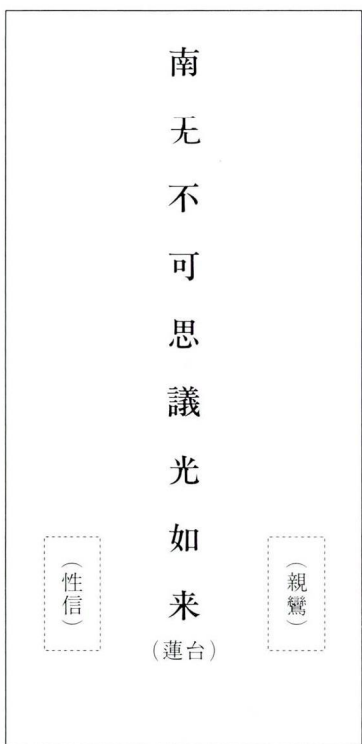
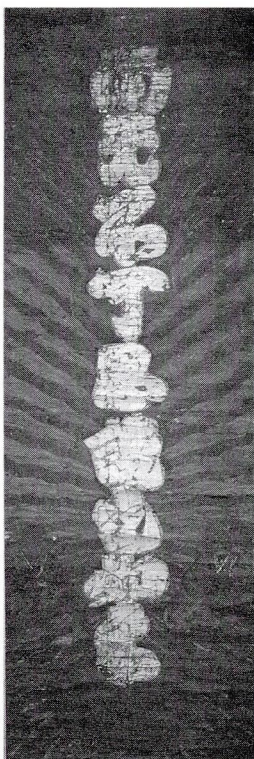


図  
版

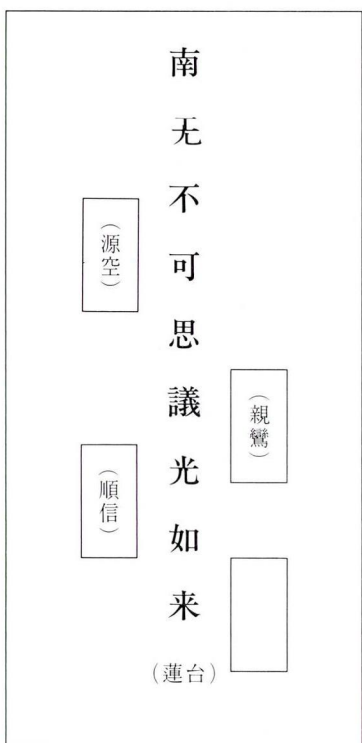


三  
八  
九

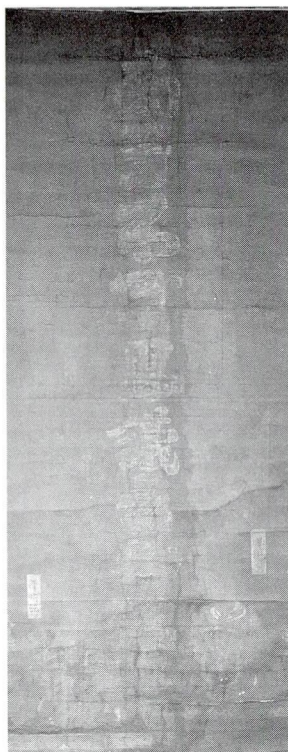
30 信心歡喜御名号 報恩寺藏 (1—6)



31 九字名号連座御影 無量壽寺藏 (4—4)



32 九字名号 上宮寺藏(23 | 5)



33 尊号並三菩薩像 福源寺藏(38 | 1)



南  
无  
不  
可  
思  
議  
光  
如  
来  
(蓮台)

积親鸞

积明法

盡  
十  
方  
无  
尋  
光  
如  
来  
(蓮台)

(像)

(像)

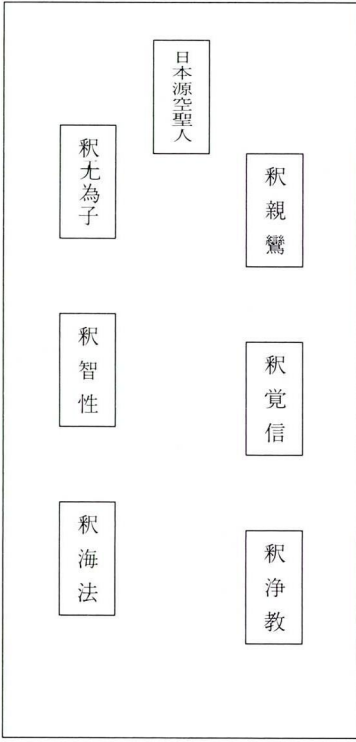
(像)

図  
版

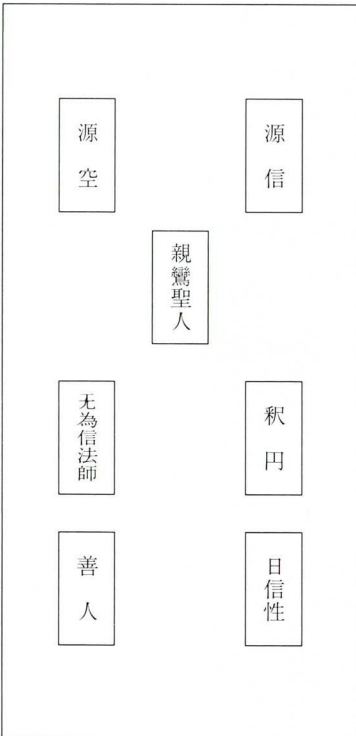
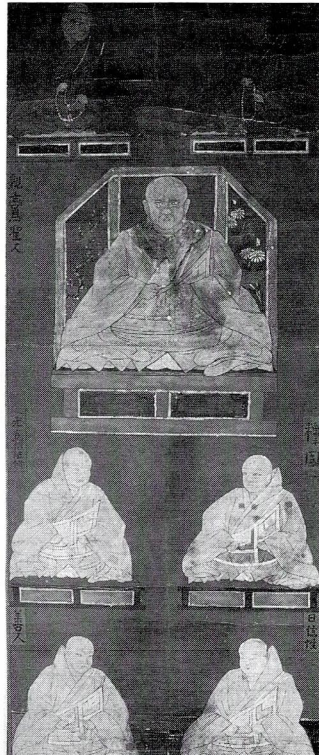
三九一



34 七体連座御影 称念寺藏(14-9)



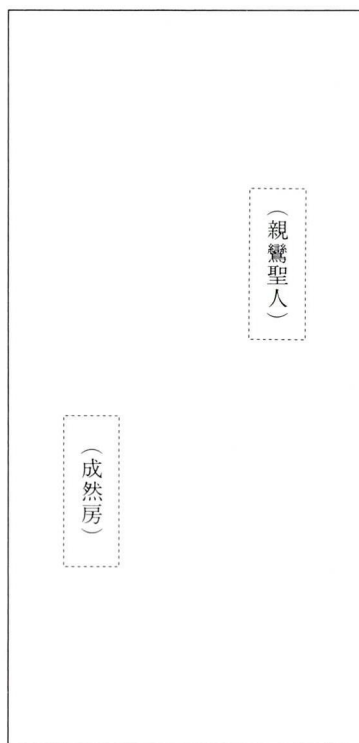
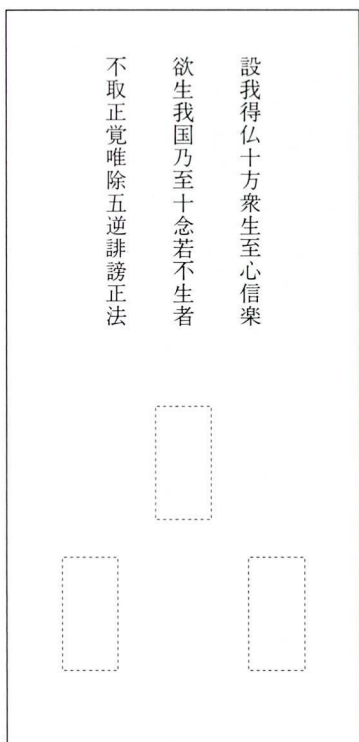
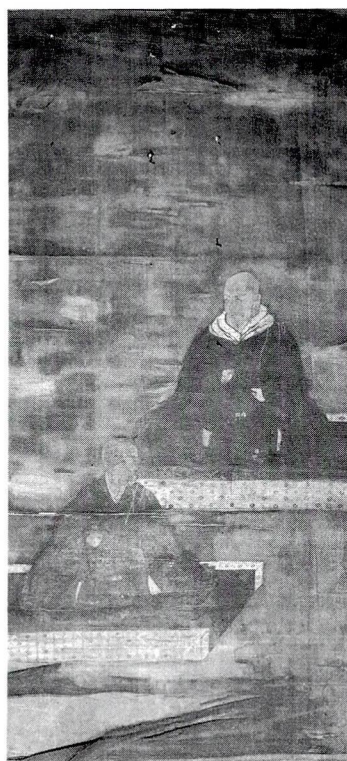
35 七人高僧像 無為信寺藏(15-13)



36 連座御影 宗願寺藏(9-1)



37 親鸞聖人成然房連座御影 妙安寺藏(7-12)



38 唯善顯照繪像 常敬寺藏(41—9)



唯  
善

顯  
照

# 調査寺院県別一覽表

寺院名	住 所	宗派	調査年次	本文頁	東弘寺	同	結城郡石下町大房九三	大	55	301
光徳寺	岩手県花巻市南川原町九五	本	59	305	善重寺	同	水戸市酒門町二〇九六一二	大	56	311
称念寺	宮城県仙台市新坂通一〇―三	本	59	307	枕石寺	同	常陸太田市上河合町二〇三一	大	57	314
蓮生寺	福島県東白川郡棚倉町新町六〇	大	60	301	寿命寺	同	東茨城郡御前山村野口三〇四〇	本	57	315
康善寺	同 福島市五月町八一二〇	本	60	317	照願寺	同	那珂郡美和村鷺子二二三六	大	57	316
無量寿寺	茨城県鹿島郡銚田町鳥栖	本	56	292	常福寺	同	筑波郡大穂町大曾根六八五一	大	55	320
無量寿寺	同 鹿島郡銚田町下富田五四二	大	56	293	上宮寺	同	那珂郡珂町本米崎	本	56	321
妙安寺	同 猿島郡境町一ノ谷四九八	大	55	294	常弘寺	同	那珂郡大宮町石沢一四六七	本	57	322
妙安寺	同 岩井市三村一七九三	大	55	295	浄光寺	同	那珂湊市館山九〇一五	本	56	323
西念寺	同 岩井市辺田三五五一	大	55	298	西光寺	同	常陸太田市谷河原町七三五	大	57	324
宗願寺	同 古河市中央町二一八	本	55	301	願入寺	同	東茨城郡大洗町磯浜七八九一	単	60	324



光了寺	同	古河市中田一三三四―二	大	55	326	常敬寺	同	上越市寺町二―七―二八	大	58	345
勝願寺	同	猿島郡総和町磯部一七	大	55	328	甲府別院	山梨県甲府市相生三丁目五―七	大	57	338	
光明寺	同	下妻市大字下妻乙三五〇	大	54	332	万福寺	同	東山梨郡勝沼町等々力一二八九	本	57	339
称名寺	同	結城市結城一五二	本	54	333	万福寺	同	山梨市下栗原一三六八	大	57	340
専修寺		栃木県芳賀郡二宮町高田一四八二	高	54	291	福源寺	同	富士吉田市吉田五七八〇	本	57	341
慈願寺	同	那須郡馬頭町健武一二二〇	本	57	313	大正寺	同	富士吉田市新倉六二一	本	57	342
妙安寺		群馬県前橋市千代田町三丁目三―三〇	大	54	296	本誓寺	長野県長野市松代町松代 三〇九	大	60	302	
常敬寺		千葉県関宿町中戸三七九	本	60	343						
報恩寺		東京都台東区東上野六一―三―一三	大	58	290						
善福寺		神奈川県中郡大磯町大磯二六四五	本	58	335						
真楽寺	同	小田原市国府津三一―二―二二	大	58	335						
永勝寺	同	横浜市戸塚区下倉田町三一六	大	58	336						
無為信寺		新潟県北蒲原郡水原町下条町八一―二一	大	58	309						

# 解題

## 一 門 弟

### 1 「明空上人伝記」

茨城県下妻市光明寺蔵。袋綴一冊。竪二三・四センチ。横一六・二センチ。墨付二四丁。表紙墨書「聖人の御筆」。内題「明空上人傳記」。漢字・変体仮名交り文で、漢字には振仮名を付し、まま送仮名・返点あり。

当寺には本書とほぼ同文の写本がもう一冊ある。後者は送仮名を本文にして文体を整える上に、紙質の点からも、前者の方が古い。また、当寺には内題に「明空上人伝私記下」とある写本もある。これは漢字・片仮名交り文で、本書第三巻を増補した内容のものである。

なお、翻刻に際して、振仮名を省略した。

当寺蔵の『親鸞聖人門侶交名牒』は「相模住明光」常陸住「明空」武州住「了海」源州住「了源」甲州住「源誓」を巻頭に掲げ、「已上門

解題

弟六老僧」と記す。六老僧については『大谷本願寺通紀』巻七に「祖師門下常隨高弟六人、為三此六老僧、並是清僧、為三十四輩之首、後來準三此例、置三六人供僧、奉三事宗主、助三和課誦、令三二十四輩列三坐其後云、日蓮宗亦有六老僧・九老僧・每之稱三遊傲我門一賦」と述べて、甲斐万福寺伝による「源誓甲州等力」「了海武州麻布」「明光相州三浦」「信証下総結城」「了源相州山下」「明空常陸下妻」の説の外に、武州麻布明光・了源・源海・源誓・専海・了海の説と明光・了源・源海・源誓・明空・了海の説があることを記している。二番目の説は同書巻一の門弟名簿に甲斐等力源誓・武蔵荒木源海・相模野比明光・相模山下了源・三河長瀬専海・武蔵麻布了海と載せるものであって、三番目の説は当寺の伝承によったものらしい。同書巻七は六老僧各一寺に住し、後に常敬寺を加えたものを七大寺という説があることを載せ、麻布善福寺・等力万福寺・結城称名寺・倉田永勝寺・下妻光明寺・磯部勝願寺・中戸常敬寺を関東七大寺というと記す。もっとも関東七大寺にも異説があつて、下妻三月寺を加え永勝寺を除く説、三河中之郷浄妙寺を加え常敬寺を省く説、三月・万福両寺を加え万福・常敬両寺を省く説があることも記している。

六老僧と呼ばれる者の門流は、常陸の明空と下総の信証を除けば、関

東教団はもとよりそれより以西へ広範な教線を張った門流である。信証は高田真仏の子と伝えられ、高田専修寺を娘婿頭智が継ぎ、結城称名寺を信証が継いだ、専修寺の真仏木像をめぐる紛争の末、首と胴体が分かれたという。かように称名寺は関東の有力寺院であったから、光明寺も有力寺院であったことが窺え、それゆえに明空も六老僧に数えられたのであろう。小島草庵跡に建ったといわれる三月寺が往古に衰退し、久しく光明寺に寄寓していたことも、光明寺が有力寺院であった証拠であらう。

(小島恵昭)

## 2 「起請文」

茨城県下妻市光明寺蔵。袋綴一冊。竪二五・三センチ。横一七・五センチ。墨付一三丁。全紙に亘って右上端を欠損のため、裏打を施し、表紙を後補する。内題「起請文 沙門明空作」。漢字・片仮名交り文で、漢字には振仮名を付す。

本書は前項に記した「明空上人伝私記下」と同筆である。

(小島恵昭)

## 一一 二十四輩寺院記録

### 1 「二十四輩帳」

宮城県仙台市称念寺蔵。袋綴一冊。一六・五×一一・七。表紙共十丁。本書は、書写後同一人物によって二度・三度と加筆され、墨消もかなりみられるが、成立は明和元年(一七六四)頃と考えられる。二十四輩と寺院名及び所在地を列挙し、最後に六坊を掲げる。『遺徳法輪集』と比べてみると、第一番真仏・専修寺、第二番性信・報恩寺と逆になっている。また、第十九番明法・上宮寺が第十三番に、第二十四番唯円・西光寺が第二十二番になっていて、以下順番が繰り下がっている。内容をみると、二十四輩寺院が退転していたのを天正・寛永・正保・明暦・万治・寛文・延宝年中に由緒を以って新たに取立られたことを記している。近世中期以降、盛んになる二十四輩巡拝寺院の成立を考える上で重要な記事といえよう。

加筆訂正は8ポ、墨消で判読できないものは■で表記した。

(蒲池勢至)

## 2 「関東二十四輩文名井規格記」

茨城県下妻市光明寺蔵。継紙一通。竪一六・五センチ。

本書は東本願寺の記録によって書写されたものであるが、枕石寺の開基を入西房と記す点、他書とは異なる。東本願寺においては二十四輩に准じて二十四輩列座を許可していたらしい。ここで列座として挙げられる寺院はすべて東本願寺末であり、古知野（現愛知県江南市）報光寺には列座連判の書状が残っている。

（小島恵昭）

## 3 「常水府寺社秘録目録」

茨城県鹿島郡鉾田町鳥栖無量寿寺蔵。袋綴一冊。竪二八センチ。横一八・五センチ。墨付六六丁。内題「常水府寺社秘録目録」。奥書「（異筆）鳥栖ノ教四拜ノ（同筆）文政元戌寅星十月ノ蟲之内銀金之寫ノ中將写之」。

本書は水戸藩領内寺院を諸宗ごとに分けて、各寺の土地所有高・本末関係・所在地・寺号などを記載したものである。本書巻末には「。以上ノ。天台六十八。真言百八十一。曹洞七十七ノ。臨濟十九。浄土四十九。日蓮三十一ノ。一向三十四。時宗十。社人十ノ。山伏二十ノ。ノ五百式」と、記載寺院数を統計しているが、例えば一向宗実記載寺院数三十

五カ寺で、他宗の場合でも実記載数と合致しない。水戸藩主光圀は寛文二（一六六三）年開基帳を作成し、その後寺社整理を実施した。真宗の場合、寛文の開基帳に六十八カ寺を数えるが、その後二十九カ寺が処分された。

翻刻は一向宗分のみを抽出したに過ぎないが、河和田報仏寺に「元禄二已十月建寺ニ成ル」、谷河原西光寺に「廿四世ノ内鳥喰村唯縁開基中絶之処十四世圓順当村へ住居」などと注記することは、廿四輩寺院の歴史の一端を窺うことができる。

（小島恵昭）

## 4 「廿四輩會合之儀」

茨城県岩井市辺田西念寺蔵。仮袋綴一冊。墨付四丁。

本書は照願寺・阿弥陀寺・无量寿寺・如来寺・枕石寺・常福寺・常弘寺・唯信寺・覚念寺・西光寺・西念寺などの廿四輩遺蹟寺院が、中絶していた毎年の會合を再興するに際して申合せた軌則を記す。これ以前、度々中絶しながらも「再往取立候年号」として、永正元年（一五〇四）・永禄六年（一五六三）・慶長二年（一五九七）から正保三年（一六四六）の年代を述べていることは注目されよう。今回の再興は「當年」とあるだけで年次不明であるが、東派を中心として由緒寺院であれば會合に加わり連衆になれることを付している。

（蒲池勢至）

### 三 寺院由緒

#### 1 「鳥栖無量寿寺古記抜萃及新記事誌」

茨城県鹿島郡鉾田町無量寿寺藏。袋綴一冊。竪二四センチ。横一七・二センチ。墨付九丁。内題「鳥栖無量寿寺古記抜萃及新記事誌」。

本書は本文中に大正の年記があって、近代の編纂になるものである。とはいえ、十一代順巴条は富田無量寿寺の由来について物語る。また、二十四輩席条は寂如上人時代寛文八（一六六八）年三月十日以来、西本願寺において二十四輩の取扱がなされるようになったことを記す。事実、『紫雲殿由縁記』には同月より二十四輩衆に絹袈裟から飛檐一の間を昇座を許したことを載せている。  
(小島恵昭)

#### 2 鳥栖無量寿寺「伝来古文書見出帳」

茨城県鹿島郡鉾田町無量寿寺藏。仮綴一冊。竪二八・三センチ。横二〇・一センチ。墨付四丁。内題「傳来古文書見出書」。

本書は大正八年七月調査における一九通の古文書を記すが、当研究所調査ではこのうち文永・弘安年間の古文書をはじめ九通を確認すること

ができなかった。ただ、確認できたものうち本書に写す二通は無量寿寺関係の文書であるが、他は常陸大掾一門鹿島氏支流畑田氏関係の文書である。また、当研究所調査では本書収載文書以外に、畑田文書七通、本願寺頭如書状一通、加藤清正書状一通、徳川光圀書状三通等を確認している。  
(小島恵昭)

#### 3 鳥栖「無量寿寺略縁起」

茨城県鹿島郡鉾田町無量寿寺藏。仮綴一冊。竪二七・五センチ。横一九・五センチ。墨付一一丁。内題「無量寿寺略縁起」。

本書は寛政五（一七九三）年八月、越後の教証という僧が無量寿寺伝来の幽霊済度の経塚石垣修復のため、宗祖の幽霊済度に由来する無量寿寺再興の縁起を略述して、人々の志を期したものである。

なお、この勧進に応じた人名・金額を翻刻文に続いて記すが、これは省略した。  
(小島恵昭)

#### 4 「一谷山最頂院妙安寺縁起」

群馬県前橋市妙安寺藏。卷子装上下二巻。縦三一・四。金界線アリ。

本書は、妙安寺第十八世積成誓によって承応二年（一六五三）に成立した。



上巻は、開基成然上人が親鸞聖人稲田に於ける教化によって建保二年（一二一四）出家発心するところから、文永二年八月二十五日八十八歳にして往生するまでを記す。その間、聖人帰洛時に御寿像を彫刻して付属されたこと、天福元年（一二三三）太子夢告によって三村に坊舎を建立して最頂院妙安寺と号したこと、また正嘉二年（一二五八）成然上洛の時に蓮座御影を付属された等の内容が語られている。

下巻には、第二世成専・第三世成海と相承して第十五世成空代の天正十八年に三村から川越へ移転、さらに慶長六年現在の前橋厩橋に寺基を移したことを述べる。そして、慶長八年（一六〇三）教如上人の所望によって聖人御寿像を京都本山に奉じたこと、その御替として蓮如上人図画の祖師聖人等身御影と裏書（慶長五年）を授与されたことを記している。東本願寺創立時、本山御影堂の真影を寄進した妙安寺側の資料として当時の様子を伝え、貴重な縁起といえよう。（蒲池勢至）

## 5 (水戸善重寺由緒)

茨城県水戸市酒門町善重寺藏。卷子装。

表題のないこの一本は、善重寺第十五世念了一代の編年体の記録で、念子が寛永二十年（一六四三）住職になったのを機に綴られ始めたようである。実際には、前住の没した寛永十一年より記載が始まり、貞享三年（一六八六）の没年に至る迄の五十余年の善重寺の状況を知ることが

出来る。

住職の本山との往来、諸申物（絵像等下付・身分・法衣申請等）に関する記載もあり、江戸初期の地方大寺院住職の動きが読み取れる。また、東本願寺新門主関東下向の記事もみられ、本願寺史の上からも貴重な史料といえる。（青木馨）

## 6 慈願寺「信願御房三家四流之次第」

栃木県那須郡馬頭町健武慈願寺藏。卷子装一卷。

本書は親鸞直弟の信願関係の寺に(一)下野国武部の慈願寺、(二)河内国八尾の慈願寺、(三)下野国烏山の慈願寺、(四)下野国宇都宮の觀専寺があるも、その正統は武部慈願寺であることを縷縷主張する享保九（一七二四年）に成った本である。その筆者は同寺十六世信隆伝正に代って仏光山常円寺十六代照信浄久であることが奥付より知られるが、慈願寺と常円寺信隆伝正と照信浄久がいかなる関係にあるのかは未調。

四流のうち本書が特に意を用いて非正統であることを難じるのは(三)の烏山慈願寺で、俗姓・時代・法名・代々の四点より盛んにこれを攻撃しているのが読み取れて面白い。その根底にあるものはいうまでもなく東西両派の対立であり、また烏山の東派慈願寺が延宝八（一六八〇）年の常如代の新寺であるのに対し、武部の西派のそれが天文六（一五三七）年の證如代、天正八（一五八〇）年の顯如代までさかのぼりうる優越性

にほかならないが、しかし今日からみればどちらも五十歩百歩の復興寺院であり、「信願御房同異二説之評談」など他愛ない内容と評しえよう。けれどもかかる書が必要とした時代性にわれわれは興味ひかれるし、本書に引用される文書や紀年・人物等々から伝承類がいつどのような形で成立していくかを窺知できる点で捨て難い価値を有すると思われる。

(小山正文)

## 7 「粟野山慈願寺略縁起」

栃木県那須郡馬頭町健武慈願寺蔵。卷子装一卷。

慈願寺は親鸞直門侶の信願を開基とする二十四輩第十三番寺院で、本縁起は同寺のそうした由来を説く二部構成の寺院縁起である。前半部は同寺第七代の信譽が応永二十四(一四一七)年に著わした体をなしており、後半部は第十五代願専が天和二(一六八二)年に記した署名花押がしたためられている。

慈願寺の開基とされる信願は、康永三(一三四四)年書写の識語をもつ妙源寺本『親鸞上人門弟等交名』に「下野郡須住」と記されるのに対し、正慶元(一三三二)年の年時がみえる願入寺本『二十四輩牒』には「下野アヲノ志賀崎」とあって、その居所に相違のあることが認められるが、縁起前半部はこれをいかに会通するかに苦慮しており、結局縁起類にありがちな荒唐無稽論に陥っていて、到底この部分が応永二十四年

というような古き時代に成ったものでないことをみずから語るのではある。

周知のごとく東関の遺蹟寺院の大半は、近世に入ってから復興されたものであり、やがて江戸中期以降ともなると観音霊場巡礼などの影響で、真宗門徒もそうした二十四輩遺蹟寺院の巡拝を行うようになって、いきおい寺側も縁起類を作製しなければならない必要性に迫られ、慈願寺では天和二年にそれが作られたというのが真相であろう。したがって復興以前の不明部分はあるだけ由緒ある古いものにせんがため、さも応永の古縁起が存在したごとくに創作したのであって、本縁起は全文願専の手になるものとみて大過あるまい。

(小山正文)

## 8 下妻「光明寺略縁起」

茨城県下妻市光明寺蔵。卷子装一卷。竪二五・六センチ。表題「光明寺略縁起」。

本巻とは内容の異なる「略縁起」一卷が当寺に所蔵され、紙質からも「天正九き」年十一月十三日」の奥書が当っているものと考えられるが、調査写真では判読不能な部分が多いため翻刻できなかった。これに対し本巻は書写年代の降るもので、巻尾の文章「御真筆の所々下したまはり古今退転なく安置し奉る」から考えれば、宝物虫干の時に読まれた縁起とみられる。

(小島恵昭)

## 9 高田常敬寺「大谷本願寺之御系図」

新潟県上越市常敬寺藏。卷子装一巻。

本系図は本願寺系図の一本で、藤原鎌足より遙か以前の神代の代から、本願寺東西分派の教如・准如時代に至るまでを既成の『日野一流系図』や『本願寺系図』などを参照にして作製したものである。その大きな特色は、親鸞の孫で覚信尼の次男に当る唯善の系譜を特筆大書するところにあるが、それはとりもなおさず唯善を開基と仰ぐ本系図の所有者中戸山西光院常敬寺（系図では西光寺を西光院と書き改めた跡がある）の相伝由緒を強調するものにほかならない。

常敬寺の系図はすでに天文十（一五四一）年実悟の前記『日野一流系図』最後に簡単なものが付録として出ており（『真宗史料集成』第七巻五四四頁）、享保十五（一七三〇）年に江戸善福寺乗海が書写した『別格諸寺系図』にも（同六九七頁）、本系図に近い内容のものが収められているが、本系図の当該部分はかなり著しい改ざんの跡が見受られて全面的に信頼しがたく時代の下降を思わせる。おそらくそれは唯善のあと一旦断絶した同寺が、近世に入ってから復興された後作製した系図であることを示すものであろう。

ちなみに同寺は寺伝によると、最初下総国葛飾郡関宿中戸村（現地には元禄十四年本願寺寂如の命によって復興された西派常敬寺がある）に

あったが、北条・佐竹の天正合戦で焼失後、信濃国高井郡栗原庄山田郷へ移り、さらに寛文六（一六六六）年現在地に復興された。

（小山正文）

## 四 本願寺関係文書

### 1 光徳寺 石山陣中矢文文書

岩手県花巻市光徳寺蔵。

「石山陣中矢文」として七通の書状が一括されているが、いずれも内容は基本的には懇志請取状である。

七月十六日付下間頼廉書状・七月十六日付益田照從書状（共に善證寺宛）は一組のもので、門跡へ金壹両、頼廉へ五十疋、照從へ二十疋の懇志を謝すものである。

七月十九日付下間少輔法眼（仲玄カ）書状・同日付田中太郎左衛門書状（共に善證寺門徒光徳寺下小十郎宛）も一組のもので、門跡へ銀二匁五分、少輔へ同一匁、太郎左衛門へ同五分の懇志を謝す。また七月十九日付田中太郎左衛門書状（小十郎宛）も右と同内容であり、少輔書状もあたったことが確認出来る。

七月十六日付益田照從書状（善照寺宛）は、新門主（教如）へ金壹文・刑部卿（頼廉）二十疋・照從十疋を謝すが、これにも頼廉書状があったことが確認出来る。

七月十六日付下間頼廉書状（善證寺下淨玄宛）も門跡へ金壹両、頼廉

への五十疋を謝すが、これらのいずれもが石山合戦終結迄のものと考えられるが、最後の文書に「御寺内ニ関白様御折檻人在之由」云々という記載があり、天正期後半以降のものとも考えられる。いずれにしても、石山合戦期より東西分派期の本願寺と東北教団を知る貴重な史料である。

（青木馨）

### 2 称念寺 箭文印章

宮城県仙台市称念寺蔵。下間頼廉書状二通。卷子装

軸留に「箭文印章」と記され、二通の下間頼廉書状が表装しており、両者共懇志米の請取状である。ところが、共に閏三月六日（天正八年）付で同じ宛所であるにもかかわらず、一通は米廿貳石四斗六升五合（御門跡様へ）の返礼で袖に明聖印が捺され、尚一通は、米三拾五石壹斗一升三合（御所様へ）の返礼で無印など、両者が全く別の内容となっているのは如何なものであろうか。

近年、本願寺懇志請取状をはじめとする本願寺関係文書の古文書学的研究が深められているが、例えば、奏者の地位により書出文言（門主の呼称）が異なるのではないかという提言（泊清尚「本願寺懇志請取状の基礎的考察」仏教史学研究二七一）や、印判の有無の意味を考える上にも、本文書は興味深いものとなる。

（青木馨）

### 3 善重寺文書

茨城県水戸市酒門町善重寺蔵。卷子装

善重寺には五通の本願寺関係文書を蔵するが、八月廿八日付少式法橋頼賑書状（続紙）だけが原本である。これは抹消された疑いがあり、文字の読み取れない部分もあるが、「御影堂」「御開山様」の文言より、慶長九年の東本願寺御影堂造営にかかわる懇志請取状と考えられる。

以下は写本であるが、簡単に紹介しておきたい。まず十一月朔日付了明（下間頼竜）書状は天正八年、石山退去に併う頼如・教如文字の確執に対し、行末は両者の「入魂」がかなうことを保証している点が注目される。

次に十月廿八日付頼竜書状は、門主御書に対する添状と思われる。石山合戦中の緊張した状況が内容から窺われ、さらに一層の協力を要請している。

次に十月晦日付教如書状は、常陸諸坊主衆・門徒中に宛てた石山抱様から退城の顛末を知らせたものである。天正八年のこの時期、この種の書状が諸国に発せられているが、同文のものは他にない。

二月三日付証如書状は、法語中心の消息であるが文の終りに、本願寺へ用の時は「丹後方」へ申すべきで「筑前方へハ無用」とある。これは（下間文英カ）本願寺内部の分裂的状况を暗示するもので、この点注目すべきものである。

ろう。

この他善重寺には、水戸藩主徳川光圀書状が六通ほど蔵されているがこれについては別の機会に紹介したい。

（青木鑿）



## 五 読縁起

真宗寺院では、最近まで、聖徳太子講や蓮如忌、報恩講などの法要の時期に、その寺院に襲蔵する法宝物を展観する事が多かったようである。また他宗派の影響によって、夏の盂蘭盆会が修されるようになる。虫干を兼ねてその時期に展観されることもあったのであろう。そうした時に読みあげる為に作られた縁起類（以下「読縁起」）があった。

日常本堂内陣、余間に安置されている本尊、親鸞の木像あるいは絵像、聖徳太子絵像、三朝高僧像などの他に、その法要の対象たる絵伝は当然としても、本願寺歴代の絵像、その寺院住職の絵像、本願寺歴代の手になる名号類、証判された聖教類などの下附物を中心とした法宝物が余間の他、特にしつらえられた書院等に安置される。それらは厨子に入られなどし、白布で覆われ、前の卓に置かれた卷子装の縁起を節をつけて読みあげると共に、白布をはねて法宝物を拝観させる仕組みになっている。もう、白布は用いられなくなったが、節をつけて縁起を読み上げる三重県員弁郡北勢町中津原の行順寺の蓮如忌の法宝物展観や、夏の虫干の時、一つ一つの法宝物に白布を掛け、説明の僧が暗唱した縁起を語り乍ら白布をはねる下野専修寺の例などは、往古の姿を想起せしめるものである。

廿四輩寺院に於ける宝物展観は、真宗寺院そのものの成立の問題もあって、それ程古い時代から行なわれたものではなかったであろう。今回翻刻した読縁起類では最も古い年次を示すのは、康善寺の「三体連座・十四体連座絵像、十字名号・八字名号縁起」の享保十六（一七三二）年であって、他に永勝寺の宝曆十二（一七六二）年の「相州鎌倉面掛阿弥陀如来縁起之略」、常敬寺の唯慶の手になる文化十・十一（一八十三・四）年成立のいくつかの縁起の年次が知られるだけであって、成立を知り手掛りは殆どない。康善寺の本山鑑定付と云うのは、明治九（一八七六）年に行なわれた本山の蒐集会出品を意味するもので、本山鑑定となくとも長短自在縁起とする類は、明治八年〜九年に成立したと考えてよろしいようであり、あるいは九年の蒐集会出品を機にいわゆる出開帳の如く、あちこちで展観をしながら道申したのかも知れない。

廿四輩寺院が、廿四輩を強く主張しはじめた時機はまた、廿四輩順拝が門徒の間で一つの流行となった時機でもあったとすれば、宝物の展観は、他の国々から集団で順拝する同行を相手に行なわれた可能性もある。

今回翻刻した読縁起類の書誌は調査目録に記した如くである。気付いた点を二、三あげて置く。康善寺の「十字名号縁起」は広く流布する身替り説話の名号版なのであるが、康善寺の伝承そのものの中で変化していく様子がわかる事。三例の「十字名号縁起」をあげたが、そのいずれもが、十字名号の上の部分が切られるにいたった身替り説話の部分を中心に

しながら内容がかわっている。勝願寺の例では「勝願寺略縁起」を題するものが、親鸞の絵像の縁起に流用されている。参考のため、「勝願寺縁起」二種を挙げておいた。親鸞の絵像、木像類の読縁起ではいくつかの共通する要素が見られる。特異な寺であった常敬寺の親鸞臨終まぢかの絵像や、覚如筆とする永勝寺の絵像は別として、寿像とされる絵像類は、親鸞が関東出立に際して、関東布教の後事をその寺院の開基に付託したとする伝承や、あるいは、何年かの後京上したその寺院の開基に対して、関東布教の後事を託したとする伝承など、廿四輩寺院が親鸞との直接の結び付きをいかに大事にしたかを意味するものと云えよう。

翻刻に際しては、略字体、旧字体を通行のものに改め、字詰めをかえた他は、本文を忠実に示した。従って、誤字、脱字と思われる処もそのままにした。( )内に示したのは同様の読縁起があった場合、旧い方により、新しい方の本文との違いを( )内に示した。句読点は現態のままである。多く朱によって施されていた。虫損等判読不明の部分は□墨消は■によって示した。

(渡邊信和)

翻 刻

一 門 弟

1 「明空上人伝記」

明空上人傳記

第卅卷

抑常陸國河内郡下妻小嶋郷栗山光明寺開基明空上人の俗姓を尋れば桓武天皇十二代の苗裔相模國住人三浦大介平義明の二男三浦介義澄の嫡子三浦太郎義清に子共式人有嫡子を若神新左衛門義頼二男三浦荒次郎義忠是明空上人也母は依藤太藤原秀郷に九代の後胤上野國住人園田次郎成基姉也更は代々東國の為ニ豪傑、武門の名家なれば孫吳か兵術を学百戦の奇功に可任レ身をに義忠独り浄土門に入て眞実信心の念佛の行者となりたまひしは雖レ到ニ佛果宿縁ニ一族和田左衛門尉義盛叛逆を起伴類没落に依て也情逆乱の濫觴を案すれば人皇八十四代順徳院の御宇鎌倉三代目の將軍源實朝公頼朝公ノ三男ナリの御賢臣也衛門尉義盛は侍所の別当にて威權世上に轟け

る殊に義盛は大助義明の嫡男杵本太郎義宗の嫡子にて三浦の嫡流一門の棟梁也爰に義盛の甥に和田平太胤長と云人あり前の左金吾將軍頼家公頼朝公ノ男の御愛臣也然に頼家公不幸にして於ニ伊豆國ニ薨去有りしかは胤長を初頼家公の近臣等當將軍井北条義時時政の子を深恨て竊謀叛を企ける然共建曆三年春二月隠謀露顯し張本人信濃國住人泉小次郎親平青栗七郎井和田平太胤長義盛の四男四郎左衛門尉義直五男五郎兵衛尉義重を初百三十餘人鎌倉中騒動不レ斜聞へければ近國の御家人鎌倉へ競集ける和田義盛は為ニ休息ニ上総國伊北の庄に有りけるか鎌倉兵起の由を聞て急ぎ伊北の庄を打立て三月八日鎌倉へ馳参し直に御所へ参候、君の御安否をそ窺ける實朝公御対面有けるに義盛以ニ其次ニを愁ニ子息義重義直か事をニ歎きけるに實朝公今更有ニ御感ニて義盛か七旬に及まで忠孝無私を思召て不レ及レ被レ經ニ沙汰ニを父か数度の勲功にまかせて義直義重の罪名を被レ除義盛に給りける義盛其後の眉目施て退出せり然に三月九日和田義盛一族九十八人引列して御所の南庭に列座し囚人和田平太胤長か罪を可レ被レ為ニ有免ニ由を訴に雖レ然和田平太は今度叛逆の張本也殊には廻ニ計略をの由聞召の間不能ニ御許容ニ剩和田平太を縋縛し一族九十八人の列座の前を被レ召渡ニ山城判官行村是を請取て胤長を獄屋へ下是義盛失ニ面目をニて逆

心の職にて九十八人出仕を止る終に和田平太胤長は奥州岩瀬郡へ配流す三月廿五日和田平太か屋地有<sub>ニ</sub>荏柄の前<sub>ニ</sub>御所の依<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>東隣<sub>ニ</sub> 眠近の土面々望之而に和田左衛門尉義盛女房五条の局を以て愁<sub>レ</sub>申て云<sub>レ</sub>自<sub>ニ</sub>故將軍の御時<sub>ニ</sub>二族の領所<sub>ニ</sub>收公の時<sub>ニ</sub>未他人に不<sub>レ</sub>渡適有<sub>ニ</sub>宿直<sub>ニ</sub>祇候の便<sub>ニ</sub>可令領<sub>ニ</sub>歟云<sub>ニ</sub>忽賀朝公へ令達之所御許容有て他人へ被<sub>レ</sub>下<sub>ニ</sub>ことを被止四月二日北条相州和田平太か荏柄の前の屋地被<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>拜領<sub>ニ</sub>て義盛か代官久野谷弥三郎等を追出す義盛弥憤<sub>レ</sub>を合て一族從類結党謀反の企て急なり同十五日義盛嫡孫和田新兵衛尉朝盛は無双の御寵愛也然者勤仕の隙に淨遍僧都に便て學<sub>ニ</sub>出離生死の要領<sub>ニ</sub>を説経念佛を勤修<sub>ニ</sub>今度義盛の謀叛を歎て今日淨遍僧都の草薙へ至て忽髪を除去法名實阿弥陀佛と号し京都を指て進發召從式人に舍人童老人出家<sub>ニ</sub>一通の状<sub>ニ</sub>残表白

叛逆の企於<sub>レ</sub>今は定難<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>歎止<sub>ニ</sub>歟雖<sub>レ</sub>然順<sub>ニ</sub>一族<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>射<sub>ニ</sub>主君<sub>ニ</sub>亦侯<sub>ニ</sub>御方<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>敵<sub>レ</sub>干父祖<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>入<sub>ニ</sub>無為<sub>ニ</sub>免<sub>ニ</sub>自他<sub>ニ</sub>苦思<sub>ニ</sub>云<sub>ニ</sub>

義盛此事を聞て大に憤怒<sub>レ</sub>法体たりとも追戻<sub>ニ</sub>とて四郎左衛門義直を馳て駿州手越の駅より呼迎て終に党の内<sub>ニ</sub>朝盛は殊<sub>ニ</sub>せひなし依<sub>レ</sub>之一方の大將とするへし賀朝公朝盛か心底を被聞召て御感談不斜<sub>ニ</sub>云<sub>ニ</sub>五月二日和田左衛門尉義盛兵を起し伴類を引率して御所へ發向す隨逐の人々には嫡男和田新左衛門尉常盛同子息新兵衛尉朝盛入道義盛の二男次郎兵衛尉義氏三男朝夷三郎義秀四男四郎左衛門尉義直五男五郎兵衛尉義重六男六郎兵衛尉義信七男七郎秀盛三浦荒四郎義長<sub>ニ</sub>東隣に三浦太郎と有り<sub>ニ</sub>土屋大学介義清古郡左衛門保忠渋谷次郎守重中山四郎重政土肥先次郎左衛門尉惟平岡崎

左衛門尉實忠梶原六郎朝景同次郎景衡同三郎景盛同七郎景氏大庭小次郎景兼深沢三郎景家大方五郎政直同太郎遠政塩屋三郎惟守以下為<sub>ニ</sub>親戚<sub>ニ</sub>或は為<sub>ニ</sub>朋友<sub>ニ</sub>結<sub>レ</sub>党を成<sub>レ</sub>郡輩百五十四輩を三手に相分<sub>レ</sub>御所の南門并執權北条時政の宿所を囲元來和田義盛北条を恨<sub>レ</sub>て謀叛を起すゆへなり御所方の諸大名方々へ被相分<sub>ニ</sub>大に責戦<sub>ニ</sub>三浦の惣領平六兵衛尉義村同舎弟五郎胤義は内々には雖<sub>ニ</sub>党結<sub>ニ</sub>と此時一族を別れて御方に參<sub>ニ</sub>和田の一族と戦て勲功を顕爰に義盛の三男朝夷名三郎義秀の母は義仲の妾巴なり義秀母の力を請繼ゆへか無双の大力今年廿八歳振<sub>ニ</sub>猛威<sub>ニ</sub>を彰<sub>ニ</sub>壯力<sub>ニ</sub>を事<sub>ニ</sub>既に以如<sub>レ</sub>神敵<sub>ニ</sub>于彼に<sub>ニ</sub>軍士等無<sub>ニ</sub>免死<sub>ニ</sub>を<sub>ニ</sub>御所方の勇士數十騎為<sub>ニ</sub>義秀<sub>ニ</sub>討畢義秀御所の惣門の破りて南庭に乱入て防所の軍士誤て御所に火を放忽焼亡す將軍を初北条義時等右大將家の法華堂に被<sub>レ</sub>通宣<sub>ニ</sub>和田か兵共等勇て責勳こと如<sub>ニ</sub>雷鳴<sub>ニ</sub>其兵氣<sub>ニ</sub>を以て當<sub>ニ</sub>千と<sub>ニ</sub>云<sub>ニ</sub>亦御所方の惣大将北条泰時能軍配を取て兵を進め大に挑戦曉更に及て和田軍兵戦疲れて陳頭を敗北す同三日寅刻和田の一門横山馬允時兼同五郎波多野三郎從類數十人多勢にて馳來て和田義盛に加<sub>ニ</sub>其時既に和田の退兵三十余騎勇進て御所方を追討す土屋義清古郡保忠朝夷名義秀先登に進て勇戦す依<sub>レ</sub>之御所方の軍士度々退散す昨今兩日の戦故に近国の御家人馳集る猶今日遠近の諸大名へ軍勢催促の御教書を被<sub>レ</sub>下<sub>ニ</sub>しかは軍兵如<sub>レ</sub>雲如<sub>レ</sub>蜂の鎌倉へ馳來りて天地震動して責戦へは紅波戰場に漲て宛も黄帝琢鹿の軍も角やと怪かりし分野也然に土屋大学介義清老番に討死<sub>ニ</sub>自是和田の軍兵の乱て散々に党の人々所々にて討死<sub>ニ</sub>和田左衛門尉義盛は江戸左衛門尉能範か手にて

討れ給ふ行年六十七歳也義盛の子息兄弟三浦義長并從類郎從結党し人々枕を双て討死して名を滅亡の跡に留ける朝夷名三郎義秀は五百騎を随て海浜に出て大船六艘に込乗て安房国多越けり于時建曆三年五月三日十二日月六日建保十改元鎌倉草創以来の大戦也

和田左衛門尉平義盛行年六十七歳初名小太郎

源頼朝公伊豆在国の時より志を通義兵後西国度々の合戦に勲功有文治年中頼朝公奥州の泰衡誅罪の時西木戸太郎国衡を討侍所の別当左衛門尉に補る上総国伊北郡并数国の内領の子息親族十三人討死土屋の人々拾人横山の人々三拾人山内の人々式拾人渋谷の人々八人毛利の人々拾人鎌倉の人々拾三人朋友合力三拾三人合百三拾九人討死出仕番帳の面々也虜捕となる人々式拾七人也和田平太胤長於配所被為誅

右之闕国

甲斐国波加利乃本庄同新庄同古郡同岩間同福地同井上相模国山内庄同菖蒲同大井庄同環嶋同岡崎同渋谷同坂東田原上総国飯福庄同伊北郡同幾奈宇常陸国佐都上野国桃井陸奥国遠田郡同三迫同名取郡同申利郡同金窪

第貳卷

更は栄花の花を攀栄耀の灯を挑鶯威を振ふ雖為身と盛衰忽転変にして籠鳥の雲を恋帰雁行を乱して五蘊のあたる身をは八苦の炎に焦有流の激水悲悼の心を漂す嗚呼人間百年の楽も枕頭片時の夢路なり抑三浦和田の一族は御方にありて戦功を顕せし輩は恩賞を賜りて万歳を誦は和田義盛に徒党せし人々は討死し或は囚人となり恩下の地に離妻也子共は馴

し屋方を遁れ出て田夫に交り野人の中に身を隠し哀れといふもおろかなり然に三浦荒四郎義長鎌倉にて討死ありしかは三浦の高井に御在義長の室は高井の住居も難成二男義忠拾歳に成けるを助普代の郎從齋藤隼人を供にて高井を遁れ出給ふ齋藤隼人は甲斐くしくも是を補佐し箱根の山中底倉と云所に隼人か所縁有ければ暫く爰にそ忍はれけり元より深山幽谷の有様悲悼の涙袂に見つされとも宿の亭主は杣山人の身なれとも情ある者にて能に痛申ければ母も幼年の義忠も心を安し給ふ亦齋藤隼人は亭主に随て樵路に爪木を拾ひ或時は首陽の跡を追て薇根葛の根をほりて伯夷寂斉か義にもあらぬ朝夕を営みて齡を延菊の下流にもなき谷の流を汲て年月を送幼童の素懷を開き給はんことをそ祈りけり哀れ成哉母公は鴛鴦の衾を重連理の枝に携ときめきたりし粧も昔語となりはててあらぬ様成山住のこと問者は柴の戸に峯の松風谷の声年の初め一日より歳暮の夕に到るまで慰方もあらされは一向弥陀の称名も唱て義忠の成人を待給ひしか九夏の天の暑氣日も山隠闇して涼風を招にあらず三冬の寒き夜は山岳の雪風枕上にかまひすくして肌を抱せは母公終に臥遺例の床に給ふ義忠も隼人も亭主も驚て延命の術を祈医術を尽とも其験なし義忠は常に母公の枕木に在て念仏を進めたまへは母公亦つかのまもおこたらず六字の名号を唱へ給ふ隼人はいと寝席を忘れて給仕したりけり或時母公義忠に宣ふは汝か守本尊の閻浮檀金の弥陀の尊像こそ三浦代々の守本尊なれば父の形見と思ふへし此六字の名号は予か弟智明房源空聖人の御弟子となりて都にありし時緯空聖人と年を積て馴れ参らせしに

別れに到て再会の契を緯空聖人自筆に此名号を書て智明に給りしを智明予に伝曰恭も緯空聖人は大織官の苗裔として撰家の貴族そかし殊には尊き教主にて御座せは御身に此名号を送るなり女は罪深き者なれば常に称名を唱へよと予に得させしなれば母か形見と思ふへし亦智明に廻逢し時の驗に致されよと細々と語給ふ建保六年二月初の日称名を唱へながら如眠大往生をとけ給ひけり義忠は惟忙然として母公の尊骸の辺に泣居たりつくるひ夕の烟と成す哀なる哉三界如夢百曆の胡蝶翅短して不得翔満山の花に二万事似水一朝の泡沫流消へて無駐一物の影昨日の業は成今日の昔暮の業は反後朝の憂無聊は人間有為の姿也義忠は母公の遺骨を拾て佛前備常に称名を唱へ給ひ七日七日の法会を心計に営給ひ亦漸けしきたつ春の詠にも谷の鶯哀を告げ遠山の華にも離別の思ひをいたましむ然に義忠隼人を近付て宣ふ様去し建保の初よりかかるものうき山住も一度素懷を開き父の家を興し母公に能孝行を尽さんとこそ思しに母公に送れしかは今そ何をか可樂鎌倉參候し御免を蒙たり共一族共の下にくままりて勤仕せしも無念なり既に十五曆に成ぬれば最早京都に登て名師に値遇して父母の為苦提の出家せんと有ければ隼人泪を流し仰ざる事には侍とも三浦の嫡孫義忠と云者武道未練にして出家に成りしとて笑れんも口惜し奥州名取郡に旧領の所縁の侍れは一先是へ御越有御舎兄義頼殿の行急をも御尋有御免の歎訴をも捧て後御出家あれと諫しかは義忠も納得有亭主にもしかくの由を語給ひ旅行の用意

とりつくるひ義忠は守本尊形見の名号并母の遺骨を首に懸けあやしの竹笠に草鞋をしめて杖共柱とも頼みは隼人老人にて建保六年卯月中旬底倉を出給ふは亭主も流石此歳月馴れ参れし事なれば共に心をくたき名残を惜て楚まで送り再会を契別れにけり夫より主従式人遥なる陸奥へと志し馴れし箱根の山も跡になし東海の波上を見渡は沖漕船の楫の音浜の白砂に鳴鳥のいと珍敷鎌倉山も見へ渡り三浦の方の古郷は雲路の空さへ愛襲亦恋し悲さも主従語尽て日数を経て行程に誠に三世の宿縁の仏果にや常陸国下妻の郷瀬上原と云所にたとり着宣ひけり其日も暮天の雲に入ぬれとも旅宿を可求人家もあらねは在小社の瑞籬の内に入て主従疲れを助け一夜かり寝を結れけり頃は卯月の末なれば柳の青葉も茂り何成御神の跡を垂させ給ふも知らねとも義忠は一向弥陀の称名を唱ながら旅の疲に眠給ふ夢にもあらず現にもあらず異人の告て云明なは大徳の智識に参つすへし慇懃に奉事したてまつるへし未示現さめざるに男女五六輩相誘通然に若き女の声として語り云珠数をもたすとも苦しからず口に名号を唱ふへしとの御勸化我か機相应し給ふ事歎有さよと云し言葉のうちより義忠馳りより老人の杖をひかへ我も仏道修行の志願あり名師もましまさは教へ給へと老人答云国も辺鄙に在ませはさやうなる名師も無し然に此頃南小嶋と云所に大徳の智識御下向有て朝暮の御勸化耳には止まらされとも難有さの余り如斯に参詣仕と申義忠喜ひ彼者共の後を慕ひ南小嶋にいそきけり



第三卷

其頃は天下太平に復し王花流<sup>三</sup>四海に鎌倉の武権布<sup>三</sup>八荒を<sup>三</sup>万民の快樂の袂を翻す然に<sup>三</sup>老歳源空聖人<sup>三</sup>綽空聖人<sup>三</sup>為<sup>三</sup>無<sup>三</sup>罪<sup>三</sup>為<sup>三</sup>被<sup>三</sup>蒙<sup>三</sup>勅<sup>三</sup>勤<sup>三</sup>を給ひ屢流の歎きに沈ませ御座しか建保式年御勅免ありて御帰洛にそ及びける更は親鸞聖人は越後国の配所より御上洛か有しに信濃国善光寺へ御参詣有て御上京をいそかせ給ひしとも未深雪にて北国の駅路不<sup>三</sup>任<sup>三</sup>御心に<sup>三</sup>上信の境碓氷へ御廻<sup>三</sup>有<sup>三</sup>りしに上野の方を御覽有誠に當国に園田智明坊有亦再会を可<sup>三</sup>期<sup>三</sup>も難<sup>三</sup>計思召智明の事を人に御尋有しかは赤き城山の麓小倉村に有と教へ奉りしかは小倉村に渡御有て智明坊に御対面ありしに智明の物語にて源空聖人去<sup>三</sup>正月廿五日に御遷化のよしを御聞有最早為<sup>三</sup>何の都を可<sup>三</sup>急<sup>三</sup>や東国に休て五濁惡世の衆生に念仏を利益せんと思召小倉村を御立有下野国室の八嶋に渡御まし<sup>三</sup>夫よりも下総国磯部の郷に御移あり亦下総常陸の境下妻小嶋の郷へ御経廻有しに小嶋丹後入道と云仁聖人に帰依し奉り小嶋の郷に三年御座て亦常陸国稲田の郷に御移りしかは頃日は小嶋の郷へ渡御有し所へ上野の智明坊も聖人へ御対面として越参あり互に念仏要道御物語<sup>三</sup>ありしかは遠近の老若男女郡参して御教化を聴聞したりけり期する所へ三浦の義忠隼人を供にて聖人の御旅館へ参り郡集の中を分て御法座近進て頓首敬拜し念仏要道為<sup>三</sup>修行<sup>三</sup>の御弟子と成度参候仕のよしを涙を流して申上ければ聖人暫御覽有て未壯年の身として出家の望みや如何成人そと御尋有ければ義忠畏て某は三浦荒次郎義忠と申者なり不幸にして父母に送れ孤子にて侍れば父母の為<sup>三</sup>

菩提の<sup>三</sup>出家を望み侍<sup>三</sup>に昨夜不審の靈夢を蒙<sup>三</sup>今聖人を拝し奉<sup>三</sup>しは偏に我守尊の導なり弥陀の尊像并形見の名号を差上て御目につけたれば聖人不審に思召て智明房を御招き有覚や候かと御説ありければ智明名号を拜して扱は汝は三浦義長の子かと有ければ義忠答て義長の二男義忠なりと被<sup>三</sup>申<sup>三</sup>ければ智明大きに喜ひて予こそ叔父の園田の智明なりと宣へは義忠も隼人も是は<sup>三</sup>と悦ひの泪せきあへず義忠泪を押て母公の遺言の語り宣へは智明はいよ<sup>三</sup>涙にそむせはれけり聖人此由を御覽あり誠に出家の因縁無<sup>三</sup>疑<sup>三</sup>と望みに任て出家し宣へと御説ありければ義忠隨喜の涙を流して則剃髮染衣の姿となり給ふ法名をは叔父智明の明をとり聖人の綽空の空の字を被<sup>三</sup>下<sup>三</sup>て明空とそ号せられける于時建保六年卯月下旬義忠行年拾五歳出家の身となり給ふ参詣の僧俗男女に到る迄隨喜感談して諸共に一味平等の法流を汲まんとそ約しけり齋藤隼人も入道して明空に給仕する更は隼人か忠信は彼趙国の孤兒を助て素懐をとけし程嬰杵臼にことならず夫は大国の臣下也彼は小家の郎従なり人以<sup>三</sup>不<sup>三</sup>感<sup>三</sup>心<sup>三</sup>と云事なし自<sup>三</sup>是<sup>三</sup>明空上人に随ひ奉り悪心忽愁草の得<sup>三</sup>霜<sup>三</sup>を如<sup>三</sup>矮<sup>三</sup>か信心到事得<sup>三</sup>雨露<sup>三</sup>を春の花の綻にことならず夫三尺の鯉魚は三漚の波を飛て忽龍に變すとかや況や明空は勇猛鉄氣の胤子なれば念仏読経の備を立て慈悲忍辱の屯を張り仏道修行を励み宣へは積に順て五濁の塵三毒の霧晴て真実信心の花開け聖人の御心に叶ぬれば貞応元年<sup>三</sup>聖人稲田の郷より下妻小嶋の郷に渡御在て浄土真宗の道場を御建立有則寺号を光明寺と御改明空に給り永当流の道場として末世の衆生を教化したまへと明空に御示ま

し／＼けり猶末世の衆生此寺へ参詣し菩提心を起さしめんと御説あり菩提樹の一本を光明寺の庭前に植させ給ひてかくそ詠しさせたもふ

植置し一本の名も後の世の願といつる教へならまし

明空も随喜のあまり終巻本を植てかくそ詠ける

我もまた心に造る罪科を名にあらわして植る一本

上野国智明坊も共に聖人の御前にありしか予末の世の因縁の可<sub>レ</sub>残とて常に栗の木を枝を好みたまひしかは栗の木を植てかくそ詠し宣<sub>レ</sub>

終に行道の教へは西の木を植て御法の種とこそすれ

爰に小嶋の郷のうちに往昔聖徳太子の禪定に入て五畿七道を遊行有し時御馬を止め仏の為<sub>ニ</sub>御弘法<sub>一</sub>の自四天王の像をきさみ傍に欽明天王同后妃用明天王同后妃の為<sub>ニ</sub>御菩提<sub>一</sub>四体の石塔を残させたもふ然に此旧跡に

祖師聖人不思議に一夜を明し御座して後往古の事を御夢ありて皇太子の高恩を御慕ひ思召て聖人自太子七歳の御像をきさましめ宣ひ御旧跡に堂を建件の御像を安置せしめて明空に御附屬有て稻田の郷に還住まし／＼けり然に小嶋丹後入道同郡司武弘聖人の慕ひ奉<sub>レ</sub> 稻田の郷に参詣せり御別れに到て聖人御小袖をちきり自御影を形見そと丹後入道に給<sub>レ</sub> ける亦折／＼下妻遠近の門徒参詣の折節は西坊よりもまいられ候こと聖人仰ことありき此故に栗山をなん西坊とも申しき然に明空は栗山に止りもつはら念仏を興行し道俗貴賤帰伏せしむ或時は明空相州の鎌倉にしては法花念仏の勝劣の問答をなして其智をあらわし同国筑波山東のこし片野郷にしては御弟子西信坊の疑難をうけしを問答におよはず謗難の唇をやめし

めたまひ亦門弟に對しては十箇条の起詣文を書遠末世の疑網をなすの族万行諸善の少善をいて速に本願円頓一乗の大善に入しめ出離生死の化道あまねく聖道我慢の智者の眼を驚し已化縁の薪つきて文永<sub>西</sub>年頽齡六拾三歳にして二月中旬第三日往生の奇瑞を顕し入寂したもふ了忍偈を綴りて御往生の奇瑞を記して曰<sub>レ</sub>

明空上人臨終儀 釈迦如来若涅槃

二月中旬第三日 頭北面西右脇臥

従如来生宿濁身 悟法如々度我等

我是古仏顕現機 開示往生奇瑞徳

奏天伎樂微妙音 聳天西方紫雲広

堂内雨変珍妙花 堂内無人有念仏

拝見諸人珍妙花 開目発起大信心

欲遂如此我等衆 隨心当獲往生徳

明空有相世俗身 其形借得法性身

現形不違我等衆 信是見聞法性身

## 2 「起 誓 文」

起誓文

沙門明空作

夫起誓文トイフハ念佛ノ行者コノムネニマカセテ佛法ヲ修行セハ佛ニ  
ナラムコトハ大地ヲ的ニシテイルカコトクウタカイアルヘカラスユヘイ

カムトナレハ阿弥陀如来ムカシ凡夫ニシテハ耶提嵐国ノ月上転輪王ノ  
 大曇摩迦トナツクコトハ無淨念王トナツク国ヲステ欲ヲステ、行シテ  
 沙門トナリタマシトキヲ法藏比丘トイフソノトキニ佛マシ、キ樓夷  
 巨羅佛トイフコ、ニハ世自在王佛トナツク法藏比丘ステニ菩提心ヲオ  
 コシテ佛ニマフシテマフサクワレステニ菩提ヲオコスネカワクハ佛ワ  
 カタメニヒロク佛国ヲ莊嚴スル無量ノ行ヲオシエタマヘトソノト  
 キニ佛二百一十億ノ淨土ノアリヤウワミムトテヒタリノミテヲサシイ  
 タシテミテノウチヲコラムスレハアル淨土ノカタハラヲコラムスレハ  
 チコクアリアル淨土ノカタハラヲコラムスレハ餓鬼道アリアル淨土ノ  
 カタハラヲコラムスレハ畜生道アリアル淨土ノカタハラヲコラムスレ  
 ニ修羅道アリカクコトクニ一ニコラムスレハミナコトクク苦マシ  
 ハリタリソノナカニ西方ニ妙樂ノトコロアリカノアリヤウワコラムスレ  
 ニ六道三途ノマヨフトコロモナシ飢勤ノ患ナシ温冷ノ苦ナシ春秋  
 冬夏ノ四季モナシコロハ八月中旬ノコトシサムサモナシアツサモナクヨ  
 ロツノ樂ヨロツノサイワイユタカナルコトヲエラヒアツメテユノトコロ  
 ニアツメオケルアヒタコノトコロヲナツケテ極樂トイフコノトコロヲ世  
 自在王仏ヨリ□ケラレタテマツリコノ報恩ヲオクルムカタメ□ツカミヲ  
 トウタイキトナシテ四十八トウヲ身ニ荷四十八日ノアイタワカミヲハ  
 タラカサスシテホウオムヲオクラセタマフソノ、チ四十八願ヲオコシタ  
 マフ第一ノ願ニイハク設我得仏国有地獄餓鬼畜生者不取正覺トチカ  
 ヒマシマスコノコ、ロハタトヒワレ仏ヲエタラムニチコクカクキチク

シヤウアラハ正覺ヲトラシトイフ正覺トイフハ五十二位ノクラキニノ  
 ホラシトイフチカコトナリコノ願ヲハシメテミ十八シナノネカイコトヲ  
 オコシタマフナリ願トイフハネカヒコトナリアワレ淨土エマイルラハヤト  
 ネカフトコロニオモヒノホカニアル人アテイサヤ極樂トイフトコロエト  
 ス、ムレハネカフトコロノサイワヒカナトオモテス、ムル人ノコ、ロニ  
 スコシモタカエスコクラクエマイルヘキイテタチラスル□行トイフ行  
 トイフハユクトイフコクラクヘ□オコナフトイフツラナルトイフミダ  
 ノ本願ニツラナルナリマタサイワイトヨムミチトヨムワタストヨムミチ  
 ヒクトヨムメストイフヒクトイフヨコサマニ生死ノウミヲヒキワタシ  
 ヒキコシテ涅槃ノキシニトツケムトネカフヲ願トナツクコノ願ト行ト  
 成就スルヲ願向トナツク廻向ニフタツアリヒトツニハ往相エカウフタ  
 ツニハ還相廻向ナリ往相廻向トイフハアマミタニヨライノ法藏比丘ノト  
 キ世自在王仏ヨリカ、ルメテタキトコロヲオシエラレサツカリタマント  
 コロヲハ往相トイフ還相トイフハ阿弥陀如来トナリテ西方ニ極樂ヲ建  
 立シテ四十八願成就シテワレララムカエトリタマフヲ還相廻向トイ  
 フナリサレハワレラモカノ阿弥陀仏ノコトクニ教ノコト□修行シテカ  
 ノ仏トオナシクラキオナシ相□□唯除五逆誹謗正法ト、ケリ大慈大  
 悲願ナリトイエトモナワニモカナニモカナハサルヲハ典木トイフテス  
 ツルカコトクニカ、ル大悲ノ願ヲマカリ、ツラナル行者オハ佛モ  
 唯除五逆誹謗正法トステラル、ナリ唯ハタ、トイフ除ハノソクトイフ  
 五逆ノモノト諸法ヲソシリヤフルモノオハノソイタマフナリコ、ヲヨ

クノワケサトルヘシ聖徳太子ハ十七ヶ条ノ憲法ヲ製テ世法仏法ノ守  
鏡トセラレタリ源空聖人ハ一枚起請ヲ作シテ行者ノ信心ヲナホシタ  
マフコノヨコソネノ上人ハ二十一ヶ条ノ起請文ヲツクリテ行者ノ心  
中ヲナホシテ実報土ニオシエイレ北方ノ上人ハ十九ヶ条ノ起請文ヲツ  
クリテワレヲ化度セシメマフシカルニ明空カ門弟等ニマタカヤウノ  
イマシメヲソムカシニオイトハナレムツフコトナカレ十ヶ条ノ哲文ツク  
リオクウダカイヲナスヘカラス

一ニハ人ノ器ヲシラスシテ真実門ヲアラワシキカスヘカラス

二ニハ誹謗正法

三ニハ論議問答

四ニハ智者輕慢

五ニハ師說違背

六ニハ師長輕慢

七ニハ酒肉五辛

八男女同座

九ニハ讒言中言

十ニハ薄奕盜賊

コノ十ヶ条停止ニ止之

第一ニ人ノ器量ヲハカラスシテ真実ヲアラワシキカスレハ法ハ深広ナ  
リ機ハ少淺ナリ法ニオサレテコノ口高慢ニナテ天狗心ヲモテ天狗道エオ  
モムク也 天狗トイフハ位ハ四十二位ナリシカリトイエトモ五睡三熱  
ノ苦ヲウク五睡トイフハイツタヒネフルスルトキ五体身分ヤスカラス  
三熱トイフハミタヒモフルコト無間阿鼻大地獄ノ苦ニヒトシキナリ日別  
ニ三度ツノナリコレヲ停止ス  
第二ニ誹謗正法トイフハ正法ハワカ有縁ノ教法ヲハ信シアオキテムネ  
トスルアヒタマサシク仏ニナルヘキニ信スルナリ三論宗モ法相宗モ華

敵モ真言宗モ天台宗モ乃至俱舍成実律宗コレヲ八宗トスコノウエニ仏  
心宗ヲクワヘテ九宗ノ長者トナツク汝カ有縁ノケウホウハ□□チカウ  
エムノケウホウワカモトムルトコロニ□□ラス自カ愛樂スルトコロノ法  
ハナムチカモトムルトコロニアラストミエタリ故シリヌコノ八宗九  
宗ノ法門ヲハシメテ八万四千ノ法ハミナ仏果菩提ノ正因ナリコノユヘ  
ニ導和尚ノ法事讃ノ下言ク門門ハ不同ニシテ八万四千ナリ八万四千ノ  
門ハカヘリテコレオナシトミエタリコレヲモテコノ口フヘシ八万四千ノ  
教法ハ顯教ハ別々ニワカレタリ密教ヲミレハヒトツナリコノヲモテ大論  
ニイハク自法愛樂故毀皆他人法雖持戒行人未脫地獄苦已上コノ文ノコ、  
ロミツカラノ法ヲ愛樂スルカユヘニ他人ノ法ヲ毀皆スレハ戒行ヲタモ  
ツヒト、イエ□□モイマタチコクノ苦ヲマヌカレストミヘタリ人ヲ誘スル  
モノハチコクオノカルヘカラスミヘツカエスノソシルヘカラス停止  
ス第三ニ論議問答トイフハ論議ハ智者ノ有ナリ更ニ愚人ノ境界ノオヨ  
フトコロニアラスサキニイフトコロノ八万四千法門ヲノコルトコロナク  
シラスシテ問答スレハ誣論トナル闢論ノ本基ナリカルカユヘニ仏法ニ  
違スルナリナレムツハサレ停止ス

第四ニ智者輕慢トイフハワカミハ無智ニシテ有智ノ人ニムカテカロシ  
メアナツルコトハツミ惡道ニオツユヘハイカムトナレハ法句經ノ三卷  
ニイハクワレ無量劫ニシテ惡知識ニマフアフテ般若ヲ  
チテノム□□キニセムチシキノホトリニヨリシニモロノノサワリ自然  
ニノソクトミヘタリコレ善知識ノチカラナリ乃至智者ニムカテ誣論スヘ

カラス人ヲ輕慢スレハ法ヲ輕慢スルナリ人ト法トヒトツナリ輕慢スヘカラス

第五ニ師說違背トイフハ師範ノ説ヲサシオキテワタクシニ邪義ヲタテム

人ニナレムツフヘカラス邪義トイフハ邪法ナリ邪法トイフハ仏法ニアラ

スワカ威勢ヲモテ智者ヨリ口伝セサル経論聖教ヨムコトコレヲ停止

止スユヘハイカントナレハ聖徳太子ノ明眼論ニイハク文二着シ相ニ

着シ法ヲトケハ説者聽者モ無間ニ墮ス七世孝子家ニ七難キタテ聖靈

カナラス無間地獄ニ墮シテイツル期ナカルヘシトイエリコ、ヲモテ邪法

ノツミフカキコトアキラカナリ停止

第六 師說ヲソムカントモカラニライテハナレムツフヘカラス 師說違背

トイフハ師ハ一心一向ノフルマイ一心専念ノ道理ヲモテ引導セラレマイ

ラセテソノフルマイニアラス念仏者ノフルマイニアラスアルヒハモノマ

フテヲシテヘイハクヲトリ法印ヲアテラレテ先達ニシタカヒ神子ヲ師ト

シオヤトスルコトモテノホカノ仏法者ナリコレミナ師說ヲソムクナリイ

カナルセンチシカワレヲステ、ミユニナムトイフヘキコレハ師說ヲソ

ムクナリカノ行者ニナレムツフヘハトモニヒカレテ五十六オク七クマン

サイヲヘテミロクホサツノヨニシアフヘシ信心サタマリスル行者ハ

コノタヒ悟ヒラクナリ今度サトリヒラキテ眞実信心ヲエテ普賢ノ願

海ニイルヘキミカナレソ慈尊ヲマツヘキナレムツフヘカラス停止ス

第七ニ師說輕慢トイフハ輕慢ノトモカラハ眞実信心ヲエサル人ナリ

實報光明土ニ往生ヲエサルナリコトモカタシケナクアイカタキ仏教

ニマフアヒ億々マンコウニイマタキカサル大乘ノ文典ヲコ、ニシテキ

、ミルコトオホロケノ縁ニアラスアマタニヨライハ師ノ恩ノタメ四十八

トウヲニナテ四十八日ノアイタ難行ナリマタ大師尺尊ハアシセンニ

ノミマエニシテ十二ネンノ勤苦ナリ觀音ハ師ノ孝ノタメニタカラノ冠

ニミタイイタ、キタマフ勢至ハミタノ光明ノタカラノカメニイレテイ

タ、キタマフセツセムトウシハ四句ノ半偈ニ身ヲカエ常帝ホサチハキ

モヲテ般若ヲモトメ尸尾大王ハハトノホウナシ毘沙門ノニクマ

レヲカフルユヘナリナレムツフヘハソノトカラカ、ルナリ停止

第十二ハクエキ盜賊トイフハハクエキハ闍諍ノモトイナリ人ノタカラ

ヲウハフヌスヒトナリカノヌスヒトハカナラス人ノイノチヲホロホス毒

刃ナリナムツフヘカラス五逆十惡ノトモカラハ回心シテ往生ストイ

エトモヌス人ヲモテ回心ストイフコ、ハマタク経論聖教ノオモテニ

仏ニナルトイフ文字ハ一字モナシナレムツフヘカラス停止

已上十ヶ条ノ誓文ヲヤフラム人ニオイテハ明空之門徒ヲイタスヘシモ

シユノムネ違犯セリ人ハ尺迦ミタ太子三尊ナラヒニ神明三宝ノ御罰ヲ衆

徒等マカリカフリテ二世ノミヤウカナクシテ三途ヲスミ

如件

治二年四月十五日

二 二十四輩寺院記録

1 「二十四輩帳」

二十四輩帳

〔表紙〕

一 真佛

芳賀郡大内荘

下野国大内高田今伊勢國一心田

一派

專修寺

二 性信

郡

下総国豊田横曾祢 今武州江戸浅草住

東

報恩寺

三 順信

常州鹿嶋郡鳥栖

○無量壽寺

四 乘然

信太郡 木原村

同国南荘志田 改宗天台宗ニ成ル

其跡取立今ハ同

東

如来寺

寛永年中

新治郡 国筑波郡柿岡住

新治郡

〃〃〃

五 信樂

岡田郡新地

弘徳寺 本派

下総国大方新堤退転是ハ聖人御意違輩御在世内不  
参退転已後取立本国本處住

六 成然

東

妙安寺

同国上幸嶋 郡 中興至上州前橋 移住

引越 移住

〃〃〃

七 西念

東

西念寺

武蔵国野田退転延宝二<sup>甲</sup> 歲取立今 下総国部田村住

八 性證

本

蓮生寺

下野国成飼退転 寛永四<sup>丁</sup> 卯 歲取立今 奥州棚倉住

九 善性

東

東光寺

下総 岡田郡 高柳

同国豊田飯沼今 石下住

十 是信

東

本誓寺

〇 仙北吉水善性寺 奥州和賀郡一頭退転其後取立今南部住



十一 无為信

会津

奥州退転 万治年中取立仙墓住  
宮城郡

○称念寺

十七 入信

那珂郡 退転

同国穴沢 今大畑村住

久慈郡 三而

○壽命寺

十二 善念

常州久慈東門部退転其後天正十四丙 歲取立水戸坂戸住

東 善重寺

十八 念信

那珂郡

同国鷲子 今河内住

同断

東 照願寺

十三 明法

同国久慈西松原 今米崎村住

○上宮寺

十九 入信

新治郡

同国久慈西八田退転 寛永十二乙 亥年取立今大曾根村住

常福寺

十四 信願

(宝永四年亥ノ年中三ノ間ニ初テ入武部○慈願寺

寛文中再興

勸專寺

廿 慈善

那珂郡石沢

同国奥郡村田

本 常弘寺

十五 定信

下野国粟野鹿崎退転 今住

浄土宗改宗

東 阿弥陀寺

廿一 唯佛

那珂郡

可国枝川 今那珂郡湊住

本 ○浄光寺

十六 道圓

久慈郡 大門 是則浄土宗ニ成テ 枕石寺ト云

ソノアト取立

東 枕石寺

廿二 唯圓

久口郡

同国奥郡鳥喰退転 寛文元辛 丑歲取立今野河原住

東 西光寺

同国内田奥郡 今川井村住

廿三 唯信

茨城郡

唯信寺

同国奥郡戸森退転 明曆二<sup>丙</sup> 歳取立 今<sup>ハ</sup>六戸住

廿四 唯信

○信願寺

茨城郡

同国奥郡畑屋退転 正保五<sup>戊子</sup> 年取立<sup>今</sup> 水戸向井町住

此廿四輩帳者 如信上人御改之帳也朱点<sup>ノ</sup>下<sup>ハ</sup>私<sup>ニ</sup>記<sup>ス</sup>

直弟

明教坊

奥州信夫郡福嶋

宝永六年丑春廿四輩例<sup>ニ</sup>入

常州鷲子 宝永七年卯<sup>ニ</sup>入

越中 右同年<sup>ニ</sup>入

六坊

武州江戸麻布

院家 善福寺

相州三浦

余間 最寶寺

同州ア、シタ

三ノ間 善福寺

同州カウツ

真楽寺

甲州<sup>等力</sup>

余間 院家 万福寺

総州結城

称名寺

下妻

東

光明寺

二 二十四輩寺院記録

或外記大坂御坊御縁地ニ付御用□被申由<sup>ニ</sup>付

由緒加藤越中守家身石川外記智チナミ有<sup>ヨソツテ</sup>

御本山へ帰□被願所ニ深キ思召有由二而三ノ間列座

武州江戸築地御地中

四正寺

宝永八<sup>辛卯</sup> 歳二月 日

越前大瀧

余間成ル 四成寺

正徳元<sup>辛卯</sup> 歳五月廿九日三ノ間列座被 御付由結公儀

御用達和泉願ヲ以毎年御所ホウセウノ紙千枚マニア

ヒ色ホウセウ御用次第差上可申トノ申立 信州 円長寺

寂如上人御取立 善光寺 康楽寺

信州 江州大物

<sup>享保年中</sup> 御免

超専寺

甲州

享保年中

法蔵寺

和州

□

長専寺

武州

長専寺

河内

元文賀崎

専応寺

江州

宝曆年中

願□寺

正福寺

□州

野上

□泉寺

京

明和元

西定寺

水戸

余間

安□寺

京七条 美濃国北方郷

余間

西順寺

2 「関東二十四輩交名并規格記」

関東二十四輩交名并規格記

性信上人

下総国岡田郡横曾村

今武州豊嶋郡江戸浅草

報恩寺

證性房

下野国成銅退転有再興

西 長命寺

真仏上人

下野国芳賀郡高田

今勢州一身田門主

専修寺

善性房

下総国豊田郡石下大房

東 蓮生寺

順信房

常陸国鹿嶋郡富田村

同国同郡鳥栖村

東派 无量寿寺

是信房

奥陸国和賀郡南部森岡

東 東弘寺

乘然房

常陸国信田郡南庄

今同国新治郡柿岡村

西派 无量寿寺

無為信房

奥州会津移同国棚倉  
後駿河田中今越後蒲原郡水原下條

東 無為信寺

信楽房

下総国岡田郡新堤村

東 弘徳寺

東派 如来寺

善念房

常陸国那珂郡門部  
今同国茨城郡水戸坂戸

東 善重寺

成然上人

下総国猿嶋郡三村

今上野国郡馬郡前橋

信願房

下野国栗野志賀崎退転  
旧跡卜号ス八鳥山慈願寺東派

西念房

武州野田退転有再興

東 妙安寺

東 西念寺

列座ナリ同国武部慈願寺

宇都宮勸専寺此兩寺ハ西派

入西房

常州久慈郡大門後ニ

同国内田村今同国川合村

唯仏房

常陸国那珂枝川  
今同国郡湊

西 淨光寺

定信房

常陸国那珂大山  
今同国郡額田村

東 枕石寺

唯信房

常陸国茨城郡外森退転  
有再興今同国穴戸

東 唯信寺

入信房

常陸国那珂郡大畠村

東 阿弥陀寺

唯信房

常陸国畑谷退転有再興

東 覚念寺

念信房

常陸国那珂郡毘沙幢  
今同国久慈郡鷺子村

西 寿命寺

唯圓房

常陸国鳥喰退転有再興  
今同国久慈郡谷河原村

西 信願寺

入信房

常陸国久慈郡八田  
今同国新治郡大曾根村

東 照願寺

以上本輩

東 西光寺

明法房

常陸国那珂郡檜原  
今同国同郡松原村

東 常福寺

二十四輩列座

常州下妻

光明寺

慈善房

常陸国那珂郡石沢村

東 常弘寺

同国同村

三月寺

下野烏山

慈願寺

一寺領三百石

大綱山 願入寺

尾州古知野

但石崎村ニ而渡ス

報光寺

外 寺内五万三千八拾五歩 山畑共ニ

常州石神

三拾八石八升七合 修理免 宝永二西五月ノ御寄附

願船寺

御合力 金百両 天和元子彙ノ被下

羽州六郷

方料 金百両 元禄二巳十月ノ被下

真光寺

享保三戌三月廿八日恵明院殿隱居御合力銀百枝被下

安永八亥年八月

後住慈祝院殿

御本山御記録之通り写於上檀間

寺中六軒 一藤 西念寺 正受寺 西安寺

下間治部卿妙安寺五被相渡候

林清寺 法泉寺 西田寺

書附申候並座之儀者外記ニ有リ

下妻

久米村掛ケ所

光明寺

金沢村掛ケ所

十五世

要行寺

了忍(花押)

乗船坊

右貳人享保十八丑四月願ニ而紹察ニ成ル

3 「常水府寺社秘録目録」

常水府寺社秘録目録

一除拾八石壹升四合

東本願寺末 坂戸村

遍照山 善重寺

。一向宗

内拾石貳斗貳升壹合 元禄九子御寄附

光明院

延宝二寅久米ノ岩舟ヘ寄ル 東本願寺末 磯浜村岩舟

西本願寺末 本米崎村

一除拾壹石壹斗九升三合

那良山 上宮寺

外寺内田 元禄十一卯除二成ル

靈法院

元禄二巳十月建立三成ル 岩舟願入寺末 川和田村

当寺地 □□ 被下

右同末

湊村

一寺内除七石壹斗

衆宝山

淨光寺

西本願寺末

飯富村

報仏寺

一御朱印拾石

無量寿院

一除八石貳斗四升五合

真仏寺

当高拾石五斗貳升六合

除七石六斗貳升七合

一除拾石七斗

右同末

大畠村

壽命寺

東本願寺末

鶯子村

一除壹石四斗

岩舟願入寺末

同村

命照寺

一除七石四斗七升四合

右同末

額田村

一除壹石四斗

西本願寺末

武部村

一除拾貳石五斗七升九合

阿弥陀寺

一除壹石貳斗八升

右同末

鶯子村

慈願寺

別記ニ除拾五石宮田村願入寺トアリ 岩舟願入寺末 太田村

一除拾八石九斗九升五合

帰願寺

一除五斗五升

東本願寺末

東野村

善徳寺

正徳三巳三月末寺ニ成

右同末向井町

一寺内百姓地三石八斗八升四合

常安寺

一除壹石六斗三升七合

馬場三間ニ式拾間向井町分

西本願寺末

同町

同末

石沢村

一寺内除千百石七拾五坪

粟野山

一三石五斗

岩舟願入寺末

宝寿山常弘寺

信願寺

菅谷村

東本願寺末

吉田谷村

一除九石貳斗貳升貳合

東本願寺末

安樂寺

東本願寺末

上河合村

一寺内百姓地



一除三石六斗八升六合

門田山枕石寺

宝永二酉三月立寺ニ成ル

湊浄光寺末

□□□□

同寺末

谷河原村

一寺内百姓地五斗

同末

前浜村

長光寺

一除八斗三升三合

西光寺

廿四世ノ門鳥喰村唯縁開基中絶之处十四世圓順当村へ住

一除六斗

同末

浄妙寺

西本願寺末

小菅村

東本願寺末

外宿村

一除四斗式升

久河山常円寺

一除式石八斗六升九合

願船寺

同末

東蓮寺村

宝永元申十月末寺ニ成

岩舟願入寺末

友部村

一除式石四斗七升三合

岩舟願入寺末

大子村

一無除

光田寺

岩舟願入寺末

願哲寺

元文六酉改派

勢州一身田専修寺末

金沢村

一除式石四斗七升壹合

東本願寺末

野上村

一除九斗九升七合

額田あみだ寺末

金飛山覚念寺

野上村

本泉寺

上沢村

正念寺

一寺内百姓地

岩舟願入寺末

額田村

一除四斗四升

右一向宗ハ血筋ヲ以被御付候付同綸無之願出候僧被御付申候事□

同末

沢村

。登城寺格

願入寺 浄光寺 上宮寺 善重寺

一除三石六斗七升七合

同末

正明寺

。以上四ヶ寺

初成ハ谷坊ト云宝永八卯三月寺号ニ成ル

湊浄光寺末

馬渡村

成等寺

一寺内百姓地

岩舟願入寺末

淡村

廿四輩會合之儀

一除壹石式斗五升四合

岩舟願入寺末

西光寺

永仁元年癸巳夏六月二日始而參會

一寺内百姓地

淡村

西光寺

隨當山ニ而記録相見其後度々及申

一除壹石式斗五升四合

岩舟願入寺末

西光寺

廿四輩會合之儀

一寺内百姓地

淡村

西光寺

廿四輩會合之儀

一寺内百姓地

淡村

西光寺

廿四輩會合之儀

一寺内百姓地

淡村

西光寺

廿四輩會合之儀

一寺内百姓地

淡村

西光寺

廿四輩會合之儀

一寺内百姓地

淡村

西光寺

廿四輩會合之儀

一寺内百姓地

淡村

西光寺

廿四輩會合之儀

絶候処再往取立候年号

永正元年 甲子 秋八月

永祿六年 癸亥 春三月

慶長二丁酉 秋八月 正保三年冬十月十四日常福寺會合之當番迄相續候事  
雜録有之其後亦々及中絶の間當年仲广熱談之[上]令再與自今已後相續  
ハ始軌則相立永二々決可相守旨申合候

條目

一 毎年不闕參會可申交代僧者勿論役僧等申分之事決禁制父子之門是非  
會合可申交代無論故障□各別ハ間其節其以血判近所仲广頼書狀當番江  
指出シ可申候事

一 會合之節伴僧家來願 屯人宛右連過人決可為信正寺院申合減少者可為  
勝手次第之事

一 會合出入三日申合候交代但初日建節前當番可有參差事附裝束衣鉢者時々  
可為申合次第尤相應怪禮與其奢寧牙儉之儀相守可申事  
右之通決相守可申者也

照願寺

阿弥陀寺

无量壽寺

如来寺

枕石寺

常福寺

常弘寺

唯信寺

覺念寺

西光寺

右之寺院今度申合會合被立申候此外之仲广衆唯今者西派江被參ハ寺又  
遠方之衆中ニモ往古ハ被存出先規之連衆會合願有之ハ、何時成共相加  
リ可申事

西念寺

西念寺儀先規連衆之事記録無之ハ得共 御舊跡之儀各別誠番□了智師  
御深心不堪感荷連衆ニ相加ハ申此外東派光明寺西派善福寺勿論由緒有  
之寺依連衆之願御座ハ仲广熱談之上可會合縱令當時 本山向キ同輩同  
様ニ取事有之ハ共旧記無之族者可有思慮者也

善重寺判

年号

先達而御物語仕置候通當年者八月四日ヲ中日ニ仕ハ而會合奉為候間三  
日之待夜ハ御苦勞御可出奉待候已上

六月

善重寺

宛所

### 三 寺院 由 緒

#### 1 「鳥栖無量壽寺古記抜萃及新記事誌」

。経塚

人皇八十四代順徳院ノ御宇建保四丁五年

八月二日聖人四十四歳ノ御時初ム

別記ニ承久三年御時四十九ノ時石へ写経シ

幽霊御済度ナシ玉フト記ス

。蛇返ノ鏡

小山判官行重鹿島神宮へ奉納シ宮

司信親無量壽寺ノ宝物トス

。鹿島郡村数

享保年中八百二十四ヶ村石高三万七千石

七斗七升六合ナリキ

。江戸築地御坊再建

安政五年ナリ

。御遠忌

御本山ニ於テ宗祖六百回執行ハ文久元年

二月十八日ヨリ十昼夜東西トモ同時

。六百回御遠忌

当寺ニ於テ執行セシハ明治五年十一月

七日ヨリ十二日マテ法会執行ス

。妙法蓮花経寄附人

寛政六<sup>甲寅</sup>年十月二十二日亡

徳池院紫金浄台本貞大居士

無量壽寺へ奉納ス

。三部経十部

享保五年当山十六世順庸寄附ス

経箱ノ裏ニ順庸ノ直筆ニテ記セリ

。追弔会

日清戦争死亡者ノ為ニ当寺ニ於テ追弔会

執行ハ明治二十八年八月廿二三ノ両日執行ス

。当山十九世順常

法儀引立ノ為メ本山ヨリ諸国巡回申附ニ相

成文化七年七月中八万福寺ニ滞在セリ

。菊ノ紋ノ事

菊紋廢シノ儀ハ明治二年八月布告アリ同十二年

七月五日ニ古社寺ニ限り神仏殿ニ古来ヨリ

粧飾有之モノハ其儘保存シ置クベキヲ達セラ

レタリ

。專修寺

下野国芳賀郡高田專修寺ハ今勢州一身田

移転其跡了真寺ト号ケ伊勢ノ掛所トス

。十一代順巴

寛永十九<sup>壬午</sup>年六月廿八日往生ス六十五才ナリ天明六<sup>丙午</sup>年迄百四

十五年ニナル古説ニ順巴ハ鳥巢新田安右エ門ト云者ノ裏通り陰居シ

其後富田村へ移リ一字ヲ建立シテ鳥栖村ノ内富田ト村ノ小名ト称シ

無量寿寺ト申立改派ス新田安右エ門ノ裏ニ宝曆年中迄富田寺ノ基印

トテシキビノ木アリ枯ル大中臣系図ニ依テ可知

。高祖聖人告順信坊

鳴爾命終載月迫速聞本願成就名信心歡喜以一念応令群萌勸往生

。二十四輩地本席

西派ニ七ヶ寺大派ニ七ヶ寺ナリ東西トモニ分地多シ

。二十四輩席

当院無量寿寺ハ信解院殿ノ御代寛文八<sup>申</sup>年三月十日初テ御免此前ハ

廿四輩ノ御取扱ハ別ニ無之

。信證院殿御影

御裏信解院殿宝永四<sup>亥</sup>年八月二十二日取次重稅殿

。教興院殿御影

御裏信解院殿正徳元<sup>卯</sup>年六月四日取次重稅殿

。信院殿御影

御裏信惠院殿宝曆十一<sup>巳</sup>年五月二日取次大進法印殿

。七高僧様御影

信解院殿ノ御裏宝永八<sup>卯</sup>年四月十日御免

。正徳太子御影

同

。御絵伝四

御裏信解院殿正徳五<sup>未</sup>年四月廿八日取次<sup>（？）</sup>形部卿法橋殿

。鹿島郡大貫

古来ヨリ本郡ナリシカ明治十一年度ニ東茨城郡へ入ル大貫ヲ鹿島郡

ニセシハ水戸烈公ナリ

。暴風雨

明治三十五年旧八月廿七日当山本堂及庫裏破損シ井戸ノ南ナル樞ノ

大木根ヨリ倒レタリ鐘堂ノ南ナル大樞ノ西へ出タル大枝折レ其他倒

木数多シ鳥栖□九戸ノ倒レ屋アリ

。鐘堂棟札之写

宝物トシテ保存シ現存ス

表

常州茨城郡笠間吉川保<sup>虫喰</sup>

皆享保十二<sup>丁未</sup>年極月十五日

松本清兵衛

奉建立鐘堂

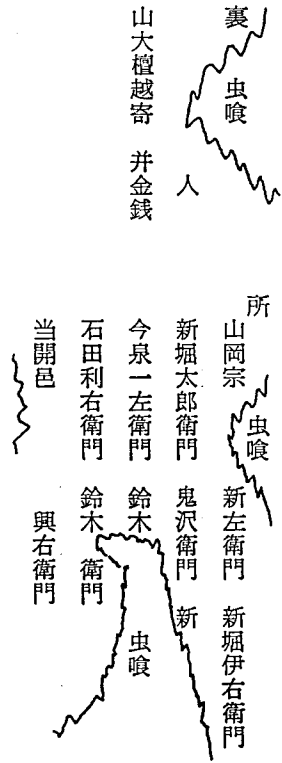
番匠

宮本又助則広

鳥栖村無量寿寺十六世釈順庸

榎木一兵衛吉久

星野清助長照



。半鐘銘写

今茲正徳三癸巳天今日

寄進施主

額田氏真殿院善忠

内 室智證院妙意

常州鹿島郡鳥巢村

無量壽寺十有六世

順庸代

。無量壽寺境除地の証文ハ

慶長十三丁巳年焼失して無之候

境内ハ凡三丁半に三丁位除地ニ候其中ニ年貢地の畑有之候本堂を始

め

建物ハ除地に建造せり境内除き式町五段<sup>知</sup><sub>知</sub> 壹反三百六十坪<sup>今ハ</sup><sub>三百坪ナリ</sub>

。古来ヨリ伝来梵鐘

丈三尺八寸 回り六尺四寸五分 フチ回り六尺九寸

差渡二尺二寸二分 フチ<sup>厚サ</sup>二寸二分

われ鏡前一尺一寸五分

〃 後 四寸一分

惟時寛文十一 辛亥 歳十月廿八日

当寺第拾四世釈順納敬白

武州江戸神田鍋町 藤原朝臣

太田久兵衛尉正儀

欽惟

閻浮樹下大日域常州鹿嶋郡徳宿鳥栖村

光明山無量壽寺者浄土真宗之靈地

大織冠末孫順信聖草創也自尔以来法灯不

断絶利物盛澆季粵余爲彼嗣孫守法席憶

報謝爲利生新鑄就金鐘欲懸当山幸遠近

檀越励情因奉加成助力自他之本懐忽満足

然弥陀無导光耀滅苦証案方行円備嘉号

消障除疑智恵円満如巨海慈悲深遠等

虚空寔是失道指南闇夜灯炬也一樟徹

耳處一念發帰崇法鐘功德無量無辺施者

受者沙界衆生豈不到仏果乎

至祝 天長地久

福寿康寧

松浦 妙印 妙永 妙念  
妙田 妙詮 淨能 宗心  
妙了 道繁 道證

右伝来之古鐘は前記十一名之寄附故永く誠意を貽し重く為に保存し  
必ず売却不致什宝とすべき事

大正三年新鑄の梵鐘は發起願主の名刻せつと雖も順教実弟榮信願主  
となり勢州布教中桑名に於て鑄造す量目壹百拾五貫七百目あり詳細  
の記事ハ寄附台帳に明なれば爰に略す

2 鳥栖無量壽寺「伝来古文書見出帳」

伝来古文書見出帳

無量壽寺

順教代

「無量壽寺伝来古文書見出書

大正八年七月取調

- 一 建武元年五月七日 大外記中原ノ文書
- 一 建武二年九月廿三日 前伯耆守重泰
- 一 康永元年八月十五日
- 一 元中廿一年六月十四日 右少辨承之

三 寺院由緒

一 弘安八年三月五日 沙弥性信 護状

一 正安四年三月十五日 大中臣政綱 文書

一 徳治三年三月十三日 大中臣幸政 文書

一 文永二年十月十四日 田畑之讓状

「一 延文四年二月日 境内ノ寄進状

一 康永二年二月 同

一 応永十九年三月十八日 文書

一 安永三年八月

一 文和二年六月十日 大中臣秀信地頭職之事

一 元中十一年六月十四日

一 正保年中 書状

「一元録十四年二月十五日 鳥栖村富田源左衛門ヨリ為先祖永代経料ト

一 享保五年正月 シテ大沼畑地三畝拾五歩寄進状

一 享保十四年六月 鬼沢新左衛門ヨリ為先祖田畑式石寄進状六名記入アリ

一 延享三年正月 鬼沢新左衛門ヨリ永代経料田畑式石寄進状法名式名記入アリ

「(写) 奉寄進

常陸國鹿嶋郡徳宿郷鳥栖村内



無導光院敷地散地 附在家壹宇事

右志者奉為亡父母過去幽靈頓證菩提

乃至法界衆生平等利益以彼由在家所

奉寄進無導光院也至于子、孫、更不可

有違乱煩仍奉寄進之狀如件敬白

康永貳年二月日

「(写)

寄進

常陸国鹿嶋郡徳宿郷

鳥栖村教願散地貳町五段

附

在家壹宇事

右意志異に他以彼所奉

寄付無量寺早然間專

興隆勤行至干順慶子ニ

「殊ニ専務不可有実儀候也

仍寄進狀如件

延文四年十月廿一日

平将幹(花押)

### 3 鳥栖「無量壽寺略縁起」

夫常陸国鹿嶋郡鳥栖村光明山无量光院無量壽寺浄土真宗の靈場にして宗祖聖人の直弟三年御逗留の旧跡廿四輩第三番順信坊の開基也仰当寺建立は大同元<sup>丙戌</sup>年の創草にして三論宗たり其後禪宗と成り觀音の靈像を安置して本尊とし無量寺と号す其頃当地の領主に村田刑部少輔といへる仁あり常に觀音を念し禪宗を尊ふ然るに其妻慳貪邪見にして三宝を不敬殊に難病にて命終る寺内に葬り塚を築然るに彼塚夜毎に鳴動し炎の中より幽靈形をあらわし啼さけふ声近隣に聞か故に村里の男女畏をなし寺に参詣する者もなし住寺する僧もなく暫無住と成てありしなから 祖師聖人比辺を御教化ありしに兼て聖人凡人ならぬ事を聞及び村中の男女聖人の御衣の袂にすかり右の次第を具に申上しかは聖人いと哀に思召慈悲の手歎を垂れ玉ひ猶亦女人の幽魂を救ひ玉ひ我等か類ひをも化度なし玉へとき申上しかは聖人いと哀に思召玉ひ早東無量寺に入らせ玉ひ諸人に仰られて玉くなんちら小石を拾ひ来るべしとの玉ふ小石を拾ひさし上しかは聖人手つから浄土の三部経一石毫字に都合二万六千六百余の文字を一字も残らず書写し玉ひ彼塚に築込させ玉ふに不思議や其夜村中の男女一同に夢を感すらく彼女人殊勝の形をあらわし今般尊ひ権化の化益にすくわれ永劫の苦をまぬかれ安養の浄土に往生を遂るなりとたんごん美麗の形をあらわし西の空へ飛去ると村中の男女一同に夢を感す益く聖人の徳

流を重し寺を聖人へさし上る聖人三年御逗留まします有来る所の観音の  
靈像を退け玉ひ手つから弥陀の尊像を彫刻し玉ひ永く当寺の本尊と崇禪  
宗の時無量寺と申せし寺号に無量寿仏を安置するか故にと有て寿の一字  
を加へ玉ひて光明山無量寿寺と名乗り玉ひ終に浄土真宗の靈場となし玉  
ふ其塚今に境内に在す然るに年久敷して石垣破損す遠方の参詣是を憂ふ  
仍て石垣を修ふくせん事を願ふ然るに予自力に叶ひかたく自他の一紙半  
錢の志を以て就成せん事を希而已

寛政五丑八月

願主 越後国 教證

鳥栖村

光明山納所(角印)

#### 4 「一谷山最頂院妙安寺縁起」

一谷山最頂院妙安寺縁起

一谷山最頂院妙安寺縁起上

夫開基成然上人の俗姓は藤原氏大織冠鎌足公五代の孫從二位右大臣三守  
公贈正二位後  
山科と号す十一世の後胤中務少輔從四位上良賢朝臣の子從三位幸實卿  
元盛重九條  
中村と号すなり无実の讒によりて承元四歲庚癸 勅勅を蒙り下総国幸嶋  
郡一の谷といふ所へ配流せらるその頃 祖師親鸞聖人邊鄙の衆生を化  
益したまはんのために越後国より常陸国に越笠間郡稻田郷において専修

の要法を弘め給ひ愚縛の凡夫を導き化益御かんにまします幸實卿は聖人  
の御親類たるにより法筵を慕ひ稻田へ参り謁したまふに聖人も喜ひ給ひ  
暫く互に語りましことく御懐ミ深かりきそれより時々参會したまひ 聖  
人の教化を聴聞し隨喜の涙に咽ひふかく信し在す爰に幸實卿申上られけ  
るやうは予 勅勅の身既に宿善到來して他力の信心領解の上なれば冀  
わくは剃髮染衣の身となり師教を一切の衆生に勧てもろともに浄土の往  
生を遂んと懇望しきりなり 聖人辞す事にあたはず願に應し附弟となし  
たまひ法號を成然と授け給ふときに建保二載首夏上旬第五日なり 聖人  
自ら无量壽佛の尊像を圖畫し給ひ傳來の佛舍利 源空聖人より授與の御  
袈裟念珠等を與へたまふ専ら本願を仰き恩顔を崇みそれより稻田におい  
て常隨眠近したまふこれ関東二十四輩第六の御弟子なり  
建保六年成然上人 勅免を蒙るしかれとも邊土の群生に法流を弘めん  
かためにこの由を奏聞しなを在国し給ひ横超安樂の要路を示し給ふに人  
ことくこれに帰依するものなり

成然上人の嫡子豊寿丸幼年にして開基配流の御同時に下向し 祖師の教  
訓を受け信心者となり承久三辛曆願によりて 祖師の御弟子となれり法  
名を成專と授けたまひ直筆の名號等を附屬し給ふ  
貞應二稔 祖師聖人へ成然上人聖徳太子の真影を圖画し給はらんことを  
願ふ左右なくこれを付屬したまふ又寛喜二歳 祖師唯信鈔を書写し授與  
し給ふ此書ハ聖覚法印の製作にして 祖師一味の安心の奥義爰に撰在せ  
り

成然上人講筵において自の影を図画し成専法師へ讓與し給ふ 祖師聖人はを御覽し称歎在し眞筆をもて成然法師と銘を書し與へたまふ誠に本懐のことなりかし

祖師聖人常陸国より相模国へ移給ひ国府津において法流弘興まし／＼けり成然上人供奉したまひ御相傳の宗義を弘め給ふしかあれば 祖師聖人邊土遠境の有情を普く化益したまひ貞永元年六十歳にして御帰洛の砌成然上人へ貴房は関東に止り邊鄙の衆生を化益し給へとのたまふ成然上人御別を悲ミ供奉し申さん事を願ふ 聖人の仰に我京に帰りなハ誰の人かありて我行化を助けんや貴房関東にとまり念佛を弘通せられよとのたまふ成然上人答給ふは不肖の我身にかゝる仰を蒙ること本懐なれとも年月暫も離す御給仕申し今度都までの御供まいらせぬこと御残多候へとも黙止かたく候仰にしたかふへしと申し上られけれハ 聖人も喜ひたまひ殊に親族なれば形見をまいらすへしと自ら 御壽像を彫刻在し付属したまひ我に常に對面の思をなし坊舎を建立し教法を弘むべきよしをのたまふ亦九十字の名號を書し選擇集等その外御所持の教品の護與したまひ妙安寺と賜り上洛まし／＼き仰觀恩海の深く徳山の高きことを

成然上人稲田に帰り靈場を尋ね給ふに貞永元年晩冬五日の夜聖徳太子夢想の告にのたまはく下総国三村太子堂最頂院は成然有縁の精舎なり彼に坊舎を建立すへし法流繁榮なるへしと靈夢を感ず件の幸嶋郡今は猿嶋郡と云三村太子堂最頂院は

推古天皇の勅願所鎮護国家のため聖徳太子草創し給ふ靈場天台宗にして

大堂伽藍の佛閣なり嗚呼年うつり事ざり諸堂ハ朝露のために零落し佛像は暮雨のために光を隠しいたつらに聖跡の名をのこすといへとも更に紹隆の人なかりしに成然上人告に應し彼靈跡に到り給ひ旧基を補ひ天福元年癸歳妙安寺を起立し最頂院妙安寺と號し御壽像を崇め専修專念の旨を一切の有情に教化したまふに貴賤群集し帰依渴仰せるものなり從來この精舎に皇太子御自作の尊像而已炳焉たり成然上人傍にこの影像を安すもつとも崇重したまひき

成然上人三村に坊舎を起立したまへとも此地は往古より水なき地なりこれを歎きたまふに文暦元年十月七日の夜皇太子夢想にのたまはく境内の傍に清水の流を与ふ永く絶ることあるへからすと成然上人へ告たまふ未明にいたりて見給ふに其夜清水涌出流となり今に旱魃にも絶ことなしそれより此地に水出るなり

或時は 祖師聖人洛陽より開基上人へ懐き餘りの御消息を賜ふ其中に東関の同行へ御化導の儀もまします人を教て倦ざるハ能化知識の日用なれば末の世に生たる群萌なれともその御教化を蒙らすといふことなし

寛元二年成然上人三村において三七日の説法ありすなわち 祖師聖人御相傳一流の肝要弥陀超世の本願五乘齊入報土得生の他力信心の旨趣を示し給ふに緇素老少歩ミを運んでその教を仰き化益さかんなり境内の傍に聖徳太子植置たまふ松あり第七日に當りて彼松の邊りを成然上人通り給ふに其古木に太子影向まし／＼て成然上人へ告給はく今勤るところ佛意に諧ふかゆへにこの信感し来て告るなりとのたまふ成然上人隨喜感歎し

たなこゝろをあわせひさまつきて禮をなし給ひきそれより尊容西の空に  
隠れ給ふ仲春中旬第二日なりこれによりて影向の松と名け今にあり

成然上人師の御事懐く正嘉二暮三月上洛し 祖師聖人へ謁し歡悦し給ふ  
老翁の入洛不思議のいたりなりと 祖師も喜ひたまふ同年八月下向の砌

元祖聖人より 祖師聖人へ御付属の自畫の御影を 祖師より開基上人  
へ授与したまへり又 祖師と開基と連座の御影を圖画し與へ給ふ成然上  
人歡喜の中に別情の悲嘆ありといへとも坂東の群生を化益の素懐ありて  
下向したまふと云云

弘長元年の冬成然上人へ成專法師法流を遺代に傳んために師弟芳契の由  
來を書し自の寿像を彫刻し給はらんことを懇望す望に應し同三年初春十  
二日形見に是を譲りたまひけり

成然上人文永二<sub>丑</sub>曆清秋中旬第九日より異例まします同廿五日春秋八十  
八歳にして佛恩師恩の廣大なることをたまひ称名念佛とともに往生の  
素懐を遂たまふ在世の昔し教化を受し門葉別を惜み悲歎せずといふ事な  
ししかあれば野外に送りて葬し无常の煙となしたてまつる凡一代の徳行  
多しといへとも是を略しおわりぬ

一谷山最頂院妙安寺縁起下

第二世成專法師相承し真宗を弘通せしに信順の族甚多し第四世成海法師  
當職の砌正慶元年 覚如上人當寺へ御入 祖師聖人御寿像拜禮まし  
く隨喜の餘り御寿像を写し彫刻し給ひ成海法師へ授与し給ふ又當寺最

頂院と號するによりて山号一谷山と名けたまふ成海法師歡喜し末流に属  
しけり誠に是興隆佛法といひつへしと

天正十八載<sub>庚辰</sub>酒井雅樂頭殿先祖河内守殿<sub>忠盛</sub>三河国西尾より武蔵国川越へ  
所替りこれあり河内守殿御母堂浄土真宗たるによりて當寺安置 開山聖  
人の御寿像信仰あり河内守殿にも格別の由緒古跡なりと称美し給ひ同年  
當寺を三村より河越へ請待あり仍當寺十五世荷徳院成空大僧都 祖師聖  
人木像の真影川越へ移し坊舎を建立し安置したてまつる河内守殿御母堂  
その外家中一流の人々は皆く當寺の門徒となり御影前へ詣して御恩を歡  
ふもの貴賤群集すしかふして十二箇年の星霜を経たり

武蔵国河越の邑裏に阿弥陀堂あり本尊恵心僧都の御作八幡太郎源義家念  
持佛なりすなほち所の諸人申傳ふ堂守の僧<sub>鑿</sub>と浄土宗なりしかるに文祿  
二<sub>癸</sub>歲初夏上旬第八日より彼本尊毎夜夢にもあらずうつゝにもあらで妙  
安寺へ到りたきと<sub>鑿</sub>告命まします仍奇異の思ひをなす爰に河内守殿家  
臣川合右馬といふ人あり第六日にあたりて彼へ参り事の由を語る右馬の  
いはく不思議なるかな妙安寺へ移ししかるへしと當寺へ来り件の由を語  
る當寺にても奇異の思ひをなし河内守殿へ伺ふに奇瑞の事選座あるへし  
とのたまふそれより件の告命やミぬときに同廿有七日なりこれによりて  
端午日當寺へ遷座す成空法印有縁の靈佛なれば當寺の本尊に安置せんこ  
とを教如上人へ伺ふに御感ましくて靈像の事本尊に安置すへきよし命  
を蒙り御印書を賜ふ同年晚夏下旬第七日當寺本堂の本尊に安す三村以来  
安置の本尊无量寿佛は 祖師聖人圖画し給ひ成然上人へ御付属の尊形寶

匣に納めたてまつる本尊の奇特仰て信敬したてまつるへし

慶長六<sup>五</sup>年酒井河内守殿武蔵国川越より上野国厩橋今八前橋へ所替これあ

り仍當寺を群馬郡厩橋へ移し給ふ 祖師聖人自作の御寿像その外数輩の

靈宝移し奉り成空院家佛閣を建立し御寿像を安す道俗男女あまねく報謝

の信を抽て御影前へ歩ミをはこんで御恩を喜ふもの日夜朝暮絶ことなし

三村の旧地へ前橋妙安寺掛所なり

東照神君 本願寺教如上人御取立につき當寺安置の 祖師聖人自作の御

寿像教如上人かねて御所望あり成空大僧都是を承るしかふして後 東

照宮よりいよ／＼差進すへき由當寺へ 上意の趣本多佐渡守殿御奉書御

紋付御幕等拝領し御紋を賜り自今勝手に依用あるへきの尊命を蒙る 上

使本多藤左衛門殿慶長七年三月十九日當寺へ來臨す 教如上人當寺へ御

寿像御所望の敕命御印書等教通贈り給ふこれによりて成空法印守りたて

まつり慶長八<sup>卯</sup>年上陽上旬第三日京着まし／＼き今現に京都 本山御堂

御安置の御寿像これなり 教如上人最も称揚し給ひ其寺永く疎略あるへ

からさるの真筆を降し給ひ自ら御著用の御袈裟等成空法印へ與へ給ふ右

御寿像御替として蓮如上人図画し給ふ 本山御傳來の 祖師聖人等身御

影御裏慶長五<sup>子</sup>年二月二日 教如上人真筆を染たまひ是を授与したまふ

今親り前橋御影堂に安置したてまつる御影これなり當寺は格別の由緒古

跡たるにより御堂向 御本山の通許容し給はらんことを宣如上人へ當寺

十六世最頂院成賢院家願望したてまつる願に應し免許し給ふその旨御印

書を賜はる

宣如上人當寺寶物拝覽ましますその御 祖師聖人御寿像並に等身御影の

來由を真筆を降し給はらんことを成賢院家願望す左右なく真筆を染給ふ

其文にのたまはく 本願寺親鸞聖人等身御影蓮如上人所図画傳來御影也

於是上野国群馬郡厩橋妙安寺安置 聖人自作御寿像 教如上人依望妙安

寺先住釋成空慶長八歳奉之則安置影堂往時慶長五曆為其替右以御影教如

上人授与釋成空如今妙安寺釋成賢任望書之添于御影者也寛永第十一<sup>甲</sup>年

晚春十五日大谷本願寺釋宜如御在と書したまひ等身御影に添まし／＼け

り 三村の掛所は往古より除地たりしかるところ 將軍源家光公御治世

に昔時 東照宮尊命まし／＼て 祖師御寿像本山へ奉る由緒を成賢

院家言上し除地を尊院に賜はらんことを願ふ忝も 源君の高聴に達し高

拾石を寄附し給ひ并に寺中竹木等當寺永業たるへきの旨慶安元年八月十

七日御朱印を賜りけり

伏惟へ成空大僧都河越前橋と移住せる事往昔の因縁あさからさるゆへと

覚ゆるなりされへ成然上人の往生へ數百年を送るといへとも遺跡いよ

／＼盛なり清秋廿五日へ往生の正忌として報謝の勤行毎年の旧例たり貴

賤老若群集し三村の門徒も例年歩ミを運んで影前へ詣し尊重恭敬するも

のなりしかれば當山草創以降來歴多し記すに違あらすすなへち要を採て

省略するところなり

右欲願於由來書之懼疎曷昧勝汗顔乎雖然予從 開基上人血脈相承十八

世裔也因歷代之纂筆端口決綴俚語庶幾傳遐代而已

于時承應二癸巳歲仲秋十日謹書畢

妙安寺院室釋成誓(花押)

### 5 (水戸善重寺由緒)

惟時寬永二十癸未年十二月廿八日

記錄之

常陽茨城郡水戸庄常葉郷

遍照山 善重寺第十五世

釋念了(花押)

一寬永十一甲戌曆五月廿八日先師善慶

御房四十九歲往生予當時九歲也故

善重寺可及退轉之所母者富永氏

女四十有余而令落髮号妙順院

十有余歲之間令宿坊若干令辛

苦者也

一予十二歲令上洛 宣如上人為戒師令

得道号念了其時 教如上人之真影

申請其上州館林於善導寺十有余

年令修学

一寬永二十癸未歲十二月十七日国太守

正三位中納言 頼房公次目之御礼

相濟予十八歲之時也

一正保二乙酉天諸檀那令勸進御堂

造榮天

一正保三丙戌年 教如上人三十三回之御

年季令上洛廿余輩与惣飛檜之坊

主座諭故无出任下向大畑壽命寺

教信村田常弘寺善教同上洛

一慶安三庚寅年太子七高祖并宣如

上人之寿像之御影申請

一承應三申午年四月廿五日

一同九日寺社奉行北河原氏甚五右衛門

尉為 御上使銀三拾枚拜領為御礼

父子共登 城

辱仰有

一明曆四戊戌年本寺御堂供養之時

令上洛 宣如上人 琢如上人御念比

之仰有其時 開山之御輿被仰付也

出仕之次第漸飛檜 先定予三十三歲

遂余内任律師 宣旨口宣頂載天



一寛文元辛丑年 開山聖人四百年之

遠季之時分令上洛黄金百五拾兩

上納御一家御免其時分 宣如

上人織（授）之御影申請也一家之御

礼金萬匁宰相公御取立之御厚恩有

難段者免角難筆点尽朝旦暮夕御

恩不可奉忌也此砒御紋付五條拜領

一寛文七丁末曆寺家漸及破指尅八

月廿八日坂戸之下屋敷、寺家可移

由被 仰也境内新加為引料国太守

正三位宰相 光國公、黄金拾枚被下

置也其上数年芍菜花、竈由達

上聞數百之人足、借（下）諸草花坂

戸之寺地（移）也

一同年九月朔日、宰相公（正）遂御目見

之御礼同年十月廿八日坂戸之寺

地（移）徒

一寛文八戊申年正月六日水戸御領

内之諸寺由緒古迹之大地年頭之御

礼 御目見初、相齊其時遂 御

目見殊、御座敷入御礼仕百余ヶ寺

之中七ヶ寺御座敷入也予其一人也

一同年正月八日 宰相公釵尺山江御狩出

御其日御掃城之時被懸 御腰御前

ら召出種々有仰御酒宴及輩漸（漸）時御

盃頂戴後住民部卿被召出御盃頂

戴御供、御連枝方其外市川氏三左

右衛門尉宗的法橋其外教輩堅士

一同年九月五日從江戸蘭花一船被下

置數年□數寄之由達 上聞如此之

日兩寺社奉行山縣源七郎北河原甚

五右衛門尉狀有

一寛文十（庚）年九月九日 宰相公御

着城同月廿一日、御目見仕種々難

有上意有之也

一寛文十一辛亥年正月六日、父子共、

御目見仕作法如先年後住之御礼

諸寺无之諸人讚感

一同曆二月二十一日、御參勤之為御□乞

御目見七ヶ寺有荒連常福寺吉

田山藥王院久昌寺寶鏡院善重寺

増井正宗寺銚傳長老社務光明院次

第如此同廿二日御発駕

一同曆夏四月八日聖德太子之像、拜領

寺社奉行衆、上意之趣被仰渡者

其方太山村之慈願寺之太子所望之通

内々達上聞早速可被下之所作者

不知者永代之重宝如何被、思食中

村氏一雨者江戸下、拜見之所御自

作、无疑所之由令言上之間則被下置也

於永代寺之可為住物之旨被、仰出趣

如件也於将来迄国主御厚恩粉骨

碎身不足酬有難者也右之太子者當

国太山村慈願寺、浄土宗寺御座也此慈

願寺往昔我宗由依去本宗安置、依

可、宜敷同四月十六日、廿二日迄一七ケ日

御戸開帳諸人之參詣門前成、市誠

末代之不思議、諸人美談、

一寛文十二壬子年琢如上人御一周忌之

御法夏付父子共上京正月廿六日水

戸発足廿八日江戸上着廿九日

宰相公江遂、御目見民部卿、御目見相

濟摩有仰、御門主江從、宰相公御伝

言直被、仰付

一同二月朔日江戸発足同月十一日京

着十二日、御門主江御目見相濟則御

座間江被召出御同座、而御口上申上、其

時種々御尋有委細申上、御門主御

満悦不斜

一同十八日民部卿得道相濟御次目極

一三月七日、御法夏初民部卿柄香炳之役

被、仰付首尾能役儀相勤也

一同十五日、宰相公江御書并御進物有也

御口上直々被仰付也則御口被下呉

□拜領仕難有仕合也粟津右近尉旅宿

御見廻殊重宜御序内陳出仕御免

可被成御内意之免状給有難仕合也

一同十七日出京廿七日江戸下着廿八日

宰相公少将公御目見父子共□從

御門主御音信物指上御書御口上

直々御同座、申上京都之首尾能様子不

残言上仕殊外之御満悦有難、上意有

上意之趣、参会諸出家目付夏弟

一水戸之名望其上内陣出仕重免

許可有之由結講成夏水戸者片田舎之夏、  
□徵及上取立、夏難成所、其方代中興一段被、思食也東本願寺由緒有之故重此方、萬夏每物被仰易、御上意大方、御機嫌、父母共御□被下也

一同年十二月二十六日太子繪伝拜領

絵師巨瀬金岡表切者 家康公、

御遺物之切而 表具被 仰付被下也

末世迄之重宝、諸人感、

一寛文十三癸丑年二月廿一二両日太

子之御戸開帳同拜領、絵伝然諸人

拜、門前成市

一同年五月廿五日 宰相公御着城

細雨降御下向之節必雨降夏御吉例

次月廿六日早旦御老中寺社奉行所正

御下向目出度由申廻、其日從寺社

奉行登 城可仕旨申來則登 城

御座間、御目見相濟常福寺藥王院

久昌寺善重寺宝鏡院光明院次第

如此献上物有難有 上意、

一同歳十月十九日惠明院殿御下向御門主、

御便者横田主水下、從 御公儀被仰付

於御会所諸夏□持

一同廿一日惠明院殿横田主水登 城

御目見相濟

一霜月朔日惠明院殿於御城御振舞

被進主水同下□御相伴被召出也

惠明院殿御 城、御帰之時當寺入

給次日岩船之寺地為見物惠明院殿

一惠明院殿當寺、兩夜御逗留十一月三日御発駕

日御発駕

一同歳極月廿二日御門主様、為御礼

御使者栗津玄蕃下、廿五日迄逗留

首尾能発足

一延宝二甲寅年正月六日如例年父子

共御礼仕也

一同年卯月十九日芍薬之花為 御上覽

太守有御成而麦切、上奉御供之衆

不残振舞仕也

一太守御機嫌不□有難 上意雜筆

点尽時眼二御看拜領終日御酒

宴父子共被召出御盃頂戴仕其上境

内過分拜領仕有御詩作及脱日還

御則日父子共御礼登城廿日為御

□乞登城如例

一同廿九日江戶發足晦日水戸下着右之

通早速三寺社奉行申上御老中奉行

衆不殘廻

一連日祝儀之御振舞御連枝様方御

老中諸奉行衆御用人衆也

一同廿二日御發怒雨降御吉例諸人

愷感

一延宝三乙卯歲八月六日時正一七日之

間太子之厨子為造榮柿岡如来寺

一句之間法談有之諸人之參詣門前

成市聽聞之緇素寺院餘奉加之帳別有

本願主如来寺隨順一句之間成就

一同歲十一月下旬厨子出来佛師者

江戶之住法橋玄慶作領黄金拾五

兩貳分也

一當寺御本尊願主佐藤道喜之内

室釈尼妙喜元和二丙辰歲雖令再

興歲霜經六拾一回漸及破指之刻深志

之門弟本□町之住山口十右衛門之尉

法名釈道慶同内室釈尼妙喜令再

興也佛師江城之住法橋玄慶作領

黄金六兩貳分也

一延宝三乙卯歲十一月廿日御下向

信心之門徒中途御迎出尊顏拜

皆々歡喜之淚難押

一延宝第四丙辰歲 琢如上人之真影

申上願主念惊望大僧正之御銘并

山号望申上惠明院殿御取持故望

相叶遍照山下被染 御筆

一延宝第五丁己年琢如上人七回忌令

上京正月晦日水戸發足二月二日江戶

着同四日相公様江遂御目見御門主

様御音信物御口上被 仰付同六日

江戶發足十六日京着

一同二月十七日御礼相濟同十七日從

宰相御進物御座間上御口上

申上別而有難仰有黄金拝領

一同十九日中山市正殿粟津右近殿江御

状上 同廿日右近殿持参其御状、

案事有之

一同二十三日内陳出仕御免之 仰出有

一同廿四日冥加金拾枚上御礼仕則

日風ヨリ内陳出仕致也

一三月七日晚 御法支行堂散花之人  
數加

一十六日御振舞被下御盃頂載其上

重被召出御盃被下葛支御念比之

御上意満座之院家一家衆□目驚

一同二十二日院号御免御礼銀耆杖

指上其座 御□被下

一宰相様御口上御書其座 被仰付也

一同二十六日出京四月五日江戶着於御

房十一日 十四日 御法事出仕相勤也

一十二日 宰相様御目見御書御口上

申上 相公公御満悦無冥加 上意有

一十四日己刻 御能見物 御目見仕

一同十五日江戶立十六日水戸着

一同年五月廿三日 殿様御着城其日

巳刻 天顔快晴牛刻 俄細雨降御

吉例不思議諸人感成

一同廿四日御目見則順教院相濟其

日御老中奉行衆寺社奉行廻

一同歳六月二日 相公様岩松御成

有下拙参向御殺生二色拜領

一同九月廿三日念惊寺渡陰居

一延宝六戊午歳正月八日從 相公様御

鷹野□当住陰居共拜領

一同歳二月十六日御上 御目見仕

一同廿三日御発駕細雨御吉例

一同年□月朔日 御本寺之輪番當付

一同四月八日水戸発足同十日江戶着

十五日 殿様御目見

一同十七日江戶発足同廿五日京着

一同廿六日御礼相濟

一五月朔日 御番受取也

一五月十二日 新門様御祝儀御礼

一在京中両 御門主様御念比之上

意 節々御□被下

一七月晦日 首尾能輪番相勤一朝不

参無之三州本證寺殿相渡也

一常如様御自筆、繪御拜領有難

仕合末代迄當寺住物也

一惠明院殿御下向、付九月迄在京九

月六日、本門様御手前之御數寄

於皆山亭御茶、湯惠明院殿柳洞院

順教院三人御茶被下

一九月廿八日出京惠明院殿御同道

十月十日、江戸着

一同十一日、相公様、御目見

一同廿八日、江戸発足十一月朔、日水戸着

一延宝七己未歲、御門主様江戸

御下向、從、殿様召ヨリテ三月廿三

日、水戸発足同廿四日、江戸着同廿五日、

宰相様、御目見

一同廿六日、御門主様御下着首

尾能御目見仕

一江戸御逗留中御、結御奉公申、

水戸様、御用毎度被仰付也

一從、宰相様御自筆、御書頂載有

難仕合永代寺、住宝也

一同四月十八日、水戸様、御門主様御振

舞御供被仰付於御屋敷万事御

用足

一同廿五日、從、本門様白銀、御

薰物一器御香包、有難上意有

一同廿七日、本門様御上洛

一同廿九日、新門様水戸御発駕御

供被、仰付万夏道中御奉公江戸御

立之屋体小金御泊藤代次日御休

土浦御泊小幡、御殿是、水戸様、

御馳走當寺小幡迄御迎出

一同五月朔日御休當寺入御也御

馳走ハ、殿様、當寺、白銀五枚、白

御拾二、内綿三把被下有難拜領

其日勝倉御松岩舟入御父子共御

供三日迄御逗留三日、御発駕、

同會所、御馳走其迄御供仕新道、

御、被下、

一新門様、笠間稻田之御房入御其、

日光御社、參中仙道上洛、普重寺、

迄御供被仰付稻田、御、被下也

一延宝九西四月二十八日上京而本寺令

常勤者也

一天和二戌蠟月廿八日院家御免素  
絹道服拜領ス・一如上人御代也

一同三亥三月助音御免

一貞享三寅九月廿七日順讀衆成

一同年霜月三日夜中卒中風明四日

午ノ刻今齡六十一歳而前念命終

後念即生、遂本懷也即西ノ洞院渡、

葬礼拾遺骨分三其一鳥部山

大谷御廟之納之也一豊前國淨喜

寺閑了持參被地立廟一當寺

代々廟埋之者也病中

兩御門主様并恵明院殿御慈悲成

御養生雖被仰付御蒙病故□無甲

斐誠一生建立□筆点末代迄、

此一巻重宝トシテ中興報恩不可忘

者也

貞享三寅十二月今廿此終記認者也

釋念悰（花押）

## 6 慈願寺「信願御房三家四流之次第」

信願御房三家四流之次第

一下野、国武部慈願寺者信願御房之正統也

の伝之御名号御染筆之寺号法号法名御

代々之御正筆等当家相伝是其證也

一河内国八尾慈願寺者信願御房之庶流

也由緒之元起具有彼家之記録

一下野国鳥山慈願寺者元来号西円寺是

平僧地也西円寺法名失念延宝年中早世

就其子智悦幼年武部慈願寺叔父教了師

為其養父入院則慈願寺以由緒改号之願

京都申立教了無程退出次水戸善重寺

弟信了師入寺延宝八年申八月東御門

主常如上入江戸御下向之時右願相叶信

了転西円寺改号慈願寺了師又退院後

住則西円寺其子智悦後号願了是也願

了母者大昌壽命寺信與之女也

一同国宇都宮觀專寺者同所正行寺法名願中  
平僧地也

隱居地也願中鹿沼街道一字草創号觀



專寺、二万治年中信願御坊、之由緒申立則、  
二十余輩列座御免良如上人之御代、下間少進法眼

信願御房同異二説之評談

一或新記曰那須与一宗隆六代之孫加賀

守資家法名月谷正應二年癸未諱三真宗

興隆聖人、忽帰二本願、即法名号、信願、云云

評曰此信願ハ非ニ御直弟之信願ニ得、以レ何知ラ之

者則四つの吳有一ニハ俗姓ニハ時代三ニハ法

名四ニハ代、是也其故ハ御直弟之信願ハ

源家佐竹之類葉たり然るに此信願ハ藤家那

須の氏族たり是俗姓吳(吳)なる故別人とす

又弘長二年聖人御入滅より七十年に當て

元弘の乱之時笠置の寄手六十三人の中に

那須加賀守と有之しかのみならず資家は

当寺四代唯願師に帰依して法名月

谷と号すと也是則加賀守ハ聖人御在世

之人ニあらず故ニ別人七十年後の人成としるべし又法名

月谷と云ヒ近年ニ至て教念ともいえり然るニ

御直弟の信願ハ髓ニ定信と有之故ニ別人

と見へたり是法名の吳(吳)とす又代々吳

とハ当家新家代々の法名大キに相違す

其故ハ新家ニハ九代目之願慶從蓮如上人  
寺号申下すと云是妄説也当家ハ三代目

慈慶師覚如上人より寺号法名ともニ下給る

旨髓ニ有之以先彼家系図を見れば

敬曰先師願專公法名者正是レ子カ親父、然ニ

去享保、癸卯七月十二日春秋八十三才ノ

而寂、寛永十八己酉年ノ誕生也兼無ニ病惱□

頓十二日午時絶入給其夜之子、下刻全緒

息絶サレハ先年常円寺無住之時依ニ惣門

徒中之願ニ江戸輪番□光寺西宗寺之御

下知を以兼帶彼寺ニ元禄元年辰、秋より

同五年末ノ暮迄以上五年公内共寺役等

被相勤候依之宗門帳、茂常円寺願專、判

有レ之仍專公在世之古ハ当家之靈宗記

一卷並畧縁起一卷三家四流之畧記一

紙頭、ニ此等之記文、以伝ニ後代ニ爰貧故去

月以來殊、外被犯ニ病氣、之間已ニ餘命終

近有哉、万事心細思、依テ日比之存

念記、之後代伝、欲イハ共不レ違ニ清書ニ

只拳ニ新家之偽録、草ニ書其評談、其牀

尤拙其詞是鄙、併專為レ使ニ後弟ニ知、彼

此之虚実上任三思出二習馳レ筆庶幾レ後

賢改正三之以伝ニ後代ニ云レル

常円寺

照信(花押)

辰八月十二日

此日当ニ彼岸第六日ニ記レ之

先師之命日

○那須与一宗隆——之隆——頼資——  
福原五郎 太郎肥前守

太郎肥前守 左衛門太郎肥前守 太郎加賀守法名月谷

光資——資村——資家 任少将

左衛門尉 号光嚴寺 右馬頭

資家貞應二某歳即詣真宗興隆聖人忽掃本願即法名釈信願

於下野国栗野栗野鹿崎ニ入寂

妻佐竹義光女 妻 小山娘 妻子都宮某女

○信願——唯願——願教——

依無一子 壽命寺子 雖有子先師の子 即弟願海ニ付ス 妻結城女

養子 願円に付ス

○隨願——願意——願円——願海——

妻春丸照願寺女

隨願後儲子願円願海也

依一子無弟付 妻壽命寺女依無一子壽命寺了願

次男養子付從蓮如上人

寺号申下ス

願宣——願慶——

妻塩谷安房守女 妻熊田筑後守女 男子二人

願空——乘願——乘正了西也

元亀二辛未年与父乘願參大阪御堂

乘正 此時信長實ニ大阪御堂、父子共ニ打死故了正  
繼シ家

了正 早世無シ子照願寺枕石寺願入寺阿弥

陀寺以連印、慈願寺跡目照願寺

甥可繼之由訴之即刑部卿法印頼廉下知而免

許於之壽命寺上宮寺等以連判慈願寺遺跡

以壽命寺次男可繼之旨訴之果而壽命寺遂本意

而中間刑部卿法印下知而免許也右照願寺へ給法印

慈願寺跡目重而望有之間敷之由有下知

于時延宝八辛申年八月御門主江府御下着之節言上

水戸善重寺弟信了妻壽命寺信与女則於下野国島山

建時之城主板倉石見守殿へ言上是亦御免許

翌年正月信了豊前国浄掃寺へ入院依之

一子則壽命寺源智悦養子改名願了

願了

右此説を以考るに信願寺号共に別人あらざ去

ながら二代目の唯願より十三代目の了正迄ハ妄説  
たる事必定なりされば別人といわんとすれば

信願御房も粟野鹿崎寺号も同号して天正年  
中再興之吳乱表裏ありといへとも一同の慈願寺に  
紛なししからば同号とせんとすれば系図の次  
第代々の法名大々(通)遠(遠)兎角新家ハ偽説に疑  
なし所以者何元禄年中願了事予が方へ節々  
来宿して当家の由緒を尋る時了信之代退転  
乘正之時再興之由が物語り致せし故代々の中  
へ似たり法名を入書調(カキト、ノ)候義紛なし其節は  
信願の法名沙汰も不及有つるが正徳年中より  
教念と申よし始而承おかしく存候事有之  
法名出来之由縁下に至てあらはずべし  
又再興の吳(吳)を論せは了正の下に早世無子照願寺  
枕石寺願入寺阿弥陀寺以連印慈願寺跡目照願寺  
朔可繼之由訴之即刑部卿法印頼廉下知而免許  
於之壽命寺上宮寺等以連判慈願寺遺跡以壽命  
寺次男可繼之旨訴之果而壽命寺遂本意而  
下間刑部卿法印下知而免許也右照願寺從法印  
慈願寺跡目重而望有之間敷之由有二三下知と  
云此説天地懸隔の逸言也其故ハ天正年中迄  
照願寺勝祐舎兄祐信大島慈願寺へ移住して  
了信早世之跡を相続せられたる事也然處壽命寺

三 寺院由緒

以私欲慈願寺門徒を語らひ一味同心而壽命寺次男二  
慈願寺遺跡被下候様と奉願候故於御本意は  
委細之訳をも御存無之上壽命寺掣之跡式たる  
間奉願候趣申上候付則壽命寺次男ヲ以相  
続仕候様と被仰刑部卿が免許之状被下候此時照願  
寺阿弥陀寺等連判を以壽命寺謀計之段申上候  
得は御吟味之上照願寺姪阿弥陀寺娘妻愛  
二而再興可仕候旨下間刑部卿法印が免許之状  
被指下候其節壽命寺重而望申間敷旨嚴重  
之御下知有之以此相極候義故天正八年於武部  
再興せしめ自其以來享保九年迄百四十五年及へり然るに  
彼者天正年中より九拾余年を経て延宝八年  
庚申八月再興之願相叶誠彼家の記録の如  
ならばなんぞ天正年中再興せざるや又照願寺  
方而再興被致候も法印が下知有之候而重而  
望申間敷由被仰付候ハ、何方も建立為致  
申候誓無之事也又彼家者寺号付之法物  
無之故遺跡願之時も不指上只願書由緒計而  
申上候照願寺方がハ常住物之御本尊被指上候  
付壽命寺謀計露頭故殊之外不届被思召  
重而願申間敷旨御本寺へ一札を指上候故再

構儀儀不被成候所当分至遁種々謀作を以  
諸人を惑す事言語道断の所為ならずや

此等の事を以妄談の義明らかにするべしと云云

一又那須与一宗隆五代之孫肥前守資村出家

号ス信願と云云

評曰此説右同断之相違信用たらず

可笑可笑其故此資村ハ資家の親父なり

東鑑嘉禎三年六月二十三日鎌倉將軍頼経卿

大慈寺境内立三新造精舎ニ安ニ丈六仏像ニ

為其御供養將軍出御の時先陣の隨兵

十騎中那須左衛門太郎資村と有同四年正月

將軍御上洛付供養二月廿三日資村

肥前守任云云又建長八年宗尊親王御

治世奥州大道夜討強盜蜂起往還旅

人煩しむるの間彼路次地頭等可征伐之

の由下知給其人々八宇都宮下野前司

氏家余三跡芦野地頭福原小太郎那須

肥前前司矢古宇右衛門次郎等以上廿四

人なり此中に那須肥前の前司と有之ハ

資村あらずして誰哉然者建長八年

聖人八十四歳御時迄此資村ハ俗形たり

信願聖ヒトリ、聖人常州御逗留時より僧

形たり是無疑別人なり其上那須の

記録茂資村老後出家して光尋寺

と号す今現黒羽兩郷光嚴寺とて

是あり鐘銘資村建立意趣具是

あり此等の伝を考ルニ資村信願あらざる

事あきらか也愚人の妄談談可笑

一又曰信願御房法名号ニ教念ニ則有ニ連座

御影ニ積教念ニ是其證云云

評曰連座御影積教念有之ハ勿論也

然共信願聖の法名教念云事未嘗

何記有云事をしらず只是彼家をひて

取成て是迄云ならくのミ所以者何從ニ古

来ニ那須福原金剛寿院真言宗  
小本寺此連座

の御影あり寺僧も何の因縁を以何

時より伝来謂事を知らず(時)皆宝永年

中彼智悦願了代聞之數年工風を思

くらし方便を以家記を認め元来是当時

重宝たりといへとも那須一乱の古ハ頼入

預置候趣内々申入之處年号月日符

合するの間尤可有然と終に願了方へ

被付ニ属之ニ早仍此連座に祖師並ニ釈

教念等有之間幸言ニ信願聖之法名有

レ心者たれか不推レ之乎可レ笑

一或問曰信願聖之法名言ニ定信ニ是猶難信

其故者廿四輩中阿弥陀寺開基有ニ粟定

信何煩有ニ同朋之中同号之法号ニ哉云云

答曰二十四輩有ニ穴沢入信野命寺開基也八田

入信開基寺又有ニ鳥宿唯信畑屋唯信同

房号四人ニ況可無ニ同号法名ニ哉汝不審

愚聞侍りぬ又問曰信願聖法名定信と

いふ事不疑去ながら有ニ何證ニ言ニ法名定信

乎答曰天正年中当時再興之節從ニ

仲間中一以ニ連翰ニ頭如上人江奉願候時御本尊

并当家の系図を指上候処御上覽之上願

之通被成御免又良如上人の御代開基

證狀願候時天文六御本尊并ニ台相伝之

代々之系図指上候処御取次下間少進殿

段御披露ニ付則御上覽之上下賜ニ御印

其系図信願房法名定信と有之是其

證據也又問曰縦レ令相伝御印之記録法名

定信と有之候とも古來の例証無者信用

たらず如何答曰其不審愚なる難問也於ニ

御本山ニ御極之御印を遊したる当年代々

之記を不レ信は我党の罪人也其上天文六

年五月六日之御本尊粟野鹿崎信願房

定信跡常州大島慈願寺と證如上人御

染筆也然者證如上人の御裏書と云又

代々の御印之図物と云旁以信用足り

汝新家の記録を以当家を難するかな

開天の瓦礫中るべからず可レ笑

一又或家記曰ク木曾義仲嫡男清水冠者義

基之一子出家聖人成ニ御弟子ニ号ニ信願

房云云

但觀專寺記有之ハ義基ノ一子出家のヨシナリ

評曰清水冠者頼朝公為レ翌元暦元年

東鑑ノココロ正月親父義仲生害之後落ニ鎌倉一武藏

国入間川辺於畑藤次親家郎等藤内

光澄ために殺害せら給ひき姫君實基北ノ方

此事を聞召袂□之餘漿水を断しめ

給て迄レ自憔悴諸人無レ不レ驚御台所

御憤ふかくして曰清水依被レ誅姫

此病を受偏彼男不道之心より起ると

しきりに依<sup>テ</sup>被<sup>レ</sup>欺<sup>キ</sup>仰<sup>ニ</sup>終<sup>ニ</sup>光證<sup>ハ</sup>被<sup>レ</sup>處<sup>ニ</sup>斬<sup>ル</sup>

罪<sup>一</sup>云<sup>云</sup>然<sup>レ</sup>とも義基<sup>一</sup>一子出家<sup>スル</sup>事<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>聞

皆是妄説也<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>ニ</sup>信用<sup>ス</sup>如此<sup>ニ</sup>吳説<sup>繁多</sup>

なる事<sup>ハ</sup>只<sup>ニ</sup>知<sup>テ</sup>御直弟<sup>房号</sup>不<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>俗姓<sup>一</sup>

古実<sup>一</sup>猥<sup>リ</sup>以<sup>テ</sup>謀<sup>テ</sup>掠<sup>ニ</sup>上<sup>聞</sup>無<sup>レ</sup>姓<sup>而</sup>列<sup>ス</sup>

ニ玉座<sup>ニ</sup>之<sup>レ</sup>輩<sup>其</sup>數<sup>不</sup>少<sup>一</sup>是以<sup>有</sup>異説<sup>一</sup>而已

右他家<sup>之</sup>説<sup>無</sup>ニ跡<sup>形</sup>妄談<sup>甚</sup>可<sup>レ</sup>痛<sup>ム</sup>

可<sup>レ</sup>悲<sup>者</sup>乎<sup>一</sup>凡<sup>不</sup>弃<sup>レ</sup>旧地<sup>古</sup>来<sup>実</sup>録<sup>一</sup>

猥<sup>レ</sup>記<sup>ニ</sup>自己<sup>各</sup>別<sup>之</sup>新義<sup>不</sup>不<sup>レ</sup>恐<sup>レ</sup>仏祖<sup>之</sup>照

照覽<sup>不</sup>不<sup>レ</sup>取<sup>レ</sup>人倫<sup>之</sup>賢察<sup>ニ</sup>誑惑<sup>ニ</sup>当<sup>今</sup>

已往<sup>之</sup>信者<sup>之</sup>輩<sup>豈</sup>可<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>現當<sup>ニ</sup>

世<sup>之</sup>蜜益<sup>一</sup>是以<sup>件</sup>愚人<sup>等</sup>或<sup>權</sup>ニ

中天<sup>横</sup>死<sup>之</sup>難<sup>一</sup>或<sup>逢</sup>ニ血脈<sup>断</sup>絶<sup>之</sup>

災<sup>一</sup>尤<sup>可</sup>レ恐<sup>可</sup>レ慎<sup>者</sup>也

享保九<sup>甲</sup>辰<sup>年</sup>八月十日時正<sup>中日</sup>也

栗野山慈願寺十六也

釈信隆伝正代

仏光山常円寺十六代

釈照信浄久謹草記<sup>一</sup>

乍恐<sup>レ</sup>以<sup>テ</sup>急翰<sup>申</sup>上<sup>候</sup>条<sup>一</sup>

一当国大畠村慈願寺了信義去<sup>天文</sup>

十一年寅<sup>三月</sup>七日病死<sup>一子</sup>無<sup>之</sup>

無<sup>住</sup>付私<sup>共</sup>前<sup>より</sup>枢機<sup>御</sup>座<sup>候</sup>間

末<sup>々</sup>迄慈願寺<sup>退</sup>転<sup>無</sup>之<sup>様</sup>と奉<sup>存</sup>

照願寺<sup>舍</sup>兄祐信<sup>を</sup>移<sup>シ</sup>置<sup>朝</sup>暮<sup>之</sup>

勸行<sup>等</sup>為<sup>相</sup>勸<sup>申</sup>候<sup>処</sup>是<sup>又</sup>去<sup>丑</sup>

九月十三日死去<sup>仕</sup>候<sup>祐</sup>信<sup>実</sup>子<sup>勝</sup>心

法名<sup>了</sup>願生<sup>年</sup>十五<sup>歳</sup>被<sup>成</sup>候<sup>得</sup>共

遠境<sup>故</sup>亡<sup>父</sup>茂<sup>參</sup>勤<sup>不</sup>仕<sup>了</sup>願<sup>茂</sup>幼<sup>年</sup>

故<sup>唯</sup>今<sup>迄</sup>令<sup>不</sup>參<sup>慈</sup>願<sup>寺</sup>久<sup>敷</sup>退<sup>転</sup>

同意<sup>被</sup>過<sup>候</sup>然<sup>處</sup>寿<sup>命</sup>寺<sup>別</sup>而<sup>由</sup>緒<sup>も</sup>

無<sup>之</sup>處<sup>只</sup>以<sup>私</sup>欲<sup>慈</sup>願<sup>寺</sup>門<sup>徒</sup>を<sup>語</sup>

ら<sup>ひ</sup>一味<sup>同</sup>心<sup>せ</sup>しめ<sup>寿</sup>命<sup>寺</sup>次<sup>男</sup>

千松<sup>慈</sup>願<sup>寺</sup>遺<sup>跡</sup>被<sup>下</sup>候<sup>様</sup>と奉<sup>願</sup>

候<sup>得</sup>者<sup>早</sup>速<sup>御</sup>一<sup>許</sup>容<sup>被</sup>遊<sup>候</sup>由<sup>乍</sup>恐

理<sup>不</sup>尽<sup>之</sup>至<sup>奉</sup>存<sup>候</sup>尤<sup>寿</sup>命<sup>寺</sup>儀<sup>慈</sup>願<sup>寺</sup>へ

一旦<sup>親</sup>子<sup>之</sup>縁<sup>を</sup>結<sup>ひ</sup>候<sup>へ</sup>とも先<sup>達</sup>而

死去<sup>仕</sup>今<sup>は</sup>何<sup>之</sup>由<sup>緒</sup>も無<sup>之</sup>處<sup>我</sup>等

共<sup>へ</sup>一<sup>心</sup>之<sup>相</sup>談<sup>茂</sup>不<sup>仕</sup>慾<sup>奉</sup>掠<sup>一</sup>

上<sup>聞</sup>候<sup>義</sup>私<sup>欲</sup>乱<sup>之</sup>至<sup>言</sup>語<sup>道</sup>断<sup>一</sup>

奉<sup>存</sup>候<sup>事</sup>

一 寿命寺義謀訴を企一旦勝利を得る

に似たりといへとも忽仏祖之御冥覽に

外れ候故預次男千松去冬頓死仕候

付慈願寺跡相統之願望も無程は

相止被有候向後寿命寺方如何様

願上候共乍恐聊御承引被成間敷候勿論

慈願寺跡式重而望申さざる様急度被

仰付尤奉存候事

一 前より我等共慈願寺江枢機有之

儀仲々間中何茂存知之事候処

以謀計寿命寺老人何と申上候とも

不可有御許容候依之右申上候了願

儀は照願寺惣慈願寺了信は再

姪々而御座候則此了願方へ慈願寺

遺跡被仰付尤奉存候左候ハ、阿弥陀寺

娘一所仕慈願寺跡致相統随分

繁昌候様私共万々馳走可申候右了願

事慈願寺筋目紛無之段別紙書

付之通少茂相送無之候事  
右之通聊虚言不申上候仍此度了願事

慈願寺常住物之御本尊奉守被愛

申候乍憚御吟味之上以御慈悲

向後慈願寺繁昌候様被為仰付被

下候ハハ難有奉存候此旨宜預御披露

候為其仍如件

常州 照願寺印

天正八年 阿弥陀寺印

庚寅 枕石寺印

九月朔日 願入寺印

訴上 下間刑部卿殿

乍恐以愚札令啓上候先去頃御

和睦之事首尾能相済大坂御

退出御門跡様益御機嫌能被為

移御座候由御廻文拜見仕大慶

至極奉存候次各様可為御無事珍重

存候仍此度願上候趣首尾満足仕候様

宜被仰上被下候奉願候猶兩寺口上

可申上候恐惶謹言

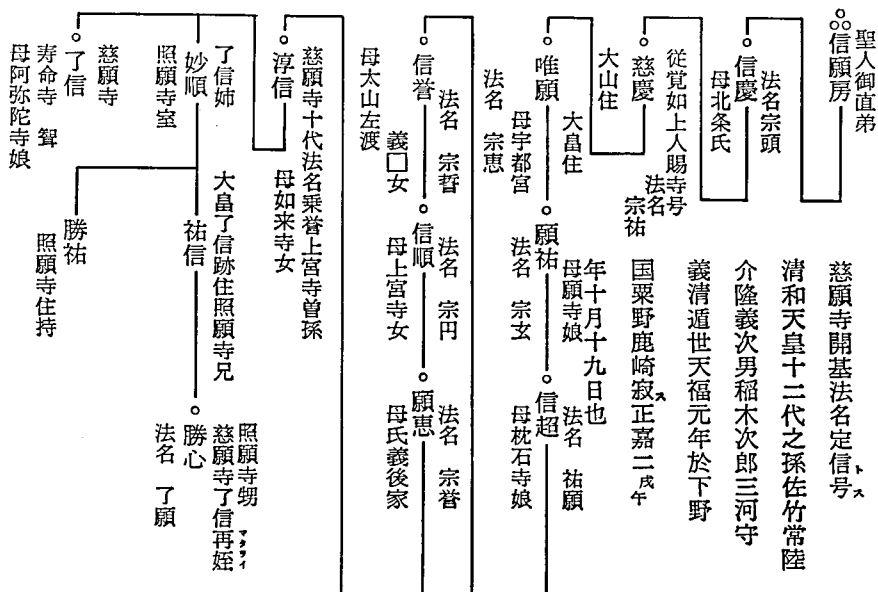
阿弥陀寺

願入寺

九月朔日

下間刑部卿様





右之通了願寺筋目紛無御座候依之  
仲間中印形仕指上申候以上

阿弥陀寺印

照願寺印

枕石寺印

願入寺印

天正八年九月朔日

下間刑部卿殿

### 7 「栗野山慈願寺略縁起」

栗野山慈願寺略縁起

ソレ下野国那須郡武茂庄武部

慈願寺ハ往昔栗野鹿崎信願御

房ノ開基ナレハ栗野山ト号シ

弥陀仏安置ノ靈場ナレハ无量

光院ト名ヅク是則テ祖師親鸞聖

人ノ御直弟二十四輩ノ隨一ナ

リ信願御房俗姓ハ清和源氏ノ

末葉佐竹冠者下野守義清遁世シ

テ始メハ慈清ト号シ後ニ当国稻  
田ニ詣テ聖人ノ御弟子トナリ  
信願房定信ト改ム天福元年下  
野国安蘇郡粟野鹿崎ニ於テ一  
宇ノ精舎ヲ草創シ貴賤男女ノ  
タメ大悲ノ真門ヲ開テ西方ノ  
要路ヲ示シ正嘉元年丁巳陽月  
中旬第九天終ニ彼地ニシテ入  
寂シ給キ其後当寺三代慈慶法  
師法名ノ代覚如上人号宗昭東  
祭祐ノ法印  
国御巡見ノ時御一字ヲ賜リ寺  
号法名満足ス慈願寺宗祐ト号  
スル是ナリ爰ニ佐竹義胤同ク  
行義父子モトヨリ族縁有ヲ以  
ノ故歟婦依渴仰ノ余リ類ニ招  
請シ給ニ由テ慈慶法師常州ニ  
立越那珂西太山郷ニ住シテシ  
バノ法燈ヲ挑ク雖レ契後住唯願  
師ノ代元弘年中兵火ノタメニ  
太山ノ堂閣忽ニ回祿シテ僅ニ  
還ル所ハ唯敷地礎ノ跡ノミ也

今ニ至マテ太山郷ニ慈願寺境  
内ト号シテ是アリ仍又唯願師  
有縁ノ地ヲ求メ同国那珂東大  
島郷ニ移住シ近里遠郷ヲ経回  
シテ衆人ヲ導キ専ラ他力ノ願  
海ニ帰セシメ給ヘリ宜哉其比  
那須与一宗隆六代ノ孫加賀守  
資家下野國武登所那  
須原ニ在城ハ去ル元弘ノ軍  
ニ数度ノ功名類ナクサシモ智  
謀武勇ノ名譽ヲ顯シ給トイヘ  
トモ宿執ノ催シニヤ偏ニ厭離  
ノ思ニ住シ或時武茂ノ靈場ニ  
詣テ唯願師ノ教化ニ預リタゞ  
チニ仏願ノ生起ヲ聞信シテ一  
流ノ安心ヲ領納セシメ法名月  
谷ト号シテ称名念仏念ス終ニ  
不思議ノ往生遂ラレキト云云柳  
又武茂靈場トハ是則信願御房  
ノ開基トシテ積定念寄付ノ旧  
跡ナリユノ定念モトハ和久勝  
介ト号シテ野州武茂庄武部所

生ノ児童ナリシガ先年稲木ニ勤仕ノ時信願御房ニ相具シテ稲田ヘ参リ朝暮聖人ノ御化導ニ預リ終ニ信心開發シテ信願御房ノ弟子トナリ常隨給仕スルコト既ニ数年ニ及ベリ而ニ貞応元年ノ春祖師聖人御歳五十五並ニ信願御房ヲ誘引シ奉リ定念故郷ニ帰テ老衰ノ耶媛ノタメ一七日ノ間聖人ノ御說法ヲ聴聞セシム緇素老少群参シテ親リ尊顔ヲ拝シ勸ニ誨ヲ受ル族其教少カラヌ又長ニ有縁ノ道俗ヲ導カタメ信願御房師命ヲ承テ衆人ヲ勧誘シ一字ノ草堂ヲ立テ則法窟トナスノトキ聖人御筆ヲ以テ金泥ノ六字名号ヲアソハシ如之聖人御自ノ尊容ヲ彫刻シテ信願御房ニ賜シテ此靈場ニ安置シテ本尊ト崇メ奉ル則チ御真影ノ守護ト

シテ件ノ定念マタコ、ニ住セシム故ニ土俗呼テ親鸞堂ノ定念トソ申侍キコノ境地ハ武茂川ノ東ノ辺ナレハ自レ爾以降今ニ至マテ川ノ西ノ方岸ノ辺ヲ字シテ定念前ト号ストナリ而シテノチ聖人数年ヲ歴テ国府津ヨリ御帰洛マシ、ケレハ信願御房並ニ信慶法師ハ野州粟野ヘ移住シテ且武部ト粟野ト行程遙ナリトイヘトモ其路ヲ遠シトセス父子更々往来シテ専ラ貴賤道俗ニ対シ偏ニ他力往生ノ捷徑ヲ示シ給ヘリ因、茲奥州大綱、如信上人ハ每歲御上洛ノ時シモ上下不闕ニ彼靈場ニ御入室ヤシ、キ然ニ弘安三年庚辰臘月下旬ノ候京都ヨリ御下向ノ刻ニハ後ノ御遺物ニトテ正信偈百二十句ヲ御染筆マシ、テ粟野信慶法師ニ賜

キ其時上人如ノ仰ニハ信慶コ  
ノ道場ヲ兼帶シテ永ク退轉ナ  
ク法儀相統セラレ候ヘト云云 仍  
貴命ニ任テ慶師コレヲ兼帶ス  
又第三祖覺如上人東国御経回  
ノトキ信願御房ヒシノ孫慈慶法師  
粟野ヨリ供奉シテコノ法窟ヘ  
送り奉リ暫ク御滞留ノ間連座  
ノ御影ヲ函画セシメコノ道場  
ニ置セラルソノ時ノ仰ニモ弥  
以テ向後粟野慈願寺此地ヲ兼  
帶スヘシ又是ヲ武部慈願寺ト  
号スヘシト尊命アリシニ因テ  
慈願寺敷地ハ粟野太山大島ト  
コロク替ルトイヘトモ武部ノ  
靈場ハ数代不変ニシテ当家ノ  
兼帶地ナリ自今已後ユメク他  
ノ妨有ヘカラス由テ先師数代  
ノ旧記ヲ考テ後世ノタメ粗アツシク  
レヲ書置者也維時応永二十四  
歳丁酉 応鎮下句ノ八常州大島

三 寺院由緒

慈願寺七代釈信普欽ツク記レ之ト云云  
而シテ代々恙ナカリシカ当寺  
十一世了信法師不幸ニシテ早  
世シ嗣子ナキニ依テ天正年中  
頭如上人へ言上セシメ常州照  
願寺法名 甥了頭師ヲモテ後住ト  
シテ当寺ヲ再興セシ刻キ武茂ノ  
靈場ハ祖師聖人シバラク御還  
留ノ勝地トイヒ加シカノミナラス之 信願御房  
ニ命シテ御草創ノ旧跡ナレハ  
如信上人覺如上人モ相統テ入  
御有シナリ最モトモ 尊崇スヘキ靈地  
ハ是ナリト衆議一決シテ則チ  
此武部ニ於テ当寺ヲ再興ス其  
トキ御本山ヨリ執事下間刑部  
郷法印頼廉奉ニ尊命ニ免許ノ証狀  
數通コレアリ此外ノ細事別ニ  
記スルカ如シ繁キカ故ニ今マコ、ニ  
略スル而已

天和二年壬戌三月二十五日

粟野山慈願寺十五代

現主 願専（花押）

夫案ニ先師記録之曆数ニ從ニ往  
二十四丁酉ニ至ニ今天和ニ壬戌ニ凡

當ニ二百六十六年ニ其間細事雖不  
レ可ニ勝計ニ且以ニ繼レ之武部移住之事

実ニ矣又旧本は大富住信譽所レ記  
故発語以ニ常州那珂郡大畠之七

字ニ而今以ニ武都所住之当寺ニ直  
如ニ旧記ニ者恐ニ使ニ見者粉紵難ニ決レ

故転ニ件ニ七字ニ私為ニ下野以下之十  
一字ニ後弟須ニ識ニ知之ニ云

天和二年 壬戌 四月望日

大谷末流願専

下野国水戸御領武部 积祐照記之

8 下妻「光明寺略縁起」

光明寺略縁起

抑常陸国真壁郡下妻小嶋郷栗山光明寺は關東六老僧第二番 高祖聖人三  
年御化益の靈地なり夫開基明空の俗姓は人皇五十代桓武天皇の後胤三浦

荒次郎義忠とて鎌倉高井の城主なり然に建保元年の頃和田合戦の砌落人  
となり情世間の盛衰有為転変のことはりを悟りいかなる明師をも尋武威  
闘靜の甲を脱捨て剃髮染衣の身となりて鬼畜修羅の怨敵をも防んと仏法  
修行の志やむことを得ず国郡を漂泊す或時常州瀬上ヶ原と云所にたよる  
へき人屋もあらざれば木立のもとに一夜をあかすに宿善此時にひらけて  
不思議の靈夢をなむ感ず化僧忽尔としてあらわれ告給わく汝に無上の仏  
種ありといへとも眞の知識に逢さるが故に生死臨転の苦遁れかたし爰に  
幸なる哉 善信聖人小嶋といへる所に今弘化し玉ふ急ぎ彼地に行て化を  
受へしと正しく告玉ふとおづえて夢悟感涙肝に銘し頓て小嶋にたつね行  
法筵を成しに開祖聖人あくまで他力易行の要路を勅免給わは立所に邪見  
の矛を折廻心懺悔して則御弟子となり忝も綽空の一字を給はり御名を明  
空と下さる重て聖人一案を建立ましまして栗山光明寺と名付けたまふ其  
時仰られてのたまはく超世無上の本誓は末代不善の凡夫の為なり故増々  
法灯を挑て自行化他懈るへからすとして御眞筆の品々下したまはり古今退  
転なく安置し奉るものなり仍て下妻光明寺略縁起如件

9 高田常敬寺「大谷本願寺之御系図」

大谷本願寺之御系図

天祖 依旧事本記者以之為元祖神 日本記云

△天讓日天挾霧地禰地挾霧尊

伊勢內宮座會  
神魂神 櫛真乳魂命

津速産靈神 市千魂命 居々登魂命

伊勢內宮

天八百日尊 天八十万魂尊 高皇産靈神皇産靈命

天思兼命

天御下尊 天大圭命 天忍日命 天神立命

天八下尊 拵幡<sup>タクハタテ</sup>千々姫命 大拂津命 小産名命

此神之一名国常立尊云

已上三代天地開始刑草之

第一依旧事絶者以之為元祖

陽神

第二

陽神

第三

如虚空住給也

陽神

天御中主尊 — 国狭植尊 — 豊斟淳尊

天祖元外宮産也年数百億万歳 年数百億万歳

無始無終

年数百億万歳

①

三 寺院由緒

豐受神 陰神  
沙土煮尊

大苔辺尊 陰神

惶根尊 陰神

第四木 陽神  
泥土煮尊  
二百億万歳

第五金 陽神  
大戸道尊  
三百億万歳

第六土 陽神  
面足尊  
三百億万歳

第七 男神  
伊弉諾尊

熊野奉申也 女神  
伊弉册尊

第一天照太神  
大日靈貴

雖同御年其振舞ナシ又不知  
陰陽給所斯神桃年月過去之  
息災戸外至千拘那舍佛六世給也

内宮是也治天三十万歳

陽神淡路国隠給又近江国  
多賀宮卜モ申也

二神治曆二万三千四十歳

素盞烏尊

瀛津嶋姫命 思姫  
湍津嶋姫命 三陽  
市杵嶋姫命 同  
大已貴命 同

蛭児

五十猛握神  
大屋姫神  
梳津姫神  
事八十神  
須勢利姫神



一月 読

大歳神

稻倉魂神

葛木一言主神

雅皇彦靈神

第二斯神之末年過去迦葉仏出世給

正哉吾勝々速日天忍穗耳尊

治天二十五万歳

第三斯神初而降化于下界

天饒石国饒石天津彦々火瓊々杵尊

治天三十万八千五百四十二年 日向国御陵葬

此神至治世中間

第四 晨旦盤古王生

彦火々出見尊

治天六十三万七千八百九十二歳

第五 千二百余年

彦波瀲武鸕鷀茅葺不

八十三万六千四十二歳以上三代也 合尊

地住給 日向国高千穗峯産同国  
アヒラ山ノ御陵葬云云

自天竺仏滅至神武元年辛酉年二百九十年也当晨旦周惠王十七代也

神日 本磐余彦尊

從神武天皇至栢原天皇迄百五代也此天皇即天照大神之御子也治世七十六年  
御年百二十七歳大和国栢原宮崩神武元年ヨリ文龟元年迄八二千百六十年也  
從神武元年慶長元年迄八二千二百五十五年也

天兒屋根尊 — 天押雲命 — 天多称伎命

宇佐津臣命 — 御食津臣命 — 伊賀津臣命

梨迹臣命 — 神聞勝命 — 久志宇賀主命

国摩大鹿嶋命 — 臣陝山命 — 跨耳命

大小橋命 — 阿摩毘舍卿 — 真人大連

鎌大夫 — 黒田大連 — 常盤大連 — 可多能祐大連

国子大連

御食子卿

国足

法光寺之本願

左大弁 神祇伯

意美磨

中納言 正二位

本姓中臣賜藤原姓始天兒至根尊二十一世云云  
内大臣

大織冠鎌足

無月連 島磨

左大臣正三位  
淡海公不比等 — 中衛大将贈正一位大政大臣

人足君代 伊賀磨

房前 — 真楯

号大納言式部卿

①

号後長岡大臣  
近衛大将右大臣  
贈左大臣從一位

内 磨 — 真 夏 — 浜 雄 — 家 宗 — 弘 蔭

右大臣正二位

冬 嗣

三男

母三國

母息長女

母山陰卿女

伊勢守大学頭  
正五位下

弁從四位下  
正五位下大宰大貳

頭兵衛佐藏人勘解由長官  
弁三義從三位

從三位左衛門權佐式部卿文章博士

繁 時 — 輔 道 — 有 国 — 資 業

母右衛門督高経女

母主殿頭輔国女

母近江守俊女

母播磨守仲遠女号日野三位

哥人式部大輔

弁從四位下

三事

三事二男

正四位下文章博士  
大学頭

藏人右衛門權佐  
使右中弁

藏人太宰權佐  
使權中納言從二位

五藏民部卿文章博士  
頭權中納言正二位

実 綱 — 有 信 — 実 光 — 資 長

母三議実政女

母近江守女

權中納言  
頼 資

此宗光舍弟実光卿日野正流也

式部大輔

右中弁

宗 光 — 經 尹

淡路守

三 寺院由緒

同朋学園佛教文化研究所紀要第七・八合併号

若狭守正四位下

範綱 出家法名章綱

号六条三位

範綱卿子出家

上野介

式部大輔從三位

右衛門權佐  
宮内少輔正五位下

宗業

信經

広綱

号嵯峨三位入道

策 皇太后宮大進從五位下

有範

号三室戸大進入道

遁世源空聖人御弟子于時廿九歳

六角堂夢想告改善信

親鸞者自号也是彰徳之行名也是則御諱也

前大僧正慈円

慈鎮和尚

門人

法性寺忠通

伯父範綱卿為御息子

山少納言

寺

範宴

印信範意

大式通世

女号小黒女房

聖人御誕生者 人王八十代高倉院御宇承安三年癸巳也正月二日辰時也

聖人慈鎮和尚へ入門者人王八十一代安徳天皇御宇養和元年辛丑御年九歳

同源空聖人へ入門者人王八十三代土御門院御宇建仁元年辛酉聖人廿九歳

同御靈夢者建仁三年癸卯聖人卅一歲

同撰撰御伝受者同御字元久二年乙卯聖人卅三歲也

同聖人御流罪者土御門院御字承元元年丁卯聖人卅五歲

同勅免者人王八十四代順德院御宇建曆元年辛卯勅使岡崎中納言範光卿

越後下着子月中旬第七日也

聖人御本書御制作者順德院御字元仁元年甲申聖人七十歲

聖人御面像奉写事八十六代四條院御字仁治三年壬戌九月廿日定禪画

聖人御入滅弘長二年戊戌霜月廿八日人王八十九代龜山院御宇

御木像同御字文永九年甲午是則勅定也

御妻対八聖人卅二歲也

土御門ノ御字元久  
キノヘ子ノ年ノ事也

山少僧都  
尋有

大輔号善院

寺権律師  
有兼

侍從

山阿舍利

三位

寺権律師  
行兼

範綱卿猶子

親鸞聖人雖為  
御長子御追拂

宮内卿近世号慈信房

善戀

聖人依御不孝无相統

号粟津信連房

明信

從五位下

道性 出家有房  
号益方大夫入道

有宗 藏人

如円

八十六代四條院御宇曆仁元年戊戌如信誕生

聖人御入滅之時廿五歲也

如信 淨如

当流之儀從聖人御相承也

人王九十二代後伏見院御宇

正安三年辛丑二月四日於奥州

大綱御入滅御年六十三歲也

女

範照

宮内卿

①

②

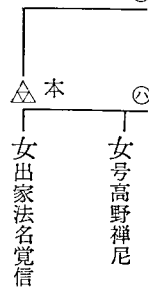
③

④

⑤

⑥

三 寺院由緒



⑩

⑪

⑫

⑬

左衛門佐広綱室也壯年之時堀河右大臣  
忠親公宮仕其時小野宮禪念房ノ室  
トシテ所生息

唯善房也六十五歲命終是則

中戸山元祖也弘安五年鎌倉常盤井下向也

鎌倉時宗入道々果依招請而東国<sup>二</sup>

下向是則後宇多院勅定被成

論旨<sup>(一)</sup>板東一向宗門之棟此時改号中戸山也

右旨趣為東国諸門並時宗恋慕宗偶而達

上聞 惟康將軍依之從惟康公被奏達

中院大納言正忠公彼正忠公則為冥明養父

中戸山西光院相伝

親鸞聖人御孫子

此冥明唯善是則月輪殿下兼実公ノ彦也

法印権大僧都

冥明

法名唯善上人

女

照雲尼公

唯善之御女

御母覚信尼公也

善秀室善了之母

御嫡子者覚恵ト

奉申也是則

覚如上人之御父也二男童名光善

①

人皇九十年代  
 後宇多院御宇建治二二十年  
 孟夏十二日六十九歲薨也  
 山法印權大僧都  
 中納言家光卿為子  
 青蓮院二品尊助親王  
 門侶通世尊覺惠

宗 惠  
 法名覺惠

②

宗 照  
 法名 照如

光 玄  
 法名 存覺

女  
 字光  
 入道大納言資名卿

慶長十年乙九月廿九日  
 五十三歲命終於越後頸城郡春山死

中戸山中興也  
 法名了照  
 其子女大字替女  
 尊照室  
 法名妙惠

法印權大僧都  
 法名尊照

兵部卿加州本泉寺ノ子

宴 輝  
 兵部卿 慶安三年  
 十月六日  
 法印權大僧都也

法印權律師  
 光 雲  
 法名顯了

宴 輝  
 法名顯照

斯時改号常敬寺  
 權律師法名善寿  
 宴 光

法名教了  
 宴 康  
 權律師法名敬秀  
 法印權大僧都

斯時御木像奉取  
 權大僧都法名  
 善榮上人  
 宴 俊

權大僧都法名  
 仲禱上人  
 宴 氏

權律師法名  
 善秀上人  
 宴 耀

權律師法名  
 善了上人  
 宴 竜

③

④

⑤



①

同朋学園佛教文化研究所紀要第七・八合併号

童名光寿老後真弟  
宗照法印雖中任法印  
遂不受覺信之御子也  
是則聖人御孫子

女字光玉

②

十九日八十三歲薨也

号中納言與法印

權大僧都

中納言兼仲卿為子

行寬法印之弟子

南都一乘院

信照大僧都之門侶也

聖祐  
阿闍梨二位

行覺

兼光  
權中納言

資宜  
權中納言

俊光  
權中納言

資名  
權中納言

家光  
權大納言

資実  
權大納言

③

④

親顯猶子也

叙法印權大僧都也

大納言俊光卿為子

密宗經惠僧正之

弟子顯宗玄智

僧正之弟子兩宗

兼学之時

青蓮院慈道親王

之門侶顯密抱來

之後良助祐助

兩親王相統也

參仕中間又屬

三井聖護院之

門下

二品覺助親王

并惠助尊珍等

親王參仕然尚

依修覺余執猶

所鈎山門之号也

⑤

⑥

為子九十五代

後醍醐御宇建武

時宗出家

号永禪房

南禪寺首座

光祖  
号拍庭

童名光皇

右少弁有正為子

山法印權大僧都  
童名光德

光尋  
法名巧覺

本名房宗

号常樂台

山法師權大納言

忠蒼  
中納言  
号愚昧院

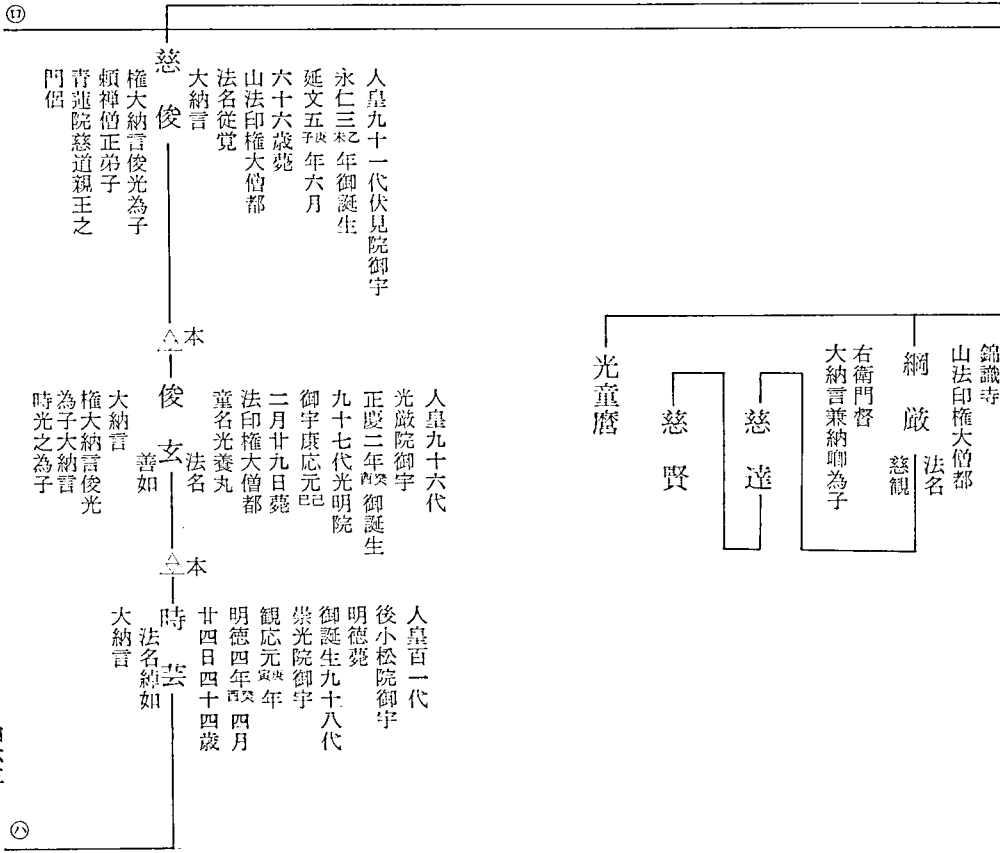
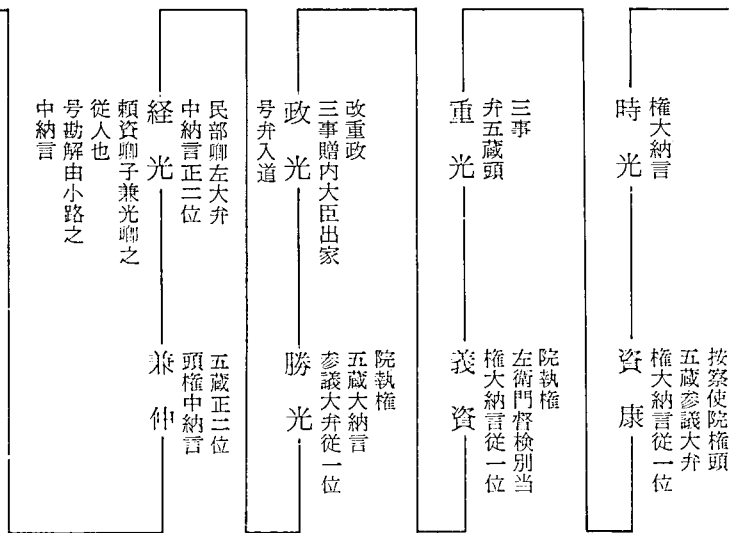
常樂台  
法印權大僧都

光崇  
法名空覺  
実者玄康子

蓮蔭

女子瑠璃光

三 寺院由緒



⑩  
女  
入道大納言資名卿為子  
權中納言源雅康卿

光業 — 五藏從三位  
頭權大納言  
仲光 — 弁三議大弁  
五藏按察使  
頭大納言  
兼宣 — 五藏正二位  
頭權大納言  
号広橋  
宣光 — 三事參議  
大弁正二位  
頭權中納言  
兼顯 — 改親  
改兼卿  
權中納言

人皇百代後円融院御宇  
永和元年<sup>乙卯</sup>御誕生  
百三代後花園院御宇  
永享十二年<sup>甲申</sup>十月十  
四日六十五歲薨也  
山法印權大僧都  
号証定閣

法名  
玄康  
巧如  
大納言為子資康卿

人皇百二代後小松院御宇  
応永三<sup>丙午</sup>年  
百三代後花園院御宇  
長祿元<sup>丁卯</sup>年六月十八日  
六十二歲薨  
山法印權大僧都

人皇百二代称光院御宇応永廿二<sup>乙未</sup>年  
同百四代後土御門院御宇明応八<sup>己未</sup>年  
三月廿五日八十五歲薨  
依早世無相承  
山法印權大僧都

法名  
円兼  
存如  
中納言  
広橋大納言  
兼宣為子

兼壽  
法名  
蓮如  
中納言  
号信証院  
中納言宣光卿  
為子

光助  
法名  
順如  
中納言  
号願成就院  
唯称院左大臣  
勝光卿為子

常樂台  
法印權大僧都  
法名  
光崇  
空寛  
中納言

女  
法名如祐  
石田西光寺  
永存室

女  
法名如慶実者  
如覚母  
常樂寺蓮覚室

藤島超勝寺  
法名頼円  
繼芸  
道後号本蓮寺

女  
下総守平  
貞牧女

女  
号粟津  
法名  
如宗

常樂寺  
法印權大僧都  
法名蓮覚  
光真

女  
号光善寺  
出口  
光順

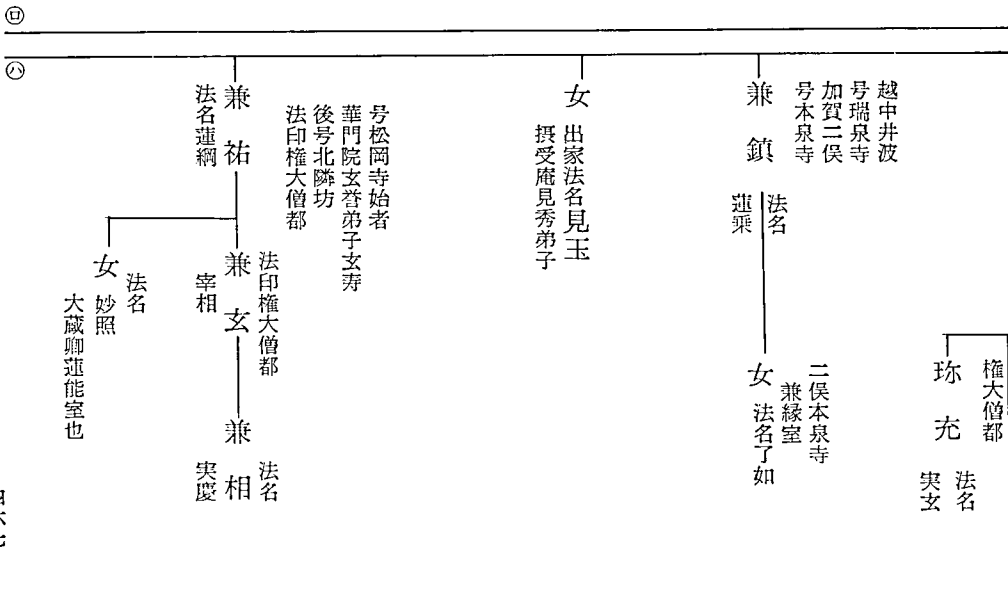
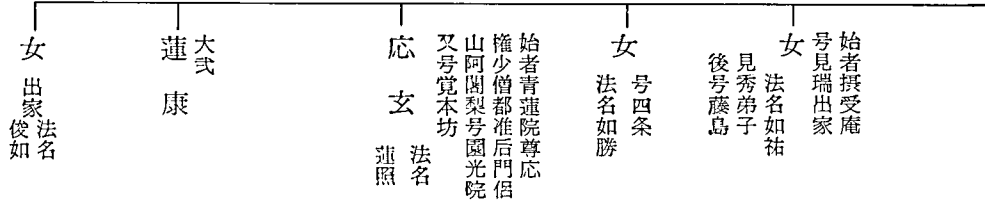
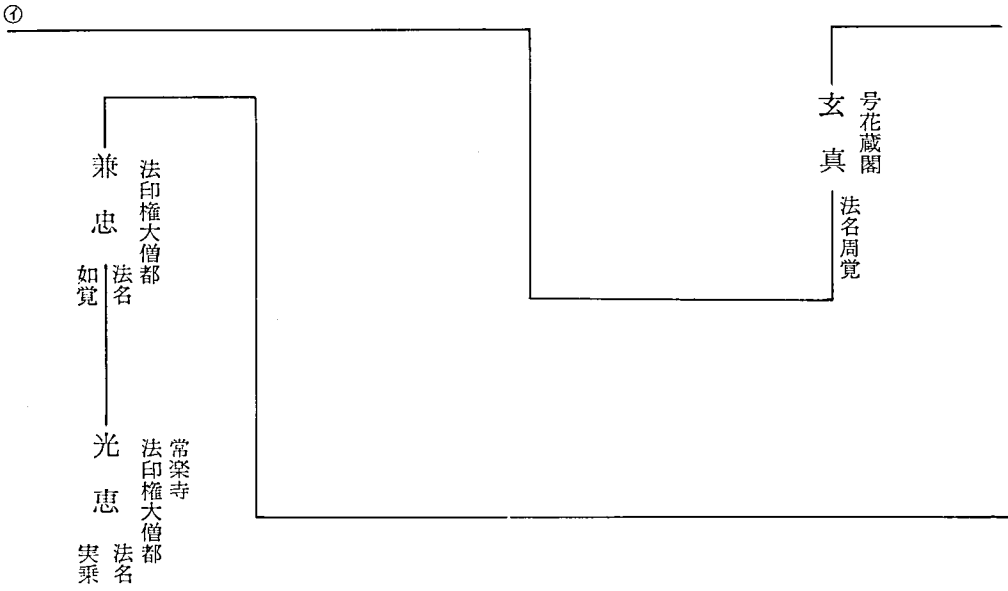
女  
光順室  
如宗

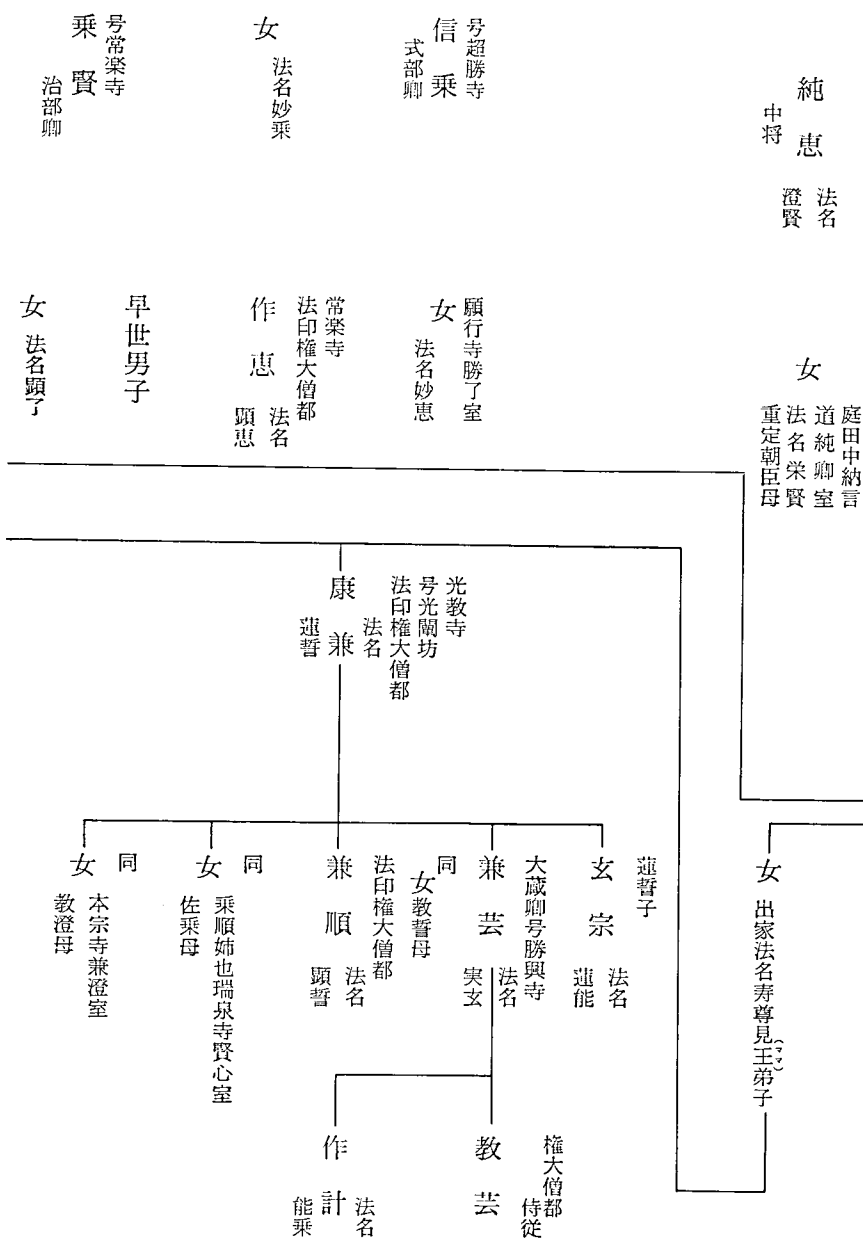
常樂寺  
法印權大僧都  
法名蓮覚  
光真

兼珍  
法名  
実順

兼珍  
法名  
実順

三 寺院由緒

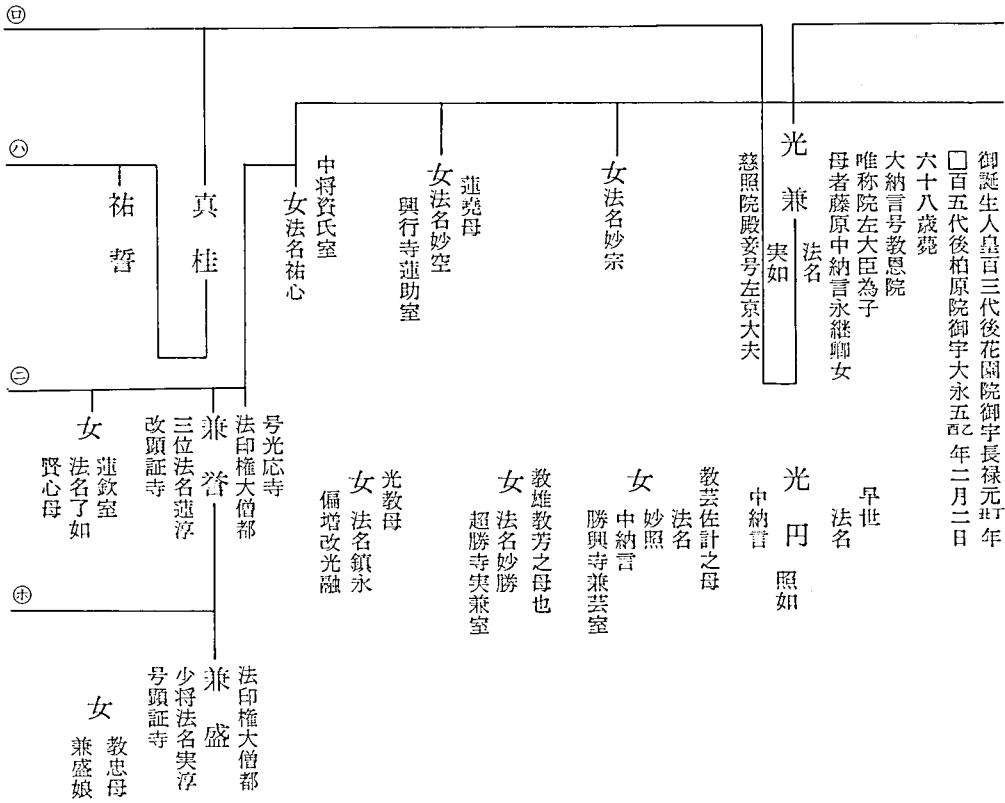
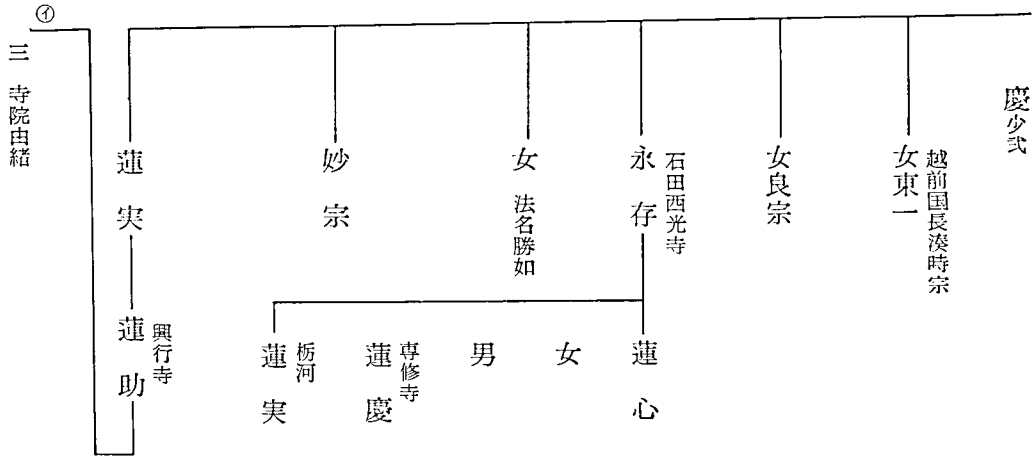


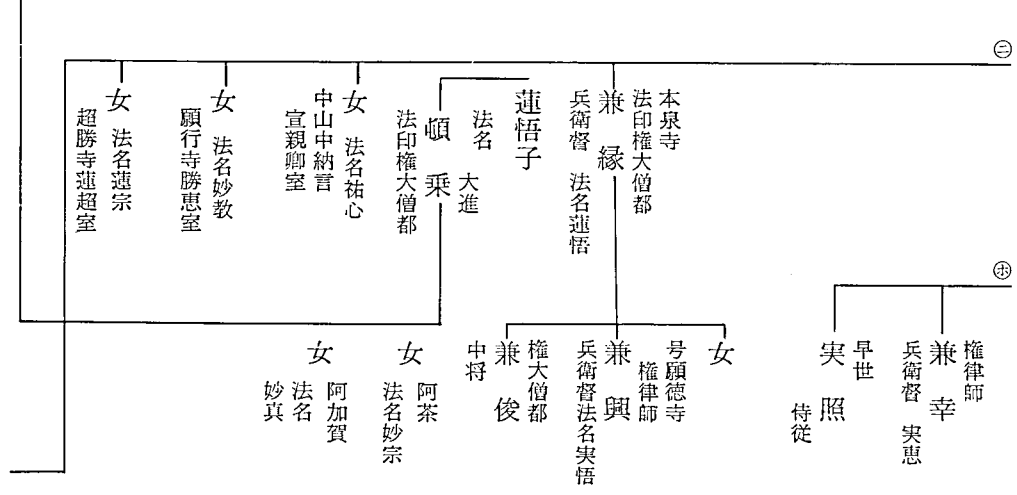
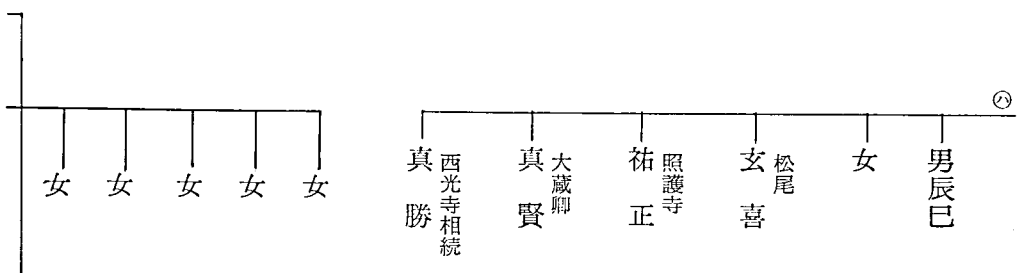
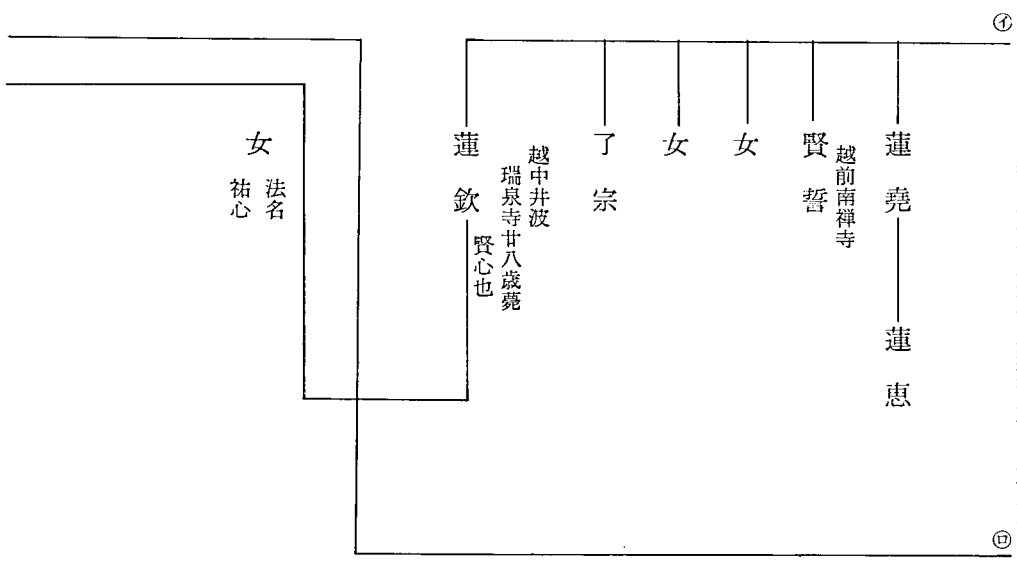


②

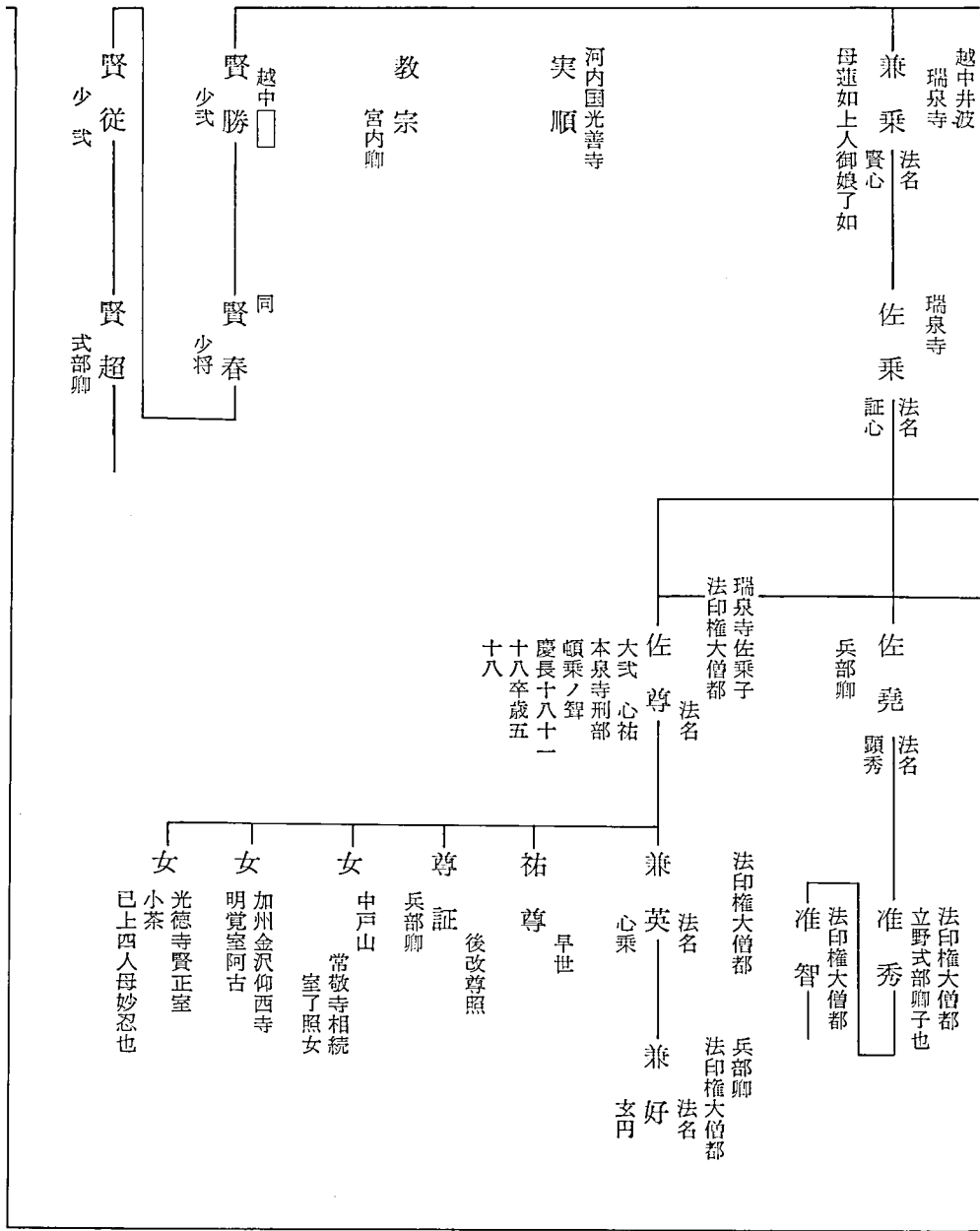
③

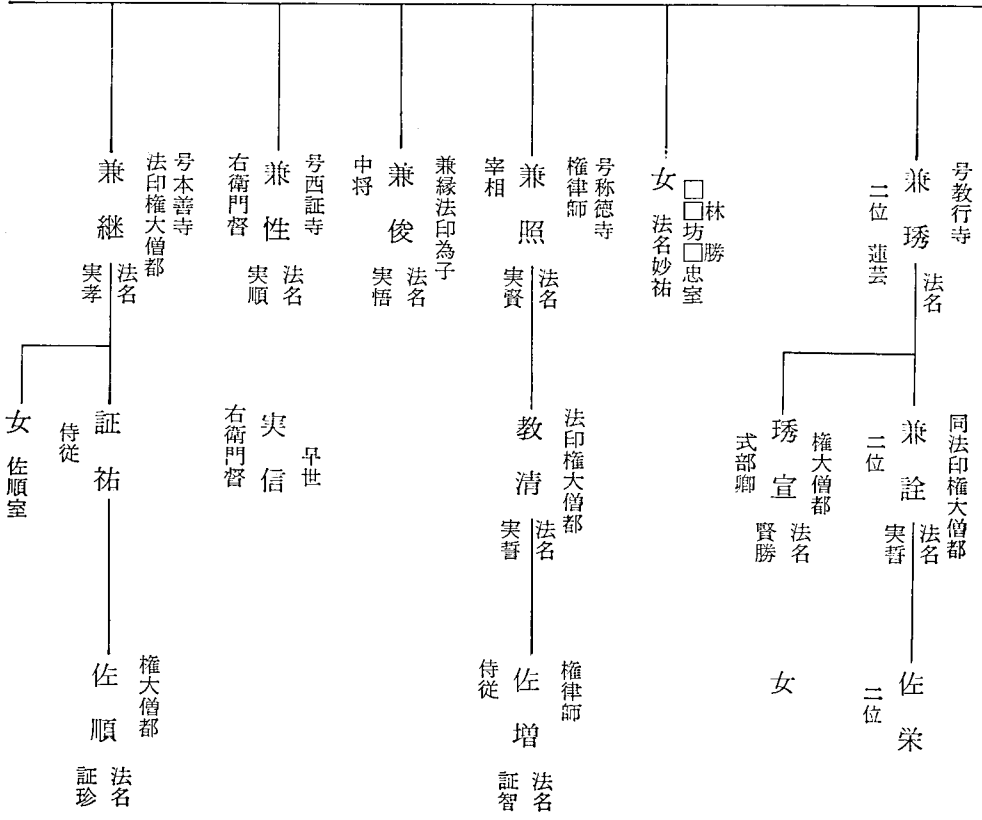
慶少式



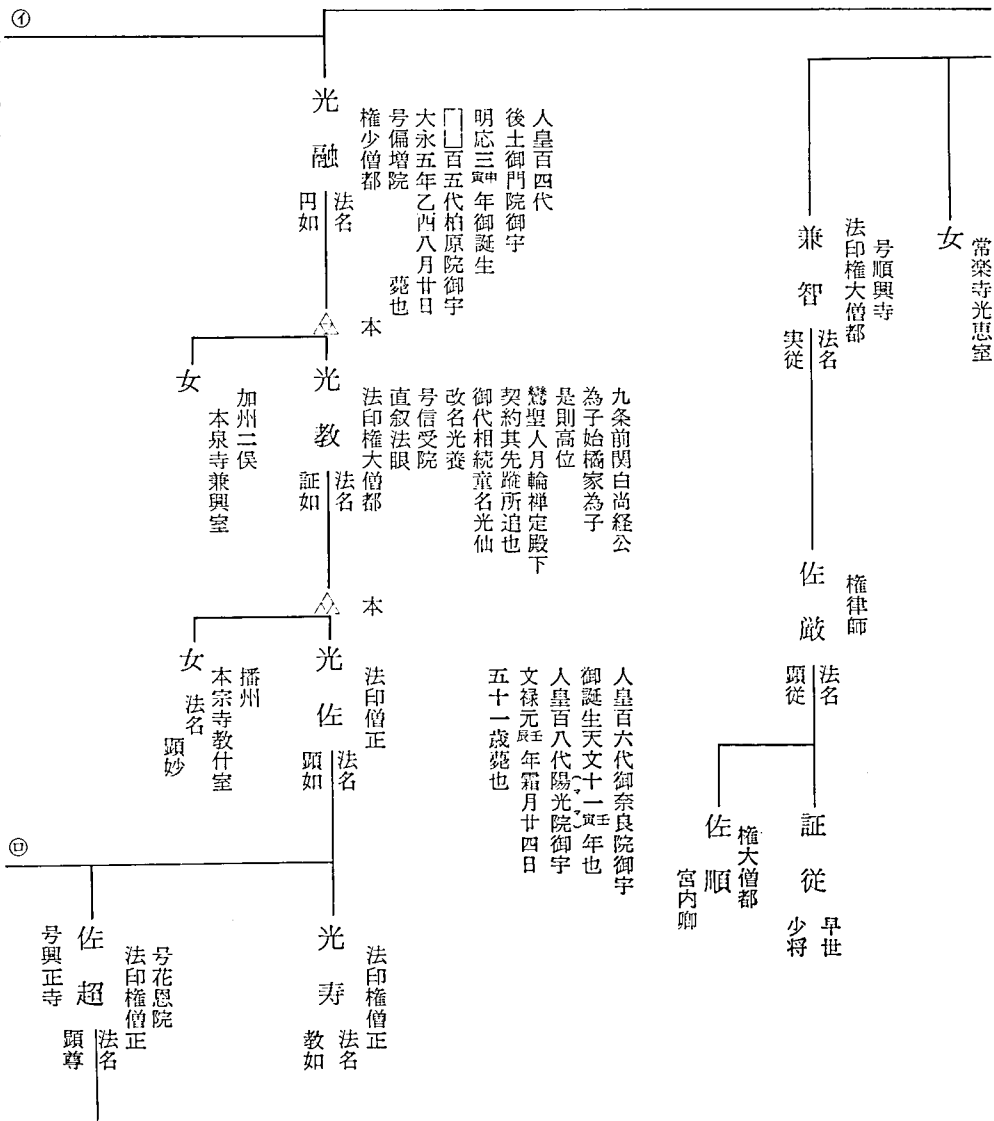








①  
三  
寺院由緒



①

号本徳寺

兼 珍

法名  
奥玄

早世

△  
本  
光 照  
法名  
准如

人皇百七代正親町院御宇天正五丁年  
御誕生御家□文祿二年  
法印大僧正

⑩

号本宗寺

兼 澄

法名  
実田

本徳寺  
権大僧都

教 澄

法名  
実勝

法印権大僧都

教 汁

法名  
証尊

#### 四 本願寺關係文書

##### 1 光德寺 石山陣中矢文

(A)

(端裏書)

益田少將

善德寺 照從

御宿所

新御門主様(為御

志金子老文め御

進上<sub>ハ</sub>趣被遂披

露<sub>ハ</sub>、隨而刑部卿<sub>ハ</sub>、

分眼二十疋申届<sub>ハ</sub>

則御返事被申<sub>ハ</sub>、猶

能<sub>ハ</sub>、相心得可申<sub>ハ</sub>、<sup>2</sup>、

次恐拙<sub>ハ</sub>十疋給<sub>ハ</sub>、寔

以過分無冥加御

事<sub>ハ</sub>、先<sub>ハ</sub>、此方公私

御堅固御座<sub>ハ</sub>、可御心

安<sub>ハ</sub>、御用之儀者可

承<sub>ハ</sub>、聊不可有如在<sub>ハ</sub>、

旁期後便<sub>ハ</sub>、恐<sub>ハ</sub>、

謹言

七月十六日 照從(花押)

奥州

善證寺御宿所

(B)

(端裏書)

田中太郎右衛門尉

奥州 吉次

善證寺殿門徒光德寺下

小十郎殿

以上

御門跡様<sub>ハ</sub>母之為志

銀子式匁五分御進上

之通具ニ被遂披露ハ、

則被成 御印書

ハ間可有頂載ハ、

隨而少輔法眼ハ同老匁

懇ニ申聞ハ以書狀被

申ハハ能ク相心得

可申入ハ旨御座ハ、

次ニ私ハ同五分二里

御意無冥加奉

存ハ、此方一段御堅固ニ

御座被成ハ条可御心

易ハ、猶期後音之

節ハ、恐惶謹言

田中 中太郎左衛門尉

七月十九日 吉次（花押）

奥州善證寺殿御門徒光徳寺下

小十郎殿

まゐる

(C)

(端裏書)

下間少輔法眼

奥州善證寺門徒光徳寺下

小十郎との

御門跡様ニ為志銀子

式匁五分進上之通

具ニ遂披露ハ、則

被成 御印書ハ

間可有頂載ハ、次ニ

私ハ同老匁上給ハ、

無冥加事ニハ、

此方弥御堅固之

御事ニハ条可心

易ハ、猶期後音ハ、

恐、謹言

下間少輔法眼

七月十九日 仲玄（花押）

奥州 善證寺門徒光徳寺下

小十郎との

(D)

(端裏書)

益田少将

奥州 照従

善證寺御宿所

御所様へ為御

見廻金子壱兩

御進上被遂披露い、

就其刑部卿法印へ

分限五十疋申届い、

委細御返事被申い、

猶能々相心得可申い、

次拙者へ二十疋給い、

寔以過分無冥

加御事い、先々此方

公私御堅固御座い、

可御心安い、旁期

後便い、恐々謹言

四 本願寺関係文書

七月十二日 照従(花押)

奥州

善證寺

御宿所

(E)

(包紙)

奥州 善證寺下

淨玄御房 頼廉

刑部卿法印

御門跡様へ為御音

信黄金式分進上之

通具遂披露い、然ニ

心懇之至神妙被思召い、

相意得可申下旨被仰出い、

隨而私へ鳥眼五拾疋

給い、無冥加い、先以

上々様御堅固御座い、弥

佛法世間共以御繁榮之

御事い、将二去春御寺内ニ

関白様御折檻人在之由ハ

被遂御糾明セ以□被成御

氣遣既可為御破滅□

御事ハハ 以御理無御和儀

被聞召分相濟申ハ、然而

已来迄此方被為可然様ニ

金目 関白様被仰出

弥深甚御入魂之御事ハ、

可御心安ハ、就中貴所

斗六郷退出之由ハ、就其

御門徒衆一段被迷惑殊

地頭ハも不及案内被出張

之由ハ不大方給セ在之由ハ、

其方之儀曲言ニ可被行分ニ

ハ、御先□被対 御門主様

無如在付而被延□由ハ、

近頃不相届始末外聞江

云又者御門徒衆之儀 遣先方

以不可然事ハ、如何様之儀ニ

付而六郷被取退ハ哉打越

委可被示上ハ、□別猶

其元舟事隱便ハ以覚

悟無致度様分別專

用ハ、猶委細之儀益田少将

可為伝申ハ、恐、謹言

猶、門徒衆之儀其方ハ

無出入之儀六郷より

堅衣被申付ハ儀ハ由ハ

更門卜衆

非疎略事ハ、以上

七月廿日 頼廉（花押）

善證寺下

浄玄床下

(F)

(包紙)

奥州善證寺

門徒 頼廉

刑部卿法印



御明

御門跡様へ黄

金巻両進上へ旨

具遂披露へ、遠

路へ上志神妙被

思召へ、能く相心得

可申下旨被仰出へ、其

付而私へ代五十疋

上給へ、寔以無冥

加事へ、先く此方

御堅固 御所様御

重口弥仏法世

間共以御繁栄へ御

事へ、可御心安へ、爰

元用事へハく可承へ、

不可有如在へ、猶期

後音へ、恐く謹言

七月十六日 頼康(花押)

奥州

善證寺

床下

(G)

(包紙)

奥州

善證寺御門徒光徳寺下

小十郎殿 吉次

田中大郎右衛門尉

(端裏書)

田中大郎右衛門尉

吉次

小十郎殿

以上

御門跡様江 姉之為

志銀子式匁五分御進

上之通具へハ遂披

露へ、則被成

御印書へ間可

有頂載<sub>レ</sub>、隨而

少輔法眼<sub>ハ</sub>同志<sub>ハ</sub>匆

懇<sub>ニ</sub>申聞<sub>レ</sub>、以書狀被

申<sub>レ</sub>ハ能<sub>ク</sub>相心得

可申入<sub>レ</sub>旨<sub>ニ</sub>御座<sub>レ</sub>、

次<sub>ニ</sub>私<sub>ハ</sub>同五分二里<sub>（<sub>二</sub>里<sub>）</sub></sub>御

意<sub>ハ</sub>、無冥加奉存<sub>レ</sub>、

此方一段御堅固<sub>ニ</sub>御

座<sub>ハ</sub>被成<sub>レ</sub>条可御心易<sub>レ</sub>、

尚期後音之節<sub>ハ</sub>、恐惶

謹言

田中太郎右衛門尉

七月十九日 吉次（花押）

奥州善證寺殿御門徒光徳寺下

小十郎殿

まいる

## 2 称念寺 箭文印章

(A)

圖（印文明型）

御門跡様<sub>ハ</sub>為志

八木廿式石四斗

六升五合進上之

通具遂披露<sub>レ</sub>、

遠路不輒之刻

寔心懇之儀御加而

有難被 思召<sub>レ</sub>、

長、御籠城萬御

不如意不大方<sub>ハ</sub>、此

度之事  猶以

無退屈諸事

被成報謝之思馳

走儀可為 仏法

興隆<sub>レ</sub>、将二各

会之時者相互信不

信之有談合如

御誕可有安心決

定事 善知識

之御本懐い、広大深

遠之御恩徳之程忝

可被存い、名聞迄之

於心中者不可有其

曲い、弥法義無由

断可被相嗜い事

肝要い而能く相心得

可申下い由被 仰出い、

仍所被排 御印

如件

刑部卿法眼

閏三月六日 頼廉(花押)

奥州

正空

大カマ

フチカケ

(B)

御所様へ米三

拾五石斗七

升三合進上い趣

具申上い、即銘くニ

被成 御印書い、

猶能く相心得可

申い旨御覚い、隨而

私へ金子四文目

上給い、寔以無冥

加事い、先く此方

上く様御堅固座い、

可被存心安い、恐く

閏三月六日 頼廉(花押)

奥州

称名寺

正空

大カマ

フチカケ

### 3 善重寺文書

者可為演説の間

不能詳い、恐々謹言

少式法橋

八月廿八日 頼賑(花押)

以上

(A)

付而為

使者被

迄 御所様

如進上之通具

令披露い、遠露

之処早速御懇之

段神妙被 思

召い、

将二御影堂雖

御開山様

い条罷有可被

存い 御所様御

堅固御座い、いて

又可為心易い、猶使

寺

寺

寺

回報

(封書) 少式法橋

善重寺 頼賑

光寺

壽命寺 回報

(B)

従 当御門様被

成 御書い、謹而

可有頂載い、抑今度

大坂之儀 大御所様

閏三月九日被成御

退出<sub>ハ</sub>、然者被殘御

□數日雖被成御拘<sub>ハ</sub>、

不及御了簡仕合候

令出来無是非至記<sub>(三)</sub>

州雜賀和哥被移

御座<sub>ハ</sub>、国衆崇敬

被申事不及是非<sub>ハ</sub>、

一段御堅固御座<sub>ハ</sub>

間不可有氣遣<sub>ハ</sub>、

就者御両所様御間

之儀謀人依申妨出

にて編御不通事<sub>(三)</sub>

笑止此事<sub>ハ</sub>、乍去

行末御入眼之儀別

儀御座有間敷<sub>ハ</sub>間

可心安<sub>ハ</sub>、然者諸国

色々様々被仰下<sub>ハ</sub>

由<sub>ハ</sub>、是段謀人所

行<sub>ハ</sub>間不可有信用

<sub>ハ</sub>、諸事可為如先規

旨被仰出<sub>ハ</sub>、隨而此

方御不如意之段過

仕<sub>ハ</sub>、此刻各可被抽

懇志事可仏法興

隆<sub>ハ</sub>、就中於法義

之段者被顯 御文

躰<sub>ハ</sub>、能々有聽聞如

御誕可被相嗜事

專用<sub>ハ</sub>、此等之旨可

申下<sub>ハ</sub>由御意<sub>ハ</sub>、

恐々謹言

十一月朔日 了明(花押)

常州

諸坊主衆中

同門徒衆中

(C)

被成 御書候、謹而可有

頂載<sub>ハ</sub>、仍數年之御籠城

付而上下困究諸人難□

只今之分者仏法之破滅誠御

一大事究い、此節御一流

之仁者勵忘被抽忠節之

一虛御報謝尤い、御弓矢之

行甲芸被仰合之筋目

尔今不相替殊更遂同可

被得御勝利之趣□間御

本意者□有間敷い、各、

可被致安堵之思い、猶於有

御懇志者御祝着可被思

食い、就中自貴国者度、

雖有御志今度之儀者御当

流之安危い条諸国江如此

可申下之由被仰出い間坊主

衆中者無是非い、御門徒中江

具可有御披見い、委曲慈光

寺可有舌端い条不能詳

恐、謹言

十月廿八日 頼龍

□寺床下

(D)

雖先便由申下重而染筆候

仍大坂事信長与御間種、

往来い、乍去七月□前可ら明

渡之儀定い、然者予事

既雖為家督遣一往之不預

御屈恣之御様躰無曲儀い、殊

蓮如上人已来数代 聖人御

座所法敵被汚馬蹄事歎

入付而不能信用い義雖然御門主

連、如御契約結而閏三月九日

紀州雜賀庄之内鷲森云

所御退座い、其御跡可成詮

是非共可相拘い覚悟い、隣国

門下悉致馳走いへとも何共難

側趣同等出来い而不及了

簡い条八月二日俄退城い事い、

残多儀い、其刻迄雜賀者共

籠城い而尽粉骨い間所詮

彼等任異見至雜賀和哥

浦着岸い而有在居い、御門主

御間右ニ申結付而互非入眼ハ  
然中近日驚森有謀人

佛法世法之儀色、申乱由其

聞ハ、言語道断之次第ハ、乍然

其元如何様事申下ハ共不可

能手引ハ、真俗共以諸篇<sup>②</sup>

可為先規事肝要ハ、須安心之

一儀尔おひてハ信決定にて

弥佛恩報尽の称名無懈

怠様心懇專用ハ、猶按察法橋

可申ハ也、穴賢ノ

十月晦日 教如(花押)

常陸

諸坊主衆中

同門徒中

(E)

幸便悦一笑申下ハ、仍爰元之跡

先無替代ハ、可心安ハ、就者諸国門下

四 本願寺關係文書

中法義うすくハ勝事ハ、今生ハ一旦  
の事後生の一大事ニ過たる事有

間敷ハ、雖不珎ハ一念ニ阿弥陀仏を頼

たてまつる計にて浅間敷凡夫之極楽

之往生をとけハ事難有事ハ、弥陀

法世間共ニ各細々談合肝要ハ、又遠国

之事ハハ□此方申下なくハ何

事も卒尔ニ不可有許容ハ、諸事用之

事ハ者判をくたしハハ、此方へ用

之事をハ丹後方へ可被申上ハ、筑前方へハ

無用にてハ、此通門徒中へも可有演説

ハ、恐々謹言

二月十三日 證如(花押)

常陸国

坊主衆中

※最低限句読点を付し、漢字は通用漢字にほぼ統一した。

# 五 読縁 起

## 1 一の谷 妙安寺

雛形御影

祖師聖人筆

ソモノ此仮縮ノ内ニ敬ヒ奉ハ祖師聖人雛形ノ御影ト称シ奉ル其由来ヲ尋ルニ貞永元年秋ノ頃聖人古郷同行ヲ御ナツカシク思召東関ノサカイヲ出テ御飯洛在々ケリ其頃當寺開基成然御坊モ御アトヲシタヒ京ニ登ラセラレ朝夕御給仕申ケリ此ニ成然御坊関東ニ皈ラントスレト御別レヲ悲ミ恋慕涕泣カキリナシ其中聖人御自身ノ影像ヲ御彫刻在シテ仰セラレテノ玉ハク我ヲ恋シク思ナラ此形像ヲ見玉ヘトテ御附屬アラセラレ則チ成然御坊難有頂戴シ崇敬アサカラス直ニ聖人ヒツカイ奉思ヒヲナシ御一生ノ間大切ニ御給仕ヲ申サレシナリ夫ヨリ當寺ニ安置スルヲ百四十年其後三村前橋ノ二所ニ動坐在シケリルニ東照神君東六条御本殿御取立ノ砌ガ御本山へ御遷堂アラセラレ其節内仏且ニ安置スヘシトテ教如様ヨリ玉ハリタル祖師聖人ノ御真筆雛形ノ御影ナレハ一人ノ御形見ト引受テ御在世ニ御対顔ヲトケ奉ル思ヒヲナシテ信了解ノ上ヨリ称名モロヒニツ、シントテ拝礼アラレヨ

光明品本尊 本尊

祖師聖人御筆

ソモノ此光明品ハ祖師聖人ノ御真筆ナリ則チ芭蕉布トイヘル切レニ画カ、セ玉フナリ五祖三祖ノ念仏門ハ聖徳太子出現アラセラレ此ノ皇門ヘ仏法渡ラセラレ候事ヒトヘニ太子ノ御恩徳深キニヨリ依テ此ノ御苦勞ノ御スカタヲ祖師聖人御筆ヲ染サセラレ片ニ太子ニツキシタカヒ玉フ処ノ臣下仏法ニソノ志シ深キ輩漸ク七人ナリ則チソマ大臣イモユ大臣コトクハカセアサ太子日羅上人恵ジ法師聖徳太子ニツキシタカヘ此ノ日本ニオヒテ仏法ヲ弘メ玉フハ真ニ太子ノ広徳山ヨリモ高ク海ヨリモフカシ吾朝欽明天皇ノ御宇ニ仏教日域ニ伝ハレリコレ太子ノ御恩徳トアラギ玉ヒテ此ノ尊像ヲ末代ノ人々ヘ形見ニ残サセ玉フアルニ末代ノ凡夫見サルニハ疑アリ聞サルニオヒテハ其信ヲエス習ハサルニヲヘテハ渡世モナラスアルニ其士農工商ノ四氏各々其道ヲ修スルヲミナ太子ノ御恩徳別テ末世ニ生ヲ受タル輩ハ敬ヒ奉ラスンハアルヘカラス之ニ依テ拝礼ノ上弥々歎喜ノヲモラナシツ、シントテ拝礼アラレヨ

祖師聖人

御自作

抑高祖聖人御真影ノ由来ヲ尋奉ルニ其昔建曆二年四月朔日祖師聖人常州稲田ニ御逗留ノ折柄筑波山へ御登山アソハサレ御下向ノ道スガヲ御手洗ノ辺リナル来迎橋ニ差掛リ玉フニ筑波権現老女ノ姿ヲ現シ玉ヒ聖人ノ禿ニヒトシキ御姿ヲ見奉リテ一首ノ歌ヲ詠シ玉リ

筑波山のほりて見れハひけ僧の頭の路のかみをそりもやらいて



聖人の御返歌

そらんする心の髪ハそりもせて頭の髪をそるぞおかしき  
又老母のいわく

そらはやな頭の髪ハそりもせて心のかみをそるそをかしき

と詠しけれハ其片聖人アラノ事止ヤ無宿善ノ我ハ力ヲヨハズト仰セラレケレハ老女又イハク若サノ道ハイカト尋ケレハ聖人答テノ曰ク

老ノ浪イタ、ナカラ若サトハ死出ノ山路ヲ問ハトヘカシ

又老女ノ曰ク

老ノ浪イタ、ケハコソ問そカシ若狭へ帰ル道ヲシラネハ

聖人又ノ曰ク

老ノ浪ニマカセテ行ヤ海士小船帰ル若狭ハ十八ノ願ト

詠シ玉ヘケレハ権現（ついで）勸喜ノ思ヲナシ聖人トモロヒニ男（体）金作ト云者ノ方ニ入ラセ玉ヒ終夜衆生濟度ノ御物語マシノナリキニ権現仰セラレケル様ハ立身石ノ崑崙ニ若干ノ餓鬼アリキ、ンキカツノ（苦）也受ル年久シケレハ是ヲ救ヒ給フヘシト願玉ヘハ則チ聖人彼ノ処ニ趣キ玉ヒテ教多ノ餓鬼ヲ齊度シ玉ヒケリルニ筑波権現ノ御本地ハ忝ナクモ阿弥陀如来ノ脇士觀音勢至ノ二菩薩ナリ衆生ニ縁ヲ結テ齊度利生ノ方便ヲ回サンカ為男体女房ノ拵ク現頭ハレ玉リ其頃境町長五良某ト云人聖人ノ御教化ヲ蒙リ専ラ怠ナカリキルニ餓鬼御齊度ノ不思議ナル事ヲ目前ニ拝シ奉隨喜ノアマリ聖人ニ願奉リテ何卒此度餓鬼御教化ノ御姿ヲ留置給ハ、末ノ代乃御形見ヒナラントヒタスラノ願ニ任セ立所ニ御自ラ彫刻シ給ヒ長五

良ニ授玉フ其後長五郎末期ニ及テ一門ノ処縁ナレハ妙安寺ノ開基成然御房へ授与セシメケルニ仍テ代々当寺ニ安置シ奉ル餓鬼御齊度ノ世ニ希ナル御苦勞ノ御真影ニヲハシマセハ拝礼ノ銘々一人ノエノ御化導ノ御姿ソト喜ラレ信了解ノ上ヨリ称名モロヒ拝礼アラレヨ

赤童子

覚如上人御筆

抑此ノ仮指ノ内ニウヤマヒ奉ルハ覚如上人ノ御真筆鹿嶋大明神ノ御神形ナリ其由来ヲ尋奉ルハ往昔祖師聖人常陸国笠間郡稻田伝処ニ草庵ヲ結ハセラレ専修念仏ノ義ヲ弘玉リニ幽栖ヲシムト雖モ道俗アトヲ尋蓬戸ヲ閉ト云ヘヒ貴賤チマタニ溢フレ老若男女諸ヒニ群集スル事盛ンナル市ノコトク聖人自ラノ玉ハク諸人群集シ弥陀ノ本願ニ帰スル事コレ全ク我力ヲニアラス偏ニ和光同塵ノ結縁ヨリ発ル処ナリ我何卒鹿嶋大明神へ參籠セント頃ハ建保五年四月上旬御少子ヲ召連レ玉ヒ御參詣在ケリ聖人暫テノ玉ハク我未タ垂跡ノ御スカタヲ拝ス何卒今日ヨリ百日ノ間歩行ヲ堂社ニ運ハン願ハクハ和光ノ形ヲ召シ玉ヒト一心ニ祈願シ玉フニ百日満スル曉ニ聖人ノ感得ニ依テ不思議ナルカナ杜且鳴動シテ赤キ童子ノ姿ニテ顯レ玉ヒ其片聖人ノ玉ハク夫鹿嶋大明神ノ御本地ハ尺葉地親文ノ化身ナルニ今大悲ニウナンノ形ヲカクシテ何トヲロクノコトクニ忿怒ノ形ヲ顯シ玉リヤト童子答テ云ク我此ノ形ヲ顯シ玉リハ強業難化ノ衆生ヲ度センカ為ナリ惡ヲ作ランモノヲ降伏シ念仏ノ衆生ヲ守ンカ為ナリ善哉聖人貴僧ヲ待事年久シ我此ノ里ニ来テタヘテ久フ念佛ノ声ヲ聞ス聖人念佛ノ行者

トナリテ諸ノ衆生ヲ齊度スヘシ我モ又モロヒニ念佛ノ行者ヲ守ラントアリケレハ聖人信心肝ニ銘シテノ玉ハク願クハ御姿ヲ写シ奉リテ末世ノ衆生ヲ拝セント自ラ衣ノ袖ニ此ノ尊像ヲ画カセラレ鹿嶋高德寺エノコラセ玉リルニ覚如上人御開山ノ御跡ヲシタイ諸国御徑回ノ砌リ鹿嶋ニ御參詣アラセラレ以尊形ヲ拝シ奉リ歡喜ノアマリ写シ奉ル此ノ赤童子ノ御影ナリユイアリテ当寺ニ傳來シ奉ル去レハ上ノ如ク大明神ハ尺薬地親文ノ化身聖人ハ又弥陀如来ノ來現ナレハミナ是内感令然ノ善巧方便ニシテ唯仏与仏ノ知見ナリ全ク凡虛ノ及フ処ニ非ス弥信心了解ノ輩ハ内外ノ障導ヲ除キ未來ハ往生ヲトケ奉ルハヒトヘニ難有事ナリ

三方正面阿弥陀如来

祖師聖人御筆

抑コノ三方正面ノアミタ如来ノ尊像ハ祖師聖人ノ御真筆ニシテ其由来ヲ案スルニ鎌倉西明寺時頼公諸国行脚ノ砌リ惠信僧都ノ御真筆ノ弥陀ノ尊像ヲ御供ナサレ総州猿島四十八郷ニコレヲ残シ置玉フユヘニ御開山聖人関東御徑回之節コレヲ拝礼アラセラレ歡喜限りナク渴仰落旨ニミテ玉ヘハ報恩ノ為ニ自ラ御筆ヲ取ラセラレ則チ此尊像ヲ繪書セラレテ当寺開基成然御坊へ御附属アラセラルレハ則チ成然御房難有頂戴シ朝暮御敬申一生ノ間御報仕ヲ申サレシナリ時ニ此成然御房ト申ハ祖師聖人ノ御イトコニシテ血脉アサカラス依之ヨシミヲシタヒ関東ニ下リ聖人江御対面有之御互ニ御法儀御喜アラセラレ時ニ聖人仰セラレテノ玉ハク我心ニ掛ルハ関東ノ同行信心イカト朝夕思カナリコレニ因テ時ノ同行ハ勿論末々

ノ同行信心決定シテ浄土參ヲ願フ様ニト御心ヲ尽シ玉ヘテ御筆ノ染カセタレリケルカ此ノ尊像ニテマシマスルニ当寺寛永十九年雷火ノ災難ニカ、リ思ハサルニ堂宇忽チニ灰燼トナル処ニ不思議ナルカナ比尊像火中ヨリ出現在シ即当寺境内ニ柿ノ一樹アレハコノ枝ニ掛ラセ玉ヒ光明カクヤクトシテ在セハ見聞ノノ思ヲナシ不思議ナリシコトナリトテ一同ニ歡喜ノ思ヲナシツ、則チ此ノ佛座ノトコロニ□火カ、リ御足ヨリ下焼失シ玉ヒケリルハ各カ、ル奇瑞ノ尊像ナレハ謹テ拝礼ヲトケラレウ

(妙安寺一九)

2 辺田 西念寺

宗祖聖人御真影御縁起

御宇。弘長元。辛酉。十一月廿七日聖人八十九歳ノ御直作。関東御身代ノ。御真影ナリ。抑眞奉尋濫觴。当山ノ開基西念房武蔵。下総両国。ノ御化導。御預リニテ。日々夜々ノ教化アラレケルガ。アル夜ノ。夢ニ聖人。告ゲタマフニハ。汝ハ。ヨク。我法燈ヲ。カ、グヘキ人柄ナリ后我レ往生ノ後モ衆生ヲ濟度スヘシ。我往生モハヤ。近ツキタリ。謹テ此語ヲ守レト。御告アリ。夢サメテ。歡喜ノ涙ニムセビ。頻リニ。御師匠ノ御尊顔ヲ拝セント。思立。八十才ノ老ノ。身カ。弘長元年ノ冬。東関ノ境ヲ出テ。霞ノ空ヲ踏分寒風雨雪モ。イトヒナク。ハルノ。上洛在テ御庵室ニ。着キ玉ヘハ聖人御喜マシノテ。老年ノ西念坊。上洛

アリシヲ。神妙ノ至リナリ。時ニ関東ノ。法儀相統。イカゞゾト。御尋  
ネアリケレハ。次第二。御繁昌ノ由。申上玉へハ。聖人。ナ、メナラス  
。御満足アラセラレ。何ヨリ箇ヨリ此物語リコソ。好土産ナリ。日頃ナ  
ツカシク。思ヒシニ。能クソ。上ラレタリト。クリカヘシ／＼御喜ビ。  
アラセラレ。ケレハ。西念坊。聖人へ。申上玉フニハ。彼方ニモ星霜積  
テ八十九才ニ渡ラセ玉ヒ私トテモ。老ノ暮ニナリヌレハ、是ヨリ常隨。  
御給仕ヲト。申上ケケレハ。聖人。柳セラレ。ケルハ。我ニ給仕イタサ  
ントノ。心サシ。嬉クハ思トモ屋夜コ、ロニ。カ、ルハ。関東ノ同行。  
少児ヲ井ノ淵ニ。オクカ。如シ武州総州ニ西念坊。性信坊。成念坊。此  
三人カ。居ハコソ。我居モ同前。汝早ク。東ニ下リ。我ニ。ナリ代リ。  
有縁ノ同行ヲ。教化シテ。ワカ濟度ヲ。助クヘシ。今生娑婆ノ別レハ今  
暫クノ事ソカシ如来ノ。誓願ヲ信シテ一味ノ。安心ニ。住スルモノハ。  
必浄土ノ再会。疑ヒナシト。御涙ト共ニ。仰セアリケレハ。今ハ西念坊  
モ。タシカタク。シカラハ。関東ノ御門葉へ。御姿ヲ筆ニナ  
リトモ。遊ハシ下サラハ。御供申サント。願ヒケレハ。老年ノ今昔ヲ。  
思へハ。東ノ方モ。ナツカシク。コソアレ。有縁ノ。人々ニ。又逢コ、  
チシテ。我影ヲ。下スヘシトテ。聖人自ラ。斧ヲ取り。八十九才ノ御姿  
ヲ。鏡ニウツシ。御影彫刻アソハサレ。并ニ。御添書。御染筆。マシ  
／＼ケリ。其文ニ曰。我年。積リ。浄土に還帰すと。いへとも。若草の  
。あらん。限りハ。此土に。度々。来るへし。一人居て。悦ハ、二人と  
。思ふへし。二人居て悦ハ、。三人と。思ふへし。其中の。一人ハ親鸞

なるぞ。あなかしこ／＼

十一月廿七日。親鸞野田西念。御坊へと。御染筆遊ハシテ。東ノ人ニ。  
見セヨ。カシトテ。永キ。形見ニ。玉ハリケリ。西念坊ハ。踊躍歡喜シ  
。ナカラモ。御尊顔ヲ。拜スルモ。今日ヲ限りノ。御暇乞ト思へハ。落  
ル涙ニ。袖ヲ絞り泣々御別レ申。露ノ。身ハ。爰彼コニ消ル心ハ。同  
シ。蓮ノ台ゾト。勇ミ進ミテ野田ノ郷ニソ。立帰り。聖人へ。常隨昵近  
ノ。思ヒヲナシ。朝夕。恭敬尊重シ。化益倍々。盛ニシテ。永ク。真宗  
繁昌ノ。導場トナリシ。所ニ。哀レナルカナヤ。西念。御坊ノ。孫西祐  
坊ノ。代ニ至リ建武ノ。乱ニ。野田ノ。導場退転ス。アル夜御真影様。  
西祐ニ告テ。曰ク。三四日ヲマダス。兵火ノ。為ニ。堂宇悉ク炎消ス。  
仍辺田聖徳寺ハ。往昔聖徳太子御建立ノ。導場ニテ。且ツ。西念坊ニ。  
因縁アル。寺ナレハ。彼ニ移セト有テ。夢サメ畢ンヌ。尔ニ聖徳寺四世  
。信慶。同。夜ノ。夢ニ。当山ノ。齒吹太子。告テ。曰ク。野田西念寺  
ハ。兵火ノ為。ニ焼失ニ。及ナリ。善信。上人ヨリ。付属ノ靈宝守護ア  
ルヘシト。告終テ。夢サメ。オハンヌ。故彼ト是トノ。告命ニ。任テ。  
辺田西念寺。ニ。安置イタシケリ。而後。人皇百。十二代。後西院ノ。  
御宇。寛文。二年。御本廟。十四代。琢如上人。思召ヲ以テ。野田西念  
寺ノ。寺跡ヲ。聖徳寺ニ。移シテ。辺田西念寺。関東二十四輩。第七ノ  
。本席ト。改ム。尔レハ。関東有縁ノ。御門徒へ。聖人。御化導ノ。御  
形見ノ。御真影。八十九才ノ。御姿ナリ。尔レハ七百有余年ノ。昔シ。  
御在世ノ。御尊顔ヲ。拝御化導ヲ。蒙ル心地シテ。彼ノ満九十年ノ。御

苦勞ハ。末世ニ。生ル。十悪五逆ノ。我人ヲ易行他力ノ。弥陀ノ。本願ヲ。信シ。サセテ。安養ノ。極楽世界ヘ。御手引。下サル。私人ヘノ。御苦勞ソト。我身。一人々々ヘ。引受。ラレ各称名モロトモ。謹テ拝礼アラレヨ

(西念寺二九)

### 関東御旅立之御影

祖師聖人御年六十歳関東御旅立之御影であります。  
聖人五十三歳の御年には下野ノ国宮林の御草庵に越后の国より移らせられ、遂に高田山御建立あらせられ、又鎌倉將軍惟康親王の招待により、一切經校合の薙に連り給う因つて相模の国にはしばし御化導あられし頃は貞永元年なり、稲田の郷、吹雪谷に御草庵を結ばされて十余ヶ年東の御化導には貴賤群集し門前市をなす頃は元仁元年なり。

教行信証御製作事終らせられ衆生済度の念願正しく此地に満足せり。

あゝ思ひ廻せば夢の世ぞ、三十五歳の春の頃都の空を出しより二十五年の歳月は歳霜何時しか身に積もり古郷都もなつかしく吾れは都へ帰るなり吾が出立の其之后も後世の大事を忘れなよ、大悲の御恩を喜べよ此れ今生の名残ぞと御懇なる御教化の御声と共に御草庵をば立ち給ひ名残り惜しさの御門葉老若男女集りて御見送申す中、祖師聖人は墨の衣に墨の袈裟、称名諸共に筑波山をば後にとされたのであります。

当山之開基西念房涙に袖をしほりつゝ今日の別れを悲しみし。

是れ西念よ、如来の御慈悲に助けられ弥陀永却之御苦勞は親鸞一人りの

御目当と聞き受けられて其の日より唯善信が思ひは後生知らずの人々を一人なりとも手を引きて弥陀の本願信ぜよと我を忘れて日を送り図らず年を重ねたり、愛別離苦は世の習ひ信心一味の同行は必ず浄土の対面待つ程に我は都に帰るなり。

汝に形見を置く程に親鸞恋しと思ひなば此絵像に打向え称名相續致せよと仰せられけり唯々有難頂戴申上げたのであります。

祖師聖人御旅之御影なれば末世同行吾人ともに昔を今に思ひやり称名諸共大切に拝礼

(西念寺三〇)

### 3 仙台 称念寺

(親鸞聖人絵像縁起)

正面御厨子ノ内ニ安置シ奉ルハ・開山親鸞聖人八十四才御直作・無量壽寺ノ開基順信御坊ヘ御付属ノ御真影也・抑濫(マヤ)尋奉ルニ・聖人御年廿九才ノ春ノ頃隱遁ノ志ニヒカレテ・比叡山ヨリ忍ヒ出・都コ・吉水法然聖人ノ御禪坊ニ到ラセ玉ヒ・浄土ノ真門ニ入セラレ・立処ニ・他力撰請ノ旨趣ヲ受得シ・凡夫直入ノ真心ヲ決定シ在テ・ミタノ本願真宗念佛ノ理ヲ・専ニ御教化在シケレハ・増ルヲ憎ム世ノ習ヒ・遂ニ南都北嶺ノ妬ヲ受サセ玉ヒ・御年三十五才ニシテ咎ナキ御身ニ流刑ノ宣旨ヲ蒙セラレ・御流罪ノ御身トナラセ玉フ・頃ハ人皇八十三代土御門院ノ御宇・承元々

年三月十六日・住馴玉ヒシ花ノ洛ヲ立出テ越後ノ国ニサスラヒ玉フニ・北ハ滄海漫々トシテ・八重ノ塩路ニ寄ル・越ノ浦風波アラク見ニ付テモ・只御意ヲ痛セラレ・南ハ高嶺峩々トシテ妙高山ノ雪吹々・夜半ノ嵐ノ音倍テ御夢ヲタモ結ハセ玉フコトモナク・配所五年ノウキ御年月ヲ送セラレ・御頭リヲモ剃セ玉ハス・非僧非俗ノ御姿ニ・他力本願ノ正機ヲ顯ハシ末代凡夫ノ往生ノ御先達トナラセラレ・御自ラ愚禿親戀ト名ラセ玉ヒ・弥陀ノ本願男女善惡ノ凡夫ヲ選ヒ玉ハス・只一心ニ歸命シ奉ル一念ノ信心一ニテ・真実報土ノ往生ヲ遂ルモノナリト・明ニ勸メ玉ヒケレハ疑謗ノ輩ハ少ク信順ノ人ハ多カリキ・尔ルニ建曆元年冬ノ頃・流罪赫免ノ宣旨ヲ蒙リ玉ヒシヨリ・越後ノ国ヲ立出テ・常陸國越ヘサセラレ建保二年ノ春ノ頃ヨリ富田ノ里ニ御足ヲ止メ玉ヒ五欲ノ霧ニ埋レテ迷ノ雲モ晴ヤラス・煩惱シゲキ惡人女人ニ・弥陀ノ御慈悲ヲ聞シメント慙念衆生ノ大悲暫モ止玉ハス・雨ノ降ルモ風ノ日モ・更ニ一日御休ナク・弥陀ノ本願他力易行ノ理ヲ微細ニ御教化在シケレハ・時機相應ノ法雨ニ潤ヒ・枯渴ノ凡惑皆共ニ・歡喜ノ色深ク喜ヒケリ・然ルニ聖人関東ノ御化導モ事終セラレ・尚(以下欠)

(称念寺三四)

(阿弥陀如来五劫思惟繪像緣起)

当檀ニ掛奉ル一軸ハ五劫思惟ノ阿ミタ如来ニテ在スナリ抑其由来ヲ尋奉ルニ元祖上人伊予ノ国夜光山ノ<sup>フモト</sup>ヲ通り玉ヒシ昔前後モ見ヘヌ雷ノ野中テ日暮トナリケレハ其御難義限ナシア、ラ御イタハシヤ森ノユカゲニ

石ヲ枕ニ仮ネシテ一首ノ御歌ニワヒシキヤ石ヲ枕ニ仮ネシテ夜ノアクルマノ久シキソマツト泪タ諸共称名ヲ御喜ヒアラセラレ阿弥陀如来因位ノ時罪ノ身ニ代ル菩薩ノ誓ヒ骨ト皮トニヤツレコソスレト惡人凡夫ノ習ニ<sup>ヒ</sup>岩屋ノ氷ニ閉籠セラレ五劫思惟ノ御苦勞ニ乖載永劫ノ御修行アラセラレ<sup>ル</sup>ルニ御恩知ラズノ我身ト思ヒハ先立者ハ<sup>キ</sup>泪ト称名ナリト仰ラレケレハ御才子方驚キ入共、泪ヲ催サレ何卒願クハ我レニ五劫思惟ノ御姿ヲ御染筆アレカシト願ヒ奉レハ上人聞召サレ末世衆生ノ御形見ト思召御染筆アラセラレタル御苦勞ノ御姿ナレハ各称名諸共ニ拜礼ヲ遂レマシヨ

当檀仮御厨子ノ内ニ安置シ奉ルハ大蛇御濟度ノ御名号石ナリ其由来ヲ尋奉ルニ甲斐ノ国笹小川伝洩ニ三百年已来大蛇住ミ多人ノナヤマシ人ヲ取喰フ支限リナシ<sup>ル</sup>ニ其頃聖人御化回節幸<sup>サイヘ</sup>其地御カ、<sup>通り</sup>リアラセラレ聖人ノ御教化益御繁昌ニテ草葉ノ風ニナビクカ如ク其時人々聖人へ御願申ケルニ聖人小石ヲ取集メ御名号ヲ御染筆アラセラレ彼洩ニ入玉フニ七日満スル曉ニ彼大蛇頭レテ聖人へ申上ケルニ私ハ<sup>カ</sup>當村ノ<sup>フ</sup>富家ノ妻タリシカ<sup>カ</sup>妬ノ念深クシテ未来ノ夏ハ更ニ弁ヘス<sup>ケ</sup>邪見ニ世ヲ送リケルニツイニ大蛇ノ姿トナリシ耻シナカラ此洩ニ住ミ日ニ三ネツノ苦ミヲ受ケ人間ノ血肉食スル内斗リ苦ミノカル、種ト存シ未来ノ事ハ思ヒ知ラザリシニ唯今聖人ノ御教化ニテ大蛇ノ身ヲマヌカレ西方ニ往生遂奉ル事偏ニ彼方ノ御恩ナレハ<sup>レ</sup>尽未来際忘ルコト<sup>ス</sup>忽光明カクヤクトシテ異香四方ニ<sup>シ</sup>紫雲ニ乘シ西方ニ往生遂キ後ハ平地トナリ名号石ヲヒロヒ集メテ一ツノ

塚トシ玉フ今ニアリノト甲斐国ニ念仏塚ト残り下フアルニ因縁アリテ  
永願寺ノ法蔵ニ納下フ大蛇濟度ノ名号石ナレハ各称名諸共ニ拝礼遂レヨ  
西<sup>ヒ</sup>寺ノ法蔵ニ納下フ大蛇濟度ノ名号石ナレハ各称名諸共ニ拝礼遂レヨ

(称念寺三三)

七躰連座御影略縁由

抑高祖大師御歳三十五才年号ハ承元々々年ノ春二月上旬ノ候流罪ノ宣旨ヲ  
蒙リ玉ヒテヨリ越後関東二十五ヶ年ノ御苦勞ヲ案スルニ九夏三伏ノ炎天  
ニハアブ。蚊ノ責ニ御身ヲ損セセラレ嚴冬素雪之寒夜ニハ日野左エ門カ  
軒ノ下足ハ血シホニ染マセレ雪ヲ褥ノ御苦勞ヤ石ヲ枕之筑波山衆生不便  
ノ御慈悲ヨリ耻モ人目モ打忘レ行化ニ暇モナカリケリ然ルニ聖人稻田ノ  
御庵室ニオハセシ時常随昵近ノ御弟子数多アリキ或時無為信上人<sup>御房</sup>大師ニ  
申上ラル様我レ武門ヲ遁レ聖人ノ御化導ニ預リシヨリコノカタ常随昵近  
シ奉リ未來ハ諸上善人俱会一処ノ樂ミヲ得ン事何ノ喜カ之レニ加シ願ク  
ハ連躰ノ坐ヲ画カセ玉ヒト聖人大々御満足ニ思召サレ直チニ御筆ヲ染サ  
セラレ自画自讚シ玉フテ無為信上人<sup>御房</sup>へ附属シ玉フ即最初ハ元祖聖人二番  
目ハ祖師聖人三番目ハ二十四輩十一番橋昌山本誓院称念寺ノ開基無為信  
御房四番目ハ覚信五番目ハ智性六番目ハ淨教七番目ハ海法御房コレナリ  
弘願他力ノ信者ハ御開山ノ御在世ニ後ル、モ諸上善人ノ金言何ソ疑ハン  
ヤ何レモ御在世ノ古ヘヲ思ヘヤリ称名諸共謹テ拝礼ヲ遂ケラリヤウ

(称念寺三五)

4 健部 慈願寺

(親鸞聖人木像縁起)

柳<sup>なご</sup>二十四輩十三番水戸城北武部郷慈願寺随一ノ靈宝真宗開門御満足ノ御  
影コレナリ其濫場ヲ尋ルニ祖師聖人三十五歳ニシテ御流罪ノ御身トナラ  
セラレ召モナラハヌ旅衣人気モアラキ越瀉荒地山ノ嶮岨ニハウキカンナ  
ンノ初旅ニ御足モ血汐深玉ヘ日モ夕暮ニナリヌレハ宮拜殿モカリノ宿リ  
雨露雪ノ御厭ナク漸越後ニ付キ玉ヘ民部姓ニ渡ラセラレ前ハ浪後ハ巖キ  
峯ノ尾モ雨ハフルトモ愍念大悲ノ御慈悲ヨリスアシニワランツ召シ玉ヘ  
人ノ心モアラ磯ノ邪見ノ角ヲモ 大悲ノ御慈悲ヨリ随喜懺悔ノ思ヲ  
ナシ他力ノ信ヲ得ヨガシト在家往生ノ相ヲハ彼方ノ御身ニ顕シ玉ヘ御髮  
ヲ剃玉ハス自ラ愚禿親鸞ト名乗ラレ五年ノ間ウキ年月ヲ送ラセラレ已ニ  
勅免アリト云ヘトモカシユニ化ヲホトコサシタメニトテナラ暫ク在国在  
シケルカ明ハ建曆二年<sup>申</sup>歲常陸国ニ越ヒ玉ヒ風吹谷ノ山奥ニシバノ庵リ  
ヲムスハセラレ十年ノ御苦勞ハ御法ニ縁ナキ常陸国鬼ヲ欺ク惡衆生大悲  
ノ御手ヲ離レタラ未來ハ必地獄ニ墮シ多百千劫苦ヲ受<sup>ウ</sup>サゾヤナケクテア  
ラウソト御身ノ上ニ引受玉<sup>□</sup>寒氣ハケシキ折カラニ称名ノ御声モムセハ  
セラレ雨<sup>ル</sup>降<sup>ル</sup>日モ雪ノ夜モセメテ一日ノ御体ナク十年ノ御苦勞ヨリ五十三  
ノ御歳ニ淨土真宗ヲ御興行アラセラレ佛法弘通ノ本懷爰ニ成就シ衆生利  
益ノ宿念タチマチニ満足スト御悦ノアマリ御彫刻アラセラレ是信願ヨ此

木像ヲ汝ニ讓リ置程ニ末代ノ浮母カ、カ有ノ儘ノ其姿如來大悲ノ御正意  
チヤト親鸞カ身ニアラハシ真宗開門ノ此姿キザミヲヒタト聞タナラ見ル  
人モ真ノ心ヲ起ソフソヤ吾モ汝モナキアト迄永ク此世ニト、マリテ末  
代ノ衆生ヲ安養ノ淨土ヘ導ヘキ木像ヂヤト御念頃ニ御物語リノ上遙ニ遠  
關東ヘ御ト、メナサレタハ末代在家往生ノ正拠ノ御姿ナレハ(以下ナシ)

(慈願寺一七)

### 軍中濟度

奉敬<sup>尊体ハ</sup>「軸ハ」軍中濟度利生ノ尊躰其由来ヲ尋ニ十一代目頭如上人石山<sup>イハヤ</sup>依  
乱ノ砌リ多ノ討死御歎キ思召自他平等ノ御法事ヲ元龜元年九月廿五日ヨ  
リ二日迄三部妙典ヲ御讀誦アラセラレ同日ノ事ナルカ慈願寺十一代目  
ノ釋了信石山城ヲ立出戰場ノ跡ヘ行キ見ケルニ取リ散シタル屍ネハ目モ  
アテラレヌ風情ナリ了信ツクノ思フヤウ勇ヤス、メノ軍兵カ首ハアレ  
氏胴躰アレ氏首ハナシヤ鳥ヤ鳥スガ飛来リ喰ヒチラシタルアリサマハ死  
人ノ山ヲツキタル如ク佛敵法敵ノ軍兵モカラタハ野辺ニサラシヲキ魂ハ  
修羅ノ苦患ニ沈ナン不便ノイタリト了信ハソミロ涙ニクレケルカ心シツ  
カニ佛レ念称テヲラレシニ俄ニ真ノ闇トナリ一沙ノ雨降り来リ天満ノ森  
ノヨリ其勢六七千トモ見ヘツル軍兵氏ミナ一同ニ淀川ヘザンブト打入  
河瀬ヲ渡ルアリサマハタトヘンカタモアラバコソテンノニ松明打フリ  
テ真一文字ニ押渡リ此方ノ岸ヘ上ラントスルアリサマ彼淀川ノ岸ハ忽チ  
變シテ斂山トナリ渡リカ、リシ軍兵氏コハイカ、ハセント十方ニクレテ

居内ニ悪氣忽吹ヲコリ五躰分身ヲ吹ヌケハ六七千ノ軍依供押合モミ合ア  
リサマヲ了信マノアタリ見ルユヘニア、邪見ノ心カラ罪造リタル報ヒニ  
テカ、ル苦惱ヲ受ルアハレサト見テ居内ニ數千ノ獄卒アラハレ出猛火ヲ  
吹カケ天地ニヒビク大音アゲイカニ汝等佛法弘通ノ靈場ヲ亡サントハ大  
惡无道ナリ報ノ程ヲ思ヘシレト四方ヨリ呼聲ハ百千ノ如ナリ淀川ノ水ハ  
忽熱湯トナリ炎シキリニモヘアカルアラタヘカタヤ悲ヤトサケフアリサ  
マハ、其哀氏、又ヲソロシ、了信ハソ、ロ涙ニクレケルカ石山御堂ノ鐘  
ノ音了信心ニ思フヤウ善知識ノ御慈悲ヨリ自他平等ノ御法事モ今日カ結  
願トナラセラレ今ハ御経ノ鐘ナルカ南ムアマタ佛ノ念仏シテ居ラレ  
シカ西方ヨリ弥陀尊躰顯レ玉ヒ今迄見ヘツル熱湯ハサメテ清冷ノ池トヘ  
ンジ彼軍兵トモ一同ニ手ヲ合セ南无アマタ仏称レハヨウラリサヘナンノ  
姿トナリ紫雲ニ乗シ西方ヘ飛去ルト見ヘケルカ又モトノ軍場ニ亡然タリ  
不思議ノコトヲハ立歸リ右ノ趣ヲ言上シケレハ頭如上人ノ玉フヤウ我モ  
御告ヲコフムリシトテ御涙ニムセハセラレ即<sup>御筆トヲトセラレ</sup>右ノ  
尊躰ヲ遊サレ了信ニ授与シタル軍中濟度利生ノ御姿ナレハ称名モロトモ  
ニ大切ニ

(慈願寺一七)

### 聖人九才(親鸞聖人繪像縁起)

抑当寺ハ二十四輩十三番本跡開基信願御坊俗生止  
聖人九歳ノ春ノ頃比叡山ニイラセラレ慈鎮和尚ノ御弟子トナリ御名ヲ範  
眞少納言ノ君ト改メ玉フ然ルニ勝レル者ヲソネムハ人ノ心御年十二才ノ

冬ノ頃三千人ノ大衆ノネタミニヨリ経論藏ノ御修行ヲ一統願レケレハ慈  
 鎮大僧正範宴少納ノ君ヲ召サセラレ白布ノ御衣ニ墨ノ御袈沙ヲ与ヘ玉ヒ  
 修行ノホトハ兎モ角モ大衆ノ心ヲ和クヘシト玉ヘハ範宴少納言ノ君ハ御  
 落涙遊サレ生死出離ノ一大事何トモ命ヲ惜ムヘキ重キ師命ヲ蒙ルハ冥加  
 ニ余シ喜ヒイサ勤メ申サント无動寺ニ帰ラセラレ頃ハ元リヤク元年十月  
 廿三日明ケノ六ニハ経論藏ノ十七谷ヲ下ラセラレ張リツメシ氷ヲ碎ヒテ  
 御カラタヲ清メ玉ヘ御声高ク法花経ヲ誦ミ右ノ御手ニハ鈴ヲ振鳴ラシ左  
 ノ御手ニハ米ヲ百粒包セラレ一日ニハ唯米一粒ヲ召シアカラレ百日ノ御  
 修行ニ米百粒ヲ御喰トナサレ三百年來人ノ通ヌ谷ノ道ノ形モアラ  
 ハコソ前モ後モ茨ノ中殊更吹來ル叡山ヲロシ谷ノ流レモ白妙ノ肌身ヲ微  
 ス雪霏雪ニ御目サヘ見ヘ玉ハス御衣ハバラ／＼ニ破レスアシニ草鞋血  
 シホトナリ日ヲ動ルニ順テ憔悴ココフト瘦セ衰今ハ御足モ立兼テ伏  
 シ倒テ在スヲ邪見疾妬ノ大衆ハ割竹ヲモツテ打タ、キ出離生死ノ御修  
 行ニ怠リ召サル、ナ範宴ト呼ハル声ニ打驚キ立アカラントシ玉ヘトモ御  
 足ハ更ニ立玉ハス噫呼残念ヤ口惜ヤ長ク修行ヲ勤ムル身カカ、ル根機ノ  
 拙サヨト御心ハヤタケニ在セトモカラ及ヒタマハネハ藤ノ根葛ヲ便リ  
 トシテ終ニ御修行御成就アリテ无動寺ヘ帰セラレ御門内ニ入玉ヘハア、  
 嬉シヤト思フ安堵ノ思ヒ御息ハ絶ヘ玉フ然ルニ慈鎮大僧正ハ走出玉ヘ是  
 範宴ヨ 今日ハ結願成就ノ日ナリ心口タシカニ持レヨト御面ニ水ヲ吹キ  
 玉ヘ佛ケノ道カ見ヘタカト御声高ク呼ヒ玉ヘハヤウヤク御目ヲ開セラレ  
 アハレ先達涙ヲ拭身命ヲ捨修行ハシタレ唯見難ハ為无ノ佛性ト御答

ナサレノチハ涙ニカキクレ玉ヒ釋迦ハ去リ弥勒ノ世ニハホト遠シ時ハ末  
 代機ハ下根ナリカ、ル聖道難行ハトテモ叶ハヌ教ヂヤホトニ自力ヲ捨テ  
 、他力ニスカリ弥陀ヲタノンテ淨土ヒマヒレヨトアル御化導ノ御姿  
 三十五才ノ御歳ニ南都比嶺ノ嫉ミヲ受セラレ御流罪ノ御身トナラセラ  
 レカワル辺鄙ニ御住居五十三ノ御歳ニ当寺ニシバラク御逗留アラセラレ  
 御尊顔ヨリ御涙ヲ流セラレ御アリサマヲ開基信願御坊是ヲ見テ何悲ク思  
 シテ御落涙アソハスト御間申セハ聖人仰ニハ我其方ニ一生ノ頼ミアリ叶  
 ヘテクレヤ信願ト仰ラルレハ信願御坊タトヒ身体クタクヒイカテカイヤ  
 ト申スヘキト申上レハ聖人御満足ニ思召レ夫ナラハ我供ヲスルニハ及ハ  
 ス是ヨリ此地ニ止リテ无法无暫ノ同行ヲ一人ナリヒ勸メテクレト仰ラル  
 レハ信願御坊大ニ驚ク涙トヒニ申スヤウ私シ火ノ中水ノ中何国ノ浦ノ果  
 迄モ御供申サント今暇ヲ下サレテ此地ニノコリシ事ノ悲シヤト信願御坊  
 ノ機毒ハ心言ニ及ハレス其時聖人仰ニハ心ヲシツメテヨク／＼聞ヨ我モ  
 ソナタハラシケレト其方迄モツレ行ハ関東常陸ニ誰有テ法義ヲス、ムル  
 モノアラシ如来大悲ノ御法カミタレカマシクナルナラハ此親鸞ニムタ骨  
 フラスヤウナモノソカシ我モ名残りハツキセネト衆生ヲ地獄ヘ落ス事は  
 ヲアハレニ思ユヘ信願坊ヲ頼ナリトカヘス／＼モ仰ラレ此親鸞力心ノ内  
 ハ是ナリト思フテクレ信願坊サレハ此度此方ヘ此真影ヲ記念ニマヒラセ  
 候ソヤ親鸞恋シト思ナラ此真影ヲ拝スヘシアラ／＼名残りヲシヤト衣ノ  
 袖ヲ御顔ニラシアテラレテ聖人ハサメ／＼ト泣玉フ親鸞カタマシヒハ是  
 ニコメ置ソト信願坊ヘ送ルナリ今カ別レノ對面間モナク淨土テ正真ノ如



来大悲ノ御姿へ御對面トハ思ヘタ、カナシサハ身ニアマリテ悲ヒト聲モヲシマスナケカセラル、祖師聖人モロトモニ信願坊へ渡シ玉ヘハ信願御坊流ル、涙ヲ止カネテ大悲ノ御姿ヲモ頂キアラ、嬉ヤ難有カ、ル大事ノ御記念ヲ下シヲカル、上カラハ何シニ御ジタヒ申スヘキ一時モ早ク御上リナサルヘシ私モ可愛不便ト思召同行ス、メテトモ、ニ祖師ノ御供申サント涙トニ御別レ名残りハツキシ師才ノ中聖人仰ニハ信願其方ハ我ヲ恋シト思フ心カ有ユヘニ必ス都へ上ルヘシ夫ハ必无用ナリ暫ノ内モルスナラハ同行達ノ御法義モ間違モノテナシ。親戀是ヲ按スルナリ我アヒタキ其片ハ同行大事ト思フテクレ我心ハ同行ノ内ニ有カラハ法義ノ催促頼ソヤト 御念頃ナル御教化ニテ下シヲカレタル五十三歳ノ御姿未代我等カ凡愚直入ノ淨刹ノ龜鑑トシテ残シ玉フ御エソフナリ各々御大切ニ

(慈願寺一八)

## 5 野口 壽命寺

二十四輩十六番

壽命寺靈宝

朱丸印

東流れの御名号

抑此方に奉安する、御靈宝ハ、

宗祖聖人の御真筆、東流の御名号と称し奉る、其由来を窺ふに、建曆二壬申年聖人越後国より、常陸の国へ越ひ給へ、吹雪谷の草庵にて、日夜御化導在しけり、有縁聞法の輩ハ、闇夜に燈を得し如く、現末兩世の幸福を深く楽み喜べり、爰に常陸の国主たる、佐竹義繁勝山公、穴沢の館に居を占めて、月に村雲花に風、流る水を見るにつけ、無常を感じ焦慮せり、時に不思議なるかなや、聖徳太子忽然と義繁公の面前へ御尊影を現わして除るに告給ふ様、

苦惱出離の要法を求むる時期到来し、

教来大悲の本師今、稻田の庵に在ませハ、

末法五濁の輩ハ、速に本願信すべしと、

是に依て義繁公、歡喜の涙禁じ難く、聖人の御許へ參詣し、信因稱報の御法をハ、明に領得せられけり、出家在家の擇びなき、弘願他力の御調理り、何卒師弟の御契約をと、願上申けるニ、聖人聞召され、御剃刀下され、法名入信と授与し玉ふ、二十四輩十六番、壽命寺の開基則是なり、

然れハ敬ひ奉る、御名号ハ、此時法弟□加名成し下されし、証拠の爲に聖人の御懇念を込めさせられ、御筆を染め給ふ尊号にして、常陸御化導御筆始めの、御真蹟なり、聖人仰せらるゝ様 大聖世尊御在世の、正法の春ハ証道の花、鮮なりつれど、末法濁乱の秋ハ、化益の色を失へり、予も五七の春の時、越後国府へ身を置きて、今度東へ流れ来て、在家止住の諸人に、大弘誓願の法水を汲めと示すも我ならず、

如来本願の御催促、

東路に法りの真清水なかせよと

うながしたまふ六字なりけり

斯く御念慮を垂れさせられ、入信御房へ賜わりしも、有縁の同行への

御形見なれハ、聖人へ御拝面の思より、称名諸共謹て拜禮

常陸国大島

信照山

寿命寺角印

(寿命寺一三)

御真影縁起

寿命寺

当檀御厨子之内ニ安置シ奉ルハ高祖聖人五十三歳之御直作御瘦衰之御真影ト敬奉ル抑其濫觴ヲ尋奉ルニ永々関東御経廻事終ラセラレ都へ御帰リノ思シ立チニツキ寿命寺開基入信上人情ヲタラ聖人ノ瘦衰ヒ玉フ御姿ヲ見上奉テ思フヨフハ我聖人ハ誰有フ極楽浄土ニ在シマシテハ本師法皇ノ阿弥陀如来此ノ世ニ御出世在ノテハ雲井ニ近キ藤原氏有範卿ノ御息男榮花榮耀ノ御身ノ上ヘカ私シ一人リノ為ニトテ佛頂頭相ノ御首ニハ菅ノ小笠ヲ召シ玉ヒ竹ノ小杖ヲツカセラレ召モ習ワヌゴズ草鞋ニ蒲鶴カクノ如キ荒々敷。常陸辺鄙ノ片鄙邪見我慢ノ悪人ヲ助ケ度トノ御一念ニ御心ヲ盡サセラレ有時ハ野ニ伏シ山ニ御伏シ在セラレ勿躰無モ御姿ハ疲骨

連離ト瘦衰玉へ御足モヨフロ何国迄モ御供仕リ御介抱申上下願ヒケレハ聖人仰ラレテノ曰ク汝モ供ニ上京セハ跡ニ残リシ同行ノ浄土参リハ如何セン法義龜末ニ成ル事ハ此親鸞ノ身ヲ裂ル、ヨリモ術ナヒ程ニ汝ハ我レニ成リ代リ此関東留リテ事ノ本願念仏ヲ伝テ呉ヨ盛者必衰会者定離ハ娑婆ノ習必ス永キ別レト思ヤカテ蓮ノ再会ゾヤサラハマトノ玉へハ入信房ハ弥々御別レヲ悲ミ玉へ声モ惜マデ泣入ケレハ聖人其心ノ切ナル更ヲ感シ玉へ共ニ御衣ノ袖ヲ絞ラセラレヤ、シバラク有テノ玉フヨフハ左程ニ別レヲ惜ムゾナラ汝一人リ此関東ニ残スニ有ラス我モ供ニ留ルベシト有テ當御真影ヲ御彫刻在セラレ仰テノ曰ク此木像ハ関東弘法ノ心ヲ込衆生済度ノ真念ヲ納込タル木像ナルゾ親鸞恋シク思ナラ此木像ニ向ヘヨトイト念頃ニ仰含ラレノチ世ノ形見ニ残ス面影ハミタタノム身ノタヨリヒナレト一ヲ首添サセラレ入信御房へ御附属アラセラレタル御真影也尔レハ末代有縁ノ我人ヲ御化導在セラル、身御姿ト存シ称名モロモロ謹テ拜礼

(寿命寺一二)

高祖聖人五十三歳

御真影縁起

抑々壇上御厨子ノ中ニ敬ヒ奉ル御木像ハ高祖聖人御年五十三歳ノ御直作、御ヤツレノ御真影ト称シ奉ルソノ濫觴ヲ尋ルニ聖人北国関東廿五ヶ年ノ御経回、衆生済度ニ御苦勞アソバサレ、骨ト皮トニ瘦セ給フ、御姿

ヲ見アゲ奉リテ思フヤウ我カ聖人ハ誰レアラフ、極樂淨土ニ在シマセバ  
本師法皇ノ阿弥陀如来、コノ世ニ御出世ナサレテハ雲井ニ近キ藤原氏有  
範卿ノ御息男榮耀榮華ノ御身ノ上ガ衆生濟度ノタメニトテ佛頂頭相ノ御  
頭カミニハ菅ノ小笠ヲ召シタマヒ、竹ノ御杖ヲツカセラレ、召シモ習ハヌ  
草鞋掛ケ常陸辺鄙ノ片田舎邪見我慢ノ悪人ヲ助ケタヘトノ御一念、アル  
時ハ野ニ伏シ山ニ御伏シアラセラレ、勿体ナクモ御姿ハ疲骨連離ト瘦セ  
タマヘ、此處ヤ彼處ニ化益シテ、遙々遠キ都マテ御上洛ノコトナレバ此  
ノ入信、何處迄モ御供仕り御給仕申上ゲタシト願ヒケレバ、聖人仰セラ  
レテ曰ハク汝モ、トモニ上京セバ後ニ残リシ同行ノ淨土参リハ如何セン  
法義廢退スルコトハ、此ノ親鸞ノ心根ハ身ヲ裂カルルヨリモ術ナヒ程ニ  
汝ハ我レニ成リ代リ常陸ノ国ニ留ラリテ弥陀ノ本願ヲ傳フベシ、生者必  
減、会者定離ハ娑婆ノ習ヒ、必ズ永キ別レト思フマジ ヤガテ蓮ノ再会  
ゾヤサラバ、タトノ給ヒバ 入信房彌愈々御別レヲ悲ミ感涙ニ咽ビケレバ  
聖人モ共ニ御衣ノ袖ヲ絞ラセラレ、ヤ、暫クアリテノ給フヤウハ、左程  
ニ別レヲ惜ムナラ汝ヂ一人ヲコノ関東ニ残スニアラズ我レモ、トモニ留  
ルベシトテ御木像ヲ御刻ミアラセラレ、仰セラレテ、ノタマハク、此ノ  
木像ハ衆生濟度ノ真心ヲ納メ込ミタル木像ナルゾ親鸞、恋シク思フナ  
ラ、此ノ木像ニ向ヘヨト、イト懇ロニ仰セラレ

後の世の形身に残す面影は

弥陀たのむ身のたよりとまなれ

一首の歌ヲ添ヘサセラレ、入信房へ御譲リアラセラレタル御真影ナレ

バ、末代有縁ノ我人ヲ御化導アラセラル、正身ノ御姿ゾト拝ミ上ゲテハ  
御恩ノ称名、諸共謹而拜礼。

廿四輩第十六番本蹟

常陸國那珂郡野口村

信照山蓮台院壽命寺

(壽命寺一)

## 6 福島 康善寺

(三体連座繪像、十四体連座繪像縁起)

奥州信夫郡福島康善寺者淨土真宗之阿闍若

親鸞聖人之直弟明教房開基而二十四輩之遺跡也夫當寺之宝物者從

祖師聖人对明教而被為付屬焉伝来相統靈宝也然三体連座与十四体連座之

影像者 人皇 八十四代 順徳院之御宇干時建曆二壬申歲

法然聖人於干京都吉永之禪坊正月二十五日彰前念命終之業成遂後念則生

之素懷矣干茲

祖師聖人建曆元辛未祀雖有流罪勅免為弘西土之教文猶暫在国於干是乎都

鄙走筆論 大師滅嗚呼師資離郡索居年光幾遷況一死一生憂愁何窮是故

聖人為報恩謝德念佛勤行暇圖畫師資之真像而以標顯伝灯之德輝將照遐代

蓋是因我祖明教請也哀哉恩願雖化寂滅之煙亦留真影于眼前誠是面授口決之真影可謂无上甚深之法宝者也

十字名号八字名号緣記

案夫曩祖明教者

宗祖聖人常隨眠近投機瀉瓶之高弟也昔時

聖人矜哀之餘偶染御筆書写佛号南无不可思議光佛帰命尽十方无碍光如来是也万德所帰法躰一乘究竟極唱唯是円融円満无碍德号不可称不可說不可思議之覺体也乃以此名号直授于明教自尔已來聯綿相伝将五百年矣原夫曩昔天正年中四海混沌逆浪不静于時當寺在奥陸信夫小原邑維時住僧法名了教羽州最上之人也然而戰国大壞郡雄虎争賊徒蜂起或燒村里緞奪糧米或火寺院橫取資財痛哉当时而十字尊号猥罹賊手制裂錦字奪却而去住僧了教仰天歎良茫然勞煩認忘寢食暫為脱難荷擔靈宝將赴故郷隣人諭云今也万方多難郡盜滿野路逢賊難法宝頓滅身命不全如何此難哉住僧默尔良久而云汝言是也如今老少竄山男女迷路田園荒涼餓殍哀号窮途艱難進退失度於干是乎心裏祈願寺边在河号阿武隈忽臨深淵突起大願伏乞 佛祖哀愍授受弟子敬白頃年国乱世及澆季三寶將滅仰願靈宝暫入水中避於世乱然後宝物納箱以石為鎮没深淵底嗚呼哀哉如是之事前代未聞泣別河也竟到羽州然後諸国喪乱紛々擾々空送光陰漸經六年辞国帰里草庵狼藉村里索寞直訪善友因催信者通夜臨淵誦經念佛奇哉妙哉其夜四更深淵放光何辺明朗而猶白晝奉没靈宝自然瀉水歡喜踊躍戴箱開蓋靈宝無恙巖然如故謹案如是之義偏是祖師聖人諸通明力慈善根力為利将来現不思議广大之事然所以者以万行円

備之嘉号遠濟末代凡愚欲遺安養淨刹也然則

聖人尊容雖隱西刹雲御筆猶耀東奥天師資面授相伝已來星霜幾遷從是展転將伝無窮然而彼淵百有餘歲号阿弥陀瀨例如維摩經不思議解脱法門焉可思議乎故老直說我聞如是粗記大概備後來遺忘而已

旨

享保十六年辛亥歲孟秋上旬

無為山泥涇院康善寺住僧

大法師法橋正教 江澤 謹誌

(康善寺三九)

(古河重吉繪像緣起)

トウゾウソクノイ、イナガシ、ウヘネカケカウ、バツカ、オウシクソフ、コウリフワシマ、シヨウゲンシカハゼイ、ベイン、シヨウ、  
当段俗躰ノ一軸ハ上杉景勝ノ幕下奥州信夫郡 福島ノ城、代古河善兵エ亟  
重吉ノ寿像ナリ其由来ヲ尋ヌルニ当山ハ元福嶋ノ近在黒岩村ニアリテ  
開基明教房ヨリ第十一世了教迄凡三百六十年ノ間無事ニ相統致シケル  
ニ天正年間兵 乱ノ際堂々タル二十四輩ノ靈場、モ無住ノ空坊トナリ法物  
ハ他人ノ手ニ渡リ既ニ廢寺トナリケルヲ古河重吉深ク歎息シ頻ニ再興  
センモノヲト莫大ノ淨財ヲ抛、チ元和六年庚申ノ春福島城下ニ寺ヲ移シ  
昔ニ増シタル殿堂ヲ造営シ分散ノ靈宝ヲ聚メテ宝庫ニ納メ奉、別ニ五

尊ヲ始用度百事ニ至ル迄爾ルコトナク寄附シテ菩提所トナセリ夫ノミ  
 ナラス追々ト真宗ノ寺院ヲ七ヶ寺迄建立ス又永世民間ノ公益ヲ謀リ同國  
 伊達郡湯野村ノ堰。東根郷ナル沙堰。岡部大壇阿武隈川ニ通船ノ便ヲ  
 開キ事業ハ落成スト雖。其工事大ナルガ為ニ二三年間ノ貢ヲハ擯  
 ニ費ケレハ主君上相家ニ對シ申開立難ク豫テ割腹ノ決心ニテ称名念  
 佛怠ラス最早此世ニ望ミナシト唯君命ト死ヲ待ノミ而。寛永十四年  
 十二月主君上杉ノ召ニヨリ今ヤ覚悟ノ死モ至レリト同月十四日福島城  
 ヲ立出テ米沢往還ノ途上李平村ニ至リ馬上ニアリナカラ短刀ニテ割腹  
 セラレ行年六十一歳ニシテ往生ノ素懐ヲ遂ケラレタリ尔ルニ御本山十  
 三代目ノ善知識良如上人真俗ニ付其大功ヲ御感賞在ラセラレ重吉生前  
 ニ・寿像ヲ画カシメ玉ヘ積ノ善長ト法名ヲツケサセラレ明カニ御裡ヲ  
 書セラレ古河重吉ニ賜リシ一軸也廿四輩。一七番ノ靈宝ヲ今日迄相傳  
 スル事全ク此古河重吉ガ尽力ニ依ル処ナレハ何レモ大切拜礼ヲ遂ケラ  
 レヨ

- 。古河重吉ハ元來信州更級郡塩崎ノ産ニシテ康樂寺ノ門徒ナレハ予テ御本山ヨリ
- 御本尊ヲ頂戴シ守本尊トシテ尊敬イタサレケリ其守本尊則是也
- 。是ナルハ准如上人ノ御真筆御本尊ノ御裏ナリ
- 。是ナルハ良如上人真筆ヲ以テ古河重吉ヘ御挨拶ノ御消息也
- 。是ナルハ古河重吉李平村ニ於テ割腹ノ短刀月山丸ナリ
- 。是ナルハ古河家ニ傳來ノ靈宝惠心僧都ノ御作思惟仏也
- 。是ナルハ古河家傳來ノ法宝仏舍利尺迦如來ノ御骨也

(康善寺四七)

(春日野作阿弥陀如来木像縁起)  
 今般奉ニ恭安置一立像之阿弥陀如来者忝藤原少将春日野御作渡給  
 抑其尋ニ濫觴一人王八十代之御門

高倉院御宇承安元年二月二十二日當ニ聖德太子六百五十回忌ニ於ニ信州中  
 島善光寺ニ和國教主為ニ報恩一尺三寸阿弥陀之尊像有ニ御刻ニ不思議蒙ニ末  
 代劣機引ニ導有縁无缘ニ共趣ニ淨邦ニ自他平等順ニ金口ニ是止濁世給聞  
 者是无レ不レ尊見者是无レ不レ帰一度聞ニ御名ニ其德広大無量況此信  
 豈其德益不レ空在斯大悲尊体今眼前奉ニ是拜ニ者往昔之宿縁深厚人王百八  
 代當ニ後陽成院之御時一慶長十四年之夏不誠院殿上杉大主木長臣古川  
 御先祖明方方忝理光院准如上人被レ為レ遊ニ御書机添ニ此有ニ御付属  
 者明支難レ有奉ニ拜謝ニ從夫代々於ニ古川家ニ深奉ニ敬礼ニ所誠靈現明而不  
 レ違ニ奉ニ并數多之不思議一実生身阿弥陀如来而渡給故无ニ勿体一有レ恐  
 レ奉ニ俗家安置一也深慚愧懺悔而是為ニ先祖之菩提ニ当山永相納給靈像ナレ  
 ハ

(康善寺五六)

八字尊号縁起

檀上ニ掛ケ奉ル一軸ハ祖師聖人高齡表示八字ノ名号ナリ抑其來源ヲ伺ヒ  
 奉ルニ建長才四ノ春信見等カ邪義ヲ募リシヨリ明教房ハルノト上洛シ  
 聖人ヘ其由シ奏シ奉リ御糾シノ御下向ヲ請ヒ奉ルニ聖人親ヲ御真影ヲ  
 御彫。アソハサレ真影ハ垂跡ナレハ其本門ヲ踰シテ南无不可思議光仏ト  
 旁ノ八十歳ノ高齡ヲ表シ玉ヘ八字ノ尊号ヲ御真筆マシノテ明

教房ニ授与シ玉ヘハ明教房ハ悲喜ノ涙ニ胸セマリ御違乞モ仲ノニ版途ヲ急キ奥州信夫ノ郷ニ至リ安心御諭シノ師命ヲ披露シケレハ如何ナル人トモ正義ニ版シ本門ヲ顯シ玉ヘタ尊号ナレハ御真影ト共ニ御崇敬申シ上祖帰聖人高齡表示八字ノ尊号ト称シ奉リ六百五十有余年当山ニ護持シ奉ル靈宝ナレハ祖師聖人ニ値ヒ奉ル心地シテ何レモ称名諸共ニ謹テ拜礼ヲ遂ケラレヨ

祖師聖人御遺骨縁記

檀上卒屠波ニ安置シ奉ハ祖師聖人ノ御靈骨也抑其伝来ノ濫觴ヲ尋ネ奉ルニ当山開基明教房皇太子ノ敎命ニ依リ祖師聖人ノ御不例ヲ奉シ取ル物モ取り敢ヘス積リシ雪ヲ踏分ケテ五条西ノ洞院ナル祖師聖人ノ御病床ヲ伺ヒ奉ルニ紫雲禪房ヲ覆ヒ異香四方ニ聞ヘシ中ニ祖師聖人如來涅槃ノ儀ヲ守ラセラレ口ニ世事ヲ雜ヘズ専ラ称名マシノシカ廿八日午ノ時終ニ念仏ノ息絶ヘマシノケリアハレナル哉御往生ニ値ヒ奉リシ上下哀惻ノ肝ヲユガシ男女恋慕ノ涙ニ咽ブト云ヘ浮世ノ習ヒナレハトテ燃燈焼香ノ規ニヨリテ延仁寺茶毘シ遺骨ヲ拾ヒ奉ルニ惑白珠ノ如或ハ碧玉ノ光リアリテサナガラ仏舍利ニ異ナラス眼前ノ奇特先哲ノ跡ニ超ヘ不思議ノ靈威滅後ニ輝ヤケリルニ明教房朝野居ヲ殊ニシ山川遠ク距リシヲ以年々廟堂ニ詣シ難キヲ慮リ殯主ニ依リテ舍利一粒ヲ請ヒ奉リ帰国ノ后チハ在世ノ聖人ニ仕ヘルカ如ク且暮崇重シテ師恩ヲ謝セラレシ世ニモ稀ナル靈骨ナレハ正真ノ高祖大師ニ値ヒ奉リシ思ニナリ何レモ称名諸共ニ謹テ拜礼

古河善長居士略縁記

当檀俗体ノ一軸ハ伊達郡湯野ノ里ニ鎮座在ス西根明神也抑其由来ヲ尋ヌルニ古河善兵衛ノ尉重吉ト云ヘシ人ナリ其身信州塩崎ニ生ル故ヘアリテ上杉定勝ノ臣トナリ福島ノ城代ニ任ゼラル人トナリ文武ヲ兼ネ而モ三宝ヲ信シテ殊更当寺ノ靈宝ニ帰シ日日ニ來詣セラレタリ然ルニ是ヨリ先キ兵乱ノ因リ靈宝ヲ大隈川ニ沈メルシヨリ年緒ヲ経テ再ヒ崇敬シ奉ルト云ヘ汚穢ノ人屋ナルヲ歎キ當時ノ住僧ト謀リ堂舎再建ヲ經營セシガ工事未タ遂ケサルニ住僧ノ不アルモ居士ノ志聊カ弛ムコトナク大堂悉ク満足シ靈宝ヲ移シ奉リ寺務ヲ執ル事三四年然ルニ君ニ事ヘ民ヲ理スル身ナリセハ家郷ヨリ重覺ヲ屈請シテ当寺ノ住僧トセラレタリ夫レヨリ身ヲハ犠牲トナシ岩ヲ穿チ山ヲ摧キテ数里ノ堰ヲ開キ卅余郡ノ田毎ヲ潤ヒ或ハ川ヲ濬テ四十余里船ヤ筏ヲ通セテ天下ノ益ヲ謀ラレリ乃シ落成ノ日ヲ期シテ自ラ肖像ヲ画キ玉ヘ良如上人ニ申上法名御裏ヲ頂テ守本尊諸共ニ當時ノ宝庫ニ納メラレ寛永十四年十二月十四日齡六十一歳ニシテ故サラ往生遂ケラレキ人ノ之レヲ伝ヘ聞キ其仁徳ヲ渴仰シテ西根ノ神社ト崇メケリ真ト云ヘ俗ト云ヘカ、ル奇特ノ寿像ナレハ何レモ謹テ拜礼

(康善寺四一)

。上段上座ニ掛らせ給ふ一軸は、二尊別路詠歌之御名号ト称し奉る、其縁由を窮ひ奉るに、人皇八十三代後土御門院の御宇、承元々々年丁卯年、両聖人の御化導ニよりて浄土門弘願念仏之宗葉燦々なるを嫉ミ、

比多ヒタひ山延曆寺山延曆寺并并南都興福寺南都興福寺之我慢偏執之僧徒、聖道門之衰廢を恨を恨ミ、禁庭禁庭江再再三救訴三救訴及及しに依依て、法然上人法然上人吾祖上人吾祖上人罪なくして、流罪之宣旨を蒙り給ふ、しかれ共法然上人ハ此度の禍ひによつて、四国辺土の衆生を濟度すへし、これ我化導の幸ひなりとの給ひ、吾祖聖人はかゝる逆縁逆縁ニよりて、流罪の仰を蒙らすんはいかてか北国辺鄙の輩輩ニ、親しく本願の一法を弘通すへき哉、これ則他力念佛の法門繁榮の奇瑞抑また師教之恩致なりと門人門人ニは劫て喜はせ給ふ、然然ルに兩聖人、京都御発駕の日限既日限既ニ承元元年承元元年丁卯三月十六日、みやこを御立と定りけれハ、十四日の夜祖師上人祖師上人ひそかに岡崎之御庵室を忍ひ出させられ、法然上人の御許御許江御暇御暇乞乞ニ入せられ、御対顔之上御対顔之上、仰せられて曰ク、我天台四觀の窓を出て、このかた七年之間常隨し奉り、しに、此度思ひかけざる遠流の勅命を蒙り、師師ハ西海之波西海之波にさすらひ給ひ我は北陸山海之雲に迷ん事いかなる宿因そやと、深く御別れを惜ませられ、則一首の御詠御詠ニ歌に會者定離ありとは兼て聞しかと、きのう今日とは思はざりしをト、ある御歌を御前御前江差上給けれハ、則法然上人之御返歌に、別れ路之程ハ遙に隔つとも、心はおなし花の莖莖ナソト、詠し給ふ、其時吾祖上人重て仰られての給ふ様、其新ら敷申条其新ら敷申条ニ得共、夢幻泡影の世界、壽命不定壽命不定ニイ也其今生の再会期しかたくこそ侍れ、乞願わくハ御形見のために御染筆を下し給わらはやト、仰願遊仰願遊ハされしに依て、法然上人徑徑ニ御毫を染させられ、一紙の傍に承元元年丁卯三月十四日之夜を認給ひ、中中ニ南无阿弥陀仏と、六字之名号を書せられ、

其わきに別れ路の御詠歌、并并藤井元彦七十五歳ト、その下ニ御自身之御姿を、自ら画かせられ、我祖上人ニ給わりけれハ、吾祖聖人隨喜之御涙ニむせはせ給ひ則筆を取て同ク一方の紹江、六字の名号と、會者定離の御歌を書せられ、并并藤井ノ善信三十五歳ト自らの御かたちを御対座ニ遊ハされたり、抑此御名号ハ大師聖人御流罪の御形見なれハ、祖師上人別て御大切ニ遊され、

越後御流罪のみきりも御身に添させられて御持参まし、越後之國頸頸東郡国府之辺ニ五ヶ年の間配所の月を詠め給ふ、其後禁庭より、岡崎之中納言範光卿を以て流罪勅免ありとい多共、尚辺鄙の郡類化益之ため、関東に御滞留、在、而、廿ヶ年之間御教化遊せられ、本願円頓一乘之宗旨、盡ク弘通し給ひ、今は早齡もかたむきぬ、都江帰りなんとおほしめされ、貞永元年の夏乃頃、御年六拾歳ニして帰路の天ニ趣かせ給ふ、其時其時ニ臨みて、聖人明教ニ対して仰られて曰ク、傳へ聞陸奥は天下大一之大国なり我一度ハ彼国江下向せんと思しに縁なくして周遊する事能す、これのみ残りおしく思ふ也、汝これより奥州ニ下り有縁之衆生を教化し本願の一法をひろめよとて、明教房江御暇を下さる、明教則御申請上謹て言上しけるは、不可思議の宿縁に依て御弟子の数ニつらなり、是迄御教化を蒙りし事其高恩粉骨骨身すとも報ひ奉り難し、今般の御上洛ニも御供仕り生涯御給事申上度くと存奉存処に、唯今御暇下されし事、誠ニ今生の御暇乞なるへし、千万なげか敷とて、落涙數行ニ及ひしニ其時上人御笈之内

より此名号を取らせられ、此一軸は大師上人御流罪之砌給わりし御形見なれ共、今汝ニ與ふるなり、我ニ別るゝとはし思ふへからず、大師上人の御影并ニ我姿をも写しあれハ、親鸞ト共に陸奥江越ぎ、衆生化益すると思へかしと、御手自明教江下し給ふ則當時第一の宝物ニして日本一幅、両聖人連座別路之名号ト称し奉り本山御記録ニとゝまる靈宝なれハ各大切ニ拝礼し給ふへし、

一 これなる一軸の御名号ハ、高祖聖人之御真筆ニして元<sup>も</sup>尽十方無尋如来トある真宗之本尊、十字の名号なりシ故あつて上の帰命の二字と尽の字の半ハ、失させられし故、七字半の御名号と号し奉る、其縁由を尋るに往古ハ康善寺之寺地、奥州信夫郡黒岩邑小原と云山中ニわつかの草庵にてありし時、天正年中當國兵乱起りて、在々可々静かならず、尔ルに或時盜賊小原の草庵江乱入傳来の宝物を奪ひとらんとせし折柄、近隣の輩はせ集りて宝物ハ無恙とり戻すといへとも、此騒動之ミぎり上の二字半を引き失ひて、今残る文字ハ尽の字と、十方無尋光如来の七字半のミ也、其時之住持了教法師といへるハ、羽州最上の人なり、尔るに康善寺境内、山中して隣家も遠ク、世の中ミたれて物念之時なれハ、草庵ニ住居せん事叶ひかたく、依之傳来の宝物を宮ニ納め古郷最上江供奉して、世の静らん程を待へしと思ひ、近隣之同行江暇乞せられし処ニ、何れも申けるは、唯今乱世の折ふしなれハ盜賊は野ニも山ニもみち／＼たりしかるに其御宝物を、古郷江御供なざるへき

よし仰られゆへ共、定て途中ニ於て宝物は強盜の手に渡り、剩へ貴僧の御命もいかゝとあやうくおほゆるなり、能々御思案有へき事なりと申けれハ、住僧も毎にもと思ひ、草庵の下ニ大熊川と云大河あり、此川之岸により黙示として是を案すといゑ共、騒乱之節なれハいつれニ預ッへき人もなく、隠すへき処もなし、

七 住僧殆んど当惑して、則佛祖江念願すらく、仰願ハくは暫く水中ニ入らせられ、世之難をのかれさせ給へとて、宝物之宮をこもを、以てつゝみ、石を以ておもりとして、大熊川之うち大巻といゑる深き淵ニ沈め奉り、住僧なく／＼羽州最上之古郷江歸る、然ルに其時之兵乱中年六年を間、世も治らすして七ヶ年を歴て住持了教小原の草庵ニ立歸リ信往事を思ふニ、先年あやまつて當寺ノ宝物を大熊川之淵ニ沈め奉る、一年ならず二年ならず、前後七年之事なれハ、水中ニ朽果給ふかさなくは他界の宝物とならせ給ふらん、今受先非を悔るといゑ共かゑらす、せめては一夜、通夜し奉り、佛恩師恩を報謝せんとして、懇志之同行三四人を誘引ひ、彼川之岸ニより、夜もすから誦經念仏せられしに、不思議なる哉、夜半もへむと覺しき頃、水中より光明赫奕と遊て、まのあたり四日之如クニならせ給ふ、住僧了教大怪し扱みハ宝物いまた此淵在すと見へたり、さらハ各、生命を顧みず、飛入て水中を尋ぬへしと、立騒く処に、奇哉七年已来沈ミ給ひし宝物の御宮、自然と水上ニ浮ミ止らせられ、上之あさ瀬へあからせ給ふ、住僧かけ寄て御宮を頂戴し、携へ来てこもを緝き御宮の蓋を開きて見奉るに、七年の間水中ニ



沈ませ給ふといふ共、宮之内江水一滴も入らずして、元のまゝにてあからせ給ふ、これたゞ事ニあら也、鎮□之善神、守禦し給ふなるへしとて、近隣之道俗男女、尊崇シ奉り、あゆみをはこひて感歎せずと云事なし、則当寺の宝物沈ミ給ひし淵を阿弥陀かふちと名け、あからせ給ふ岸を阿弥陀か瀬となつく、実ニ水中出現の宝物ニして本山記録ニとまりて世に稀なる靈宝なれハ大切ニ拝礼すへし略して縁由如件

### 三 三惠即躰之御名号略縁記

檀上ニ懸ラセ玉フ一軸者、高祖聖人ノ御真筆ニシテ、三惠即躰ノ御名号ト称シ奉テ、御弟子有祐阿弥御坊有、御附屬ノ御名号ナリ、祐阿弥御坊ハ明教御坊ノ貴類是ヲ御記念ノ御名号トモ申奉ル、其ノ来縁ヲ窺ヒ奉ルニ、高祖聖人北国関東都ヲ、廿五年ノ御経廻、幾千万ノ御苦勞、衆生利生ノ方便、コト成就マシノテ、貞永元年ノコロ、今ハ阪洛セント思召、有祐阿弥江仰セラレケルヤウハ、我年来奥州辺土ヘ下リ、衆生濟度セハヤト思ヒシニ、縁ナクシテ遂ニ下ラス、是ノミ甚タ残多シ、依テ汝チ明教トモニ東ヘ下リ、我ニ替リテ辺鄙ノ衆生ヲ濟度スヘシト、御暇ヲ下サレケレハ、師命モクシ黙止難ク御請ケ申上ラレケレハ、御別ヲ深ク悲ミ、數行ノ涙ニ咽ケレハ、稍アリテ仰ラレケルハ、餘波ヲ惜ム支理リナレトモ、我信心ト替リナケレハ、同シ六字ノ中チャ程ニ、別ル、トハ思ヘカラス頓テ目出度淨土ノ再會ヲ喜フヘシト、自ラ御筆ヲ取セラレ、コノ一軸ノ中央ニ、南無阿弥陀仏ト傍ニ聞ト云ヒ信スルコ、ロソノマ、ニ、行スル心ナヲモノソノ

マ、有祐阿弥御坊ヘ、愚禿善信ト、御筆ヲ染サセラレ、今生ノ記念ニ是ヲ汝ニ受與スルト、下サレシ御名号ナル故ニ、是ヲ御形念ノ御名号ト称シ奉ル、寔ニ釈迦出世ノ本懐タル、他力真宗ノ法門ヲ、此一巻ニ詠シマシノテ聞ト云モ信スルモ行スルモ、阿弥陀如来ノ御方便ヨリ、起サシメスト云コトナシト、信行不離ノ信心ヲマメヤカニ御催促ノ御名号ナレハ、是ヲ三惠即躰ノ御名号トモ、申奉ルヒトヘニ、大悲深重ノ御教化ナレハ、御在世ノ御門葉ハ、申ニ及ハス、末代澆季、今日ノ我ノマテヘノ御示ナレハ此信治定ノ輩ヲハ、御助ノ御恩ホレノト称名モロトモニ、謹テ大切ニ拝礼アルヘキモノナリ

### 四 明教御坊御安置仏略縁起

御厨子ノ中ニ安置シ奉ル御尊像ハ七高僧才六祖横川ノ忠信僧都御自作ニシテ方便法身ノ阿弥陀如来当寺開基明教御坊御安置ノ御仏ナリ則我々カ淨土往生ノ御証拠ノ御姿ナレハイヨク大切ニ拝礼アルヘキモノナリ

### 二 梵如上人御名号略縁記

段上ニ敬ヒ奉ル一軸者、三代相承ノ、善知識御染筆ナリ、抑其来縁ヲ尋奉ルニ、人王九十六代、光嚴院御宇、正慶元年申ノ年、梵如上人閑東御下向マシノテ、高祖聖人諸国御遺蹟巡拜マシノテ、已再三ニ及ヘリ、終廿四輩並ニ御旧跡奥州大綱ニ於テ、御校マシノテ、當時

今諸國於テ、御旧跡巡拜シ奉ルコト、皆是ノ善知識ノ御厚恩ナリ、  
 當寺、宝物拝覽マシノ、タクヒナキ无上甚深ノ靈宝ナリト、御喜悅マ  
 シノ、御悦ノアマリ、此御名号御染遊ハシ、當寺江下シヤカル、數  
 百[ ]毫、今眼前ニ拜シ奉ルコト、宿縁甚厚ノ御慈悲ナレハ、〔各  
 謹テ称名モロトモニ、拜礼アルヘキモノナリ

五 中興上人 御名号略縁起

斯方ニ敬ヒ奉ル一軸者、中興ノ善知識御真筆之、當山ノ宝物ニ入ラセ  
 ラル、其来意ヲ窺ヒ奉ルニ、往昔中興上人北国関東諸国御旧地、拜  
 礼マシマス時、関東ニ於テ、當寺ノ宝物、御拜礼在テ御法義御助縁ノ  
 タメ此ノ御名号ヲ、御染毫アラセラレ、當寺江下サル、御名号ナリ、  
 塞ニ。此ノ數々ノ御靈宝、御縁在テ、今希ニ拜礼シ奉ルコト、信決定ノ上、  
 唯仏恩廣大ノ御慈悲ヲ、大切ニ相統セヨトアル、御示ノ御名号ナレハ  
 未安心ノ輩ラハ、イソキ安心治定ノ上、御恩称名モロトモ、謹テ拜礼  
 アルヘキモノナリ (康善寺三八)

十字御名号略縁記

コノ御名号ヲ、水中出現ノ尊号ト申シ、又ハ、身替ノ名号ト称シ奉ル、  
 其来由ヲタツヌルニ、往昔康善寺ハ、奥州信夫郡黒岩村小原ト云所ニ、  
 一宇ヲ建立シ、開基明教上人ヨリ、嗣法綿連[ ]ルニ、五代ノ住僧  
 了教代、天正年中ノコロ、奥州兵乱ノミキリ、佛法弘通モ、コ、ロニマ

カセカ。ク、依テ、了教思フヨフ、一マツ、国難ヲノガレ、他邦ニヲモ  
 ムキ、兵乱オサマリテ後チ、寺ニカヘリテ、弘法スヘシト、ヲモヘシ  
 カ、祖師聖人ヨリ、明教ヒ御付属ノ御宝物、供奉シタテマツラント、オ  
 モヘトモ、亂世ノコトナレハ、盜賊ハ、野ニモ山ニモ徘徊スレハ、山賊  
 ノタメニ、奪取ラルヘキ、必定ナリ、シカレハ、御宝物ハ、ヒソカニ、  
 カクシタテマツランニハ不及ト思ヒ、小原村ノホトリニ、大隈川ト云大  
 河アリ、コノ淵ニ、カクシタテマツラント思ヒ、御宝。ハ、ノコラス、  
 函ニ入レタテマツリ、函ノ上ヲハ、菰ヲ以テ上ツ、ミトシ、石ヲ以テヲ  
 モリトナシ、淵ナクノニシツメタテマツリ、住僧了教ハ、他邦ニヲモ  
 ムキ、ソレヨリ七八年ヲヘテ、文祿年中ノコロ、兵乱モ。コシオタヤカ  
 ナレハ、了教、古郷ノ寺ニカヘリ、同行五六人、トモナヘ、御宝物ヲシ  
 ツメ奉リシ、大隈川ノ淵ニイタリ、コ、ヤ、カシコト尋ルトイヘ、御  
 函ミヘサレバ、モシヤ、龍宮城ヘナリトモ、カクレタマフヤト、先非ヲ  
 悔トモ、カヘラス、ナミタト、トモニ、誦經念佛シ、其夜ハ同行モロト  
 モ、大隈川ノホトリニ、通夜シ奉。リカ、モト、沈。タテマツリシ、ト  
 コロヨリハ、川下ヨリ、不思議ナル哉、水中ヨリ、光明赫々シテ、アタ  
 カモ白屋ノコトシ、住僧、奇異思ヒヲナシ、サテハ、イマニ、御宝物ハコ  
 ノ川ニマシマスコトノ、アリカタヤ、歡喜ノアマリ、同行モロトモ、水  
 中ニ飛入、御函ヲ尋ント思ヒシニ、奇哉、妙哉、御宝物ノ御函自然  
 ト、淺瀬ニ、アカラセタマウ、了教アサセニ至リ、御函ヲイタ、キ、陸  
 ニアカリ、ツ、ミシ、コモヲキリ、御函ノ中ヲ拜ミ奉ルニ、函ノ中ニハ、

水一滴モ入ラスシテ、御宝物ハ、不<sub>レ</sub>残<sub>ル</sub>モトノ如ク、水中ヨリアカラセラレタル、御靈宝ナルカユヘニ、水中出現ノ御本尊トモ申奉ル、康善寺ハ、其後数代ヲ歴テ、今ノ福島ノ城西ニ、移住ストイヘテ、小原村ニ一字ノ古蹟アリ、此御宝物ノアカラセタマフ川ヲ、今ニ至ルマテ、阿弥陀カ瀬ト云、マ<sub>レ</sub>タ<sub>レ</sub>、コノ御名号ハ、歸命盡十方无<sub>レ</sub>导<sub>レ</sub>光如来トアル、十字ノ御名号ナレトモ、上<sub>レ</sub>凶<sub>ノ</sub>二字半ハ、湮滅シテ、七字半ノコラセラレタル、縁由ヲ尋ルニ、同ク小原村ノ邊ニ、武士<sub>ノ</sub>浪人、石田源五郎ト云者アリ、モトヨリ、因果<sub>ノ</sub>攪<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>ノ邪。人ニシテ、三世因果ノ、道理ヲシラサレハ、其身ノタノシミハ、物ノ命ヲトリ、山野ニイテ、禽獸ヲ<sub>レ</sub>、或ハ釣<sub>リ</sub>ヲダレ、網<sub>ヲ</sub>シキ、殺生ヲ業トシ、佛法ノ名字モ、シラサルモノナリキ、然<sub>ル</sub>ニ、源五郎女房ハ、宿因多幸ニシテ、阿弥陀如来ノ、超世ノ本願ノ御イハレヲ聴聞シ、厚信ノ女ナリ、邪見ノ夫ノ目ヲシノビ、オリ<sub>ノ</sub>ニハ、寺ニ参<sub>リ</sub>テ、アリカタキ、御法義ヲ聴聞シ、ヨロコビイタリシニ、或日夫源五郎云、今日ハ、遠山ニユクナレハ、今日ノカヘリハオホツナシ、モシヤトマルコトモアルヘシト、申ヲキ、早朝ニシタクシテ、我家イテ、ユキケリ、女房、今日ハ幸<sub>ニ</sub>御寺ハ参詣セハヤト、オモヘ、隣ノ家ニタノミヲキ、寺ニマウテ、御法ヲ聴聞シ、幸<sub>ニ</sub>ナルカナ、コノ御名号御披露ノオリカラ、御ネンコロナル、御教化ヲ聴聞シ、ヲホハズ、時ウツリ、日暮ニ及ヒヌ、然<sub>ル</sub>ニ、夫源五郎、其日ハ、獵モナケレハ、不<sub>レ</sub>機嫌ニテ、タソガレトキ、我家ニカヘリ、ミレハ、女房留守ナレハ、隣ノ家ニテ、ヤウスヲ尋ルニ、寺ヘマイリタル、ヤウスヲキ、

モトヨリ、佛法ヲ誹謗シ、不信無道ノ邪見人ナレハ、イカリヲフクミ、直<sub>ニ</sub>、寺ニイタリ、女房ヨビ出シ、クビスジツカミ、我家ニツレキタリ、夫ノ目ヲシノビ、寺マイリト、人ヲアサムキ、日暮ニモカヘラサルハ、マサシク、不<sub>レ</sub>義<sub>ノ</sub>密通ニチカヘナシト、オモヘ、モトヨリ、短慮ノモノナルユヘニ、山刀ヲヒキヌキ、無<sub>レ</sub>二無<sub>レ</sub>三<sub>ニ</sub>首ヲキリハナチ、死骸ハ、ソノマ、席ニツ、ミ、後ノ山ノ数ノ中ニ、ウツメ、手ヲ洗、内ニ入<sub>リ</sub>、獨ツバヤキ、井ロリ、サシクベ、居タリシカ、女房ハ寺ヨリモトリ、コレハ<sub>ノ</sub>、思ヒノホカ、ハヤキ御帰ト、アヒサツスレハ、源五郎モ、女房ノ顔ウチナカメ、大キニ驚、今マ手ニケタル、女房ノ来ルトハ、マサシク狐狸ノシワサナラント、ヲモヘナカラモ、源五郎女房ニムカヒ、其身ハイマ、テイツレヘ、ユキタルヤト、トヘハ、女房ハ、今ハセンカタナク、アリノマ、ニ、寺ヘマヒリ御法ヲ聴聞シ、ヲソナハリシコトヲ、申<sub>フ</sub>レハ、源五郎カ云ク、我カ女房ハ寺ヨリツレキタリ、我手ニカケ、キリコロシ、後ノ山ノ林ニ、ウツメタレハ、其方ハ、迷ノモノカ、又タハ、狐狸ノ所為ナルヘシ、スミヤカニ、形チアラハスヘシト、ノ、シレハ、女房イハク、サテハ、合点ユカス、不<sub>レ</sub>義<sub>ノ</sub>イタツラノ、オホヘナケレハ、殺<sub>ル</sub>ハ、ハズモナシ、オモヘノコロシタマフトハ、サタメテ、氣ノマヨヘニモ候<sub>ヤ</sub>、ヨク<sub>ノ</sub>コ、ロヲ、シツメタマヘト云ヒハ、源五郎云ク、シカラハ、汝チニ死骸ヲミスヘシ、女房ツレタチ、後ノ山ニイタリ、数<sub>ノ</sub>中ヨリ、死骸ヲホリ出シ、席ヲトキ、ヨク<sub>ノ</sub>ミレハ、コハイカニ、死骸ニハアラテ、帰命尽十方无<sub>レ</sub>导<sub>レ</sub>光如来トアル、十字

ノ御名号ナリ、十字ノ、上ノ二字半ハ、山刀ニテキリ、血マビレニナリタマヘタ、ヤウスヲミテ、女房ナク、夫ニ向テ云ヤウハ、サテモ、ナサケナヤ、御身ハ、カネテ邪見ニシテ、仏トモ法トモ、シリタマヌユヘ、女房ノ寺ヘマイモ、キラヒタマフユヘニ、今日ハ幸ヒ、御身ノルスナレハ、セメテハ、今日ハ寺ヘマイリ、アリカタキ御法ヲ、聴聞シ、ヨロコヒ居テ、カネテ邪見ノ氣ノマヨヒヨリ、不義イタツラモノトモヘシユヘ、切タマフトハ、アサマシヤ、トテモコノ身カ切レタラ、夫トガ、女房ヲ手ニカケルハ、サホド、咎ニモナルマシモノニ、コノ御名号カ、身替ニオタチナサレタトハ、アラ勿体ナヤ、オソロシヤ、五逆罪ヲツクリ、未来カオモヘヤラル、何トコレテモ、如来サマハナキモノカ、コレホト不思議ヲ拜テモ、驚コ、ロハオコリ、タマハヌカト、血ノ涙ヲ流シ、夫ヲ異見スレハ、サスカニ、邪見ノ源五郎モ、俄ヲトロキアハテ、佛サマヲ手ニカケタ、我身未来ノ恐サ、申ワケノ仕ヤウハ、外ニハアラシト、スクニ山刀ヲモテ、モト、リキリハラヒ、ナク、コノ御名号ヲ御供シ奉リ、女房モロトモ、寺ニマウテ、事ノ始末ヲ、ネロコロニ申ノヘシカハ、康善寺住僧モ、奇異ノオモヘヲナシ、悪人撰取ノ御法、極重悪人無他方便ノ、御イハレ、謗法闍提回心皆往ノ、御釈ノヲモムキ、ネンロニ御教化ヲ蒙リ、サスカハ悪ニツヨキモノハ、善ニモツヨク、スミヤカニ、回心懺悔シテ、タチトコロニ、一念帰命ノ信心ヲ獲得シ、ソレヨリコノカタ、行住坐臥ニ、ツネニ佛恩報謝ノ称名ヨロコヒ、夫婦モロトモ、無ニノ信者トナリ、往生ノ素懐ヲトケラ

レタリ、ソレヨリ、コノカタ、コノ御名号ヲ、身替リノ尊号トモ称シタテマツル、上ノ二字半ハ、盗賊ソノトキ奪ヒトリ、紛失セシカ、其後同国白川郡関山ノ満願寺ニ、上ノ二字半ハ現存シタマヘルヨシ、何ツクトモナク、旅僧キタリ、コノ事ヲシラスルカト、思フウチニ、旅僧ハ忽チミヘサリシノリ、不思議ノコト、オモヘ、住僧七字半ノ御名号ヲ奉シ、関山ニイタリ、事ノヨシラツフサニ、モノカタリシカハ、満願寺ノ住僧モ不思議ニオモヘ、二字半ノキレヲ出シテ、合セミルニ、符節ヲ合セルカ如シ、シカレハ、一体十字ノ御名号、両寺ニト、マリタマフモ、衆生済度ノ善巧方便トモ云ッヘシ、可仰可信、  
(康善寺四〇)

本山鑑定附

聖徳太子略縁記

檀上御厨司ノ中チニ安置シ奉ハ祖師聖人ノ御作聖徳太子ノ御木像也抑其来源ヲ窺、奉ルニ聖人御齡六十歳貞永元年ノ春、東御化導終ラセラレ洛ヘ還ラセ給フ時相模国府津ニテ奥羽ノ衆生ヲ化益ノ為メ汝ハ是ヨリ下ル可シト明教房ヘ命ジ給ヒ給ヘ仰セラレテ曰ク「仏教昔西天ヨリ起リ経論今東土ニ伝ハル是偏ヘニ上宮太子ノ広徳山ヨリモ高ク海ヨリモ深シ我朝欽明天皇ノ御宇ニ是ヲワタサレシニヨテ浄土ノ正依経論等此時ニ来至ス儲君モシ厚恩ヲ施シタマハスハ凡愚イカテカ弘誓ニ値フコトヲエン依之」予自ラ董香誦経一刀三礼シテ此尊像ヲ彫刻シ弘法弘通ノ浩ヘナル恩徳ヲ謝センガ為メ御本尊ノ傍ニ崇メ奉御木像ナリ伝

へ聞與羽ノ兩國ハ人ノ心口モ荒く敷ト仲く難化ノ地ナルヘシ和國ノ教主力ヲ添ヘ汝ガ化導ヲ助給フベシトテ御本尊ニ添ヘサセラレ明教房ニ授与シ玉ヘハ謹テ御供申奉リ與羽ヘ下向シ常ニ御給仕申セシカ弘長二年霜月十日ノ夜太子ノ尊像夢ニ告ケテ曰ク都ノ聖人近日淨土ニ還リ給フベシ早ク上洛シテ終焉ニ値ヒ奉ルベシト明教是ハ打驚キ「夢覚情く思フヤウ偕テハ聖人今年御齡九旬ニ滿チ給フ最早御往生ノ期モ近付給フニヤト」取ル物モ不取敢二百里程ヲ遠シトセス師主知識ノ恩徳モ骨ヲ碎キテモ謝スヘシト足腰立タヌ老ノ身力杖ヲ力ラニ夜ヲ日ニ次キ十有餘日ノ道中モ御方便ヤラ恙カナク漸ク廿八日ノ曉キ京都西ノ洞院ノ御禪房ナル御病床御枕元ヘ窺ヒ奉レハ聖人早頭北面西右脇ニ臥シ玉ヘ口ニ世事ヲマジイ玉ハズ今ヤ御往生ノ御容体ナレハ明教房立先ツモノハ泪ニテ疊ニ伏シテ泣居ケレハ聖人御目ヲ開ラカセラレ明教ヨウコソ參レシゾ先ツ奥州ノ御法義ハ云何相統シテ有ルヤト仰セラルレハ明教房カ、ル重キ御病苦ノ仲ヨリモ御門徒ノコトヲ忘レ給ハヌ祖師ノ大悲ヲ押頂キ今ハ早ヤ疑心自力ノ雲晴レテ念仏往生ノ花盛リ風ニ草木ノナビクカ如ク御後トヲ慕フ友同行日々夜々ニ増ス斗リト御答申上ケレハ聖人御満足ニ被思召重テ仰セラル、様利那ニ迫ル我命ヲ。忠ム子ヲハ預ケテ帰ル旅ノ空コ、ロハ後トニ残リコソスレ」ト一首ノ御歌遊バサレ必ズ後生ヲ忘ル、ナ後トニ残リシ汝等ガ一人リ御慈悲ヲ尊マハ必ズ二人リト思フベシ三人御恩ヲ喜ハ、必ズ四人ト心得ヨ姿ノ見ヘス一人ハ此親戀ガ居ル程ニト御懇ロナル御言ハト共ニ

御目ヲ閉玉ヘ一息御突遊ソバシテハヤガテ淨土ノ対面ゾ二息御ツキアソバシテハ南无阿弥陀佛く三息四息ノ數々ニ御稱名ノ声モカスカニナラセラレ時刻モ移ル午ノ時終ニ念佛ノ息キ絶ヘ終ラセラレケレハ御傍ニ付キ添御門弟老若男。諸共ニ一同ニハアト声ヲ挙ケ泣カサル者ハナカリケリト夫ヨリ洛陽東山島辺野ニ茶毘シ奉リ力ナクく明教房小原ノ坊舎ニ帰ハラレテ御師匠ノ終焉ニ値ヒ奉リシコト偏ヘニ是聖徳太子ノ御告ニ依レハナリト益大切ニ尊崇シ生涯安置ノ御木像ナレハ何レモ稱名諸共ニ謹テ拜礼

(康善寺四四)

### 御本山鑑定付

七字半名号長短自在縁起

正面ニ拜マレ給フ一軸ハ祖師聖人ノ真筆身代リ七字半ノ名号ト称シ奉ル。抑其由来ヲ尋ルニ聖人常陸ノ国稻田御逗留ノ間ニ。十字ノ尊号ヲ御染筆在シテ。御弟子康善寺明教房へ与ヘ玉フ靈宝ナリ。而脇ノ二人ハ御弟子本誓房願智房ナリ。然ルニ當山ハ元秀安寺トテ福島ヨリ巽ノ方小原ト云天正年中兵乱ノ際分取強盜思ヒノ恨ナレ。誰カ制スル者モナキ折柄ナルニ。或夜住持ノ留守ヲ伺ヒスマシ。強盜寺原ノ乱レ入り法物佛具ヲ始トシ。衣服家財ニ至ルマテ奪ヒ取りテ逃去ケルニ。間モナク住僧立帰リ。此体ヲ見テヤ。外ハ兎モアレ開基明教房ヨリ十一代ノ今日マテ護持シ奉ル。聖人御心ヲ籠メシ靈宝ヲ盜賊ノ手ニ渡セシノ残念ヤ。不惜身命此時也ト。跡ヲ慕フテ馳行シニ。阿武隈川ノホトリニテ漸ク追付余ノ品物ニハ。法物ノ箱ヲ目的ニ飛

カ、リ。取返サントカヲ尽シ死物狂ニセリ。無二無三ニモキ取テ。逃帰ラン  
 合フ内。法物ノ箱モ破レシカト。トセシ処ニ。盜賊ハ事免倒ナリト拔打ニ斬放セバ。無愆ナル哉首ハ阿  
 武隈川ノ流ヘ転ヒ落。体ハドウト倒レケレハ。盜賊ハ心地ヨシト其儘打捨  
 逃ケ去リケル。暫クアリテ住僧了教ハ夢ノ覚タル如クニテ。唯今首ヲ割  
 ラレシト思ヒシニ。コハ何事ゾトアキレ果。破レ出タル法物ヲヨク／＼  
 見レハ。ア、ラ不思議ナル哉十字ノ御名号。尽ノ字ノ半ヨリ切レサセラ  
 レ赤ノ血シホニ染玉ヘハ。偕コソ我身代リニ立セラレ未來斗リカ此世マ  
 テ。定業中天除カセラレ御身代リトハ勿体ナヤ。婦命尽ノ二字半ハ何ク  
 ノ果ニ在スゾト夜明ノ空ニヨク／＼見レハ。阿武隈川ノ水際マテ血汐伝  
 ヘテ有ケレハ。偕テハ水中ニ飛入り玉ヒシニコソト。カナク／＼残リシ  
 七字半ノミ御供申テ歸リシヨリ。身代リ七字半ノ名号ト称シ奉ル。世ニ  
 毛稀ナル靈宝ナレハ何レモ称名諸共謹テ拜礼

廿四輩十七番

岩代国信夫郡福島町

庚善寺所藏

(康善寺五二)

御本山鑑定付

二尊連座別路詠歌名号 長短 縁起 自在

當段ニ掛ラセ玉フ一軸ハ二尊連座別路詠歌ノ御名号ト称シ奉ル抑其鑑  
 錫ヲ尋ヌルニ頃ハ承元元年丁卯三月十六日。両聖人念佛弘通カ科

トナリ 住嗣シ花ノ洛ヲ跡ニ見テ。法然上人ハ七十五歳ニシテ罪名藤井元彦ト賜リ  
 配所土佐国幡多。祖師聖人ハ三十五歳ニシテ罪名藤井善信ト賜ハリ配所越  
 後ノ国 別レ／＼ノ御流罪ト定リケレハ。三月十四日ノ夜半ニ紛レテ。

祖師聖人 岡崎ノ禪房ヲ忍ヒ出サセラ。小松谷ノ小御堂ヘ御暇乞ニ御入り  
 レ。御師匠法然上人ノ御座所。

在セラレ。師弟諸共御筆ヲ染シ一軸ナリ。右ノ御名号ハ法然上人ノ御真  
 筆。右ノ脇ニハ承元々年丁卯三月十四日夜中ニ書レ之ト遊バサレ。左

ノ名号ハ祖師聖人ノ真筆。別ケテ祖師聖人御別ヲ悲シ玉ヒ。生者必滅  
 会者定離

ハ如何ニ浮世ノ習イナレハトテ。思ヒモヨラス昨日今日斯ルツレ  
 ナキ御別レハ師弟ノ縁ノ薄キニヤト。イト、涙タニクレタマヒ 一首ノ御歌

「会者定離アリトハ兼テ聞シカト昨月今日トハ思ハザリシヲ藤井善信三  
 十五歳ト御身ノ影像ヲ画キ玉ヘハ法然上人取敢ヘス御返歌「別路ノ程ハ  
 遙カニヘタツト、心ハ同シ花ノ台ソ」藤井元彦七十五歳ト御自身ノ御  
 姿ヲ画カセラレ。其儘祖師聖人ヘ御付属遊ハサレ。是ヤ今生ノ御名残  
 ト互ニ手ニ手ヲ取り玉ヒ。衣ノ袖ヲ絞リツ、名残ハ尽セヌヲ涙

乍ラノ御別レ。斯テ祖師聖人 北国関東ノ御経回ニハ召モ習ハヌ旅衣。菅ノ小  
 笠ヤ竹ノ杖素足ニ草鞋シメサセラレ。廿五ヶ年

御化尊ノ間ニモ。大師聖人御流罪ノ御記念ナレハトテ。御身ヲ離シ玉  
 ハス筈ノ中ニ御安置ナサレシヲ。貞永元年ノ夏ノ頃祖師聖人御齡 六十歳ニ

シテ。今ハ早ヤ衆生済度ノ本懐満足セリト御喜遊ハサレ。 関東ヨリ洛ヘ帰ラ  
 此世ノ名残モ近ツケハ古郷ノ空モナツカシクトテ。 関東ヨリ洛ヘ帰ラ

セ玉フ道筋。御弟子 康善寺 明教房 毛御供申セシカ。聖人仰ラレテ曰ク。我年  
 來心ニカクレハ縁ナキ衆生ハ度シカタク。

奥州ヘ下ラザルコソ生涯ノ遺憾ナリ。汝ヲ我カ代トナリ奥州ヘ下向シ未來知ラズ  
 ノ人々ヲ導イテ浄土ノ先立頼ムゾヨト。 東海道相模国国府津ヨリ御暇ヲ賜リシニ。  
 明教房祖師ノ大悲ヲ汲ワケテ悲喜ノ泪ニクレケレハ。聖人適シ昔ノ小松谷ノ御別  
 レヲ思ヒ出サセラレ筈ノ中ヨリ此一軸ヲ取出シ明教房ヘ授与シ玉ヒ。仰ラレテ曰

ク是コソ大師聖人御流罪ノ御記念。御姿マテヲ御染筆我モ亦心ヲ籠メテ我姿筆ヲ探テ模シアレハ。汝一人ハルハ奥州へ下ルトハ思フナヨ。師弟三人共々下ルト心得ヨ。我身ハ浴へ帰ル心ハ此へ御付属。御暇申上御記念ヲ押戴キ。奥州影像ニ止メ置ク程ニト直ニ明教房サシテ下リシガ。信夫郡黒告村ニ草庵ヲ結ヒ。自身教人信ノ務メ怠リナカリケリ。夫ヨリ已来今日明治八年マテ。六百四十有余年ノ間康善寺ニ収ル処ノ天下無双ノ靈宝

(然ルニ先般御本山蒐覧会 明治九年四月十五日 二付度々ノ御召 西京本山 東京管村ニヨリ。二百里余リ一里十三町四十四間ノ海道 東海 山 越テハヨリ同 福島県一覽概表ニヨル 月卅一日福島出立四月廿七日西京着還留廿一日)

法主 本山廿代ノ善知識。大教 親シク拝覽 五月十日在シテ鑑定証書 詠歌名号一軸相伝元祖高祖 賜ル所ノ一軸ナレハ。粉レモナキ両聖人ノ御手ノ跡。

幸ヒナル哉今日ノ我人。指折計フレハ六百六十九年ノ末ノ世ニ 承元々年 八年ニ至 生レ後レ乍ラ。両聖人御流罪御暇乞ノ御真筆ヲ親リ拜ミ奉リ。

爰ニ居乍ラ足ヲ運ハスシテ二百里程ノ遠國。 美濃飛騨等ニテ 岩代康善寺

ノ靈宝ヲ近々拜札ヲ遂ケ奉ルコト。盲亀ノ浮木優曇華ノ花盛リ。 開寺已 年来當年始メテノ蒐覧会ナリ縦令万里ノ波濤ヲ凌キ莫大ノ辛勞ヲ致岩代国康善寺

又トナキ不思議ノ御縁)ナレハ。両聖人御流罪御娘難ノ昔ヲ思ヒヤリ。 称名諸共大切ニ拜札ヲ遂ラレヨ

(康善寺五二)

御本山鑑定付

三体連座影像長短自在縁起

正面ニ拜マレ玉フ靈宝ハ 廿四盟第十七番康善寺 開基明教房ノ筆ニ。 三体連座一味安心証 撰ノ御影ト称シ奉ル。上下ノ御讚ハ祖師聖人ノ御筆ナリ。抑其由来ヲ伺フニ祖師聖人 三十五歳ニシテ念佛弘通カ科トナリ。御流罪ノ御身トナリ給ヒ。人心荒キ越後ノ国府ニテ五年ノ居緒ヲ経給ヒテ。一丈二寸ノ雪ノ中召モ習ハヌ草鞋カケ。歩ヤ裸足ノ其中ニモ御身ノ艱苦ヲ打忘レ。衆生濟度ノ時至レリトカヘリテコレヲ喜ヒ玉ヒシニ。建曆元年 未年子月中旬第七日。岡崎ノ中納言範光卿 三十九歳ニシテ勅免ノ御身ト成リ玉ヘハ。片時モ早ク浴へ歸リ心ニカ、ル御師匠ノ尊顔ヲ拜セント。建曆二年ノ春ノ半雪ノ消ルヲ待カネ玉ヒ。名残ノ尽ヌ越後ヲハ発足セントシ給ヒシニ。豈図ノ洛ヨリ明教房ノ早飛脚。大師法然上人ハ今年正月廿五日。八十歳ノ御齡ヒニテ如来涅槃ノ儀ヲマモリ奇瑞不思議ノ御往生。今ハノ際ノ御一言ニ頼カケ往生シ花ノ台ノ再会ヲ待斗ノ御遺言。母ニ別レシ乳呑子トハ我身ナリ。アワレ願クハ御弟子ノ数ニ加ヘ玉ヘト涙乍ラニ申サレケレハ。聖人コレヲ聞シ召レハハ夢カト斗ニテ伏転ビ給ヒシカ漸ヤク御顔ヲ上ケ玉ヒ。都ノ空ヲ詠メヤリ。過シ昔ノ小松谷ノ御別レヲ思ヒ出サセラレ。別路ノ名号ヲ掛ケ奉リツクハ御礼ヲ遂ケ玉ヒ。フルイ声ニテ玉フヤウ如何ニ浮世ノ習ヒナレハト。過シ承元元年三月十四日ノ夜御暇乞ノ其時。ハ是カ今生ノ名残ソヤ我ハ先カケ往生遂ケ花ノ台テ半座ヲ分テ待ソヨトテ。別路ノ程ハ雷カニヘタツツモ心ハ同シ花ノ台ソトノ玉ヒテ。御姿マテヲ画ガセラレ衣ノ袖ヲ絞リツ、涙タ乍ラノガ御尊顔ノ拜ミ納メトナリタルカ。画キ玉ヒシ此御姿コソ生ト。性体

ナク／＼ヒレフシ玉へ。飛脚ニ来リシ明数房ヲ始メトシ。御傍ニ有リシ遺俗  
男女諸共ニ。一同ワツト声ヲ上ケ泣ザルモノハナカリケ  
リ。良アリテ漸ク泪ヲシヌ。今ハ早ヤ急キ帰洛モ何ニカセン。名残ノ尽ヌ越後ニ  
クヒ仰ラレテノタマハク。一人ナリトモ化。テ一人ナリトモ化  
益セハ師恩報ト。尚暫ラク在国シ玉ヒテ直チニ一七日ノ御法事ヲ懇  
謝ノ一端ナリ。

ニ御勤メナサレシガ。御満座ニ臨テ聖人明教房ニ命ジ玉ヒ。上ニハ大  
師法然聖人左ニハ御自身ノ御姿。右ニハ明教房ト三体連座ニ画シメ。

上下ノ御讀ハ聖人自ラ筆ヲ染メサセラレ。仰セラレテ曰ク時ヤ所ハ如  
何程遠ク隔ツトモ心ハ同シ花ノ台ソ。師弟諸共一味安心証拠ノ為ニ是

ヲ汝ニ付属スルソヨトテ。其儘明教房へ授ケ玉フ靈宝ニシテ。六百。  
年来。廿二世ノ今日マテ護持シ奉ル世ニモ稀ナル法宝ナレハ。何レモ

称名諸共大切ニ拝礼。

(康善寺四三)

御本山鑑定付  
十四体連座影像略縁起

掛ケ奉ル一軸ハ。祖師聖人ノ御筆ニシテ、十四体連座ノ影像ナリ。其由  
来ヲ尋ルニ、頃ハ建曆二壬申年、正月廿五日法然上人洛ニ在テ御往  
生ナサレシヲ。祖師聖人越後ノ国府ニ在シテ、キユシメサレ、御悲歎  
限リナク。今生ニ今一度、恩顔ヲ拝セザルコソ遺憾ナレトテ。取敢ズ一  
七日ノ御法会ヲ勤修ナサレシガ。御弟子明教房ノ願ニヨリテ、自ラ御筆  
ヲ染メ玉ヒ大師聖人五七日ノ年月日ニテ、上下ニ御讀ヲ遊ハサレ。御  
法会終テ、願主明教房へ、御付属ノ靈宝ナリ。則チ聖徳太子、源信和

尚。法然上人、祖師聖人、聖覚法印、信空上人等ノ、何レモ仏法弘通  
ニ、身命ヲ抛チ、御尽力ノ歴々斗合セテ。十四体連座ノ御影ナレハ。  
何レモ一々心ヲ止メテ大切ニ拝礼。十四体人名也  
百濟博士学阿 惠慈法師 願力房  
本誓房 願智房 源空上人 親鸞和尚 明教房 源信和尚  
信空上人 聖徳太子 聖覚法印 小野妹子大臣 馬子大臣

○御本山鑑定付  
草書六字名号略縁起

掛ラセ玉フ一軸ハ、八代目ノ善知識蓮如上人ノ真筆、草書六字ノ名号ナ  
リ。其由来ヲ尋ルニ、蓮如上人康善寺ノ靈宝、祖師ノ遺物ヲ一々拝礼有  
テ。格別ノ由緒御感賞ノ余リ、此一軸ヲ御染筆ニシテ。祖師ノ遺物ニ  
添テ納メ玉フ処ノ一軸ナリ。然ルヲ明治八年四月御本山寛覽会ニ護持  
上京シ奉ルニ、大法主親ク拝覽在テ、明カニ鑑定証書ヲ賜ル処ノ  
一軸ナレハ何レモ謹テ拝礼 (康善寺四三)

御本山鑑定証付  
火中出现九字名号長短自在縁起

正面ニ掛ケ奉ル一軸ハ祖師聖人ノ真筆火中出现ノ名号ナリ。真中ニ  
思議光 九字ノ名号。右ノ脇ニハ三願三機三往生ノ利益ヲ顯示シ玉ヒ。无  
阿弥陀仏 六字ノ名号ヲ三昧マテ書セラレ。左ニハ建曆二申正月十八  
日行年四十三さい愚禿善信ト御筆ヲ染メサセラレ。御弟子 康善寺 明教



房へ御付屬ノ靈宝ナリ。夫ヨリ已来久ク當山ニ尊崇シ奉ルニ。寛文十  
一辛亥年五月十日ノ事ナリシカ。俄ニ近所ヨリ出火シ。折節良ノ  
風烈クシテ。哀レナル哉康善寺ノ伽藍忽チ一片ノ煙リト燃上ルニ。

餘間ニ安置シ奉リシ九字ノ御名号。取出ス間モナキ火急ノ事ニ。燒キ奉リシ事ノ  
残念ナ。歎テ返ラヌトナカラ。如何ハセント歎息セシニ。近村鳥矢野明星院此処  
ロニ來テ申スヤウ。伝ヘ聞當寺ノ靈宝ハ。水火盜賊ノ災難モ度々通レ玉ヒシニ  
ゾ。今度ニ限り何ソ靈驗ナカルヘキトノ一言ニ。皆ク少シカヲ得テ。境内境外  
菰ヤ樹木ノ梢マテ一ア、ラ不思議ナル哉遙カ西ノ方ナル大杉ノ枝ニ掛ラ  
タ探カシ索ムルニ。

セラレ。御表具ハ跡形モナク焼失セテ。煙リニ色ハ変レトモ御中ニ少  
シモ恙ナクアリト残ラセ玉ヒケレハ。切コソ明星院カ言葉ニタガハ  
施ス不思議ノ名号。祖師ノ高德仰クヘシ歎。自レ夫已來火中出現ノ名号ト称シ  
ノ中ノ喜ヒナリト益々尊崇シ奉ル。自レ夫已來火中出現ノ名号ト称シ  
奉ル奇瑞不思議ノ靈宝ヲ。今親タリ拜ミ奉ルモ奇瑞不思議ノ御縁ナレ  
ハ何レモ称名諸共大切ニ拜禮

廿四輩第十七番

岩代國信太郡福島町

無為山泥洹院康善寺

(康善寺五四)

御真影縁起

本山鑑定付

二十四輩第十七番

康善寺藏

檀上御厨子ノ衷チニ安置シ奉ルハ祖師聖人八十歳御真作ノ御真影也抑其

濫觴ヲ窺ヒ奉ルニ当山開基明教房貞永元年ノ夏ノ頃相模国国府津ヨリ師  
命ヲ奉シテ奥州ニ下リ他力真宗ヲ弘通致サレケルニ慳貪邪見ノ輩モ弥陀  
ノ本願ニ帰シ奉リ専修念佛怠リナカリケリ然ルニ乘善信見等ニヒカサレ  
テ易行他力ノ妙法ニ誇リ宗意ヲ乱スヲ明教房寢食常ニ安スカラス此儘措  
テ間ハサレハ祖師聖人ノ御慈悲ヨリ北国関東二十五ヶ年管ノ小笠ヤ竹ノ  
杖素足ニ草鞋シメサセラレ御命チ掛ケノ御化導モ残リシ雪ト諸共ニ消ヘ  
ナンコトヲ悲ミテ建長四年ノ春ノ始遠ク五條西ノ洞院ノ御草莽ヲ訪ヒ奉  
御師匠ノ尊顔ヲ拜スルニ八十路ノ高齡ヲ踏ミ玉ヒ斯モカハラセ給ヒテハ  
ト悲喜ノ涙ニ咽ヒ入り暫シ辞ハモナキツルカ聖人仰セラレテノ曰クイト  
珍ラシヤ明教房袂ヲ分ケテ二十年関東奥州ノ御法義ハ無ソ繁昌ト存セラ  
ル談シ聞ンノ尊命ニ漸ク心ヲ推慎メ明法房ノ往生ト信見等ノ邪法ヲハ具  
サニ奏シ奉リ遠路ノ御化導賢クモ恐レ多ヒコトナカラ慈悲ノ法輪奥州ヘ  
轉シ玉ヒテ現ニ今三途ノ攻ニ吟シ邪見ノ摧破ヲ願ヒケリ聖人緯ヲ聞  
シ食最ト麗ハシキ尊顔モ直ニ御不慶ニ成リ給ヒ无明ノ醉ノ醒メヌウチ三  
毒許シテ好メトハ不便ノ事候ランラハ親鸞モ同道シ不正ノ者ヲ諭サン  
ト御慈悲ノ深キ御言ニ明教房ハ満足限リナク御発興ノ日ヲ待居シカ聖人  
親ラ此御真影ヲ御彫刻其真影ニ向ハセラレテノ曰ク予ニ代リテ奥州へ片  
時モ早く下向シテ心口尽シノ此文ミヲ同シユ、ロニ読ミ聞カセイツクモ  
教化頼ムソト御懇ロナル御消息建長四年二月廿四日親鸞ト遊ハサレ明教  
房へ授興シ玉ヘハ明教房ハ歡喜ノ餘リ辞スル言ノ葉ナクノ御真影ヲ  
御供シ奉リ真一文字ニ下向シテ親疎邪正ノヘタテナク御真影ノ御前ニ

御消息ヲ拜読セハ立処口ニ邪見ノ角ヲ折リ御正意ニ帰シテシ(奉リ)ヨリ安心御諭シノ御真影ト称シ奉リ今ニ六百三十有余年康善寺ニ安置シ奉ル御靈像也  
(康善寺五〇)

御本山鑑定付

金泥八字名号長短自在縁起

檀上御厨子ノ中ニ敬ヒ奉ルハ祖師聖人八十歳ノ御真筆日本無双金泥八字ノ尊号ナリ。抑其濫觴ヲ尋ネ奉ルニ。當山開基明教房ハ祖師聖人ノ直弟ニシテ常隨肥近ノ人ナリケルカ。聖人御齡六十歳ニシテ関東御化導終ラセラレ洛ヘ歸ラセ玉フ道スカラ。東海道相模国府津ニ於テ御別レ申テヨリ。奥州常陸ノ間ニテ易行他力ノ本願ヲ日夜ニ弘通致サレケルニ。慳食邪見ノ輩モ超世ノ悲願ヲ聞開キ。佛恩師恩ヲ喜ヒテ野ニモ山ニモ念佛ノ声絶ル間モナキ御繁昌。是レ偏ヘニ師ノ聖人ノ御念力ノ顯レソ。情々思ヘハ廿ケ年其間御安否サヘモ伺ハス洛ニ在ス御師匠ハ如何渡ラセ玉フント取モノモ取敢ヘス。建長四年ノ春ノ始奥州ヲ立テハルノト。二百里餘リノ海山越テ上京シ五條西ノ洞院ノ草庵ニ伺ヒ奉リ。二十年目ノ久々ニテ御師匠ノ尊顏ヲ拜シ奉ルニ。イツシカ御年積ラセラレ八十歳ノ御齡ヒ。関東御化導ノ昔トハ替リ果タル骨ト皮。疲セ衰ヘシ御容貌。明教房ハ先立モノハ涙ニテ過シ昔ヲ思ヒヤリ。ア、勿躰ナヤ北国関東廿五ケ年ノ御化導ニハ昔ノ小笠ヤ竹ノ杖素足ニ草鞋シメサセラレ。御命カケノ其上ニ浴ヘ歸リノ其後モ。扶風馮翊トコロノニ移住シ玉ヒテ。今日カ今日マテ御油断ノナキ御化導ノ御疲レ。殊ニ御年積ラセラレ八十歳ノ御老躰。斯マテヤツレ玉ヒテハ。御往生ノ期モ近ツキ玉フニヤト。イト、涙ニムセビイリサシウツムイテ有ケルニ。聖人仰ラレテ曰ク珍シヤ。明教房遠路ヤウコソ上京セシソ。心ニカ、ル関東奥筋ノ御法義ハ如何カ相統シテ在ル哉トノ御尋ネニ。明教房漸ヤク泪押シヌクヒ。 関東奥筋ノ御法義ハ日ニ

増シ夜ニ増シ御繁昌ノ由委シク申上ケレハ。聖人仰ラレテ曰ク 我貞永元増シ夜ニ増シ御繁昌ノ由委シク申上ケレハ。聖人仰ラレテ曰ク 我貞永元頃。洛ヘ歸リシ其後チハ廿ケ年ノ其間。我ニ代リテ今日マテ奥州筋ノ門葉ヲヨク教導シ。昔ニ増リシ繁昌ハ皆是汝チカ働キナレハ我ハ山々嬉イソヨ。左ハ去リ乍ラモ片時モ油断ノナラヌハ不定ノ命。汝一人カ京都逗留ノ留主ノ間ニ。奥州筋ノ数多ノ人カ火ノ中ヤ、氷リノ地獄ニ落ルナラ。廿五ケ年経回ノ艱難辛苦モ水ノ泡二十ケ年ノ今日マテ汝カ化導モムダゴトヨ。コ、ヲヨクノノ聞分ケテ是ヨリ直様帰国シテ我名代ヲ頼ムソト御暇ヲ賜リシニ明教房祖師ノ大悲ヲ汲分ケテ泪斗ニ胸塞リ。只一言ノ答ヘモナク疊ニ伏シテ泣居ケルニ。聖人モ共ニ泪ニムセバセラレ左アラハ記念ヲ參スヘシト。是ナル八字ノ御名号ヲ御築筆遊ハサレ。御心ヲ竈メ長ノト御消息ヲ認。心ニカ、ル関東ヘ今一度思ヘトモ。老ノ姿ト衰ヘテ再ヒ下向モ叶ハネハ心ヲ籠メシ此記念。何レノ人ニモヨクノ傳ヘ賜レヨ。八十歳ノ老ノ身ハ定メテ先立テ往生シ。一味安心ノ同行ハ花ノ台テ半座ヲ分ケテ待ツホトニ。汝ハ是ヨリ立歸リ関東奥州ノ同行カ手ヲ引テ。浄土參リノ先立ヲ頼ムソヨ。是今生ノ名残ソヤ浄土ノ再會待ツソヨトテ。直ニ明教房ヘ御付属ケレハ。今ハ早ヤ辞スル言ノ葉ナクノモ御暇申上。泪乍ラ御記念ノ品々ヲ押戴キ。奥州ヘ下リシヨリ 今年明治六  
百四十四年ノ間。廿四輩第十七番、旧奥州慶応辰年分国御改正岩代国信 八年マテ六  
夫郡福島町西裏通三丁目五百七十九番地無為山泥沓院 康善寺  
ノ宝蔵ニ納ル処ノ靈宝ナリ。 希ニ先般御本山蒐覽會ニ付度々ノ御石ニヨリ。  
二百里餘リノ海山越テハルノ護持上京シ奉  
リ。白書院竹ノ間ニ於テ大法主親シク拜覽在テ。聖人ノ御真筆ニ疑ヒナキ世ニモ稀  
ナル靈宝ナレハトテ永世ニ大切ニ護持シ奉ルヘシト鑑定證書ヲ賜ル處ノ靈寶ナリ。  
幸ヒナル哉今日ノ我人六百餘年ノ末ノ世ニ生レ後レ乍ラ。聖人八十歳ノ御手ノ跡  
ヲ親タリ拜ミ奉リ。遠邊國ノ靈宝ヲ爰ニ居乍ラ足ヲ運ハス近々ト拜礼ヲ遂ケ奉ル  
コト。盲亀ノ浮木優曇華ノ花□□リ。又トナキ不思議ノ御 各々稱名諸共シミ  
緑ナレバ。是ヤ生涯ノ拜ミオサメト心得テ參詣ノ所詮ニハ

くト拝礼ヲ遂ヨ。

(康善寺五三)

御本山鑑定付

三慧即休詠歌名号長短自在縁起

当段ニ安置シ奉ル一軸ハ祖師聖人八十五歳ノ御染筆。三慧即休詠歌ノ名号ト称シ奉ル。抑其由来ヲ尋ルニ

御弟子有阿弥御房。貞永元年ノ夏ノ頃聖人

ヲ賜リ御名代トシテ関東ヘ下リ。造次願沛ニ師教ヲ守リ専ラ他力本願ヲ弘通致サレシニ。光陰矢ノ如ク二十五年ノ星霜ヲ送リシニ。花ニハ嵐、月ニ雲障リ多キハ

浮世ノ習イ。祖師聖人ノ御一流ヲ取違ヒサマノノ邪義ヲ骨張シ多クノ道俗ヲ惑ハス人モ有ケル故有阿弥甚歎息シ。

康元二年ノ秋ノ頃

ハルノ関東 五條西ノ洞院ニ 尋ネ奉リ。二十テ 御師匠ノ尊顔ヲ拝シ奉ルニ。イヨリ上京シ

五年ノ久クニ 一ツシカ御年積ラセラレ八十五歳

ノ御老体。目ハ霞ミ耳ニ蟬ナキ齒ハ落テ霜ヲイタ、ク老ノ暮。箱根山ニテ御別ノ昔ニハ替リハテタル御容袍。有阿弥泪ニムセビ疊ニ伏テ有ケルニ。聖人仰ラレテ

曰ク弥シヤ有阿弥陀仏。何ハサテオキ関東ノ御法義如何ニ御尋ネニ。有阿弥漸ク身ヲ上ケ遠路ノ上京モ外ナラス御法義上ノ一大事念佛往生ト信スル人ハ邊地ニ

生レ。信スル人ハ往生セス行スル人コソ往生スト申ツノル族アリ。如何願受仕ルヘキト伺ヒ奉レハ。聖人示シ玉ヲヤウ信スルモ行スルモ皆佛智他力ノ為業ニテ。

名号ヲ称フハ本願ヲ信セサルモノコソ辺地ニ生ルヘシ。念佛往生トフカク信シテシカモ名号ヲ称ヘンズルハ疑ヒナキ報土ノ往生ナリト。イト懇ニ御教諭アリケレ

ハ。有阿弥御房ハ数年ノ疑ヒ一時ニ晴レ歡喜ノ色顯レケレハ。聖人御満足ニ思召レ。我身モ今ハ八年キハマリ八十五歳ノ老体ナレハ。定メテ先立テ往生シ花ノ台テ

待ツホトニ。汝是ヨリ我カ代リトナリ早ク関東ヘ立歸リ。多クノ人カ惑ヒテ解キ報土往生ノ先立ヲ頼ミ入ソト仰ラレハ有阿弥ハ是ヨ今生御尊顔ノ拝ミ納メカト

性体ナクノ伏転ヒ。何卒只今御教化ノ假ヲ御染筆ニシテ御記テヘチ一紙ノ中央念ニ下サレタシト願ハレケレハ。聖人實ニモト思ホシ召サレ。則チ一紙ノ中央

念ニ下サレタシト願ハレケレハ。聖人實ニモト思ホシ召サレ。則チ一紙ノ中央

ニ南无阿弥陀佛ト六字ノ名号ヲ御染筆遊バサレ。両脇ニハ一首ノ御歌

キクトイ、信ズル心其儘ニ行ズル心ナラモ其儘ノ願主有阿弥愚禿善

信ト御筆ヲ染メサセラレ。其上ナラズコマノト御消息ヲ認メ玉ヒ直

チニ有阿弥ヘ下サレケレハ。今ハ辞スルニ言ハナクシガ。故有テ當山ノ寶

庫ニ納ル靈寶ナレバ。御直ノ御化導ヲ蒙リシ称名諸共謹テ拝礼

ト歡喜踊躍ノ思ヨリ (康善寺四八)

水中出現阿弥陀如来長短自在略由

檀上御厨子ノ中ニ安置シ奉ル靈像ハ慈覺大師ノ御作ニシテ。大隈川ノ阿弥

シ。水中出現ノ阿弥陀如来ニテハ在スナリ。抑其由来ヲ尋ネ奉ルニ。祖

師聖人 筈ノ中ニ御安置ノ 六十歳ニテ御掃落ノ時。當山開基明教房此尊像ヲ

頂イテ奥州ヘ下向シ。信夫郡小原ニ草庵ヲ結ビ大切ニ尊崇ノ本尊ナリ。

然ルニ其後十一代ノ住職了教ノ代ニアタリ。頃ハ天正年中ノ事ナリシニ

奥州大乱トナリ。野ニモ山ニモ軍勢充満シテ放火乱妨止ムコナカリシニ。(天

正十四丙戌年九月十三日) 或夜小原ニ放火アリテ既ニ宝物モ

一片ノ煙リトナラントスルトキ。住持ハ宝物ヲ篋ニ納メ足早ニ立シテ

除シカ。阿武隈川ノホトリニテ敵味方ノ大軍前後ヨリ近ツキ。進退途方ヲ失

ヒケレハ何ト詮方ナクノモ。宝物ノ篋ニハ石ヲ以テ重リトシ阿武隈川

ノ深淵ニ沈メ奉リ、其身ハ辛フシテ川ノ遠ク逝去リ最上ニテ七年ノ月日

ヲ送リケルニ。世ノ鎮リシヲ幸ヒニ七年目ニ 帰リ来リ。大隈川

ノ淵ニ臨ミ過昔ヲ思ヒヤリ 送リ来リ。大隈川

シテ有ケルニ。川ノ水音物スコク草カフテ。彼淵ノ水底ヨリ一ツツノ光リ物水面ニ浮  
 ミ上リ。淺瀬ニコソハ止リケル。住僧了教奇異ノ思ヒヲナシ夜明ノ空  
 ニヨク見レハ。七前ニ沈メ奉リシ法物ノ篋ニ紛レナケレハ。佛法力ノ不思  
 身ノ毛イヨダチ。蓋ヲ開テ見奉レハアラ不思議ナル哉。篋ノ中ニハ一滴  
 ノ水モナク。御本尊。朝露ニシメリ玉。恙ナケレハ。住僧了教ハ蘇生ノ心。真  
 宗繁昌ノ前表ナリト喜ヒ勇ミ。御供申テ立歸リ再ヒ當山ノ御本尊ト  
 敬ヒ奉ル。夫ヨリ已來水中出現ノ阿弥陀如来ト称シ奉リ。又放光ノ本  
 尊ト称シ奉ル。故ニ沈メシ淵ヲ阿弥陀ガ淵ト称ヒ。上リ玉ヒシ瀬ヲ  
 阿弥陀ガ瀬ト申テ。大隈川筋小。今ガ世マテモ字トナリテ。一ハ世間ニ  
 名高ク知ル處ナリ。カ、ル奇瑞不思議ノ本尊ナレハ何レモ大切ニ拜礼  
 (康善寺四六)

### 7 礎部 勝願寺

蓮如上人御骨略縁起

ソモく此宝塔ノ内ニ納メ奉ルハ八代目中興信証院殿蓮如上人ノ御遺骨  
 ナリ其由来ヲ伺ヒ奉ルニ高祖聖人関東御化尊ノ砌リ鎌倉右大臣実朝ノ家  
 臣矢井太郎忠長ト申忠臣無二ノ侍ヒアリケルニ頻リニ菩提心発リ有為転  
 変定メナキ浮世ノアリサマヲサトリタマヒ祖師聖人ノ御才子トナリ法名  
 明性ト賜リ常隨昵近ノ御才子トナリ下総国磯部へ草庵ヲ結ヒ聖人ヲ御請

戴申上一七日ノ間御化導ヲ蒙ラレシカハ道俗男女群集シテ渴仰発心スル  
 モノ限リナシ其時聖人此コソ真宗繁昌ノ奇瑞ナリトテ御満足ノ御姿ヲ御  
 自ラエカ、セラレ明性御坊へ下サレシカハ代々コノ御影ヲ守護シ上ル佛  
 法弘通ノ靈場ナリケレハ蓮如上人モ御跡ヲシタハセラレ関東御下向ノ折  
 カラ磯部勝願寺へ二タトセ御逗留アラセラレ祖師聖人浄土真宗御開闢御  
 満足ノ御真影拜礼アソハサレ実ニ一天四海比類ナキ御尊像ナリ我モ共ニ  
 姿ヲ残シコノ尊影ト永ク此処ニ留リテ浄土真宗弘通スヘシトテ御自画ヲ  
 以テ御寿像ヲエカカセラレ勝願寺へ御残アソハサル其後九代目実如上人  
 ノ御時当山何世一御坊京都御召ニテ答エラレケレハ勝願寺儀者祖師聖  
 人ヨリ重テ蓮如上人ノ格別ノ御遺跡ナレハ蓮如上人御自画ノ御影裏書ヲ  
 ナシツカハスヘシ蓮如上人ノ御遺骨モ分テツカハスヘシト深重ノ思召ヲ  
 以テ御分骨ナシ下サレ蓮如上人へ御直ノ御給仕ノ思ヒヲナシ永ク御崇敬  
 申上ヘシトアレハ一御坊難有感涙胸ニセマリ本国へ御供申上ケレハ  
 次第ニ浄土真宗御繁昌トナラセラル、誠ニ中興上人ノ御遺徳末代無智ノ  
 在家止住男女ノ身ノ安ク浄土往住ヲ御教へ下サレタル中興上人ノ御遺骨  
 ナレハ称名モロトモ拜礼トケラレヨ (勝願寺四〇)

本尊并御尊号縁起

当山の開基明性御坊俗性。矢井太郎忠長と申て。鎌倉右大臣実朝に仕  
 へて。忠勤を尽し侍りしが。宿縁の催しけるにや。菩提のこゝろ頻  
 りに催して。浮世を厭ひ。速に弓馬の家を捨て。諸国を行脚し。有

縁の知識をもとめけるに。或時下総の国。下川辺といへる所に到りしに。行かれて。かるべき宿もなく。途方を失ひけるに。道のほとりなる森の中に。あやしき社廟と覺しきものゝ見えければ。幸のことと喜ひ。立よりて一夜をあかさばやと。かりにやとりけるに。五更に及て。夢にもあらず。うつゝにも非ずして。阿弥陀如来大光明をはなため。相好圓滿せる事。秋の月にひかりを。そへたる如くに在して。忠長に告命し給はく。汝年来菩提心を起して。有縁の知識を尋る事。切なり然るに幸ひ。今常陸國稲田に於て。わが本願を弘宣せる。善知識あり。いそぎ彼地におもむきて。教化を被るべしと。こゝに忠長夢さめて。観喜なめならず。走る足は地もつかで。速に稲田に到りて。案内し奉るに。聖人左右なく出合給ひて。御ねむころに。御教化遊しけるに。立どころに他力安心のおもむきを領解し。聖人の御弟子となり。法名明性とたまはる。明性右の如く如来の靈告のこととを。御物語申上侍りしかば。聖人の仰に。其地ハまことに大乘相應の地。佛法弘通の勝地なるべし。急ぎ一字を建立して。其如来を安置し奉るべしとありて。聖人も御參詣遊し。御拝礼あらせられ。委敷里人に。御尋ありけるに。これは古し。天台宗の靈場にして。延命寺と申たりしに。近來佛客ことごとく零落し。御本尊ハ惠心僧都の御筆にて。零験あらたに在ませば。近隣尊重し奉り。諸余の宝物みな。粉失して。唯本尊のみ残りまし。阿弥陀堂と申伝へ。申上げれば。聖人いよく御喜悅遊され。明性に仏閣建立の義。仰付られしに

依て。明性里人にすゝめて。土木の功をばげみ。斧金の勞を尽して。一字を造立し。此本尊を安置し奉るに。聖人御喜びましまして。是ひとへに。無上殊勝の本願の。弘り給ふべき靈場なれば。よろしく勝願寺と名くべし。此本尊の尊号ヲ添て。安置し奉るべしとありて。金泥を以て。十字の名号を御書遊し。明性に下し置る。其後蓮如上人。當寺御逗留の砌。此御本尊を御拝礼アリて。年來を経たりとい。殊に佛法廢退して。庵末に安置し奉りし故にや御相好もいたませられて。諸人の拝礼もうとくしければ。末世の衆生。拝礼の爲にて。御自ら。此本尊を御写し遊され。當寺に御残し遊されたる御尊像なれば。謹て拝礼あらふ

(勝願寺四三)

御真影御守護の御寿像

中興蓮如上人関東御旧跡御拝礼のため御下向の砌。当山に二とせ御逗留あらせられ此御真影を御拝礼遊し。実に此御真影は一天四海に無類の御尊像なり。淨土真宗開闢御満足の御すかたを御残し遊したるは。深重の御尊慮なり。救世菩薩の告命をうけし古の夢すでに今と符合せりと。御喜びの御すかた。誠にいますか如き御容貌なり。五劫思惟の御本願。兆截永劫の御苦勞にて。一切衆生か往生の行体を南無阿みた仏御成就ましましたれとも。其本願のことはりいまた悪人女にたとゝきかねて。淨土の真門ひらきかぬることかなしみ思召され。八万四千の相好をかくして。無相好の佛体を示現し給ひて。驚入火宅

の大悲を施し給ふ。大慈大悲時節当来して。真宗繁昌の時を得させ給ふものおや。天にもおどり地にもおどるほどに。御喜まし／＼たるはさもあるべき事なりと。百有余歳の古をおしはかり。帰依の心無事。渴仰のおもひ余念なし。依レ之万劫の後までも。此御真影を守護し奉らんがためにとて。蓮如上人御みづからの御真影を御免かき遊はし。御讚ニハ。高祖聖人文類聚鈔の御語トハ。樹ニシテ。弘誓佛地ニ。流ニ念難思法海といへる二句の御文を御書遊し。其次に。帰依の心無事。渴仰思無二余念と。御自身の御喜ひ思召を。御書添遊し。本願寺前住蓮如。御自身の御銘。給ひ。永キ世聖人の御真影。御守護遊さるゝ思召を。籠させられたる御姿にて在す。其後尚も御感悦のあまり。祖師の御真影を。御写し遊ばし残させられしが。其此ハ信濃越後の末寺へ。諸事觸事の多かりし故。頸城郡高田に掛所を建置。高田勝願寺と申き。則唯今越後一ヶ国の觸頭たる。高田の瑞泉寺(これ)なり。然ルに北国筋の門末は。遠国の事なれば。御真影へ。時の拜礼も相叶はざる事なれば。右蓮如上人御写しの御真影をば。高田勝願寺に掛奉り北国筋の門末に。拜礼致させたり。其後門末も離散致し。如何の訳にやありけん。高田勝願寺も改派致して瑞泉寺と改号致し。侯得とも今以右の御真影ハ瑞泉寺に安置し奉りて。孤尊の御影と称し奉る。尚亦其上勝願寺先住似影を御免被成下類ひなき御裏を遊し下され。同其御当寺無住故老母尼と成り妙慶と申けるに。蓮如の如の字を下しおかれて。如慶と法名を改させ。同似影を

御免被成下。御讚ニハ。憶念弥陀仏本願。自然即時入必定。唯能常称如来号。応報大悲弘誓恩といへる。正信偈之仏恩報謝の四句を御染筆遊し下し置れ。其外御珠数。のよき御手拭等御形見に残しおかせられたる。御大切の御霊宝。称名もるとも御拜礼 (勝願寺三九)

証如上人御寿像縁記

抑此証如上人と申奉。ハ。御本山第十代目の善知識にて。蓮如上人の御彦にて在す。上人御歳ヨラ／＼拾才ニらせ給ふといへ共。聡明徹智万人に越へ。仁愛報徳類ひなかりけれバ。諸国の御門末も一統に難レ有喜び。懇志運び御馳走を申上しかば。御本山の御身上こと／＼御富貴に。遊はしける。然ルに其比ハ。人王百六代後奈良院の御宇なりしに。亂世ゆへ。禁庭の御身上甚御不如意に在して。恐れながら。天子御即位の御もの入いかんとも遊すべき様在さで。御本山証如上人へ御頼被遊。依レ之家老下間筑前守。同下間大蔵少輔直頼取斗として。諸国御門末へ御頼被レ仰外也。早速三門末之懇志願敷上納申けれバ。証如上人悉ク御満足ニ被三思召。金子拾万兩米拾万俵。禁庭江御上被遊砌於ニ。禁庭ニ。寂慮不レ浅。御喜びあらせられ。証如上人の御徳を御褒誉在しくして。此時御本山始めて。御門跡号勅許を蒙らせられ。直叙法印御門跡大僧正に任ぜられ給ふ。時天文十三甲寅年八月十三日なり。誠ニ御一統の規模。従来の面目い／＼つべ御事也

これによりて。勝願寺に御本山御執持之義を頼り入れれば。懇志願敷。門未ありければ此門末へ御本山御執持之義を頼り入れれば。懇志願敷。集り。早速御本山へ上納申けれハ。証如上人大きニ御満足あらせられ。勝願寺并懇志之門末へ。御礼為とありて。直ニ御寿像を写られ。勝願寺に拝領仰付られし。御本山十代目。始テ御門跡ニならせ給へる。証如上人の御寿像也大切ニ拝礼あらふ

一。これなるは証如上人御遺骨なり御遷化の節勝願寺致ニ上洛ニ御分骨頂戴致ス謹而シテ拝礼

(勝願寺四四)

#### 四幅名号由緒

抑速如上人当山に御腰かけ三年御滞留あらせられし時。初めに六字の御名号を御染筆ありて。如慶に下しおかれしに。如慶申あげける様へ。御開山様。十字九字六字の。三種の御名号を遊し給ふに。善知識は唯。草書の六字の御名号ばかりを。御染筆あらせらるゝは。何かは深き思召にあるやらんとぞんし奉る。願クハ九字十字の御名号を御そへ遊して。下しおかれたくと御願ひ申あげしに依て。御もだし難く思召し。其後九字十字の第名号を御染筆被成下た。去ルに依て各々広く。世上の御名号を心付テて拝礼あられよ。御開山様の御名号には。草書の御名号は無之也。又蓮師の御名号に。真に御書なされたる名号は無きもの也。然ル所。如慶の願ひニ依りて。此九字十字の御名号を楷書に御

書キ遊して。三幅対に被成て如慶ニ給る。然ルに其後善知識関東を御発足ありて。京都へ御上りの節。如慶ニ仰られける様へ。先達而書キ与へたる。三幅の名号をハ。勝願寺に安置すべし。尚亦そなた。老年に及ばれ。あゆみもはこびかねて。御堂までの参詣も。ものうき事もあるへきぞ。其時ニハ。そなたの居間に。此名号をかけ奉りて。称名相續油断なく。たしなみ申さるへし。聖人の和讃にも。男女貴賤こと／＼。弥陀の名号称ずるに。行住坐臥も怠らばれず。時処諸縁もさほりなしと。仰られたれば。おひでの後ハ。心のまゝに御慈悲を喜ハれよ。当流本尊は木像よりは絵像を重しとし。絵像よりは名号を重しトス。万善ノ妙体ハ。即ニ名号六字ニ。恒沙ノ功德備ニ口称一行一トあれば。油断なく相續すへしと有て。深重の御尊慮を。こめられ下しおかる。故ニ当山ニハ四幅の御名号を安置す日本國中無類の義也ト皆々感入繼繼大切に拝礼を遂られよ

(勝願寺四二)

#### 勝願寺略縁起(親鸞聖人絵像縁起)

当檀御厨子ノ内ニウヤマヒヒ奉ルハ祖師聖人四十二歳ノ御寿像ナリ其畫觸ヲ伺ヒ奉ルニ。

・下総国葛飾郡、郡山の郷下川辺の庄、磯部、鷲高山順性院勝願寺は高祖親鸞聖人御化導の御遺跡、蓮如上人御補闕の御旧跡なり、因東七ヶ大寺の随一にして、足利将軍追輔の靈場なり、抑當山の開基ハ人皇五十六代清和天皇の皇孫、六孫王經基公の嫡男、多田満仲七世の後

胤井上九郎満盛の嫡子、矢田太郎忠長なり、父満盛、木曾義仲の家臣なりしか、義仲没落の砌、満盛も亡びければ、嫡子忠長は鎌倉右大臣夷朝に仕へて矢井太郎忠長とぞ申ける、しかるに忠長忽然として菩提心おこり、今生は只夢幻の境界なり、たとひ榮華榮耀にふけりておもふ様のことなりといふとも、わづかに五十年百年の間のことなり、未來こそ一大事なれ、さらは是より浮世をすて、有縁の知識を尋ね求めて、出離生死の良因を植ばやと、速に弓馬の家を捨て、諸國を行脚し侍るに、一時此下総国下川辺に來りて、あやしき堂内に一夜を明しけるに、其夜不思議の靈夢蒙り、さては我尋る有縁の知識を得たりと、いそぎ稲田の御庵室へまいりて、件の靈夢の義を、言上し、御教化に預らんことを希しかは、聖人御満足に思召忠長に御対面しまして、浄土真宗他力本願の由来、ことねんころに御教化あらせらるゝに、実に宿善到來の時にや、たちとこるに、聞其名号信心歡喜の身となり、御弟子とならんことをねかひ奉りしかは、左右なく御許容ありて、剃髮染衣の身となり、法名を明性と給り、夫より已來常隨給仕の御才子とはならせ給ふ、然るに或時聖人明性に仰られける様は、汝が靈夢を蒙りたる處は必しも、大乘相應の地にして、真宗繁昌の靈地なるへし、汝いそきて磯部に歸りて、一字を草創すへしと、依之明性有かたく領掌して、早速に草庵をしつらひ、案内申上ければ、聖人御喜ひ斜ならず、一七日の間御教化あらせられしに、貴賤群聚し、渴仰発心するもの限り

那し、其時聖人明性に対して仰られけるは、予の三十一歳の時、四月五日の夜六角堂の救世菩薩、顔容端嚴の聖僧の形を示現して、白衲の袈裟を着服せしめ、広大の白蓮花に端坐して、行者宿報殺女犯、我成玉女身被犯、一生之間能莊嚴、臨終引導生極樂、善信これはこれ我誓願なり、善信此誓願の旨趣を宣説して、一切群生にきかしむへしとのたまふ、其時われ夢のうちにありながら、御堂の正面に立出て、東の方をなかむ礼は、衰たる岳山あり、其高山に數千万億の有情群集せりと見ゆ、其時告命の如く此文のころを、彼山にあつまれる有情に対して、とききかしめおはると覺えて夢はさめたりしに、此度はからすも此閑東にくたりて、念佛往生の御法をときひろむる所に、かくの如く稻麻竹葦にひとしく、貴賤の群集するありさま、さながら古の夢のありさまにことならず、吾佛法弘通の本懐こゝに成就せり、衆生利益の宿念たちまちに満足せりと、御よろこひあらせられ、則其御満足の御すかたを、御自御寿像に御ゑかき遊し明性に下しおかれ、汝はこれより真宗弘通の後才となりて、此影を安置すへしと仰付られ、これ全く凡夫自力のはからふところにあらず、則無上殊勝の願力のなさしめ給ふところなれば、よろしく勝願寺と名へしと仰下され、紺紙金泥の十字の尊号并に祖師聖人廿五歳の御時、慈鎮和尚の御歌の御使に御參内あらせられし時、忝も禁庭より御拝領あらせられし、伝教大師七難消滅の阿弥陀經これを明性に賜る、故に当山におめて、此御真影を



、東面の御影とも称し奉り、又孤尊の御影とも称し奉り、衆生利益の宿念たちまちに満足すと、御喜の御すかたなれば、真宗開闢御満足の御影とも称し奉る、実に惡時惡世界の今、常没常流轉のやから、もし、聖人の勸化をうけ奉らすは、いかてか無上の大利益を期せん、ひとへに祖師聖人真宗開闢の御慈悲と存せられ、ありかたく、拜礼をとけられよと云、

(勝願寺三五)

(紺紙金泥阿弥陀経縁記)

ソモくコナタニウヤマヒ奉ル  
此一軸紺紙金泥の阿弥陀経。往者桓武天皇の御宇に。此日本国七難おこり。国土人民ごとく危難を蒙れり。抑七難と申ことは仁王護国陀羅尼經。兼ニ葉師經。ときおかせ給へる災難なり。一人衆疾疫。二ニハ他国侵逼難。三ニは自界叛逆難。四には星宿變怪難。五ニハ日月薄蝕難。六には非時風雨難。七ニハ過時不雨難なり。これを国土の七難と名て。惡鬼惡神国に入りみち。もろくの惡病をはやらして。国民をころし。或君臣上下のころを亂し。或は日月に難あり。雨風其度を失ひ。五穀みならず。草木花さかす。実の天下の大變これに過たるハなし。こゝに於。比叡山伝教大師。勅掟を下し。天下泰平国家安全の。御祈禱仰付られけるとき。大師勅答し給ひけるは。かゝる大變ニハ。通途の御祈念にては。除こと叶ふべからず。先天下の諸民仰せ觸られて。南無阿弥陀仏の名号をとなへさせ給ふへし。

此名号无量百千三昧を撰し。万善円備し。至徳成満して。衆禍みな転ずる。広大の利益余善の及所にあらず。此名号を称ふる人をば。天地にみてる惡鬼神も皆悉。おそれ。第六天の大魔王も念佛の人をハ守り給ふといへハ。天下の人民をして此名号をとなへしめば。いかなる惡鬼惡神も速にしりぞき申べしと奏聞し。伝教大師八叡山ニ在て。百日の間。念佛三昧を御執行あらせられ。此紺紙金泥の阿みた経を。一日に一卷つゝ御書寫遊し。百日に百軸を成満し給ひて。これを禁庭の宝藏におさめ給ふに。すみやかに七難消滅して。太平の御代となりしとなん。即各かねて聴聞の如く。現世利益の和讃第二首目に山家の伝教大師。国土人民をあはれみて。七難消滅の詠文ニハ。南無阿彌た佛をとなふへしと。高祖聖人も讚嘆し給へる。然るに。高祖聖人廿五歳の御時。慈愼和尚の御使として。禁庭御參内在于。慈愼和尚の御よみ歌をさし上給ふ題は。

雪中の鷹右の羽トイフ題ナリ

はし鷹のみよりの羽風ふきたてゝ。おのれとはらふ袖の白雪。主上をはじめ奉り。堂上堂下の人。ことく御感悦ありて。かゝる名歌に。右の羽のみありて。左の羽のなきは玉の杯底なきに似たり幸。今日僧正の御使は。範宴少納言の公とあれば。父大進有範ハ。和歌の名人にて。勅命によりて長秋草といへる。歌書を。系らみしものなれ。定る範宴少納言も歌をよみつらん。雪中の鷹左の羽をよませよと勅掟ありければのかるへき様もましまさて

。雪ふれば身に引そふるはし鷹の。たゞさきの羽やしらふなるらん  
と詠じ給ひて。奏聞し給ひけるに。一天の君をはじめ奉り。月郷雲客こ  
とく御感心遊し。御褒美として。天子の御襟裾の御衣。并松皮色  
の御ころも。同・御経を御宝蔵より出させ給ひて。下し置れたる御経  
なり。それより曰来。・御大切に御所持在しけるか。此御満悦の御真  
影に。御添なされて明性に賜り。当山に安置し奉る。天下泰平国  
家安全の御経なり。謹而拜礼を遂られ。 (勝願寺三七)

祖師聖人御木像縁記

檀上御厨子ノ内ニ安置シ奉ルハ祖師聖人ノ御尊像其濫觴ヲ尋奉ルニコロ  
ハ嘉禄元年聖人常陸ノ国笠間ノ郡稲田トイフ処ニ御逗留在セラレ筑波山  
御参詣ノ折柄下総国岡田郡新地村ニテ浄土和讃御制作在セラレ則チ嘉禄  
元年二月十一日御制作ト御本廟御起祿ニコレアリ其節勝願寺ノ開基明性  
御房磯部ヘ御招請申シ上奉り候処一七日御逗留在セラレ飽迄弘願他力ノ  
御法リ御教化ナシ下サレ最早稲田ヘ御帰坊ノ思召立セラレケレハ明性御  
房ハ頻リニ御別レヲ悲ミ玉ヒ若ヤ聖人ノ御化導ヲ蒙リ奉ラスバ又タモヤ  
モトノ闇ミ地ニ迷フベキ極重ノ悪人他ノ方便ノ尽キ果タ身ノ上ヲ大慈大  
悲ノ御化導ニヨリテ往生浄土ノ信心ヲ獲得シ奉リ安堵落居ノ身ノ上ト成  
シ下サレ広大ノ御恩徳今御師匠ニ御別レ申シ上奉ルハ今生ノ御暇乞ト悲  
歎ノ涙ニ御名残ヲ深く惜マレケレハ聖人仰セラレケル様ハ師弟ノ契約ハ  
マコトニモテ少ノ因縁ニアラズ去リ乍ラ會者定離ハ娑婆ノ有様何トゾ我

ナキ跡迄モ関東ノ同行ヲ教化シ諸ヒニ安養浄土ノ蓮台ニテ対面致スヤウ  
他力信心ノコトハリネンゴロニ勸メクラレヨ是ガ親鸞ガ願ヒジヤ程ニ  
病ム子ヲバアツケテ帰ル旅ノ空  
心ハ跡ニ残シユソスレト  
一刀三礼遊ハシテ御彫刻アソバサセラレ開基明性御房ヘ授与ナシ下サレ  
タル御尊像ナレバ各々御在世ノ御影タニ御対面申ス心地シテ称名モロト  
モ謹テ拜礼ヲトケラレマシヤウ (勝願寺三八)

御骨縁記

ソモく此宝塔ノ内ニ納メ奉ルハ八代目善知識信証院殿蓮如上人ノ御遺  
骨ナリ其由来ヲ伺ヒ奉ルニ祖師聖人越后関東御化導ノ御跡ヲシトヒ御拜  
礼ノ為ニ関東ヘ御下向在シ勝願寺ニ御逗留アラセラレ如慶尼ヘ下シ置レ  
蓮如上人仰セラレ候ハ予モ幼年ヨリ聖人ノ宗旨ヲ再興セバヤト志シ親リ  
有縁ノ同行ヘ百ノ物ヲ十二シ十ノ物ヲ一ニシテ愚痴无智ノ悪人女人心得  
ヤスク合点ノ行易クシテ一味ノ安心ニ住シ浄土ノ蓮台ニ登ラセ弥陀ノ今  
現在説法ヲ聞セタヒトノ思ヒヨリ本願ノ不思議ニテ五障ノ女人五逆ノ悪  
人ガ助カル六字ノイハレ南无ト頼メバ阿弥陀佛ノ御助ケトイフ事ヲ八十  
余歳ノ齡マデ明暮是迄勸メ玉ヒシガコノ落齒ハコレ子ガ盛シナル時ヨ  
リ此年マデ甘露ノ御法リヲ昼夜不断ニ申シ述タル処ノ老ノ齒ナレバ此  
方ヘユヅルホドニト有テ如慶ヘ下シオカレタ遺骨如慶ニ計リノ事ニハア  
ラズ御流ヲ汲得奉ル有縁ノ同行ヘノ御形見ト存ゼラレ八十通ノ御文ノ御

教化ガナクバ在家止住ノ身ノ上ヤスノト聴聞モ成リ難ヒノニ難有仕  
合ニハ南无アミタ佛ノ御講釈ニ預リ奉リ蓮如上人ノ御言ニモ

アツキ日ニ流ル、汗ハ泪ダカナ書置筆ノ

跡ゾ嬉シキト仰セラレオカシキトイフハ嬉シキトイフ事嬉シキトイ  
フハ法ノ言ノ葉形見トモナレトアリテ此通りニ安心領納ノ人々ハ浄土參  
リノ御同行蓮ノ上ノ対面ト思召シアツキ日ニ流ル、汗ハウレシサノ泪ト  
御嬉ヒノ御言ナリ御在世計リノ事ニアラズ今日只今迄年忌遠クヘダツト  
イヘヒ御在世ノ御化導ヲ今ニ引カヘ御幼年ヨリ八十五歳迄七返迄ノ火災  
ニ御逢遊バシ焔ノ中ヨリ御手ユルメナキ御心切ノ御化導ノ御恩ト存ゼラ  
レ称名諸共謹テ拜礼致サレヨ

(勝願寺四一)

(勝願寺縁起)

下総国、葛飾郡、郡山郷、下川辺庄、磯部、勝願寺開基、明性御房は、  
高祖親鸞聖人、関東最初の、御弟子也、其俗姓をたつぬに、人王五十六  
代、清和天皇の、王孫、経基公の、嫡男多田の満仲七世の後胤、井上  
九郎満盛の、嫡子井上太郎忠長といふ人なり、然に、忠長いかなる宿縁  
にや、出離生死の思ひしきりにして、欣求浄土のこゝろいとせつなり、  
故に武門の榮を出て、明師をもとめんとて、関東に趣しか、或日、  
下総国、磯部の郷に、いたりて、日漸く、黄昏に及けれへ、やとりを  
もとめんと欲るに、人家遙に隔り、もとむる事を得ず、こゝろ忙然  
して、あゆみつかれぬ、夜もはや、初更になりなんとす、幽に、灯火

の見ゆるたよりて、歩寄りければ、壁も破れて、月も軒よりもる、辻堂  
なり、忠長歎ひ、かしこに一夜を明しける、夢にもあらすうつゝにもあ  
事、渴人らて、不思議の感得ありき、汝求法のこゝろ深くして、明師を  
もとむるの水を思ふかことし、是より北に当て、末世相応の、知識あり  
、かしこに詣ふて、化を受へしと、正しく告給ふと見て、夢さめぬ、  
忠長奇異の思ひをなして、堂内を見れば、阿弥陀如来の尊形在しかは、  
歎喜の泪に咽ひ、佛勅を喜び、彼の尊影を巻奉りて、北を尋て趣しに、  
其比下野国花見か岡といふ処に、越後国々、高祖親鸞聖人移住在、本願  
他力の要路す、め給ふに、男女貴賤、其化に趣ものは多、化に背くもの  
は少し、忠長夢告に任て、北さしてたつねけるに、宿善の開発にや、  
聖人に廻り逢ひ奉て、一度、他力の要義。忽ニ其旨を受得し、即チ御弟  
子となり、法名明性と号ス、聖人はを附給ひキ、時に明性、彼の尊影  
を、聖人に見せ奉るに、聖人歎喜の色。深くして、被仰て曰ク、是は  
則、恵信僧都の、御筆なり、汝此の尊影の告に依て、我所に来る、。  
予もまた、彼に至て、化施さんとして、磯部の郷に移り給ひて、彼の辻  
堂に逗留し給ふ内に、自ら御寿影、并ニ紺紙金泥の十字の尊号を書して  
、明性に附与し給ひ、御暇乞ありて、常陸の国小島にうつり給ふ、是は  
明性は建暦二年の比、彼の辻堂を改て、一字建立し、勝願寺号ス、依之  
、鶯高山勝願寺は関東七ヶの大寺の、随一なり、夫より以来、御繁栄ま  
す、盛んにして泰も、

東照宮より、十石の御朱印を奇附在し代々の御門主 御寿影御拝見の

事ありて、御感にあつかる事、教をしらす、具に識に、いとまあらす、唯之所なり、云云

(勝願寺三四)

勝願寺略縁起上

下総 国葛飾郡 郡山の郷、下川辺の庄 磯部、鷲高山 院勝願寺は、高祖親鸞聖人御化導の旧跡、関東七ヶ大寺の随一にして、開基明性は、聖人面授の御弟子なり、そもく、当寺開基明性法師、俗姓は人王五十六代清和天皇の皇孫、六孫王源 經基公の嫡男、多田満仲七世の後胤 井上九郎満盛の嫡男、矢井太郎忠長これなり、父満盛は木曾義仲にしたかひて、忠節をぬきいてけるに、義仲の難にかゝりて、父満盛はからすもその身を亡せり、これによりて、嫡男忠長、鎌倉 右大臣実朝につかへて、矢井太郎忠長といへり、しかるに忠長、はらく往事をおもへは、父祖の榮耀もいまにいたりて、たゆめのことくまほろしのことし、ひそかに当来をかんかふれば、深測にこそむかごとく、薄き氷をふむににたり、三界やすきことなし、なをし火宅のことしときけり、何ぞ浮世の名利をむさほりて、永劫の沈淪をかむかみさらんやと、出離の良因ほのかにきさし、解脱の芳縁やうやくもよほしによりて、すみやかに刀鎗の業をなけうち、弓馬の家をふりすて、ひとへに明師をもとめ、もはら知識をたつねて山林に斗叢せしに、或日下総の国下川辺のほとりにいたりて、夕陽すてに西山に没しければ、渺茫たる曠原人行を絶し、森々たる樹蔭民屋をへたて、

進退いかんともすることなし、夜もすてに三更におよひて、東方をのそむに、はるかに炬火のかゝやきければ、やうやくあゆみすむに、みちのほとりに仏閣社廟とおほへて、あやしき草堂あり、四壁やふれて月影四隅にみりて、忠長よろこひ堂中に行囊をとき、いさゝかよりのはんへるに、夢にもあらずうつつにもあらず、微妙の音声をいたして、忠長に告命してのたまはく、汝しはく逆縁にあふて、浮世をいとひ、沈淪をかなしみて解脱をもとむ、これ我往昔の悲懐にかなへり、これより北方にあたりて、我本誓重願を宣説して、ひろく善惡の凡夫を化益する知識あり、いそきかの地にまふて、その恩化をかふむるへしとおほへて、夢さめおほりぬ、こゝに忠長奇異のおもひをなして、堂中をうかゝひみるに、阿弥陀如来の尊形 東方にむかひて朝日に映し、光顔魏々として檀上にましますり、さてはた、今の告命まさしくこれ仏勅なりと、歎喜の泪にむせひつゝ、あたりをのそむに、佛閣僧房すてに敗頽すといへとも、なを礎跡分明にしてなにさま往者の霊地とみへたり、いそき忠長近村にいて、このよしを里人にたつぬるに、里民こたへていはく、これは下総 国葛飾郡 郡山郷下川辺庄 磯部といふところにして、往昔 天台宗の霊場 延命寺と号す、修学の僧徒離散してとしひさしければ、伽藍おのつからやふれすたれて、今た、一宇の草堂をのこせり、かれに安置するところの弥陀佛の尊形は、すなはち天台の先徳、慧心僧都の真蹟なれば、阿弥陀堂と称して、村里の男女現当二世の利益をねかふところなりと云、忠長いよく渴仰のおもひふか

く、佛勅にまかせなを北方にあゆみをすゝめて、かの知識をたつねもとむるに、この頃、高祖親鸞聖人、常陸国稻田郷にましゝて、弘願真宗の奥旨を弘め給ふに、道俗男女ひとたひその化をかふむるものは、風になひく草のことし、干時建保二歳甲辰、聖人、四十二歳下野国牟呂の八島といふところに經廻したまふに、貴賤道をあらそひてかの地におもむぎ、あとをしたふ老若ちまたにあふる、忠長この由を見聞して、去夜の靈夢むなしからすと、心中の感喜おほかたならず、すみやかにかしこにまいり、聖人へ調したてまつりて事のよしを啓し、出離の要路をたつね申に、聖人左右なくおほせられてのたまはく、それ聖教万差なり、いづれも機に相応すれば巨益あり、たゞし末法いまのとき、聖道の修行におけるは、行証ひさしくすたれたり、淨土の教行におひては、証道いまさかんなり、しかれば当今の我等、ひとへに弥陀の本願に帰するのほか、二も三もあるへからず、そもく弥陀の本願と申は、法藏因位のとき、一形造惡の凡夫を引攝したまはんかために、我名号をとなへんものを、極樂へむかへんとちかひたまひて、その誓願成就ましゝて、すてに南無阿弥陀佛となりたまひて、今現に西方にましゝて名声を十方にほとこし、光明を塵刹にはなちて念仏の衆生を撰取し給ふ、この御ちかひをきゝて、一念慶喜のこゝろおこれは、撰取不捨の光益にあつかるかゆへに、すなはち不退に住しかならず無上の妙果を証するものなり、このこゝろを大无量寿經には、聞其名号信心歡喜乃至一念とおしへ、即得往生住不退転とあら

はせり、これすなはち、念仏往生の明文弘願真宗の奥旨なり、罪業深重なりといへとも、願力无窮にして、これを重しとしたまはず、散乱放逸なりといへとも、仏智无边にして、きはめてすてたまふことなれば、ひとへに他力仏恩をあふきて、もはら称名念仏するはかりなりと云、こゝに忠長歡喜むねにみち渴仰きもに銘して、もはら称名のほか余言を絶し、たちどころにもとゝりをはらひて、御弟子とならんとこふに、聖人左右なくゆるしたまひて、法名を明性とたまはる、聖人かさねておほせられてのたまはく、汝か靈夢をかふむりしところは、これかならず真宗弘通の勝地たるへし、予もまた彼にいたりて、ひろく化益をほとこすへしと、明性よろこひいそぎ磯部にかへり、かの草堂に案内したてまつるに、聖人このところにおひて、一七日のあひた御化導ましゝけるに、信々の群類、はしめは瓦礫荆棘のことくなりしも、つゝるに變成金剛の真心に徹到し、邪見をひるかへして正見に住し、自力をすてゝ他力に帰するもの稻麻竹葦に同し、こゝに聖人はるかに東方筑波山にむかひたまひて、感涙をもよほしたまひ、往昔我六角の精舎におひて、救世菩薩の告命、すてにいまと符合せりとて、すなはち東方にむかはせたまふ御寿僧を圖画したまひ、井に紺紙金泥の十字の尊号を書しめたまひ、すなはち明性に賜ひて、おほせられてのたまはく、汝はこの所のにありて、大悲伝普化真成報佛恩のつとめおこたることなかれと、感勸の教諭をのこしたまひて、聖人は常陸國小島といふところにうつらせ給ふ、その後貞永元歲壬辰、聖人東

て、仏恩を報し師徳を謝すへし、

(勝願寺三六)

8 下倉田 永勝寺

相州鎌倉面懸阿弥陀如来縁起之略

恭ウケクシク惟ワケニ。阿弥陀如来ハ。三世。諸佛。護念法王。十方衆生。  
 依怙ヨクカク覺體ケツタイナリ。也身ヨガヲ恒河沙世界ニ。ワカチ。光リヲ。微塵數ノ刹土ニ。  
 和ヤラク。妙願メウケン酬報ジュホウ。今ニイタリテ。ナヲ。新アラタニ。神力シツリキ。摂化セツケ。末スヘニ徹トス  
 テ昭アキラカナルモノヲヤ。粵ウチニ。相州。鎌倉。面掛。阿弥陀ノ。縁起ヲ。タツ  
 ネ奉タテマツルニ。相模國。小坂郡。山内莊。倉田郷。龍臥山。永勝寺ハ。  
 昔ハ。長延寺ト云テ。天台ノ。名藍ナリキ。然ルニ。祖師。鸞聖人越  
 後國ヨリ。常陸ニ。ユエ。関東ノ遊化。廿五年。其アヒタ。相州。七  
 年。御經回ノ節。速スミヤカニ。聖道。難解ノ道ヲ。出テ。永。真宗。易  
 行ノ。門ニ。入キ。干時。人王八十五代。後堀河院。嘉録年中聖人五十  
 有五ノ。御歳ナリ。鎌倉管領北条。武藏守。平泰時ノ請ニヨリ  
 テ。一切經ノ。校合。其功成ジタマヒシモ。当寺。御逗留ノ間ナリ。聖  
 人。嘗チカ善光寺。如来ノ。靈夢ニ。ヨリテ。信州ニ下向マシケル。  
 ソノ報恩ニ。擬シテ。彼勝金ノ容貌ヲ摸テ。今ノ。尊像ヲ。刻テ。  
 本尊ト。崇ヒ。因ニ。上宮太子ノ。靈軀ヲ。彫テ。傍ニ。敬ウヤミマ  
 マヘリ。七祖ノ。像ヲ。作テハ。遠ク。宗祖ノ。流通ヲ。ヨロコビ。  
 自身ノ。影ヲ。トメテハ。還ニ。遺弟。法信ニ。ソナフ。或ハ。

國の化益すてにおはりたまひければ、御上洛のきさみ、明性相州に  
 まいりて、しきりに供奉せんことをねかふに、聖人、明性か恋慕の  
 切なるこゝろさしをかゝみたまひて、「真筆をもて二首の和歌をかゝし  
 めたまひ、御かたみとして明性に賜り、おほせられてのたまはく、  
 日夜寢食をともにすといへとも、たれの人かつるに会者定離のことは  
 りをまぬかるへけん、たとひ行程万里をへたつといへとも、ひとたひ撰  
 取不捨の光益をかふるうへは、ともに浄土の再会をよるこぶにた  
 りぬ、汝は東國にありて本願をつたふへし、我は西邦にむかひてなを  
 大悲をひろむへしとねむころにさとしたまひて、聖人は御上洛しま  
 す、師命やむことなければ、明性は磯部にかへりて、造次にも師教を  
 重くし、顛肺にも遺訓をまもるに、ほとなく末流國郡にみち、おのく  
 報謝のまことをぬきいて、延命寺の旧地におひて、一宇の坊舎を經榮  
 し、尊名を安し真影をかけたてまつるに、御遺訓ますくさかんにし  
 て、すこふる聖人御在國のむかしにこへたり、明性上洛してこの由  
 を申すに、聖人おほせられてのたまはく、これしかしなから、凡夫自  
 力の功績にあらず、无上殊勝の願力より成するところなれば、よろ  
 しく勝願寺と号すへしと云、しかしよりこのかた、歳をわたり日を  
 おくりて、すてに數百余回を經といへとも、恩顔を目前に拜し、実語  
 を身底にのこして、往生浄土の本懐を達するともから、幾千万とい  
 ふことをしらす、これすなはち、聖人滅後の利益広大深重の恩徳な  
 り、その恩徳をわきまへんやからは、行住座臥に、称名念仏相續し

花ヲ折テ。佛ニ捧ンガ。タメニ山ニ。入タマヘルトキ。袈裟ヲ脱テ。松ノ樹ニ。カケ。アラカシメ。遺法ノ。榮ヲ。欲ス。今袈裟掛松。トナツケテ。枝葉繁茂セリ。マタ。庭中ニ。小池ヲ。穿テ。佛供ヲ。炊ク備ヘトス。今ニイタリテ。保命水ト。ナツク法水流清シテ。源。在セノ。ムカシニ。タツネ。門葉。蔭茂テ。徳ヲ。滅後ノ。今ニ。蒙シム。嗚呼。其樹也。其水也。実ニ。真宗。繁昌ノ。表ル也。然ニ。七祖ノ。木像ハ。本山エ。入御ス。イツレノ時ト。云コトヲ。伝ヘス。聖人。自作ノ。御寿像ハ。兵乱ノ節。転々シテ。隣郷。長沼村。正安寺ト云。禅院ニ。安置ス。治世ノ後。当寺ノ。靈宝タルヲ。述テ。懇望スト。イヘトモ。其所ノ。鎮守ノ。神跡ニ。崇タテマツリテ。師檀共ニ。承諾セス。然ニ。前大僧正。東泰院。御門主。関東御下向ノ節。コノ義ヲ。懇訴セシカハ。大老本多氏ノ。伝達ヲ。モテ。大樹エ。言上アル。則。大久保彦左衛門尉ヲ。上使トシテ御寿像ヲ。江城ヘ。ムカヘラレ。遂ニ。本寺ヘ寄附。マシクケリ。今。京都ニ在。テ。ソノ靈威ヲ。輝給フ。元。当寺ノ。重宝ナレハトテ。其。御代ヲ。下給ル。伝テ。敬。タテマツル。聖人。真向ノ御影是也。又。七高僧ノ。御影一幅御免アリ是又献セル処ノ。規模ヲアラハサル、モノ歟。原ニ。ソレ本尊ニ面ヲ。カケタテマツル。其由ハ。中古。鎌倉。騷乱。タヒクニシテ。堂社傾廢シ。居民。所ヲ替。旧住。昵近ノ門徒ハ。他郷ニ。追ハレ。遠来邪見ノ野人ハ。当所ニアツマル。シカアレハ。佛闍動スレハ。戎卒起臥ノ。席トナリ。道場常ニ兒童遊戯ノ座トナル。悲

哉。僧房影絶テ制スルニ。人ナシ。干時。本尊。コレヲ尤タマヒテ。牛馬ニ。跨テ。堂前ヲ走ルモノハ。タチマチニ。落墮シ。木屐ヲ着テ。門内ニ入モノハ。カナラス顛倒ス。不淨ニシテ。ムカヘハ。瞑眩シ。不礼ニシテ。過レハ。僻地ス。愚人等。大ニオソレテ。イツカタヘモ。移シ。奉。ント。議スル刻。何地トモナク。一僧出来テ。種々ニ。教化シ。一ノ面ヲ。懸テ尊顔ヲ。隔ラレシヨリ。彼尤モト、マリケリ。コレヨリ。面懸。阿弥陀ト号ス。抑。コノ面ノ来由ヲ。聞ニ。和州三笠山ニ鎮。坐ス。春日大明神。過去。七佛ヲ。表シテ。七面ヲ。神殿ニ。納タマフ。或時。一面見エサリケレハ。神宮。恐怖シテ。幣帛ヲ。捧ク。于時靈神託シテ曰。関東ニ。尊僧アリ。我コレニ寄附スト云云。然ハ。カノ化僧ハ。春日ノ神靈タル。焉。又。上宮太子モ。昔ハ別堂ニ安置セリ。然ルニ。時運ノ。衰廢ニヨリテ。簾落テハ。露尊容ヲ。ウルヲシ。苑破テハ。雨靈像ニ。シタ、ル。其時。木像声ヲアケテ。笠ヲ。キセヨト。ヨハ、リ。タマヘリ。聞人。身毛。豎。テ。刺。其堂ヲ。毀テ。尊体ヲ。寺ニ。ウツセリ今モ。太子堂屋鋪トテ。境内ニ。残レリ。情。聖人ノ徳ヲ。思フニ。形ヲ。凡俗ニ。混ジテ。逆順齊。度シ。道ヲ神明ニ通ジテ。在滅。同感ス。アキラカニ。七祖弘通ノ。宗義ヲ。ツラネ。ヒソカニ。三尊。招喚ノ密意ヲ。アカス。現説。一同ノ慈悲。隱顯。無窮ノ。教示。本師。阿弥陀如来ノ。化身ト。イフコト。真。哉。宣。哉。

龍臥山永勝寺縁起終

祥瑞院永勝寺廿三世現住

积淳雅慎誌

維時

宝曆十二年 天夏五月日

羽州荘内田川郡大泉之荘回轉之住

麻生氏弁次俊休 (花押)

謹書

角印

(永勝寺二九)

(面掛阿弥陀如来縁起)

正面御厨子の内に安置し奉る尊像は面掛の阿弥陀と申し上奉り高祖聖人  
一刀三礼の御作なり抑其の藍觴をたつね奉るに人王八十五代後堀川の院  
の御宇嘉禄二年北條修理亮平時氏鎌倉八幡宮の法蔵に一代経を納め奉ら  
んとして六拾州より名にし難き高祖をあつめ一代経を校合なさしめ玉ふ  
おりしも長延寺隆観師もまねきに応せし一分たりしにあまたの僧侶も信  
疑邪正をわかち兼北條泰時もいかゝわせんとありければ当寺の住寺隆観  
師は兼て常陸の稲田におゐて一心無二の御弟子となり法名を誓海とたま  
はりし事にしあれば親鸞聖人の世に秀てし高德を披露に及ひたりければ

修理亮打驚き祖師聖人を屈請し奉りしに一代経校合すませられし後聖人  
しはらく此寺に逗留まし／＼けり尔るに善光寺の如来の靈夢によりて生  
身の如来を拜し彼の尊容をうつし彫刻し誓海上人へ符属まし／＼けり夫  
より年来大切に恭敬尊重し奉りしに其後北條氏直浄土真宗に仇をなしか  
るによりて靈像は在ずといへとも仏供を奉る僧侶もなし山内に牛馬をつ  
なぐといへとも更に咎むる人もなし干時本尊靈威を顯し牛馬にまたかり  
て門前をすくるものは忽に落馬し不浄にして山内に入れられたを伏す  
故ニ村人あつまりてかゝる如来を此の処におき奉らはいかなる御罪を蒙  
らん事もはかりかたし急ぎ云何成深山にもうつし奉るへしと放逸邪見の  
談合をいたす処に何国ともなく化僧来りて云汝等何事をかいふ仏の衆生  
を斉度し玉ふニ巧まう妙まうの方便ありなんそ貴ひ奉らさらん我今御罪を止む  
へしとて一ツの面を出し本尊にかけ玉へは御咎はとゝまりぬ里人奇異の  
思ゐをなしつゝ打驚きて面掛の阿弥陀如来と名つけ奉りしに彼面は何人  
の作といふ事をしらす或時二人の旅客来りて靈像を拜し恭敬尊重して申  
して云く我らは南都春日大明神の巫まじなり神明護法のため過去七佛の尊容  
をうつして七ツの面を彫て神殿に納めましまししに或時面見へされは  
巫とも思れ／＼て神楽を奏して神託をうかゝふに明神託しての玉く関東  
に靈像在す我一ツの面を奇附すと云々是によりて下向して尋申すに今か  
ゝり玉ふ面は明神の御作にたかふ所なしとて随喜感歎の色をあらわすさ  
すれば件の化僧は春日大明神といふ事明なり熟此奇特を思ふに祖師聖人  
の遺徳を仰き本願の不思議を信樂して極樂能継阿弥陀如来を直々拜し奉



る思をなして称名諸共大切拜礼

(永勝寺二七)

(方便法身尊形縁起・頭如下附)

此方に敬ひ奉る一軸は方便法身 御尊形三方正面の御姿にして 頭如上人の御真筆なり抑其の源を尋奉るに御本願八代目蓮如上人明応年中佛勅を蒙らせられ摂州大坂に一字を御建立あらせられしに九第目実如上人十第目証如上人十一代目頭如上人次第御相承あらせられしに佛神応護の土地なれば諸国の門葉街ちまたにあふれ貴賤道俗群集して日にまし夜にまし佛法繁昌の靈場たりしに其比は諸国あまのことに乱れ国々の大小名土をうはひ国をあらそふおりからに織田上総あま之助平の信長美濃尾張を切り順へ五畿内五ヶ国を實取りおして將軍の号をたまり石山本願寺を押しつし西国中国の手当に一城を築かんとたくまれし比は元亀元年より天正七年迄すへて十一ヶ年の其のあいたかゝる佛法繁昌の名藍もたちまち修羅の導場となり尺迦に大婆太子に守屋月にむら雲花に風障りおゝきは世のならひ佛敵法敵の信長に責立られ頭如上人寢食を忘れて御苦勞被遊おりから当山淨土真宗の開基誓海上人より十二第目順海と申住寺多輩を引連御身方申上奉りしに頭如上人喜悅の余り一方の大將をたまりければ一向専修の心を定メ三經さんぎょう隠頭いんとうのうら表四十八願の兵法に重おもて三誓のおくの手にミタの名号即是利刃の秘術の太刀打功德の奥儀佛恩師恩の爲にとて万死一生の働に数度の軍忠を奇特に被か為思召忝なくも御筆ヲ染させられ三方正面の方便法身の尊形を御認しんめメ被遊頭如上人被仰而のたまわく抑

此の三方の正面は佛敵法敵の信長退去の御姿次の一方は正しく汝を御助の御姿後の末の代に生れおくれし御門徒を助けたまわんとて立むかわせたまふ御姿一方はなりと被仰つゝ当寺の住寺へ御付属の尊形なれば石山の合戦に身命をなけうつて報謝の誠をつくされしむかしを今に思ひくらへて大切に拜礼

(永勝寺二四)

(親鸞聖人絵像縁起)

あなたに掛奉る一軸は 高祖聖人夢想感得の御影にして御本山三代目の善知識覚如上人の御筆なりその来由を尋奉るに覚如上人御歳六拾二才建武二ま年の春の比 高祖聖人の御旧跡御順拜の折から当国御遍行あらせられ貝渚の草庵に御止宿在て御本尊阿弥陀如来 高祖聖人御直作の御形見の御寿像并御名号等御拜礼あらせられ庵主をはしめ近辺のもの共を御教化ましゝて扱仰られるやうは此所は 高祖聖人有縁の古地なり後にいたりては念佛弘通の道場と成へし我そのしるしに形見を残すへしとてこの 高祖聖人夢想感得の御影を御染筆あらせられて此草庵に残し給ふそもゝこの 聖人の夢想感得と申は 聖人御歳三拾一才建仁三年四月五日之夜の御夢に 聖人六角堂へ御参詣ありしに六角堂の親世音菩薩顔容端嚴の聖僧のかたちを示現したまひ白き御袈裟をめさせられ広大之白き蓮華に座し給ひ聖人に告てのたまはく行者宿報設女犯我成玉女身被犯一生之間能莊嚴臨終引導生極楽これはこれ我誓願なり善信この誓願のおもむきを一切の群生に説聞しむへしと告給ふ聖人

其後肉食妻帯在家同事之御宗風を御建立まし、末世の在家悪人女人の往生におゐて疑をはらせ給ふはひとへにこの観音の御告によつてなり委くは御絵伝にあらはし給ふよつて 覚如上人この片ほとりの在家のものゝ疑をはらさず為にとて此御影を御染筆あらせられてこの庵室に残し給ふにかの御言葉に違ひなく果して□年中の比開基善照房一字を建立し本覚寺と号して念仏弘通の霊場となれりまことに日本一軸世に比類なき 覚如上人の御筆 高祖御開山聖人夢想感得末世の在家悪人女人の往生証拠之御影なれはおのゝ謹て称名もろとも拝礼あられませ

(永勝寺二三)

(蓮如上人筆六字名号縁起)

こなたに掛奉る一軸は 蓮如上人の御真筆六字の御名号なり開基善照房当寺建立のみきり無為信寺より持来りて安置せられしより当寺伝来の法物とはなりぬしかれはおのゝ蓮如上人の御真筆なればつゝしんで称名もろとも大切に拝礼を遂られませう

(永勝寺二六)

(蓮如下附方便法身尊形縁起)

こなたに掛たてまつる一軸は三方正面方便法身の尊形にて蓮如上人の御真筆なり当寺伝来の来由を尋るにそのかみ貝渚の草庵は 高祖聖人もしはらく御逗留まし、御形見の御寿像をも御彫刻あらせられ其後 覚如上人も御立寄あらせられて夢想感得の御影を御染筆ありて後には念

仏弘通の霊場と成へきむね御遺言も有けるに時節いたらざる故にやその事ならずしてむかしのこき草庵にて年月を送りければ遠近のもの達もふかくこれを歎き居たりしに時いたれるにや天文年中の比江州紀州の門徒多渡世弄の為にとて此里に下り専ら一字建立を催しける折柄奥州棚倉無為信寺才八世の住才善照房此里に來りてかの多くの門徒と心を合せ終に一字を造営して本覚寺と号し其時の御本尊にとて無為信寺より此方便法身の尊形并御名号を供奉し來りて本覚寺に安置し奉る其後御本山より木佛の御本尊を御免許成下されしより此尊形は当寺伝来の法物とはなりぬしかれはおのゝ悪人往住の御金体 蓮如上人の御真筆なれば称名もろとも謹て拝礼を遂られませう

(永勝寺二八)

(頭如上人筆九字名号縁起)

檀上に掛たてまつる一軸は 御本山拾一代目の善知識頭如上人恩召を以て九字之尊号連座の御影と称し奉る其藍鶴を尋るに頭如上人摂州石山におゐて織田主水と御対陣の御当山二代目の住僧善智門徒を召連れ大坂江馳登り御味方申せし折柄引連登りし門徒はおのゝ討死してあれば頭如上人も其こゝろさしを深く御感心あらせられけるその後勅定に依て一旦御和融調ひしかは善智も一ト先ッ帰国の御暇をねかひけるに長々御味方申せし御褒美として頭如上人御代番として教如上人の御筆其中に九字の尊号を書せ給ひ両方に連座の御影を画き給ひて是を善智江下され汝婦国いたしてあるならば此度討死せしものゝ妻子共へよく申聞すへし

此度の働きは実に賞するにあまりありさりなからかゝるおそろしき苦惱の娑婆を捨てて、浄土に往生してあれはいま認めし連座の御影のことくすみやかに正身の阿弥陀如来の御膝元ニ往生して大悲の御姿を拝み上奉り永劫御苦勞の御礼を申上其身もひかりかゝやく佛となり永劫千變の大快樂を得奉る果報は彼者共の身の上なりあとに残りし妻子のものも能く信心決定して一蓮托生の証の身となるやうよく申聞すへしと御ねんころに御示しあらせられて被下ければ善智は是を推戴き難有涙にかきくれて泣く　頭如上人に御別れ申此御影を御供して国に歸りて安置し奉りしより当寺伝来の法物とはなりぬしかれはおのく　頭如上人石山合戦の節の御筆なればむかしの御苦勞をおもひ出し称名もるとも大切に拝礼あられませ

(永勝寺二五)

## 9 関宿 常敬寺

(阿弥陀如来木像縁起)

夫諸仏は大悲大悲を以て衆生を憐愍し若海を渡し給ふに、因縁然するを以て世に出現し給ふ、そもく此尊像を当山ニ安置し奉る来由は、往昔都トモ鞍馬山ニ而春秋幾トシといふ事をしらず、是則極楽ニ能化思惟を五劫ニ成就し修行を永劫ニ満足し給ふ尊像なり、然ルニ源氏之乱レニ保元義朝生霊カミし給ふによつて公達或はうたれ或は遠流し給ふ中ニも、牛若丸幼稚ニして鞍馬山東光坊阿闍梨之元ニして生長セリ在しけり、時ニ母。常盤御前。牛若

丸ニ対面せんとおもへども、女人禁制ニ之山ニなれば登山することあたはず、然るに常盤御前つらくおもふよふは鞍馬山奥之院ニ立せ給ふ本尊は阿みた如来なり・彼ノ仏ノ四十八之大願を立て十八之願に十方衆生と誓ひ給ひ悪人女人之往生を成就し給ふと雖レも猶女人は罪深く疑ニのこゝろ深きより又重て第三十五番目の願に、變成男子女人成仏之別願を立て、女人之往生を成就し給ふ何とて女人之禁断ニしたふや。とて。な登山して東光坊ニ対面シ事之由を尋ね給ふに、阿闍梨黙然として答る事し又重て女人十方衆生の外とやせん變成男子の誓願はいたつら事なりやと返すく問ひ給ふニ、阿闍梨はた感涙ニ。むせんで在しが暫く有て「実ニなんしが難する処奇なる哉々々、凡慮の及処ニあらす是レ仏智之不思議なり「これより後は爾ニを女人登山之。元祖（未明）として。禁断する事は有るべからず」此尊像は偏ニ常盤有縁の尊像なれば、爾ニ譲るべしとて常盤御前ニ受与し給ふ其後右大将頼朝卿鎌倉ニ天下をすゑ給ふニ依て常盤御前は鎌倉ニ隠居し給ふ其地を常盤井と号スト云云此処ニ一字建立して常隨給仕在シけり其後北條時宗入道之時、唯善上人下向之砌ニ惟康親王より御寄附之尊像なれば各々謹て拝礼致へし」

文化十癸酉年

仲夏写之

中戸山廿一世住

唯慶(花押)

祖師聖人御自作御真影縁記

抑(モ)宗祖聖人之御尊像を当山安置奉ル、其濫觴を尋奉れハ、夫聖人之俗姓をいへハ、藤原氏天津児屋根之尊、鎌足之末孫皇太后宮之大臣、有範之御家ニ誕生在シ、朝廷(廷)ニ仕て、霜雪をもいたゞき、野(射)山ニ走リ(趨)て榮花をも開くへかりし人なれとも、弘(興)法之因内ニきざ(萌)し、利生之縁外ニ催シ(シニヨリテ)、九歳之春、青蓮院御門跡慈鎮和尚の門人ニつらなり、出家得道(度)して範冥少納言君と号し、夫より諸宗之奥儀を究メ、碩学ニなり給ふといへとも、つら／＼末法濁乱之機、聖道門之修行成就し難シとて、時機相応之法を求めん為に、根本中堂之薬師如来、枝末諸法之靈崛ニ詣(モラデト)て雖とも其註(セシ)なし、(是レニ)仍て廿九歳ニして、終ニ都六角堂之観世音菩薩ニ、百日百夜之祈請し給ふ、九十九夜目ニ観音示現して曰ク、源空今吉水ニおゐて西方之要律弘む、彼処ニ到て問へしとて、靈夢を蒙(シ)、感涙數行ニおよひて、念佛(ノ)元祖法然上人ニ謁シ、念仏往生他力信心之斷(ト)りを聴聞し給ふニ、忽チ聖道自力之法を闕(キ)、凡夫直入之法を決定在シ(ノ)ケリ、法然上人三百八十余人之上足となり給ふ(二)、南都北嶺之妬(ハ)を受ケ給ふ、(之レニ)仍て法然上人七十五歳、祖師聖人三十五歳にして、頃は承元々年三月遠流之つみを蒙り給ひ、是迄住(ミ)馴給ふ都之地をはなれ、越後配所ニ趣(越シ)向給へと(モ)、是幸とて在(タ)々処々、鬼を欺(あざむ)く越後國、一丈(三)丈之大雪を、衆生済度之御

念心ニ御身之御苦勞忘れ給ひ(ヘ)、五年之霜雪を送り給ふ、然るに勅免ありと雖とも、夫より関東ニ下り給ひ、廿年之御苦勞ニ或時は弁念(四)か劔之下を免レ、又或時は日野左エ門か門前ニ大雪の中ニ石を枕に夜を明し、終ニ御歳(年)六十(歳)ニ、都江登り給ふ折から、箱根山ニおゐてハ、関東之方へむかひて、名残をおしみ給ひて、

病子をは預て帰る旅の空

こゝろは爰に残りこそすれと

御くちずさみ遊はし、関東之同行之法義安心の事をおもひ兼て、ついで都江(ト)登り給ふ、頃は寛元々年、癸卯年七(六)十一歳にして、自ラ水鏡ニ向イ給ひ、御姿を彫刻したまひ、仰らけるハ(テノタマハク)我在家(一)同(門)之風、凡夫直入之断(理)リ、日本国ニ弘(ひろ)ま、関東ハ取訳有縁之地なれハ、我滅後おゐて関東同行江形見ニ残しおくとの御遺言、聖人御滅後、当山開基唯善上人、関東下向之砌、御供申奉る、依之当山ニ安置奉る、関東同行御形見尊像なれハ、各々一同称名諸共ニ拝礼を仕(致)へし

偕て(抑モ)此尊像を開基唯善上人御供奉申し関東下向之砌或日勢州桑名之渡リニ懸り給ふニ俄ニ難風起船ヲ翻(覆)らんとして折から唯善此尊像を抱き守護したまふニ必死逃(遁)レかたき折から御首ぬけ出て海中ニ沈ミけり唯善歎き悲しむといへとも更ニ詮方なし然るニ不思議なるかなや風波忽ち静けり仍て御首を尋ね奉り(る)といへとも更ニ行方しれたまはす是非なく唯善海中ニ向ひ鎌倉ニ下向有へし常随御給仕申へしとて鎌倉ニ

下向し給ふニ惟康親王崇敬之余り常盤井といふ処ニ数字之伽藍を建立し  
唯善上人を招請し給ふ然るニ鎌倉海上ニ夜ナノ光もの頭(現)レ人々怪  
(奇)異のおもひをなし海辺之ものはを恐れ哀(見)もの少なからず然るニ  
唯善奇異之靈夢感得したまひ此光りを見るに、金色のまさしくひかり成  
によつて、是聖人之御首下向ニ疑(ウタガハシ)なしとて、小船に乘し念仏と共に網  
(を)入給ふニ忝(カチシメナク)も聖人之御首綱ニ懸り給ふ唯善歡喜之涙にむせひ御  
宝籠ニ納給ふ、此事親王始メ奉り鎌倉中奇特見聞之輩ら聖人之教に帰  
する事風に竹(草)の靡くかことし(ト)云云然ハ聖人恩(温)顔は寂滅の煙  
りに化し給ふといへとも衆生濟度之御念心は此御木(尊)像ニとゞめ給ふ  
事なれハ正真之御(開山)聖人正直ニ(々々)御対面のおもひをなし謹て「礼  
拜へし(致サレシ) 穴賢々々

文化十癸酉五月

下総関宿(中戸)

中戸廿一世(西光院)

唯慶(花押)〔常敬寺〕

(常教寺三〇)

祖師聖人御旅御影縁記

抑奉懸一軸ハ祖師聖人御旅行之御影ニ而越後國小田浜御苦勞之御姿下間  
蓮位房之筆也、其藍躬者聖人遠流之罪を蒙り、越後國に五年之歳霜を送

り給ふ、然ルニ岡崎之中納言範光卿を以勅免有し故、翌正月月中旬御出立ニ  
而都江趣向給ふ折柄、或日小田浜ニ懸り給ふニ大雪頻リニ降り下り、北海風  
〔瀕〕路次往來見へ分らず、時ニ化僧一人頭レ、我此道を能しれり、我ニ  
隨(シテ)ひ來り給へと、案内したまふ、是則小田明神なりと云云、然ルニ蓮位  
房聖人之今日御難波之御姿た、召もならわぬ草履脚件を召せられ、杖を  
力ニあゆみ給ふを、つく／＼と詠めて涙たを流し勿体なや藤原の御家ニ  
御誕生遊わし、透間之風もいとふ御身を、衆生不便之御念心、五年の今  
日ニ至ル迄、一日片時之御休ミなく、衆生濟度ニ御身之御苦勞忘れたま  
ひ、歩行は跛足之御難儀ハ、いか成御慈悲之顯レそと、涙に袖をしほり  
けれハ、聖人ノ給わハ、其方ハ愚(アホ)なこととを曰フもの哉、阿弥陀如来ハ  
我々衆生を助けん為に、法藏比丘之其昔し、石の上ニ座をしめて、五劫  
之間御思案被成、非載永劫之御苦勞ハ、此親鸞一人か為そとて、御師弟  
諸共御歡之涙たくれて在ス、其時白鷺空へ飛上り雪間ニ一声啼けれハ、  
聖人取あへす、

声なくハいかにそれとハしられまし

雪深積る芦原の鷺と詠したまひ、御師匠法然上人流罪ニ取せられ給  
ハすは、何しに比親鸞も越後の國に趣向や、此配所ニ來つて辺鄙の衆生  
ニ他力信心之断(ト)を論(ト)て、手を合(ト)せて念仏を称へさせんと骨折し甲斐  
ありて、今ハ越後関東之ものか念仏称るよふニ成しハ、是親鸞か喜ひそ  
や、越後関東の同行か極楽參りするならハ、此親鸞か身ヲ粉ニ碎く共、  
いとるハせぬぞと曰(ト)へハ、蓮位ハ聖人の御慈悲深き恩召が骨身にこた

へテ程深き御恵ミ、御苦勞之御姿を画殘し、末代の同行ニ聖人之御恩をし  
 らせ、他力信心之領解にもとつくやうにとて、我々か信心了解のたより  
 ニ書殘したる一軸なり、然るニ聖人御滅後、此御影を覚信尼公朝夕涙を流  
 し御拝礼とけさせられ、聖人御在世のむかし、御苦勞之程を喜ひたま  
 ふ、然ルニ唯善上人関東下向之砌、御供申当山に安置シ奉ル祖師聖人小浜  
 田御苦勞之御影なれハ各々称名諸共拝礼を遂へし

文化十癸酉五月 中戸山廿一世 唯慶（花押）

（常敬寺三三）

祖師聖人御病中縁記

中戸山内 抑檀上ニ奉懸一軸は祖師聖人。御病中之御真影ニ而在。是則聖人御□才  
 尋有御坊之御筆なり。其故は祖師聖人之御君達六人之御中。才四之御子  
 慈信房善鸞故有て。御勸氣を蒙り給ひ。奥州大綱と云処に御座在。時  
 に聖人弘長二歳中冬下旬御宝寿満九十歳ニして。御不例之床ニ伏し給ふ。  
 依て諸国之御才子有縁之御門下、海上を縁り遠里をいとわす。夜を日に  
 ついて馳参り御看病之誠を尽す。こゝに善鸞聖人ハ御父聖人之御病氣と  
 聞召早速都へ都江登り。花園之御坊ニ近付給へとも罪有身のしほく  
 と。天ニくゝまり地にぬき足シ御子如信上人をひそかに召れ。尋有僧都  
 の御方江御勸氣御免之御託を願ひ給ふ。尋有僧都御尤モトモニ思召こと葉を  
 尽し説し給ふ。聖人曰フよふハ我おもふ子細あれハとて御免なかりし

かハ。僧都たつて御託被成けるニ聖人ことの外いからせ給ひ。善鸞か勸  
 氣ハ我滅後迄もゆるし難し。一人短辰なれハ一国乱るゝと云へり。大聖  
 釈尊之御子善星セツキョウ并調達提婆テウダツテイパカ類ルイ。邪見をもつて奈落ニ墮ツクす如來の大悲  
 も救ふニ由なし。今善鸞カ他力を背く我また是をいかゞせん。末代の為  
 門徒のためかならず託する事なかれと曰フに。尋有御坊いかゝ共曰フ事  
 あたわす善鸞上人江右之ごとく被伝ツクけるニ。善鸞聞召門下之為とあれハ  
 力およはず。乍去遠辺之親族有縁之道俗御病氣の恩顔ニ近付御看病之誠  
 を尽す。親と成子となり肉を分ケ血を分ケ養育護持之大恩山のごとく高  
 く海のごとく深き身ミ持モチなから。御臨終之期およひ。一夜の御看病も叶  
 わす今ハ何の思ひ出かあらんとて千行之涙腸コウメイの涙を断肝二命のふ然るニ善鸞聖人仰  
 られけるハ。せめて御病氣之御姿を写し画チシヤクシテき給われかしと。願ひけれハ  
 尋有僧都もことわり思召。何となく聖人江御病氣の御姿を写し奉りた  
 きよし願ひたまふ。聖人曰フよふハ然ハ我門才等へ対し暇ヒマ之物語りを  
 なすへし。其時写し取へしと曰フ。其時門才等并ニ御親屬是を御最期之  
 御教化なりとて。各すゝみ近付て聴聞申けり此時尋有僧都ハ。御姿を写  
 し給りぬ依五へ而此御影を善鸞聖人江進せ給へハ。善鸞聖人此真影ニむかひ  
 給ひ。御病中ニ近付奉ルおもひせりとて。涙とともニ屋夜御。看病申給ふ  
 こと念頃なり。御滅後ニ大綱ニ帰カエり給ひ朝夕涙たを流し挿挿し在在しか。唯善  
 上人関東下向し給ひ善鸞聖人より申受ク。朝夕御看病之思ひ有とて挿し  
 給ふ夫より此かた。今当山ニハ七屋夜の節御画伝之真中に懸懸テ奉り毎年門  
 徒一同ニ御看病のおもひたへす。敬ひ奉ル尊影なれハ各々御大節上「称名

諸共拝礼を遂へし

文化十癸酉 五月

中戸山廿一世  
唯慶(花押)

(常敬寺三二)

覚信尼公之尊像縁起

御厨子之内ニ奉安置尊像ハ御開山聖人オ七之姫君弥女君之御姿ニ而、聖人御滅後御剃髮在て覚信尼公と奉称、開基唯善上人御母君ニ而、唯善上人ノ御作也・女人往生処、掘之尊像と奉称、抑祖師聖人御年齢積り給ひ、満九十歳頃ハ弘長二歳壬戌霜月下旬之頃より、御不例之氣在ス、夫より已来口ニ世事を給わす、声に余言を顯さす、たゞ佛を思之深き事を歎ひ給ふ、然に、廿八日五ツ時より称名の御声も次第二弱せ給ふ御有様、御弟子方ハ申及ハす、御親屬之御方、前後左右に、取巻、御臨終に程もあるまし、御顔を拝し奉ルも今暫シの事成れ、各々涙たむせひ、おわしける折柄、聖人称名の声留り、起直らせられ、仰らけるは、いかに方々、此度希人身を受ケ、過難き御法りを聞得て、報土往生之素懷を遂こと万劫之仕合ニ非ずや、夫ニ就て・過現未之ころ。何れニ依て往生するやと問給ふ。粟津の真蓮房答へ申上ルハ、私ハ過去之ころニ而往生すると心得て念仏申ひと申上り、聖人仰せニハ、過去之ころとハ如何、去れハ、経ニハ若人无善出不得聞此経等と云へり、過去之宿善なくて、此法りを信する事あたはず、依て過去之ころニよると存

い、次ニ松陰入道道照法師申上けるハ、私ハ現在之ころニ而往生すると存、念佛申候と、聖人曰く現在之ころと云何、去れハ過去之宿善目出度候とも、現在信佛之因縁なくハ往生は得かたくい、然ハ現在之心にて往生すると存念佛申候、次ニ小黒の女房昌姫申上るハ、私は未来之ころと存念仏申ひ其故ハ宿善有て、現在二聞とも未来願生之心なけれハ往生ハ叶難くと存いと、聖人又曰く弥女は云何と、其時弥女姫差うつむいて在せしニ、漸く涙を払、申上けるは、私ハ愚に生れ、三世の信心之断ハ存せ□、かゝる浅間敷、五障三従の罪深き女人の身なれと、佛智の不思議ニたすけられ、報土往生遂る事の難有さよと存、称名念佛申斗ニ候と申上けれハ、聖人御感涙ニむせひたまひ、爾か歎ひこそ佛意ニ叶たる他力之喜ひ也、親鸞か教を能こそ聞届ケ分たり、末への代の人々も左こそあらめ迎、御喜之あまり、汝に譲るものあり迎、御真影ニ譲リ文を添、浄土真宗法脉相承を、弥女君へたまわりけり、然るに此時弥女君御剃髮あつて、名を覚信尼公と称シ奉ル、聖人御滅後、文永九年ニシテ大谷之御本廟、御建立被成、本願寺之院宣を亀山之法皇リ頂戴して、御相承被遊在たる、覚信尼公尊像也、聖人御臨終之砌、末代之悪人女人之往生之先達ニなるへしと御遺言なれハ、偏ニ是末代之女人往生之女人往生之先達、女人往生処掘之尊像なれハ、各々三世の諸仏ニ捨られたる女人成けれ共、佛知之不思議ニ依之、变成男子女人成仏先達と存、此尊像ニむかひ奉れハ、弥疑晴て称名諸共奉拜へし

文化十<sup>卷</sup>西<sup>四</sup> 五月 唯慶<sup>中戸山<sup>廿一</sup>世</sup> (花押)

(常敬寺三七)

(親鸞聖人絵像縁起)

今此ニ拜み奉る御姿は聖人の越后の国より常陸の国に越給ひ稲田之郷吹雪谷に御草庵を結はせられ十ヶ年の御化導には貴賤群集し門前市を成す頃は元仁元年なり教行信証御制作事終らせられ衆生済度の念願は正しく此地に満足せりア、今ははや心ろニ掛る事もなしと御喜せ給ひ五十三才之御年には下野宮村の御草庵に移らせられ遂に高田山御建立被為在亦鎌倉將軍惟康親王の招待により一切経校合の筵ニ連り玉ふ因て相模の国ニしはく御化導在しけり頃は貞永元年なり六十才の御年には古郷都もなつかしく仰せられてのたまわく噫思とまわせば夢の世ぞ三十五才の春のころ都の空を出しより二十五年の年月は歳霜いつか身に積り此の世の名残も近付ヶば古郷都もなつかしく我は都い返るなり我出立の其後モ後世の大事を忘れなよ大悲の御恩を喜べよ是今生の名残りぞと御懇ろなる御教化の御声と共に稲田をば杖を力らに立ち給ひ名残をしけの御門葉、老英男女集りて涙もあればさけぶもあり替るく御対面祖師聖人の御姿は墨の衣に墨のけさ竹の御杖ニ菅の笠を御すそ高く引あけ玉い御称名を諸ろ共に築波の山を越させられ杖を力の御運ニ後に従ふ御弟子かた涙に袖をしぼりつゝ後や先きやの獨り言と噫勿体なや誰あるふ花の都に在

しせは榮花榮耀の事なるにかゝる辺鄙に越玉い御不自由なるわひすまひ六十才の今日迄て衆生済度の御慈悲より一日安都之事もなく日光吹雪の霄には昔の小笠をかたむけ給ひ雨や嵐の御厭ひなく永の間の御苦勞より花の盛りの御姿も今は御腰もたゆませられ長の月日の数くは御顔の皺と頭れて常並みくの人ならばはや楽住居する頃なるに彼方は夫等の事もなく未来不知の我れ人も浄土い導く為にとて御いそかしき御心ろ根ア、勿体なや難有や冥加の程もをそろしやと涙まちりのひとり言と聖人御覽ニ在して仰せられての玉はく二十九歳の其時に他力の謂れを聞きより如来の御慈悲に助けられ弥陀永劫の御苦勞は親鸞一人の御目あてと聞き受けられて其日より只善信か思ひ出は後生知らずの人々を一人なりとも手を引て弥陀の浄土ひ帰らんと我れを忘れて日を送り不図年を重ねたり愛別離苦は世のならい信心一味の同行は浄土の対面待つほどに我は都に返るとも衆生済度之心を必ず末世に止め置く一人称名とないなば必ス二人と思ふべし三人御慈悲を喜は、必ス四人と思ふべし姿の見いぬは是の親鸞必す一人と思ふなよ名残ハ尽せぬ事なれば皆く是より帰られよ此親鸞も行程に是今生の別れそや浄土の対面くくと一足歩行ませ玉るては後世の大事を忘るなよ二足歩行せ玉いては必ず御慈悲を忘るなよ三足四足の数く御姿の遠くなりぬれば皆一同に声を挙ヶ御苦勞大悲の御すかたを延と上りては伏し拝み杖やわらじといふ事は知せ玉はぬ御身なれと衆生悔悟の為なれば素足にわらしをめし玉い六十才の今日迄涙き明しての御苦勞も是今生の御別れと一同ツツ声を挙ヶなく御別れ申しけ



りかゝる御苦勞被下たる祖師聖人の御絵相を佛恩師恩を報せんと開基開基唯唯善上人画せ玉い末世の同行我れ人へ御形見と下し被置たる御姿なれば昔御坊しを今ニ思ひやり称名もろとも大切に拜礼あられましよふ

(常敬寺三二)

(唯善上人絵像縁起)

御図子之内ニ奉安置像ハ、当山開基唯善上人四拾二歳満足之御影御影ニテ。御開山聖人御孫  
在ス、是則聖人御滅後、東之、御弟子方。練磨本宗之銘、靈解安心  
まぢくニして。門葉深く歎レ之鎌倉ニ訴ヘ。將軍惟康親王之上聞ニ達シ  
奉ル。親王尤ニ思召此法改めんニハ。親鸞聖人貴族ニあらすんは的イなら  
すとて。唯善を招請すといへとも唯善下向なし。依て龜山院後宇多院兩  
帝江奏聞し給ふ。兩帝ハ坂東浄土真宗棟梁積唯善上人と院宣を頂戴し。  
関東ニ下向し教化し給ふニ。各々日頃之迷心を翻し正義ニ帰する事。  
朝日ニ霜の消ることと云云。仍之將軍深く信教し給ひ。常盤井といふ  
処ニ大伽藍を建立し。寺号を弥陀本願寺と号し。唯善を招請し時ニ康安  
五年也。然るに將軍つらく遠慮をめぐらし。此鎌倉ハ終ニ乱逆兵災の  
おそれ有へしとて。執権入道宝光寺道果ニ命して。下総国関宿中戸里敷  
宇伽藍を移して。尚將軍自建立となしては一宗の捉摸とは成かたしと  
て。後山龜山兩帝江奏聞し中戸山西光院と勅額を下して。勅願寺となし給  
ふ依レ之聖人滅後之化導盛成事。願る聖人在世之昔ニこへたり唯善上  
人満足ノ余リ比尊像を彫刻したまい。当山ニ残し給ふ四十二歳御満足之

影なれば各々謹上て称名諸共一礼遂へし

中戸村

西光院

(常敬寺三八)

(法然上人絵像縁起)

抑此一軸は法然聖人選択集御相伝の御影と申て。御影ハ祖師聖人の御真  
筆御讚ハ法然聖人の御真筆にて。一天無二の宝物なり。是法然聖人七拾  
三歳祖師聖人三拾三歳。元久元年四月十四日之事なり。然るに比叡山六  
拾二代の座主眞性大僧正并諸宗の学徒七十八人。九條関白禪定殿下江捧  
書玉テ法然上人の念佛宗意立破の問答をなさん事をしきりに願ひ申  
付。法然聖人江此旨御申達し申あらせられければ法然聖人不苦い。源空ま  
いるまでも及不申とて。祖師聖人を御名代として遣されけれハ。座  
主眞性其外学徒七十八人口に申けるハ。源空オ一の才子善信房なれハ  
源空も同じ事。さらハ問答せんとておのく言葉をそろへ難問偏執を申  
掛らる。祖師聖人ハさしうつむき涙を流して聞居たまひしか。大衆の  
言葉のひまに座をすべりて逃歸り給ふ故ハ大衆の難問無益にして。事ゆ  
へなくおのくつぶやきく退出し給ひけり、此事法然上人聞しめ  
して。誠に善信ハ我心中と申し人なり。誰か外のもの、逃歸らんや其故  
ハ。自力根性の他力をしらぬあわれさよ。餓鬼ハ水を火と見るのたくひ

雀のさへするやうなる人に。むかひてなんのことはりをかのへん。よくも逃ニシテて歸モトりしそとて。早速サツソク祖師ソウジ聖人セイジンの岡崎オカザキの禪房ゼンボウへ御使ミツカイを遣ツカされ。唯ただよせたまひ今日こんにち其方そのかたの心中しんちゆうまことに弥陀ミタの本願ほんがんに相叶あひま事こと、明あきらに見届またた、日頃望ひころのみの選撰せんせん集を見写みせよ。また我真影まことのまげもうつすへしとて即すなはち選撰せんせん集内題うちうぢの字并真影あざなまげの御銘のみなづか。若も我成仏わがなりぶつの文ぶんとを書かてあたへ給たまふ。祖師聖人そしせいじん是こゝろを頂戴ちやうたいして見写み制作しやく図画真影ずゐまげ。是こゝろ專念せんねん正業しやうごふの徳とくなり決定けつぎやう、往生おんじやうの微こゝろなりとよるこひたまふ。かゝる御附屬おんぶつりくの御影おんかげなればおのゝく謹こゝろて拜礼らいらいを遂すまられませ

(常敬寺二九)

(阿弥陀如来絵像縁起)

奉掛一軸ハ余川僧都源信和尚ノ御筆雲乘アミタ如来ノ尊影ニシテ其由来ヲ尋ニ源信和尚アル片宇治平等院ニ於テ、諸人ヲ集説法玉たまヲ片、虫喰ノ木葉、一枚何クいモ無ク高坐ノ上へ、ヲチケルヲ不思議ニ思召取上テ、御ランナサレケレハ虫喰ニテ文字ノ形在、ヨクノ見玉たまへハ、極楽へ行ク舟便ふねニト、歌ノ下ノ句在リナヲノ不思義ニ思召テ參詣諸人ニタヘシ、誰レカ此歌ノ上句附ル者ナキヤト御念頃ニ御尋遊ケルニ、誰在一人モ上ノ句附ル者ナキ故ニ、源信自ラ法ノ道知ル人アラハ渡スヘシト上ノ句ヲ附タマヘハ、參詣ノ諸人手ヲ打テ喜ケルハ何カモ法ノ道知ル人アラハ渡スヘシ極楽へ行ク舟ノタヨリニトハ御尤ナ御歌ナリト、ミナノ喜ヒ帰ケル時白髮老女一人堂内ニ残り涙ナカラニ源信和尚へ、申スヨウハ、只今ノ上句ノ御歌ニ法ノ道シル人アラハ渡スヘシトノ、御歌ナレモ吾身

如キノヲロカ者、愛欲名利ニ引サレテ、ルテン三界ニ宿モナク、智エノ眼ハツブレ果テ、トコヘ取付ク當あたナク、生死しんじ々々ノ長ノ旅タドリノ此坐こゝろへ參テ聞ハ法ノ道知ル人在ハ渡スヘシトノ御ウタニテハ、五障三障ノイタツラ者諸佛ノ御慈悲ニ見ハナサレ、修行カへ行ノ足手ハ立ス、一文不智ノ此祖母ハ、ヤミカラヤミへ帰ルカト、アトハ涙ニクレケルカア、不思議ナルルカナヤ彼ノ老女忽たち光明カ、ヤカシ スツクト立ハ、コハイカニアミタ如来ノ御スカタトナリ 妙ノ御コへ、サワヤカニ、法リ道知モ知ラスモ渡スヘシ極楽ごくらく行ク舟ノ便ニト、御コヘトモ紫雲むらさきぐも乗シテ西ノ雲間イ飛去ケル、アト見送源信和尚御涙ムセハセラレ掛尊かみキアミタ如来ノ御慈悲おんじ知ラスニ暮ス我ラ故、老女ト姿替サセラレ源信げんしん落度ノアノ、御スカタヲト、涙なみだニ御筆ヲ取ラセラレ末世吾等へ御形見ト残被下タル御影ナレハ罪在リナカラ參レヨトノ御姿ト吾身々々ノ往生ノ一大事ヲ待兼玉ウ御スカタト称名モロモロモロハ大切ニ拜礼

(常敬寺二七)

(聖徳太子十六才木像縁起)

抑檀上ニ敬ヒ奉ルハ聖徳太子十六才ノ御姿、高祖聖人ノ御作ナリ、其来由ヲ尋ネ奉レハ、聖徳太子ハ、人皇三十二代用明天皇ノ皇子ニシテ御年二才二月十五日ノ曉天ナルニ、東方ニ向テ南無仏ト称ヒ在シテヨリ、御往生ノイマワ迄、佛法御弘通被為在タル御身ナリ、御本地ヲ尋ネ奉レハ、西方教主阿弥陀如来ノ御昭立テ、観音菩薩ノ御化身ニテ、一切世間

ノ苦惱ヲ救ヒ玉フカ故ニ、救世菩薩トハ申スナリ、昔シ天然ニ在ッテハ、<sup>ヘンレド</sup>波斯逼王ノ姫宮ト顯レ玉ヒ、勝鬘經ヲ講談シ玉ヒ、多クノ官女ヲ化益在シヌ、亦タ唐土ニ在シテハ、慧思禪師ト示現シテ、常ニ<sup>クツ</sup>衡山ニ居ッ玉ヒ、南北二朝ノ帰依深ク、妙教ノ大乘ヲ弘メサセラレ、アマツサヘ四百余州ヘ、佛ノ真意ヲ弘通シ玉フ、サテ吾朝ニテハ十善天子ノ皇子ト現レ玉ヒ、天下国家ノ法則ヲ定メ、猶佛法興隆不殘國中十六ノ伽藍ヲ建立被為遊、一千三百余人ノ僧尼ヲ供養シ、シカノミナラス、士農工商夫々ノ所作、當ミヲ勤ル迄、皆是レ皇太子ノ恩徳ナリ、曾テ或ル時キ一首ノ歌ヲ詠シ玉ヒ、善光寺ノ如来ヘ奉リシ其歌ニ

往兼ねて弥陀の御舟のかよふ世に

乗り送れなは誰かわたせん

トアリケレハ如来ノ御返歌ニ

待兼ねてうらむと告よ皆人に

いつをいつとて急かさるらん

ト皇太子此ノ御返シヲ拜シ奉リ、御涙ニムセハセラレ、噫五劫思惟ノ始メヨリ、非裁永却ノ御苦勞ニ後<sup>ト</sup>ハ引<sup>マ</sup>ヒクヤムマヒ、衆生ノコトヲ忘レマヒ、衆生ノ苦惱ハ吾苦惱、ヤカテ本願満足シテ、安隱快樂ノ身トナストソ、天レ斗リヲ楽シミニ、正覺成就ノ曉迄、ナヒテ明レタ御苦勞テ、出来上セタラレタ南无阿弥陀佛、安ヘ御慈悲ト聞キナカラ、愚カニ暮ス我ヲ故<sup>ニ</sup>ヘ、待チ兼ネ玉フ御慈悲ソト、喜ヒ玉ヘ、念佛往生ノ先達ヲ遂ケ玉フ皇太子ニテ在ス故ニ、御開山ハ殊ニ崇メ、敬ヒ玉ヘ、和讃ニハ

和国ノ教主聖徳皇、高大恩徳謝シカタシト、日本ノ釈迦如来トモ敬ヒ玉フ、太子ノ高恩ヲ報センタメ、宗祖聖人自ラ彫刻在シテ、故ヘアリテ、開基唯善上人御一生崇敬ノ尊像ナレハ、各々難有拜礼アラルベシ

(常敬寺二八)

## 10 高田常敬寺

鼻取の太子略縁起

敬奉るは佛法興隆の太子十六才の御尊像なり、然かも御自作なり、又世に鼻取太子と申し奉る、抑、其来由を尋ね奉るに、往年常敬寺下総居住の節、天正年中北條佐竹の合戦に寺を焼払はれ、住居なりがたければ、寺中の僧侶門徒の輩靈宝、経卷等をかきになひ知るべクヘ散在す。然るに孫左衛門と云ふ門徒日頃より篤信の人にて殊に此太子を崇敬し居たり。此戦争起るや。この尊像を御供して。信濃国へ立越之高井郡栗原の庄山田郷平塩と云ふ所へ。いさゝかの所縁を求めて居住せり。此家甚だ貧賤に暮しけるが。或年五月田植のころ。妻は重き病にかゝりけるも。素より召仕ふ者もなければ早稲苗植えべき手立もなく。歎き悲む折柄。何方ともなく十五六才ばかりなる童子。忽然として来り。翁。悲しむことなかれ。我れ汝がために其勞を助くべしとて。則ち、どん原と申す所にて、馬の鼻を取り。田の代をかきならし。田植を手伝ひしければ。孫左衛門大に喜び。さるにても汝は何方の何人ぞと尋ねけるに。汝あやし

む勿れ。我は汝が所縁のものなりとて。何処ともなくうせにけり。孫左衛門奇異の思ひをなし。我家に帰り。御内拂（うちまわ）へ御明を上げければ。不思議なる哉。太子の尊像。御腰より下は泥にまみれて漏れて居給ふ。孫左衛門大に驚き。さては日頃信じ奉るこの太子我を衰れみ大悲の御手を貸し給ひしかと。愈々恭敬尊重す。その後斯る尊き靈像を。在家に安置いたすこと恐れ多きことなりとて。夫婦もろとる供御して。再び当山へ納め奉る。其時、夢想により。尊像の柄香炉を孫左衛門に遣はされ。又御腰洗の池とて。御旧跡今に信州山田の郷にあり。依之二百余年の今日に至るまで。孫左衛門の子孫。当山へ参詣すること能く世の知る所なり。

云

常楽法忍（角印）

（常敬寺二〇）